

平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19
事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

平成 2 0 年 6 月

国立大学法人
広島 島 大 学

○ 大学の概要

(1) 現況 (平成19年度末現在)

① 大学名：国立大学法人広島大学

② 本部所在地：広島県東広島市鏡山

キャンパス所在地：東広島キャンパス 広島県東広島市鏡山
霞キャンパス 広島県広島市南区霞
東千田キャンパス 広島県広島市中区東千田町

③ 役員の状況

学長名：牟田 泰三 (平成13年 5月21日～平成17年 5月20日)
牟田 泰三 (平成17年 5月21日～平成19年 5月20日)
浅原 利正 (平成19年 5月21日～平成21年 3月31日)
理事数：7名 (平成16年 4月 1日～平成19年 3月31日)
6名 (平成19年 4月 1日～平成19年 5月20日)
5名 (平成19年 5月21日～)
監事数：2名 (非常勤を含む)

④ 学部等の構成

○学部：(11学部)
総合科学部，文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，医学部，
歯学部，薬学部，工学部，生物生産学部

○大学院：(12研究科)

総合科学研究科，文学研究科，教育学研究科，社会科学研究科，理学研究科，
先端物質科学研究科，保健学研究科，工学研究科，生物圏科学研究科，
医歯薬学総合研究科，国際協力研究科，法務研究科

○専攻科：(1専攻科)

特別支援教育特別専攻科

○附置研究所：(1研究所)

原爆放射線医科学研究所

○病院

○図書館

○全国共同利用施設：(1施設)
放射光科学研究センター※

○中国・四国地区国立大学共同利用施設：(1施設)
西条共同研修センター

○学内共同教育研究施設等：(21施設)

高等教育研究開発センター，情報メディア教育研究センター，自然科学研究
支援開発センター，留学生センター，産学連携センター，ナノデバイス
・システム研究センター，教育開発国際協力研究センター，保健管理セン
ター，平和科学研究センター，環境安全センター，総合博物館，地域連携
センター，北京研究センター，宇宙科学センター，外国語教育研究センタ
ー，文書館，医療社会連携センター，スポーツ科学センター，H i S I M
研究センター，先進機能物質研究センター，ハラスメント相談室

○附属学校：(11学校・園)

附属小学校，附属東雲小学校，附属三原小学校
附属中学校，附属東雲中学校，附属三原中学校，附属福山中学校
附属高等学校，附属福山高等学校
附属幼稚園，附属三原幼稚園

※は，全国共同利用の機能を有する附置研究所等を示す。

⑤ 学生数及び教職員数 (平成19年 5月 1日現在)

○学生数： 学部 11,036名 (うち留学生数 76名)
大学院 4,445名 (うち留学生数 503名) (法科大学院含む)
専攻科 12名
附属学校 4,145名

○教員数及び職員数： 教員 1,921名 (うち附属学校教諭 224名)
職員 1,469名

(2) 大学の基本的な目標等

(中期目標 前文)

1 基本的な理念

「自由で平和な一つの大学」という開学以来の精神を継承し、①平和を希求する精神、②新たなる知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たす。

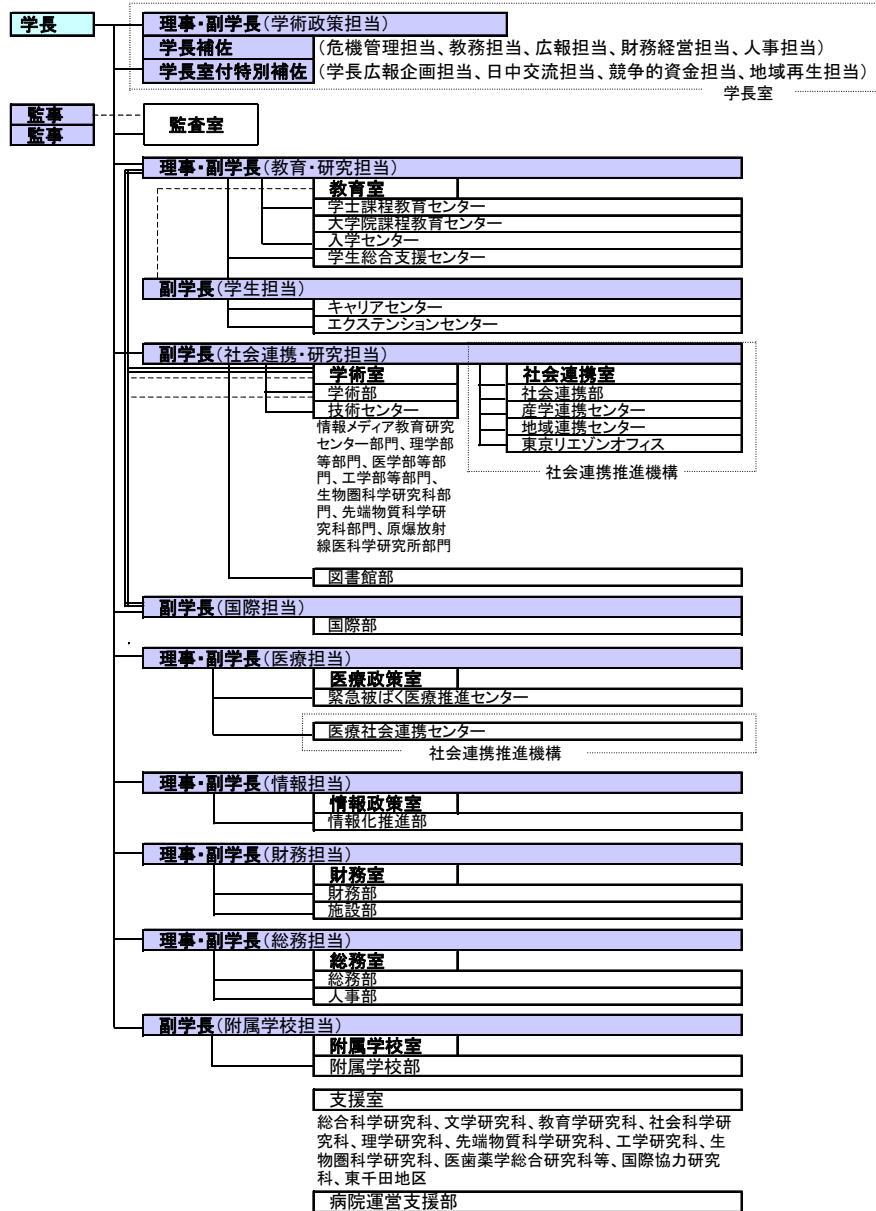
2 目標

「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を到達目標とし、その達成を目指すための行動計画「広島大学の長期ビジョン」（平成15年1月）に従って整備を進める。具体的目標は次のとおりとする。

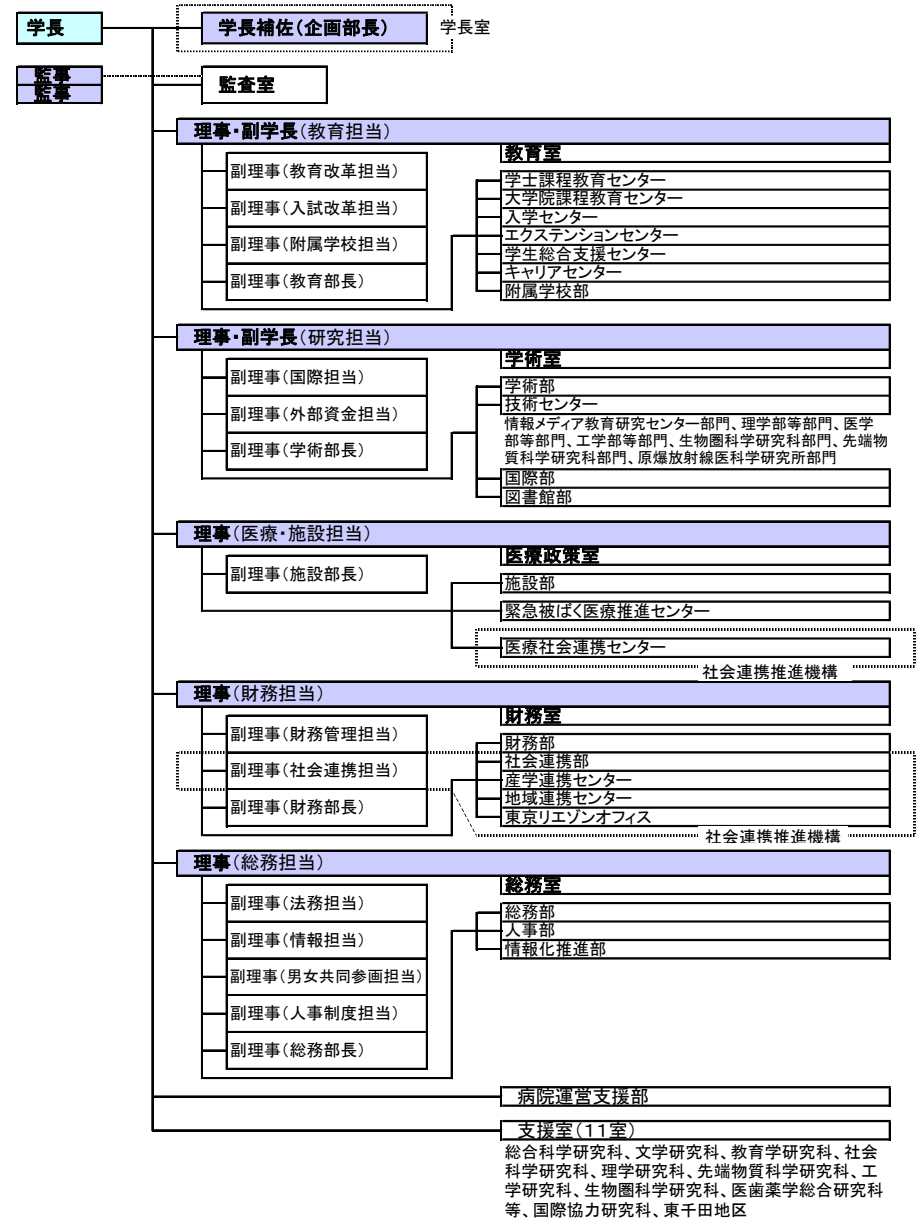
- ① 教育活動と研究活動のいずれにおいても、国際的に上位にランクされ、特筆すべき教育研究を進めている最高水準の教育研究機関となることを目指す。
- ② 学術研究のレベルを高めるための重点計画を策定するとともに、「世界トップレベルの研究」の達成を目指すための環境を整備し、次世代の学術をリードし知的文化の創造に発展し得る研究シーズを育成する。
- ③ 大学院においては、国内外の拠点大学として、研究と直結した教育を充実させ、質の高い課程博士を輩出し、国際的に活躍できる研究者を養成するとともに、実践的な教育を充実させ、社会的・国際的に通用する高度専門職業人を養成する。
- ④ 学士課程においては、到達目標型教育の下での教育プログラムによって、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を社会に送り出す。
- ⑤ 教育・研究とともに本学の重要な使命である社会貢献を果たすために、地域社会と緊密な連携を構築し、多様な社会的ニーズに的確に対応する。
- ⑥ グローバル化社会における大学として国際競争力を強化し、教職員・学生の国際的な場での活動を促進するとともに、国際的な交流・連携・協力体制を整備する。
- ⑦ 「人材、施設、財源」を一括管理して全学的視野で大学運営の目標・計画を設定し、全学的立場からこれを実施する。
- ⑧ 公正な能力・業績評価システムの下で、教職員が自らの潜在的能力を十分に発揮できる環境を創る。
- ⑨ 教育・研究、社会貢献などの諸活動と効率的な組織運営を支える基盤的な情報通信環境を充実し、情報メディアに関する教育研究組織ならびに支援体制を整備する。また、教職員・学生間の情報の共有と社会に対する情報公開を促進し、積極的な広報活動を行う。

(3) 大学の機構図

運営組織 (平成18年5月1日現在)



運営組織 (平成19年7月1日現在)



教育研究組織 (平成18年5月1日現在)

学部	総合科学部	総合科学科
	文学部	人文学科
	教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
	法学部	法学科
	経済学部	経済学科
	理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科
	医学部	医学科 ※ 保健学科
	歯学部	歯学科 ※ 口腔保健学科
	薬学部	薬学科 ※ 薬科学科 附属薬用植物園
	工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
	生物生産学部	生物生産学科 附属練習船豊湖丸 ※ 医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センター
大学院	総合科学研究科(博士課程)	
	文学研究科(博士課程)	
	教育学研究科(博士課程)	附属幼年教育研究施設 附属教育実践総合センター 附属障害児教育実践センター 附属心理臨床教育研究センター
	社会科学研究科(博士課程)	附属地域経済システム研究センター
	理学研究科(博士課程)	附属臨海実験所 附属宮島自然植物実験所 附属両生類研究施設 附属植物遺伝子保管実験施設
	先端物質科学研究科(博士課程)	
	保健学研究科(博士課程)	附属先駆的看護実践支援センター
	工学研究科(博士課程)	
	生物圏科学研究科(博士課程)	附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター
	医歯薬学総合研究科(博士課程)	
	国際協力研究科(博士課程)	
	法務研究科[法科大学院]	
専攻科	特殊教育特別専攻科	
附置研究所	原爆放射線医科学研究所	附属国際放射線情報センター
病院	病院	歯科診療所
図書館	中央図書館、東図書館、西図書館、医学分館	
全国共同利用施設	放射光科学研究センター	
中国・四国地区国立大学共同利用施設	西条共同研修センター	
学内共同教育研究施設等	高等教育研究開発センター、情報メディア教育研究センター、自然科学研究支援開発センター、留学生センター、産学連携センター、ナノデバイス・システム研究センター、教育開発国際協力研究センター、保健管理センター(露分室)、平和科学研究センター、環境安全センター、総合博物館、地域連携センター、北京研究センター、宇宙科学センター、外国語教育研究センター、文書館、医療社会連携センター、スポーツ科学センター、HISIM研究センター、先進機能物質研究センター	
学内共同利用施設	ハラスメント相談室	
附属学校	附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校、附属幼稚園、附属三原幼稚園	



教育研究組織 (平成19年5月1日現在)

学部	総合科学部	総合科学科
	文学部	人文学科
	教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
	法学部	法学科
	経済学部	経済学科
	理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科
	医学部	医学科 保健学科 ※
	歯学部	歯学科 口腔保健学科 ※
	薬学部	薬学科 薬科学科 附属薬用植物園 ※
	工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
	生物生産学部	生物生産学科 附属練習船豊湖丸 ※ 医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センター
大学院	総合科学研究科(博士課程)	
	文学研究科(博士課程)	
	教育学研究科(博士課程)	附属幼年教育研究施設 附属教育実践総合センター 附属障害児教育実践センター 附属心理臨床教育研究センター
	社会科学研究科(博士課程)	附属地域経済システム研究センター
	理学研究科(博士課程)	附属臨海実験所 附属宮島自然植物実験所 附属両生類研究施設 附属植物遺伝子保管実験施設
	先端物質科学研究科(博士課程)	
	保健学研究科(博士課程)	附属先駆的看護実践支援センター
	工学研究科(博士課程)	
	生物圏科学研究科(博士課程)	附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター
	医歯薬学総合研究科(博士課程)	
	国際協力研究科(博士課程)	
	法務研究科[法科大学院]	附属リーガル・サービス・センター
専攻科	特別支援教育特別専攻科	
附置研究所	原爆放射線医科学研究所	附属国際放射線情報センター
病院	病院	歯科診療所
図書館	中央図書館、東図書館、西図書館、医学分館	
全国共同利用施設	放射光科学研究センター	
中国・四国地区国立大学共同利用施設	西条共同研修センター	
学内共同教育研究施設	高等教育研究開発センター、情報メディア教育研究センター、自然科学研究支援開発センター、留学生センター、産学連携センター、ナノデバイス・システム研究センター、教育開発国際協力研究センター、保健管理センター、平和科学研究センター、環境安全センター、総合博物館、地域連携センター、北京研究センター、宇宙科学センター、外国語教育研究センター、文書館、医療社会連携センター、スポーツ科学センター、HISIM研究センター、先進機能物質研究センター	
学内共同利用施設	ハラスメント相談室	
附属学校	附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校、附属幼稚園、附属三原幼稚園	

○ 全体的な状況

1. 全体的な状況（平成16～19事業年度）

広島大学では、理念5原則を掲げ、「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」という到達目標に向かって「長期ビジョン」に則った政策を進めており、総合研究大学としてバランスのとれた発展をするよう努力している。

平成16年度からの国立大学法人移行に伴い運営組織の全面的改革を行い、中期目標・計画の達成を通じて、国際的に上位にランクされる総合研究大学の実現に向けて、各種取り組み、これまでの年度計画を順調に実施した。

とりわけ、運営組織の改革は各種の資源を活用して大学の諸活動を活性化するための核となるもので、次の5つの柱によって構成されている。

- (1)各層のリーダーが企画立案・実施・自己点検評価を一体として行い、改善に取り組む
- (2)ビジョン共有、情報環境整備、情報発信の精度の向上を行う
- (3)人的・物的・財的資源の全学的管理・運営を行う
- (4)全学委員会を廃止し、副学長（理事）を長とする教職員一体型の室を設置する
- (5)部局長のリーダーシップを発揮した部局運営体制整備を行う

平成16年度は、国立大学法人化後最初の1年であり、大学運営においては、はじめての経験が多く、総じて、自主性・自律性を徐々に実感する過程であったと思われる。リーダーシップを機能させるために、大学運営戦略会議を設置し、各副学長室を統合した企画立案・調整機能を持たせた。役員会、教育研究評議会、経営協議会を中心とした大学運営には、おおむね混乱もなく対処できたと考えられる。

平成17年度は、中期計画に沿った2年目の計画を実施するとともに、平成16年度の実施状況を踏まえた各種の改善を行い、PDCAサイクルが稼働し始めた。役員会の下に、企画会議（企画立案、連絡調整）及び大学運営支援体制検討部会（業務運営の効率化等の施策について検討）を設置し、学長・役員会の機能の強化を図った。

また、PDCAサイクルの確立に向けて、職員対象に業績評価（目標管理制度）の検討と試行を実施し、教員レベルでは、個人評価制度の方針を検討した。

平成18年度は、計画を確実に実施するために、①計画推進会議の設置、②目標管理の仕組みの導入と展開、③評価委員会体制の見直し、をトップダウンで実施することにより、順調に計画を実施することができた。

平成19年度は、広島大学の方針を構成員が理解し、共通認識を持つことを狙いとして、「21世紀の広島大学像マスタープラン」（平成12年6月評議会承認）、「広島大学の長期ビジョン」（平成15年1月評議会提示）、国立大学法人広島大学第一期中期目標・中期計画を受け、さらには平成19年5月の教育研究評議会報告された「『世界トップレベルの特色ある総合研究大学に向けての最終整備の段階』の施策について（答申）」を参考に、変化を続ける社会にあっても、広島大学が「未来社会に貢献し、発展を続ける大学」として、平成22年度末までに取り組むべき行動計画として「広島大学アクションプラン2007」を作成し、公表した。これにより、中期目標・中期計画を超えた達成度となる取組を行うことができた。

2. 中期計画の全体的な進捗状況

本学の中期目標・中期計画は、役員会の下に置いている計画推進会議や役員会で進捗状況を確認し、全ての計画について、中期目標期間中に達成可能と判断するとともに、平成19年9月に「広島大学アクションプラン2007」を作成、公表し、中期計画を上回る行動計画を策定し、実施している。

3. 各項目別の状況のポイント

(1)業務運営・財務内容等の状況

1)業務運営の改善及び効率化

○組織改革

「業務運営」では、全学委員会の廃止と教職員一体型の室の設置、副学長の適正数の配置、企画運営体制の整備を行うなど大幅な組織改革を行った。

○中期目標・中期計画を確実に実現するための工夫

計画を確実に実現するため、①計画推進会議の設置、②目標管理の仕組みの導入と展開、③評価委員会体制の見直し、をトップダウンで実施した。

○男女共同参画の推進（男女共同参画）

平成18年度に広島大学男女共同参画宣言を行い、男女共同参画推進委員会を設置するとともに、平成19年度に採択された科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル事業」（事業名：リーダーシップを育む広大型女性研究者支援）や学長裁量経費などを活用し、女性教員等の採用促進の方策として学内保育所の建設を行うとともに、契約職員制度の充実による雇用形態、適用範囲、給与面などの整備・充実、子の保育所への送迎等のための時差出勤制度、育児休業及び育児部分休業の取得期間の拡充を図るなど、男女共同参画の推進に向けた取組を実施した。

2)財務内容の改善

○予算配分方法の改革

「財務内容」に関しては、職階区分を廃した基盤的教育費・研究費単価に基づき部局等に用途を限定せず予算を配分したほか、戦略的経費の確保と管理的経費削減のための集中管理などの方策を実施した。

○中期目標・中期計画を確実に実現するための予算配分

厳しい財政状況のもと、限られた資源を有効に活用するためには、学長のリーダーシップによる「選択」と「集中」が不可欠であり、本学の中期目標・中期計画に基づき、確実に実現すべきものを予算化した。

教育関連では教育プログラム対応等の「学士課程教育の充実」に、研究関連では電子ジャーナルの安定的供給等に重点を置いた配分を実施した。

○間接経費の取扱について

競争的資金受入のインセンティブを考慮し、間接経費受入実績額（前年度実績）に応じて部局長裁量経費の積算に反映させる方式を平成17年度から実施し、平成19年度から部局配分率や対象範囲の拡大を図った。

○病院における取組

病院経営基盤確立のため、各種データを基に収入増と同時に経費節減を図る観点から、あらゆる面において人的、物的、財的資源の有効活用策を企画実施した結果、診療費用請求額ベースで、平成15年度約156億円であったものが、平成19年度は約197億円と、4年間で約41億円（約26%）の伸びを示し、収支差額もプラスを保っている。

3) 自己点検・評価及び情報の提供

○評価体制等の確立

各理事室・部局等の組織それぞれに権限と責任を付与し、目標達成に向けた内発的動機付けを与え、各組織が企画・立案、執行、点検・評価、改善を行い、主体的、自律的に学習、成長するようにした。また、その評価結果と改善状況に対して、学長の下で全学的な視点から更に点検・評価するため評価委員会を設置し、二階層の評価制度を構築した。

○各組織におけるPDCAサイクルの確立のための取組

大学運営に関する企画・立案、執行、評価及び改善のため、具体の運営ツールとして「広島大学マネジメントシート」を試行・開発し、平成18年度から試行し、平成19年度には本部のすべての室と2部局で展開した。

また、病院では、平成17年度から3年計画でIS09001の導入に取り組み、平成19年度に病院全体として認証を取得し、IS09001の品質マネジメントシステムを活用し業務の改善を進めている。

○ステークホルダー毎の広報誌

国立大学法人広島大学の発足をPRするために本学の取組や中期目標・中期計画などをわかりやすく解説した「法人パンフ」を平成16年度に作成し、広く関係方面に配布するとともに、平成17年度からステークホルダーごとの広報誌を刊行し、学内外へ情報発信を進めた。

○キャンパスツアー等

地域住民等への情報発信機能としてキャンパスツアーを平成14年5月から継続して実施し、平成19年3月末迄に238回のガイドを行ってきたが、平成18年度に見直しを行い、平成19年度からはキャンパスガイドとしてリニューアルし、「大学まるごと博物館」として地域に情報発信を行っている。

4) その他の業務運営に関する重要事項

○快適なキャンパスの実現

安全・アメニティー・環境等にも配慮し、各キャンパスの特徴を活かした快適なキャンパスの実現を目指し、キャンパスマスタープランを策定した。また、既存施設の老朽度合い等を把握し、適時・適切な施設環境の改善を図るため、施設パトロール等（特殊建築物の定期報告）を実施し、改善箇所を把握の上、緊急度の高いものから順次効果的な改修整備を行った。さらに、施設の有効活用のため、全学施設の利用実態調査を実施し、その調査結果を当該部局に通知・改善を求め有効活用の推進を図っている。

○リスク管理施策の実施

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止の施策の実施、学生及び教職員等の安全確保等のため施策の実施、危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの整備、研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備、納品検収体制の整備を行った。

○情報セキュリティの徹底

学生、教職員に指導・助言を行う職員を対象とした情報セキュリティ研修（管理者コース）を実施するとともに、学生、教職員を対象としたE-ラーニングによる「オンライン情報セキュリティ講座」を開設し、教職員、学生に情報セキュリティの徹底を図った。

(2) 教育研究等の質の向上の状況

1) 教育に関する目標

○「到達目標型教育プログラム」の導入・実施

明確な教育目標を設定し、それを実現するための教育プログラムを整備して、平成18年度から全学一斉に到達目標型教育プログラム（平成18年度学部入学生から適用）を導入・実施し、これまでの実施状況を踏まえ、各教育プログラムが設定した定量的な到達度評価に基づき評価対象科目の見直し等の改善を行った。

○大学院教育体制の充実

大学院課程教育に係る企画・立案、評価及び改善機能を持った「大学院課程教育センター」を設置し、各研究科を代表する委員で構成された大学院課程会議において審議を重ね、教育研究指導体制を整備している。また、教育の質的向上を目指して、大学院に係るGood Practiceに積極的に申請し、14件採択された。

○アクセシビリティ支援の推進

「特色ある大学教育支援プログラム」の高等教育のユニバーサルデザイン化をさらに充実させる方策の一つとして、支援技術リーダー育成プログラムを完成し、平成18年度からアクセシビリティリーダー（第1期生21名、第2期生50名）を認定した。また、アクセシビリティ支援の質的向上及びアクセシビリティ教育とそれに基づく人材養成プログラムを推進するために、障害学生就学支援委員会とボランティア活動室を基盤とした運営組織を改編し、平成20年度にアクセシビリティセンターを設置することとしている。

○成績優秀学生表彰制度の新設

優秀な人材の本学への進学動機に繋げることなどを目的として、広島大学独自の成績優秀学生表彰制度「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」を平成18年度に新設するとともに、平成19年度には見直しを行い、学力が優秀でありながら経済的理由により大学進学が困難な者を対象に、入学金及び在学中の授業料の全額免除及び奨学金給付をすることにより、大学進学を支援する新しい奨学制度「広島大学フェニックス奨学制度」を平成19年度に創設し、平成20年度入学生から導入することとした。

2) 研究に関する目標

○拠点形成

世界をリードしている学術研究分野を重点的研究領域に位置付け、COE採択拠点等を中心として拠点形成を図っている。そのための継続的支援として、学長裁量人員枠を活用した研究者配置や学長裁量経費による財的支援などを行っている。また、基礎研究や萌芽的研究を推進するために、本学独自の支援金制度を設け全学的な支援を行っている。

また、自律的で自由な発想の下で展開される学部や研究科の枠を超えたプロジェクト型の研究活動を推進するため、「プロジェクト研究センター」を設置し、プロジェクト型の研究活動を推進し、拠点形成に努めている。

○研究支援体制の構築

部局横断型の大型研究プロジェクトの促進及び円滑な推進を図るため、学術室に研究プロジェクト支援グループを設置し、平成18年度採択の科学技術振興調整費「半導体・バイオ融合集積化技術の構築プロジェクト」などの運営支援を行った。

技術職員（研究補助者及び技術支援者）で構成する「技術センター」を平成16年度に設置し、全学的な管理の下に技術職員の業務依頼・派遣システムを平成19年度に策定し、平成20年度から本格試行を実施する。

○明確な研究目標の設定

各部局ごとに、組織としての研究目標をそれぞれの中期目標において定め、中期計画・年度計画に基づき研究を推進している。また、大学として「科学研究費補助金の申請は一人一件」という目標を立て、教員に研究資金の獲得を促すとともに、「広島大学研究支援金」等による支援措置により、大型科学研究費補助金の獲得や若手研究者の申請を支援し、確実に研究を推進している。

3) 教育研究等の質の向上のための整備

○東広島天文台の整備

宇宙科学センター附属東広島天文台（かなた望遠鏡）を平成18年5月に設置し、国立天文台の協力を得て、観測装置の開発に取り組んだ。同年10月からは、宇宙ガンマ線衛星GLASTやX線衛星「すざく」などの高エネルギー天文衛星との連携等の先端的研究に取り組んでいる。また、天文台を活用した地域連携も進めている。

○総合博物館の整備

総合博物館は、本学の教育研究成果を総合的に発信する拠点として、また、貴重な学術資料の保存という機能を併せもつ施設として平成18年4月に設置した。

11月には、本博物館の中心的な常設展示の施設として、地域からの協力も得て、既存建物を改修の上、開館し、地域社会への発信・地域社会との交流を行っている。平成19年度までの入館者数は、延べ14,800人である。

また、大学全体を博物館とする「エコミュージアム構想」を策定し、整備計画を推進している。

4) その他の目標を達成するための措置

○社会連携推進機構を活用した社会連携の推進

地域連携センター、産学連携センター、医療社会連携センター、福山サテライトオフィス、東京リエゾンオフィスなどを社会連携推進機構に一体化し、地域連携活動及び産学官連携活動の中心的な拠点として強化し、地域との包括協定や共同研究及び受託研究の推進を図っている。

○海外拠点の充実・拡充

北京研究センターの機能を強化・拡充するとともに、新たな海外拠点としてトムスク国立教育大学（ロシア）内に「広島大学紹介オフィス」、ケニヤッタ大学（ケニヤ）内に「拠点設置準備室」を設置するとともに、国際大学間ネットワーク（INU）を活用した学生セミナーを開催するなど、海外拠点の新規開発や海外ネットワークの整備拡充を図った。

○地域の三次被ばく医療機関としての活動

西日本ブロック唯一の「地域の三次被ばく医療機関」として、広島大学緊急被ばく医療推進センターを中心に、西日本を3ブロックに分けて緊急被ばく医療に係る地域協議会を開催し、実効性ある緊急被ばく医療体制の構築事業を推進した。また、広島地区の緊急被ばく医療協力機関（6機関）と2年をかけて機関間協定を締結した。

○病院での全床共通病床管理

病床管理担当看護師を配置し、各病棟の理解と相互支援の意識を高め、原則として「全床共通病床管理」及び午前退院・午後入院を周知・徹底することにより、高い病床稼働率の維持を実現した。

○附属学校園再編・統合・移転計画案の策定と推進

附属学校の再編・統合・移転計画について、役員会の下に附属学校園再編・統合・移転計画推進会議を設置し、再編・統合・移転計画の具体案である「広島大学附属学校園再編・統合・移転計画案（第一次案）」（平成18年4月18日）をもとに関係機関等と協議を重ね、平成19年3月に第二次案として取りまとめ、引き続き、関係機関等への説明を行うとともに、財政面、組織面及び教育研究面など様々な観点から検討を行い、より実現性のある附属学校園再編・統合・移転計画を策定した。

4. 各項目に横断的な事項の実施状況

○マネジメントレビュー体制の構築と充実

学長を議長とし、理事・副学長を構成員とした計画推進会議を設置（平成18年11月）し、マネジメントレビュー体制を整備した。同会議において、平成17事業年度の評価結果を踏まえ、平成18事業年度計画の進捗状況を確認するとともに、中期計画及び年度計画の達成に向けての問題点を整理し、解決方法を検討のうえ、計画推進会議構成員を通じて、改善及び計画の推進について、各組織へ周知した。

また、平成19年度からはマネジメントレビュー体制を役員会に移行し、平成19事業年度及び中期目標期間の計画の進捗状況の確認を行うとともに、改善及び計画の推進を図った。

5. 平成19年度に、特に重点的に取り組んだ、又は成果があがった取組

(1) 業務運営・財務内容等の状況

○広島大学アクションプラン2007の公表

中期目標期間の中間点を迎えて、中期計画のさらなる進捗を加速化し、本学が「未来社会に貢献し、発展を続ける大学」であるために、平成22年度末までに取り組むべき行動計画として「広島大学アクションプラン2007」を作成し公表した。このことにより、本学の方針を、構成員がより理解し、共通認識させることができた。

○スリムでアカウンタビリティの高い管理運営体制の構築（役員会機能の明確化）

大学経営の基本的な方向性（企画・立案の指針）及び執行の最終決定を行う機関（役員会）の機能と責任体制を見直し、スリムな管理運営体制の構築を目指すとともに、企画立案、調整機能を持つ学長連絡会（平成20年3月から教育研究推進本部会議）を設置し、教育研究の推進を図った。

○広島大学基金の創設

大学共通の運営に充てることができる外部からの寄附金受入の拡大方策として、広島大学基金を創設し、寄附金募集を開始した。基金の用途としては、学生奨学金に当面充てることとしているが、将来的には、教育研究環境の整備等へ充てることも視野に入れている。

○構成員の意見を汲み上げた大学運営の実施（ボトムアップの工夫）

大学運営に部局長等の考えを取り入れるため、グループ単位での部局長等意見交換会、支援室長との意見交換会を開催し、必要な意見を大学運営に反映した。例えば、新しいキャッチフレーズの提案があり、「学問は最高の遊びである」を新しいキャッチフレーズとした。

○目標管理の展開

各組織の企画・立案、実施、評価及び改善活動のために、バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法による業務運営に取り組み、本学で開発・試行したマネジメントシートの活用を全学へ展開し、PDCAサイクルの実践的確立を図った。

○アウトソーシングを活用した人員削減

財務部の大量反復的業務や学生宿舎管理業務について、本学職員が携わる業務を見直し、主に派遣職員で構成する体制とし、平成19年度に常勤職員8名及び非常勤職員1名を削減した。

○広報活動の充実（戦略的な学外広報と相互理解を促進するための学内広報）

優れた学生の確保、外部資金の獲得、社会への説明責任等、大学経営における諸課題に対応するとともに、本学の活動と成果を社会に正しく伝えるための戦略的な学外広報と、大学の構成員全員が大学運営のビジョンと基本的な考え方を共有し、構成員間のコミュニケーションと相互理解を促進するための学内広報を実現するため、広報体制を充実した。

(2) 教育研究等の質の向上の状況

○到達目標型教育プログラムの展開

平成18年度から全学一斉に導入・実施した到達目標型教育プログラムを展開するとともに、教育内容の充実に努め、これまでの実施状況を踏まえ、各教育プログラムが設定した定量的な到達度評価に基づき評価対象科目の見直し等の改善を行った。

- 大学院教育の指導方法改善のための組織的取組
 今後の大学院教育のあり方について教職員の大学院教育への意識を高めることを目的とし、大学院GPの実施例の紹介等による大学院教育FDを開催した。
- ダブルディグリー（修士）の開発・実施
 平成19年度文部科学省の国際連携事業として採択され、国際大学ネットワークを活用した平和研究分野を中心とする国際共同ダブルディグリー（修士）を開発・実施した。
- 研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況
 研究活動の推進を図るため、重点的な育成を図るべき大型研究プロジェクトや萌芽的研究を行う若手研究者等に対し、財政的な支援を行った。広島大学研究支援金、藤井研究助成金、拠点形成費支援金等の区分により選定を行ったうえで支援した。
- 設備の復活再生事業の実施
 老朽化・陳腐化等により購入時の性能を発揮できなくなった設備について、制御用コンピュータや解析用ソフトウェア等の交換又はアップグレード等を行うことにより、当初の性能を復活させ、設備の再生を図ることとして、平成19年度から学内において設備整備予算を確保して実施した。
- 広島大学地域貢献研究の推進
 「地域貢献研究」事業を継続して実施するとともに、「地域貢献研究」の成果等を踏まえて、さらに発展させていくことが望ましいプロジェクトについて支援していく「地域貢献発展研究」を平成19年度から創設し、大学の知的資源の活用による地域貢献を推進した。
- 「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の実施
 外務省の平成19年度「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の委託先に選定され、世界各地の平和構築の現場で必要となる実践的能力を備えた日本及びアジア諸国の人材の育成に取り組んだ。
- 拠点病院としての取組
 肝疾患診療連携拠点病院として、平成19年12月にウイルス感染の予防や治療などを医師や看護師が無料でアドバイスする肝疾患相談室を開設した。
 また、治験拠点医療機関として、国の「新たな治験活性化5カ年計画」に沿った人材育成を含めた活動を開始した。
- 附属学校園再編・統合・移転計画の推進
 移転対象校の関係者の理解を得るために意見交換会を開催するとともに、移転候補地の調査、バランスシートの作成、移転スケジュールの作成等の準備及び施設整備計画の前提となる基礎作業、具体的な資金調達方法について、検討を進めた。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

① 運営体制の改善に関する目標

- 中期目標
- ① 学長は、大学全体の到達目標「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」に向けて、学内各組織を方向付けし指示する役割を果たす。大学全体の目標を達成するために、その目標に到る行動計画として、「広島大学の長期ビジョン」を定め、各段階の目標達成を図るべく、各組織に必要な指示を与える。
 - ② 学長のリーダーシップの下に効果的な組織運営が可能な全学運営体制を構築する。学長や各副学長を補佐する組織を置き、学長を中心とした企画・立案、執行、評価及び改善の機能を強化する。
 - ③ 「人的・物的・財的資源」の全学一括管理の下に安定的かつ戦略的資源配分を行い、教育研究活動の活性化を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
<p>【51】 【全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策】</p> <p>①学長がその責務を果たすための補佐機構として「学長室」を設置し、教育研究活動等に係る点検・評価、内部監査結果等を分析し、全学的な経営戦略を確立するための体制を整備する。</p> <p>②国際的視点に立って社会の趨勢を見極め、経営戦略を立案する。</p> <p>③自己点検・評価結果や大学経営に対する社会の要請などを具体的な改善策に反映する。</p>	<p>【51】</p> <p>①a. 平成18年度に収集した大学経営指標に係る組織情報と経営分析の試行結果から、大学経営指標体系の見直しを行う。</p> <p>-----</p> <p>①b. 他大学の経営情報分析組織について調査・分析を行う。</p>	III	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 教学・経営の最高責任者としての学長が全学の視点から対応すべき業務を補佐するために「学長室」（平成16年4月）を設置し、教育研究活動等に係る点検・評価及び改善等に関して以下のとおり取り組んだ。 ・大学経営評価指標の策定及び組織情報の収集を含んだ経営分析の試行 ・世界の高等教育機関の管理運営組織及び収入構造等に関する調査の実施 ・自己点検・評価結果等を改善策に反映させるためのマネジメントレビュー体制の整備 また、公益通報の取扱いの確立及び処理体制の整備を行うために規則等の制定を行い、法令遵守を強化した大学運営を推進した。</p>	<p>平成19年度までの取組により、ほぼ中期計画を達成した。さらに平成20年度に次の事項を実施することにより、中期計画は上回って達成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学運営・経営等に関する最新重要情報等を収集、分析する機能を持ったシンクタンクの設置 ・戦略的な事業について、トップダウンによる配分をさらに強化するために理事裁量経費等の増額を図るなどの裁量権の拡大 ・マネジメントレビュー及び学長マネジメントレビューの運用の確立 ・公益通報者保護に係る研修の継続実施及び公益通報者保護体制の点検・評価・改善 	III	III
				<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>①a. 平成18年度の試行結果を基に見直しを行い、今期中期目標期間中は広島大学版大学経営評価指標（Ver. 1）の内容でデータを収集することとした。</p>			
				<p>①b. 他大学の経営情報分析組織を調査した結果、大学運営・経営等に関する情報収集と分析及びその情報共有を担う機関（シンクタンク）</p>			

	<p>②平成18年度の海外の大学の調査等を踏まえ、経営戦略の具体案を立案する。</p> <p>③a. 理事・副学長マネジメントレビュー及び学長マネジメントレビューの運用を開始する。</p> <p>③b. 公益通報者保護に係る研修を行い、公益通報を業務改善に結びつける意識改革を図る。</p>	<p>を設置することとし、当面は学長室がその機能を担い、実行している。</p> <p>IV ② 「世界トップレベルの特色ある総合研究大学に向けての最終整備の段階」の施策についての答申を行い、教育研究評議会（平成19年5月15日）において、全学に周知した。 この答申等を受け、新学長の下で平成19年からの3年半の行動計画等について検討を行い、「広島大学アクションプラン2007」を策定した（平成19年9月）。 また、このアクションプランに基づいた平成22年までの実施計画を併せて策定し、達成に向けた取組を実施した。</p> <p>III ③a. 平成19事業年度計画の個々について、広島大学独自で開発したマネジメントシートにより進捗状況の確認を3回（9月、12月、2月）実施し、実施状況が不十分な計画については改善を促す等、年度計画を着実に実施した。 また、年度計画における重点項目や課題については、会議等で進捗状況を確認するなど着実に実施するよう取り組んだ。</p> <p>III ③b. 新採用者に対する研修を利用して「公益通報者保護法の概要」、「本学における公益通報の取扱い・規則・窓口」の説明を行い、公益通報が業務改善に結びつくことの重要性を理解させた。</p>		
<p>【52】 【運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策】</p> <p>①情報担当副学長の下に企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（情報政策室）を設置し、「情報政策室」において教育・研究、社会貢献などの諸活動と効率的な組織運営を支える基盤的な情報通信環境を充実し、情報メディアに関する教育研究組織ならびに支援体制を整備する。また、大学の構成員全員が大学運営のビジョンと基本的な考え方を共有できるよう、ITを活用して、組織の活動状況に</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 情報活動全般に係る企画・立案、評価及び改善を行うため「情報政策室」（平成16年4月）を設置し、基盤的な情報通信環境の充実等に対して以下のとおり取り組んだ。 ・中期的な情報化計画の策定 ・次期事務用電子計算機システム及び新電子事務局の仕様の検討 ・部局単位での電子フォーラムの活用推進（平成18年度末 11部局等による部局等掲示板の開設） また、構成員間のコミュニケーションの促進のため学長による学科・専攻巡り（⑩31回、⑪19回）及び学長オフィスアワー（⑫23回、⑬21回）を実施し、構成員等からの意見を以下のとおり大学運営に反映した。 ・カフェの建設（平成19年5月完成）</p>	<p>平成20年度から平成21年度に次の事項を実施することにより、中期計画は達成される。 なお、自己点検・評価結果の組織活動への反映は継続的に実施する。 ・次期事務用電子計算機システムの更新及び新電子事務局への移行 ・情報共有・コミュニケーション活動の定着に向けた、広報的視点からの電子事務局の活用 ・役員打合会、教育研究推進本部会議、大学構成員との意見交換会を実施し、提案</p>	

<p>関する各種の情報の共有や、構成員間のコミュニケーションの促進を図る。</p> <p>②学内コンセンサスに留意しつつ学長が指導性を発揮し、全学的な視点に立った企画・立案・改善体制を確立し、教育研究の進展や社会的要請等に機動的・弾力的に対応する。</p> <p>③各組織では、企画・立案から実施まで自ら行い、実施結果に対する点検・評価結果を組織活動の改善に結びつける。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画宣言に沿った具体的な取組の推進（平成18年10月宣言） ・学内保育園の設置（平成20年3月開設） ・校友会（フェニックスクラブ）の設立（平成19年2月） <p>なお、各組織の企画・立案、実施、評価及び改善活動については「中期計画【54】の『平成16～18年度の実施状況概略』参照。</p>	<p>された意見も踏まえた企画・立案・改善の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職員研修及び一般職員研修の実施による各組織の目標管理の定着
<p>①a. 次期事務用電子計算機システムの仕様を決定する。</p> <p>①b. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局の仕様を決定する。</p> <p>①c. 部局内での教職員間の情報共有のために、部局単位での電子事務局の活用を支援する。</p> <p>①d. ビジョン共有型運営の実現のため、大学運営に関し責任を持つ立場の役職員限定の電子掲示板の活用を図る。</p> <p>②a. 学内コンセンサスに留意しつつ、教育研究の活性化を図るため、役員会の下での企画会議や部会を活用し、機動的・弾力的な企画・立案・改善を行う。</p>	<p>【52】</p> <p>III IV</p> <p>IV</p> <p>IV</p> <p>III</p> <p>III</p>	<p>III IV</p> <p>IV</p> <p>IV</p> <p>III</p> <p>III</p>	<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>①a. 次期事務用電子計算機システムの仕様策定委員会（平成18年10月23日設置）において、平成19年11月21日に仕様を決定し、調達事務を開始した。</p> <p>①b. 新電子事務局の仕様策定委員会（平成18年10月23日設置）において、平成19年10月22日に仕様を決定し、調達事務を開始した。</p> <p>①c. 部局等の活用状況（部局掲示板、施設備品等予約表、電子フォーラムの活用等）を調査し、活用例を電子事務局へ掲載するなど、部局での電子事務局の活用を支援した。</p> <p>その結果、共通予定表については3部署が、施設備品予約については1部署が新設した。</p> <p>①d. 大学運営に関し責任をもつ立場の役職員（理事及び部局等長）限定の電子掲示板の活用について周知を図り、所管する重要な事項の意義や問題点を整理・理解し、構成員間において迅速かつ的確に情報を共有（例えば、危機管理のための体制の整備・確認 など）することが可能となった。</p> <p>②a. 新学長の下で、役員間の情報共有等を図るために役員打合会を設置し、定例開催（35回）の上、役員間の連携強化を図った。</p> <p>また、新執行部の情報共有等を図るために学長連絡会（20.3.4教育研究推進本部会議に改称）を設置の上、テーマを決めて意見交換等（30回）を行い、企画・立案や意思疎通を図った。</p> <p>なお、機動的・弾力的に対応した事項については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事裁量経費の増額配分 ・広島大学基金の創設 ・競争的資金対策プロジェクトの発足 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力開発のためSDの実施 ・フェニックス奨学金の創設 等 	
	<p>②b. 企画・立案・改善体制の確立のため、学長マネジメントレビューの運用を開始する。</p> <p>③各組織の目標管理の定着に向けて、管理職研修を試行する。</p>	III	<p>②b. 「年度計画【51】③aの『平成19年度の実施状況』参照」</p> <p>③ 各組織での目標管理の定着に向けて、構成員との面談に必要な評価者としてのスキル習得を目的とした管理職研修を2回（7月：49名、10月：84名）実施し、対象の管理職員の他に、理事をはじめ病院や技術センターからも参加を得ることができた。</p>	
<p>【53】 【研究科長等を中心とした機動的・戦略的な研究科等運営に関する具体的方策】</p> <p>①研究科長等の人的・物的・財的資源の裁量権を拡大するとともに、研究科長等を補佐する副研究科長等を配置し、強化を図る。</p> <p>②教授会の機能を明確にし、円滑な運営を行う。</p> <p>③研究科長等の支援組織として「部局長室」を設置する。</p>	<p>【53】</p> <p>①（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>②（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>③（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 部局の管理運営において、部局長の権限と責任に基づく迅速かつ的確な組織運営体制を構築するために以下のとおり取り組んだ。 ・部局長室の設置(19)、副部局長の配置(42) ・部局長裁量経費の制度化及び間接経費の配分率の見直しによる部局長裁量経費の増額 ・総枠予算方式による予算に関する部局長等の裁量権の拡大 ・サバティカル研修の従事許可の決定権の付与等 また、教授会の審議事項の規定化、明確化を行うとともに部局運営を効率的に行うため代議員会を設置するなど、部局長を中心とした機動的・戦略的な部局運営を行うことができた。</p> <p>（平成19年度の実施状況） これまで与えられていた研究科長等の裁量権に加え、副研究科長等の配置数の増減を部局長裁量経費と連動させて裁量で行えることとし、更なる裁量権の拡大を図ることとした。</p>	<p>平成18年度までの取組により、中期計画は達成したが、引き続き、研究科長等を中心とした機動的・戦略的な研究科等運営を行い運営体制の改善を行う。</p>
<p>【54】 【教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策】</p> <p>「学長室」並びに各副学長及</p>			<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 各室等での年度計画の着実な実行と業務の効率的運用のため目標管理を試行し、また病院においてはISO9001（品質マネジメントシステム）の導入を進め、PDCAサイクルを機能させること</p>	<p>平成19年度までの取組により中期計画を上回って達成し、さらに平成20年度から平成21年度にかけて、目標管理による業務体制を検証・改善する</p>

<p>び各部局長の下に設置する「室」において、教職員が一体となって教学及び経営の両面における大学運営に関する企画・立案、執行、評価及び改善に当たるとともに、それに沿った業務を効率的に行う体制を整備する。</p>			<p>に取り組んだ。さらに、各室及び部局等では、教員・事務職員等合同の会議等を設置し、教職員一体型の運営を可能とする体制整備を行った。</p>	<p>ことにより、PDCAサイクルの仕組みが確立される。</p>
	<p>【54】 教職員が一体となって教学及び経営の両面における大学運営に関する企画・立案、執行、評価及び改善に当たるため、バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法について全学展開を図る。</p>	IV	<p>(平成19年度の実施状況) 平成18年度までに実施した教職員一体型の組織の活動を支えるために、本学独自のバランス・スコアカードの手法を活用した「広島大学マネジメントシート」を用いて、9支援室(部局事務室)に目標管理の展開を図り、全ての部局へ展開した。</p>	
<p>【55】 【全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策】</p> <p>①全学的視点からの効率的な人的資源配分のために「部局基礎分」と、「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分による教員の人員配分を行う。</p> <p>②基盤的研究を支えるための教員研究費を確保するとともに、研究活動の活性化を図るための研究推進経費として、学長・部局長裁量経費を制度化する。</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 全学的視点から戦略的に学内資源配分を以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な人的資源配分のための平成21年度までの教員の人員配分方針・移行計画の策定 ・同方針及び計画に基づく戦略的な人員配分 ・基盤的研究を支えるための教育研究費の確保 ・研究活動の活性化を図るために学長・部局長裁量経費の導入 ・間接経費の配分率見直しによる部局長裁量経費の増加 </p>	<p>全学的視点からの効率的かつ適切な人的資源配分のために「部局分(部局基礎分と部局付加分)」及び「全学調整分」による教員の人員配分を引き続き行う。これらのことから、中期計画は達成される。 さらに、今後、次期中期目標期間(平成22年度～平成27年度)における教員の人員配分方策をまとめることにより、中期計画を上回って達成される。</p>
	<p>【55】 ①全学的視点からの効率的な人的資源配分のために「部局分(「部局基礎分」と「部局付加分」)」及び「全学調整分」による教員の人員配分を行う。</p> <p>②(18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) 総務室の下に設置した教員人員等検討会議(教員人員調整部会を改称)において、「平成17年度以降の教員の人員配分の基本方針と配分の進め方について」に則り、平成20年度における教員の人員配分について、全学的視点からの検討を行うとともに、その過程で必要に応じてヒアリングを実施し、「部局分(部局基礎分と部局付加分)」及び「全学調整分」による人員配分案を策定した。 教員人員等検討会議において、次期中期目標期間(平成22年度～平成27年度)における教員の人員配分の方向性について検討した。</p> <p>学長裁量経費や部局長裁量経費の拡大を図った。</p>	
<p>【56】 【学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策】</p> <p>①積極的にIT、産学連携など</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 以下のとおり学外の有識者や専門家の採用及び契約を締結することにより、大学運営を充実することができた。 <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携、地域連携分野における学外実務経 </p>	<p>平成18年度までの取組により、中期計画は達成したが、引き続き、広島大学基金事務局や競争的資金獲得プロジェ</p>

<p>必要な分野に、学外の有識者や専門家を採用する。</p> <p>②副学長の下に設置する「室」には、必要に応じて学外の有識者・専門家を非常勤として採用する。</p>	/		<p>験が豊富な人材の雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス部門におけるシステムエンジニアの雇用 ・法律相談・指導助言を受けるための顧問弁護士の委託契約 ・学生情報システムの開発，病院へのIS09001の導入及び目標管理制度の導入における，ノウハウの提供及び指導助言を受けるための外部コンサルタントのコンサルタント契約 	<p>クトチームなどの組織へ学外の有識者や専門家を採用し，業務運営の効率化を図る。</p>	
	<p>【56】</p> <p>① (18年度に実施済みのため，19年度は年度計画なし)</p> <p>-----</p> <p>② (18年度に実施済みのため，19年度は年度計画なし)</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況)</p>		
<p>【57】 【内部監査機能の充実に関する具体的方策】</p> <p>内部監査体制を確立するために学長の直轄組織として「監査室」を設置し，各組織の運営目標の効果的な達成や諸活動の効率的な推進を図るとともに，社会的な信頼性を確保する。</p>	/		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>内部監査機能の確立のため，学長の直轄組織としての監査室の設置，内部監査計画の策定，計画に基づく内部監査の実施，監査結果に応じた助言・勧告の実施並びに監査実施に際しての統制手続の検証及び検証に基づく勧告を実施し，社会的な信頼性の確保及び各組織の運営目標の効果的な達成や諸活動の効率的な推進に貢献することができた。</p>	<p>平成19年度までの取組により中期計画は達成したが，平成20年度以降も引き続き，次の事項を実施することにより，中期計画を上回って達成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に実施した監査結果に基づくフォローアップ監査を実施することにより，内部監査の充実を図る。 ・特定のテーマを設定し，課題の整理や対応策等を検討する業務監査を実施する。 ・監事及び会計監査人と連携して監査を実施する。 	
<p>【58】 【国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策】</p>	/		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>国立大学間で地域や分野・機能に応じた連携・協力体制を推進するために以下のとおり取り組んだ。</p>	<p>平成19年度までの取組により中期計画は達成したが，平成20年度以降も教育研究など</p>	

<p>本学の果たすべき使命や機能, さらに, 教育研究などの質的向上や業務運営の効率化のために, 大学間で地域や分野・機能に応じた連携・協力体制を検討する。</p>			<p>【教育研究等の質的向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口大学との共同による「工学系数学統一試験」の全国展開（平成17年度～） ・鳥取大学, 岡山大学, 山口大学, 愛媛大学等との連携による「大学間連携によるフィールド教育体系の構築—中国・四国地域の農学系学部をモデルとして—」の実施（平成16年度～）等 <p>【業務運営の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国・四国地区国立大学法人等の共同研修事業の実施（平成16年度～） ・キャンパスイノベーションセンター（東京）入居大学との合同説明会等の共同イベントの実施（平成16年度～）等 	<p>の質的向上や業務運営の効率化のために, 国立大学間で連携協力した事業（左記記載）を引き続き実施するとともに, 新たに平成21年4月から導入の「教員免許更新制」に備えた中国地方5大学による教員免許更新講習の充実を図る広域連携プロジェクトを実施する。</p> <p>このことにより, 中期計画を上回って達成される。</p>	
	<p>【58】 教育研究等の質的向上や業務運営の効率化のために, 大学間で連携・協力した事業を実施する。</p>	III	<p>III</p> <p>（平成19年度の実施状況） 国立大学間で地域や分野・機能に応じた連携協力体制を推進するための事業（上記記載）を引き続き実施するとともに, 新たな事業として以下のとおり実施した。</p> <p>【教育研究等の質的向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学, 島根大学との連携による「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム」プログラムの実施 		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	① 学問の発展と社会的ニーズに応じて、学部等の見直し等を行う。
	② 高度専門教育の中心となる大学院の質的・量的充実を図るとともに、全学的な視野から既存の研究科の合理的な再編を行い、学問の高度化・複合化に対応する柔軟な教育研究体制を構築する。
	③ 新構想の研究科新設と既存の研究科の充実を図り、基盤・学際・先端の各研究科群のバランスのとれた発展を目指す。
	④ 教育研究の新たな展開に対応して、センター群の再編成や新設を行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
<p>【59】 【教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策】</p> <p>①教育研究組織の再編成・見直しは、学長のリーダーシップの下、大学の長期的な戦略や計画に基づき、点検・評価結果を基に行う。</p> <p>②教育研究組織の見直しは、「学長室」が「教育室」及び「学術室」と連携して行う点検・評価（各研究科・学部の点検・評価を含む）に基づいて企画・立案する。</p>				<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 教育研究組織の再編成・見直しを行うため、企画会議の下の教育研究組織検討WGにおいて検討の上、本学の教育研究組織（講座制・学科目制に代わる制度も含む）の在り方について纏めた「広島大学における教育研究体制について」を答申した（平成18年7月18日 教育研究評議会・役員会承認）。</p> <p>なお、本答申で提示した「教育研究組織の改組・再編のすすめ方」に沿って、実施可能などころから教育研究組織の再編成・見直し案の検討を始め、次のとおり平成19年4月からの実施を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻の3講座を4講座に再編 ・国際協力研究科の教育文化専攻の2講座を1講座に再編 ・病院の臨床試験部を臨床研究部に名称変更 <p>また、同WGにおいて本学の附置研究所及びセンターの在り方についても併せて検討を行い、「広島大学における附置研究所及びセンター等の整備について」を答申した（平成19年3月13日教育研究評議会・役員会承認）。</p> <p>本答申に沿って、実施可能などころから附置研究所及びセンター等の整備の検討を始め、次のとおり平成19年4月からの実施を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報メディア教育研究センターの2部門を3 	<p>平成19年度までの取組により、中期計画は達成したが、次期中期目標期間に向けて平成19年9月に公表した「アクションプラン2007」に基づき、教育研究組織の再編成・見直しを、学長のリーダーシップの下、大学の長期的な戦略や計画に基づき、点検・評価結果を基に行う。</p>		

	<p>【59】 ①②平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」及び「広島大学における附置研究所及びセンター等の整備について」に基づき、教育研究組織の編成・見直しを推進する。</p>	III	III	<p>部門に再編 ・理学研究科に附属理学融合教育研究センターを設置</p> <p>（平成19年度の実施状況） ①② 平成18年度の提言「広島大学における教育研究体制について」及び「広島大学における附置研究所及びセンター等の整備について」に沿った、改組に当たっての基本であるスクラップアンドビルドによる健全な大学運営の意識を持った編成・見直しのシステムを定着させ、このシステムに則り、次のとおり教育研究組織の編成・見直しを推進した。 ・21世紀COEを核とした再編計画の検討を開始した。 ・各理事室所掌のセンターについて、理事室及び学長の下に設置した教育研究組織検討WGの検討結果に基づき時限を付し、更なる発展を目指したセンター等の見直し、整理を開始した。</p>		
<p>【60】 【教育研究組織の見直しの方向性】</p> <p>①法科大学院などの専門職大学院の設置を積極的に進め、教育体制の多様化・充実化を推進する。</p> <p>②社会科学部研究科の改組再編講座化と保健学研究科の講座化を行い、大学院講座化を完成させる。</p> <p>③総合科学部を基礎とする総合系の研究科を新設する。</p> <p>④歯学部附属歯科衛生士学校及び同附属歯科技工士学校を早期に4年制大学化（歯学部口腔保健学科）することを検討する。</p> <p>⑤教員養成系の整備については、本学の特色を生かした具体的な構想を検討する。</p> <p>⑥研究拠点形成の進展に伴う研</p>				<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 学部及び大学院における教育研究体制の充実を図るため、以下のとおり取り組んだ。 【学部における教育研究体制の充実】 ・歯学部附属歯科衛生士学校及び同附属歯科技工士学校を歯学部口腔保健学科へ改組（平成17年4月） ・医学部総合薬学科を6年制課程及び4年制課程の2学科を有する薬学部へ改組（平成18年4月） 【大学院における教育研究体制の充実】 ・専門職大学院として大学院法務研究科を設置（平成16年4月） ・社会科学部研究科の改組再編講座化と保健学研究科の講座化による大学院講座化の完成（平成16年4月） 【本学の特色を活かした教育研究体制の充実】 ・人間科学・環境科学・文明科学の3部門で構成する総合科学研究科の設置（平成18年4月） ・「教育の広島大学」としての優れた教員養成システムのため「広島大学における教員養成の在り方」の答申（平成18年4月18日 教育研究評議会・役員会承認）及び答申に沿った全学体制の整備（平成18年7月「教員養成会議」の設置） 等</p>	<p>平成19年度までの取組によりほぼ中期計画を達成し、さらに平成20年度に、教職大学院の機能を包含しつつ、本学が有する教師育成能力を最大限に活かした教員養成系の整備構想である「大学院教育学研究科教職高度化計画」策定し、21年度から実施することにより、大学院の教育研究体制の多様化・充実化を推進する。</p> <p>また、平成20～21年度にかけて「広島大学アクションプラン2007」に基づき、教育組織と研究組織を分離した教育研究体制による大学院再編の検討を進め、大学院再編に着手することで、中期計画を上回って達成される。</p>	

<p>究体制及び教育体制の見直しと連動した研究科の再編成に着手する。</p> <p>⑦学校教育法等の改正及び社会的ニーズに対応するため、医学部総合薬学科を6年制課程の学科及び4年生課程の学科の2学科に改組することを検討する。</p>	<p>【60】</p> <p>①平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」を踏まえ、本学における専門職大学院の在り方について検討する。</p> <p>②（16年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>③（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>④（17年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>⑤平成18年度に提言した「広島大学の教員養成の在り方について」に基づき、本学の特色を生かした教員養成系の整備・充実を推進する。</p> <p>⑥平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」に基づき、各研究科で大学院教育の実質化を行った上で、可能などころから大学院改組・再編に取りかかる。</p> <p>⑦（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	<p>III</p>	<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>III ① 本学における専門職大学院の在り方について検討を行い、教職大学院の機能を包含した「大学院教育学研究科教職高度化計画」を作成の上、関係機関と相談を行い、相談内容を計画に反映させるべく引き続いて検討している。</p> <p>III ⑤ 教育室内の教員養成会議において、教員免許更新制について検討を行い、教育学研究科を中心に、全部局協力体制により更新講習30時間を実施することを決定（平成19年12月18日）した。</p> <p>III ⑥ 答申で提示した「教育研究組織の改組・再編の進め方」に沿って、授業時間外の学習時間の確保のために学生の研究室を確保するなど、大学院教育の実質化を図るとともに、次のとおり大学院再編を平成19年4月から実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻の3講座を4講座に再編 ・国際協力研究科の教育文化専攻の2講座を1講座に再編 <p>また、歯学部口腔保健学科（平成17年度設置）を基礎とした大学院の平成21年度設置に向けた取組を実施している。</p> <p>本学における専門職大学院の在り方の検討状況については、年度計画【60】①の『平成19年度の実施状況』を参照。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	① 教員の任用は、原則として公募制とし、任期制を拡充する。職員の専門性の向上を図るとともに、業務に応じて新たな専門的な職種を創設する。 ② 公正な業績評価を行い、その結果を反映する給与制度を構築する。 ③ 人的資源の一元的管理を行い、それらの効率的・弾力的利用を推進する。 ④ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由(計画の実施状況等)		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【61】 【人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策】 ①公正な人事評価システムを構築し、教育研究、社会貢献等及び業務運営に係る業績に応じた処遇を実現することにより、教職員の潜在能力を十分に発揮できる環境整備を行う。 ②人事評価システムの構築に当たっては、評価基準の客観化や評価の運用面での公正性の確保(評価者の訓練、評価結果のフィードバック、苦情処理体制の整備など)を図る。 ③人事評価の結果は、平成18年度を目途とする新給与制度への移行に合わせ、処遇(昇進、昇給、賞与等)へ反映させる。	【61】 ①～②a. 教員の個人評価に関する基本方針に基づき、年次評価及び定期評価を試行する。	III	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 一般職員の人事評価を能力評価及び業績評価により実施することとし、平成17・18年度に試行を実施した。 また、公務員制度改革の動向及び試行の結果等を踏まえ、人事評価の結果を処遇(昇進、昇給及び賞与等)へ反映させるための基準・方法の基本方針について検討に着手した。 その他の大学教員以外の職員については、各職種に適した人事評価システムとするため、各職種ごとに検討を行った。 人事評価結果の活用として、大学教員の勤務成績に応じた休暇面での配慮可能な制度として平成18年度にサバティカル研修制度の整備を行った。	平成20年度に教員の個人評価の試行結果の検証・分析を行い、平成21年度に評価制度を構築し、評価結果を処遇に反映させ、さらに、サバティカル研修制度についても、当該制度の利用促進を図ることにより中期計画は達成される。 また、大学教員以外の職員の人事評価については、平成19年度までの試行結果の検証・改善及び公務員制度改革の動向等を踏まえ、平成20年度から全学的に定着化を図り、人事評価結果を処遇へ反映させることにより、職員の潜在能力を十分に発揮できる環境の整備を行うことができ中期計画は達成される。		

	<p>①～②b. 大学教員以外の職員について、公務員制度改革の動向等を踏まえ、公正な人事評価システムの導入に向けて、基本的な考え方をまとめ、試行導入し、その検証・改善を行い、制度の構築を図る。</p> <p>③a. 教員の勤務成績に応じて、休暇等の面で配慮することが可能な制度として、平成18年度に整備したサバティカル研修制度の導入を図る。</p> <p>③b. 大学教員以外の職員の人事評価結果を、昇進、昇給及び賞与等へ反映させるための基準・方法の基本方針等をまとめる。</p>	<p>III ①～②b. 一般職員については、能力評価と業績評価のこれまでの試行結果を基に、改善を行い、全職員を対象に試行を行った。 また、試行実施に当たっては、目標管理制度と評価制度の連動及び定着を図るため、副課長級以上を対象とした管理者(評価者)研修を実施した。 大学教員以外のその他の職員についても、各職種に適した人事評価システムを構築するため、試行を実施した。</p> <p>III ③a. サバティカル研修制度を導入した(1名適用)。また、当該研修制度の円滑な運用を図るため、「サバティカルの実施に伴う非常勤講師の雇用経費の取扱い」を制定した。 さらに、当該研修制度の利用促進のため、広大通信(学内広報紙)に制度概要を掲載した。</p> <p>III ③b. 大学教員以外の職員を対象に行った人事評価の試行結果及び公務員制度改革の動向等を踏まえて、人事評価の結果を処遇へ反映させるための基準・方法の基本方針について検討し、方針案を作成した。</p>		
<p>【62】 【柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策】</p> <p>①柔軟で多様な勤務形態を導入する。</p> <p>②定年制の弾力的運用と再雇用制度を導入し、柔軟で多様な雇用形態を可能とする人事制度を構築する。</p> <p>③教育研究活動などの活性化を図るため、教育研究を主務とする教員に加えて、教育主担当教員、研究主担当教員及び診療主担当教員などを配置する新たな制度の導入を図る。</p>	<p>②大学教員以外の職員のうち、定年後も</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>以下のことにより柔軟で多様な勤務形態や雇用形態を可能とする人事制度を構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学教員への専門業務型裁量労働制及び附属学校教員への1年単位の変形労働時間制を導入した。 定年後の再雇用制度(大学教員を除く)導入 整備を実施した。 優秀な人材等の確保や専門的、又は特定分野の業務(教育主担当、研究主担当など)に専ら従事させることが可能な契約職員制度を整備した。 <p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>III ① 優秀な人材の確保等に資するための弾力的かつ機動的な制度として、既に見直し・整備を図った契約職員制度について、さらに制度の位置付けを明確にするとともに職務に見合う処遇の改善を図った。</p> <p>III ② 大学教員以外の職員に平成18年度から再雇</p>	<p>平成20年度から平成21年度にかけて次の事項を実施することにより、中期計画は達成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務制度及び育児短時間勤務制度などについて、導入の是非の検討を行い、導入可能なものについて制度設計を行う。 国及び民間の勤務形態などを参考に、本学の運営に有益となるような勤務形態を継続的に検討し、導入を図る。 定年後の雇用について、円滑な運用や継続雇用制度の整備を図る。 	

	<p>引き続き勤務を希望する者について、雇用上限年齢を65歳まで段階的に引き上げる再雇用制度の円滑な運用を図るとともに、大学教員についても継続雇用制度の導入について検討に着手する。</p> <p>③教育主担当教員，研究主担当教員，診療主担当教員及び教育研究支援主担当教員等を配置する新たな制度の整備を図る。</p>	<p>用制度を導入した。</p> <p>大学教員については、定年年齢を63歳としていることから、改正法により高年齢者雇用確保措置の義務化の対象年齢が64歳に引き上げられる平成22年3月31日までは適用しないこととし、平成22年4月1日からの適用に際しては、教員人員等検討会議で検討に着手した。</p> <p>Ⅲ ③ 教員人員等検討会議において、主担当教員制度は、大学教員の継続雇用制度の一部として位置付け、当該継続雇用制度の検討の中で、整備を図ることとした。なお、検討にあたっては次期中期目標期間（平成22年度～平成27年度）人員配分と併せ行うこととした。</p>		
<p>【63】 【任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策】</p> <p>①教育研究活動の活性化と教員の流動性向上のため、全部局等に任期制の導入を図る。</p> <p>②教員の選考は、採用と昇任を区別しない公募制を原則とする。</p>	<p>【63】</p> <p>①（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>②（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	<p>Ⅲ</p> <p>（平成16～18年度の実施状況概略） 「広島大学の教員の任期に関する規則」の制定、全ての部局等における任期制の導入並びに教員の採用・昇任の原則公募化を実施し、教員の流動性向上を図ることを可能とする環境を整えることができた。</p> <p>（平成19年度の実施状況）</p>	<p>平成18年度までの取組により、中期計画は達成したが、引き続き、教員の流動性向上に向けた任期制の導入、公募制を継続して行う。</p>	
<p>【64】 【外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策】</p> <p>①外国人教員の採用を促進するため、海外教育研究拠点の活用や国際交流協定校との人事交流が円滑に行える条件整備を行う。</p> <p>②女性教員等の採用を促進するため、弾力的な勤務形態の導入や、保育施設の整備など勤務環境の条件を改善・整備する。</p>	<p>【64】</p> <p>①（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>②a. 「広島大学男女共同参画宣言」（平</p>	<p>Ⅲ</p> <p>（平成16～18年度の実施状況概略） 外国人教員及び女性教員の採用を促進するための方策として、契約職員制度の充実による雇用形態、適用範囲、給与面などの整備・充実、子の保育所への送迎等のための時差出勤制度、育児休業及び育児部分休業の取得期間の拡充を図ったほか、東広島キャンパス内への保育施設の設置の検討などの条件整備を行った。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 人事制度検討会議等で、優秀な研究者等の人材確保の推進を図るための方策を検討し、特任教員、寄附講座等教員及び研究員について、契約職員制度へ移行することにより、雇用形態、適用範囲、給与面などの整備・充実を図るなどして、外国人教員の採用の促進を図った。</p> <p>Ⅲ ②a. 女性教員等の採用を促進するために以下</p>	<p>平成19年度までの取組により中期計画を達成した。 今後さらに優秀な研究者等の人材確保のために、契約職員制度を適用して、外国人教員の採用の促進を図るとともに、人事交流が円滑に行える環境整備について継続的に検討し、導入を図る。 女性教員等の採用については、男女共同参画推進室を設置し、当該採用を促進する諸施策を継続的に検討し、導入を図る。 女性教員等の勤務環境の改善策の一つとして平成19年度に設置した学内保育園の円滑</p>	

	<p>成18年10月17日)を踏まえ、女性教員等の採用を促進するための諸施策を検討・導入する。</p> <hr/> <p>②b. 保育施設の設置に着手する。</p>	<p>の施策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの教員公募欄に女性の応募を促す表現を記載(平成19年6月) ・各部局等の教員、研究員の公募文書にポジティブ・アクションを記載(平成19年9月) ・男女共同参画宣言を受けての行動計画を策定(平成19年10月) ・本来、公募により後任補充すべき職に、適任の女性候補者がいる場合は、各部局等の教授会等の判断により公募によらず女性を採用できることを教育研究評議会において報告(平成20年3月) <hr/> <p>IV ②b. 平成19年10月に学内保育園の建設に着手し、平成20年3月17日に開園式を行った。平成20年4月からの入園予定者は12名である。</p>	<p>な運営を図る。</p>	
<p>【65】 【事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策】</p> <p>①組織運営への機動的・弾力的な対応と個人に対しての適切な動機付けが可能となるよう、職員の能力と業績を適切に評価し、その結果を配置と処遇に反映させる。</p> <p>②職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系を確立する。</p> <p>③専門的な知識・技能を有する人材を確保し組織の活性化を図るため、試験採用と選考採用を職務内容ごとに適切に組み合わせ、採用方法を導入する。</p> <p>④サービス機能・企画・立案機能を重視した高度な業務遂行が可能な人材を育成する。</p> <p>⑤職員の資質の向上、組織の活性化等の観点から、文部科学省での勤務や他大学等との人事交流の仕組みを構築する。</p>	<p>【65】</p> <p>①目標管理制度及び勤務評定制度による人事評価の結果を身上調査制度と連携させ、配置と処遇に反映させることについて、人事評価の全学的試行を踏まえ、引き続き検討する。</p> <hr/> <p>②平成18年度にまとめた職位の在り方及びポスト数の見直し等を踏まえ、職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 以下により、職員の資質の向上及び組織の活性化を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度及び勤務評定制度による人事評価の試行 ・「業務組織の見直し等について(最終まとめ)」の策定 ・国立大学法人等職員採用試験を活用する一方で、専門的な知識・技能を必要とする職員を確保するため、選考採用を実施 ・階層別研修等の実施及び他機関の研修の受講を支援 ・中国・四国地区の関係機関との人事交流に加え、文部科学省での勤務、国立大学協会等との人事交流を実施。 <hr/> <p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>① 一般職員については、平成17・18年度に一部の部局等で実施した人事評価の試行結果を基に改善を行い、平成19年度は全学(全職員)で試行を行った。 大学教員以外の職員については、各職種に適した能力評価及び業績評価システムを構築するため、試行を実施するなど平成20年度の導入を目指して検討を行った。</p> <hr/> <p>III ② 「業務組織の見直し等について(最終まとめ)」等を踏まえ、職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系を含めた上位級職員の在</p>	<p>職員の人事評価については、平成19年度までの試行結果の検証・改善及び公務員制度改革の動向等を踏まえ、平成20年度から全学的に導入し、定着化を図る。 また、「新人材育成基本方針」を策定し、事務系職員のキャリアパスを明確にするとともに、複線型のキャリア体系について段階的な確立を図る。 さらに、専門性向上に適した研修の改善・充実を図るとともに、研修等の受講を継続的に推進・支援するなど人材育成を図ることにより、中期計画は達成される。</p>	

	<p>体系について段階的な確立を図る。</p> <p>③ (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p> <p>④階層別研修及び実務研修の検証・改善・充実を図るとともに、他機関の共同事業又は主催事業の研修等の受講を継続的に推進・支援するほか、人事評価システム及び身上調査制度を活用した人材育成について更に検討する。</p> <p>⑤ (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	<p>り方及びポストの見直し等について、業務体制検討会議（平成19年6月大学運営支援体制検討部会から改称）で検討し、見直し案をまとめた。平成20年4月の人員配置は、当該見直し案を踏まえて実施した。</p> <p>③ 優秀な人材の確保及び活用の観点から、非常勤職員又は契約職員から常勤職員へ転換できる制度を導入した。</p> <p>III ④ 研修については、前年度までの実施状況及び受講生に対するアンケート結果を基に、新任主査研修に新たに「マネジメントの基本と実践」の講義を導入するなどの研修内容の改善を図った。</p> <p>また、社団法人国立大学協会の共同研修事業として7事業を実施するとともに、人事院、文部科学省等の機関が実施する研修、セミナー及び講習会等の受講について推進・支援した。さらに、専門職員の育成のため、職員のキャリアパス等を含めた総合的な「新人材育成基本方針」の検討を行うとともに、この一環として、先行して「大学院修学研修」制度、「SD研修」及び「海外の大学視察」を実施した。</p>	
<p>【66】 【中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策】</p> <p>①人事・総務担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（人事・総務室）を設置し、「人事・総務室」において教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに、全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を推進する。</p> <p>②教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基</p>	/	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>下記の計画を企画・立案及び実施するなど、適切な人員（人件費）管理方策の策定及び実行することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動の活性化及び質的向上並びに大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案、評価及び改善の機能を持つ「人事・総務室」の設置 ・教員人員調整部会及び大学運営支援体制検討部会における人員配分の検討過程でのヒヤリング等の実施 ・人員配分移行計画、業務組織の見直し、各組織から申請される人事計画及び業務改善等に応じた「部局分（部局基礎分と部局付加分）」及び「全学調整分」等による人員配分案の決定 ・教室系技術職員の全学管理を可能とする技術センターの設置及び全学的活用の方策としての業務依頼・派遣システムの試行 	<p>全学的視点からより効率的かつ適切な人員（人件費）管理などを行い、継続的に教職員の人事の適正化を図る。これらのことから、中期計画は達成できる。</p>

<p>礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として、また、事務職員の配置は、新たな運営組織を基本的な枠組みとして、中期目標・中期計画を踏まえた需要や必要性に応じて行う。</p> <p>③各部局等の人事計画に関する評価を実施し、大学全体の人事計画の適正化を図る。</p> <p>④教室系技術職員の配置については、全学的な人員の一括管理の方針により行う。</p> <p>⑤総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p>	<p>【66】</p> <p>①教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに、人件費削減への対応を踏まえた全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を継続的に推進する。</p>	<p>III</p>	<p>・総人件費改革の実行計画を踏まえた、平成21年度までの概ね4%の人件費の削減に向けた取組みの実施</p>		
	<p>②a. 教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として行う。</p> <p>②b. 事務職員の配置は、業務組織の見直し及び業務改善を踏まえた需要や必要性に応じて行う。</p> <p>③（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>④全学的な人員管理の方針の下、教室系技術職員については、各部局等の意見・要望等を踏まえて、限られた資源の効率的・弾力的利用を推進する。</p> <p>⑤中期計画の人件費削減を踏まえ、概ね1%の削減を図る。</p>	<p>III</p> <p>III</p> <p>III</p> <p>III</p> <p>III</p>	<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>① 教員 年度計画【55】①の『平成19年度の実施状況』を参照。</p> <p>職員 「業務組織の見直し等について(最終まとめ)」及び各室等からの要求を基に全学的視点からの検討・ヒアリングを実施し、総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減への対応も絡めて、平成20年度における人員配分案を策定した。また、職員の能力を高めることにより、人材の有効活用を図るため、職員のキャリアパス等を含めた総合的な「新人材育成基本方針」の検討を行うとともに、この一環として、先行して「大学院修学研修」制度、「SD研修」及び「海外の大学視察」を実施した。</p> <p>②a. 年度計画【55】①の『平成19年度の実施状況』を参照。</p> <p>②b. 年度計画【66】①の『平成19年度実施状況 職員』を参照。</p> <p>④ 18年度に検討した「全学的な管理の下での技術職員の業務依頼・派遣システム」を一部試行しながら関係教員等との調整を行い、全学試行に向けて学内関係部局等の了解を得た。平成20年度から本格試行を実施する。</p> <p>⑤ 総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減を踏まえ、概ね1%（約250百万円）の人件費削減を図った。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 中期目標 ① 各種事務の集中化・電算化などにより、事務処理の簡素化・迅速化を図る。
 ② 事務組織、職員配置の再編、合理化を進める。
 ③ 外部委託等を積極的に活用する。
 ④ 事務職員の専門性の向上を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 年 期 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 年 期 度	中 年 期 度
【67】 【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】 ①事務局・各部局ごとに個別に行われていた業務を見直し、新たな運営組織によって効率的・合理的な大学運営を行う。 ②業務の効率化・高度化を図るため業務マニュアルを作成し、情報や業務ノウハウの共有化を進める。 ③組織活動の要素とされている、戦略、組織（人）、業務の流れ及び情報化の在り方を見直し、サービス機能の強化、企画・立案機能の強化を図るとともに、スリム化と効率化を達成する。 ④情報の共有化と電子申請等を可能とする電子事務室を構築する。 ⑤「文書館」を設置し、法人文書の整理・保存と管理の一元化	【67】 ①部局業務の標準化及び業務組織の在り方について検討し、部局組織の再編に関する方向性をまとめる。 ----- ②a. 各部署においてマニュアルの作成されていない業務について、業務マニュアルの整備を進める。	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 大学運営支援体制の整備及び業務の改善等について対応する組織として大学運営支援体制検討部会を設置（平成17年6月）し、効率的な業務運営のため目標管理の試行、業務の効率化・高度化のため業務マニュアルの作成及び電子掲示板への掲載などを行い、業務改善の推進及び情報の共有化を図った。さらに、大学運営支援体制の見直しのため財務部の再編（7グループを5グループに削減）や、教育室のグループの統合等を実施し、業務組織の機能性及び効率性の向上を図った。 また、「文書館」を設置し、法人文書の整理・保存と管理の一元化を図った。	平成19年度までの取組により中期計画をほぼ達成し、さらに実行計画を検証のうえ、より効率的な大学運営を目指し、平成20年度から平成21年度にかけて、業務の見直し等により法人本部のスタッフをスリム化し、学生支援及び教員支援を充実・強化するため、業務組織（事務組織）を整備する。 また、各部署で共通的に行う業務の効率化・高度化を図るため、業務マニュアルの改訂等を随時行うとともに、引き続きマニュアル等を電子事務局等に掲載（随時更新）し、情報や業務ノウハウの共有化を図る。 さらに、法人文書の整理・保存と管理の一元化を継続して行うとともに、各種の業務システムを再構築する。 このことにより、中期計画を上回って達成される。		
		III	（平成19年度の実施状況） ① 部局の業務組織（事務組織）の方向性について、業務体制検討会議等で検討を進め、部局長支援グループと教育研究活動支援グループの一元化を試行した。 ----- ②a. 学生支援業務について、教育室を中心として業務マニュアルの作成に着手し、業務フローを作成の上、電子事務局に掲示し、学生支援業務の標準化・効率化に資することができた。 また、教職員が活用する教員活動状況調査システムの再構築に伴い、マニュアルを新たに作成し、電子事務局に掲示することで、業務の効			

<p>を図る。</p> <p>⑥財務会計システムや人事・給与システムなど、これまで個別に構築されてきた各種の業務システムを、総合的なデータベースを基盤とするERP（統合基幹業務システム）として再構築する。</p>	<p>②b. 各部署で作成された業務マニュアルを電子事務局等に掲載するよう周知・徹底し、業務ノウハウの共有化を進める。</p>	<p>率化を図った。</p> <p>III ②b. 各種事務手続きと情報共有を目的としてシステム化を行い、利用者用マニュアル（学生情報システム、会計支援・旅費・謝金システム、人事関係各種手続き、共済組合各種手続き、教育室業務フロー図等）を整備して、電子掲示板に掲載（随時更新）し、情報や業務ノウハウの共有化を図ることができた。</p>		
	<p>③a. バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法について全学展開を図る。</p>	<p>IV ③a. 年度計画【54】の『平成19年度の実施状況』を参照。</p>		
	<p>③b. 財務部の会計事務処理等のアウトソーシングによる人件費削減を進める。</p>	<p>III ③b. 財務部の業務体制の見直しにより、平成19年度は、財務部常勤職員の11名削減と、会計センターへ派遣職員等の23名増員（対18年度）配置を行った（約1,850万円の削減）。続いて、財務部業務体制の見直しの2年次目として、さらなる業務体制の見直し・検討を行い、「財務部の業務体制見直しについて（報告書）」をまとめ、平成20年4月に実施予定である。</p>		
	<p>③c. 学生サービスの質の向上と業務改善を目的として、品質マネジメントシステム（ISO9001）の導入について検討を行う。</p>	<p>III ③c. 教育室内で「学生サービスの質の向上と業務改善」を行う有効なツールとしてISO9001の導入が適切であるか、費用対効果などの実効性も含めて検証した結果、組織体制に影響されない「業務の平準化」を先に図ることが重要であるとの結論に達したため、平成20年度から教務・学生系主査会議にて業務平準化の検討組織を設けて検討を進めていくこととした。</p>		
	<p>④a. 次期事務用電子計算機システムの仕様を決定する。</p>	<p>IV ④a. 年度計画【52】①aの『平成19年度の実施状況』を参照。</p>		
	<p>④b. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局の仕様を決定する。</p>	<p>IV ④b. 年度計画【52】①bの『平成19年度の実施状況』を参照。</p>		
	<p>④c. 電子掲示板を利用して、各種の通知や業務処理方法を発信し、情報の共有化を図り、その機能・効果の評価を行い、更に利便性を高めていく。</p>	<p>III ④c. 電子掲示板の運用による円滑な情報発信を図るとともに、その機能・効果について検討の結果、職員間の情報共有、再利用可能物品（学内照会）の掲載項目を追加することで利便性を向上させた。</p>		
	<p>⑤a. 文書管理システムの運用を進めながら、引き続き機能充実を図る。</p>	<p>III ⑤a. 文書管理システムの運用を進めながら、機能と運用体制について再検討を行い、現行シ</p>		

			システムの機能充実を図った新文書管理システム（平成20年9月導入予定）の機能と運用体制についてアウトラインを策定した。		
	⑤b. 廃棄簿の整備方法を引き続き検討する。	III	⑤b. 文書管理事務の効率的な実施と法人文書の誤廃棄防止、個人情報の漏えい防止に一層有効なものとなるよう、新文書管理システムにおいて廃棄簿作成機能の強化を検討した。		
	⑥a. ERP（統合基幹業務システム）を用いた学生情報システムの開発に着手する。	III	⑥a. 到達目標型教育プログラムへの対応等を見据えて、平成21年7月からの運用開始に向けてシステム構築プロジェクトを立ち上げて仕様を確定し、平成20年4月18日開札予定で計画を実行中である。		
	⑥b. ERPを用いた教員活動状況DBの稼働を開始する。	III	⑥b. 経営戦略データウェアハウス構築プロジェクト会議（平成18年5月設置、座長：副理事（情報担当）但し18年5月設置時は理事・副学長（情報担当））において、経営指標の効率的な作成と一元的な管理等の検討を行った。その中で初めに教員の活動状況の正確な把握と組織情報の集約等のため、教員活動状況DBの開発に着手し、平成19年8月にシステムを完成させ、9月～10月の学内説明会を経て、10月から本格稼働中である。このことにより、各教員の教育研究活動状況データを収集・蓄積することができ、このデータを活用して、外部評価及び教員の個人評価を実施する環境を構築することができた。		
	⑥c. ERPを用いた大学経営指標分析システムを開発する。	III	⑥c. 経営戦略データウェアハウス構築プロジェクト会議において、経営指標の効率的な作成と一元的な管理等の検討を行っている。その中で、大学の諸活動に関する情報の収集や分析に用いるデータ格納庫（データキューブ）の開発設計（大学経営指標分析システムの開発）を、平成19年10月から開始した。		
	⑥d. ERPを用いた会計支援システムの開発に着手する。	III	⑥d. 財務業務検討プロジェクト（平成18年4月設置、プロジェクト責任者：財務部長）において、業務全般の見直し、業務改善等を検討してきた。その中で、会計支援システムの平成20年9月リプレースに向けて、開発に着手した。		
【68】 【複数大学による共同業務処理に関する具体的方策】			（平成16～18年度の実施状況概略） 中国・四国地区内の国立大学、国立高等専門学校、国立青少年交流の家及び国立青少年自然	平成18年度までの取組により、中期計画は達成したが、	

<p>①職員の試験採用については、全国の共通試験を活用し、地域ブロック単位で試験を実施する。</p> <p>②財務会計、人事管理、安全衛生管理など各大学に共通する課題についての研修や、民間的発想のマネジメントのための研修を、複数の国立大学法人と共同して実施する。</p>			<p>の家の事務系及び技術系の業務に従事する職員の採用試験「中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験」の共同実施並びに財務会計、人事管理、安全衛生管理など各大学に共通する課題及び民間的発想のマネジメントのための研修などを中国・四国地区国立大学法人等の共同事業として実施し、複数大学間の垣根を越えた効率的な業務処理を実施することができた。</p>	<p>引き続き、全国の共通試験を活用し、地域ブロック単位で試験を実施するとともに、各種研修を複数の国立大学法人と共同して実施する。</p>	
	<p>【68】</p> <p>① (17年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p> <p>② (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況)</p>		
<p>【69】 【業務のアウトソーシング等に関する具体的方策】</p> <p>①業務内容の主眼を行政事務からサービス業務へ転換し、コア業務以外の業務の外部委託化を推し進め、運営組織のスリム化を図る。</p> <p>②本学の業務を委託できる法人の設立を同窓会等に働きかけ、コア業務以外の業務の円滑な外部委託化を図る。</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>人事データ入力業務などの一定期間に業務が集中するもの及び点検・保守・運転監視業務など、コア業務以外の業務の外部委託に加え、財務部の大量反復的なデータ処理業務などを派遣職員による事務処理とし、業務組織(事務組織)のスリム化を図ることができた。</p>	<p>平成19年度までの取組により中期計画は達成したが、引き続き、コア業務以外の業務の外部委託化を推進するとともに、本学の業務を委託できる法人の設立を同窓会等に働きかけ、業務委託内容の見直し等を行い、費用対効果や委託内容の検討も行う。</p>	
	<p>【69】</p> <p>①～②a. コア業務以外の業務の外部委託化を進め、運営組織のスリム化を推進する。</p> <p>①～②b. 業務委託内容の見直しを行い、費用対効果や委託内容の検討を引き続き行う。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>①～②a. 年度計画【67】③bの『平成19年度の実施状況』を参照。</p> <p>①～②b. 各室では、業務委託内容の委託内容や費用対効果について検討を行い、以下のとおり見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長室では、印刷物の学内配布分は電子データを電子掲示板に掲載することで配布に替えるなど発行部数の縮減と印刷経費の節約を行った。 ・財務部では、廃棄物処理の広島と東広島の分散契約を見直し、一元契約を行った。また、宿舎管理業務について、一般競争、複数年契約を行った。 ・人事部では、発令関係業務等をマニュアル化して再雇用職員等で対応することで、コスト削減をする案をまとめ、平成20年度から実施予定である。 		
			ウェイト小計		

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、**財政、組織、人事等の面での特色ある取組**
- 財政
 - ・ 平成17年度から実施した総枠配分方式の予算配分により、部局長等が部局等の特色に応じて柔軟に予算執行を行うことを可能とした。
 - ・ 限られた資源の有効活用のため、本学の中期目標・中期計画を踏まえた学長のリーダーシップによる「選択」と「集中」による予算配分を行った。
 - 組織
 - ・ 全構成員が大学運営のビジョンを共有できるよう、情報環境を整備するとともに、学長による学科・専攻等を巡っての対話等を実施した。そこで寄せられた意見・要望等については、整理・分析の上、可能なものから実施した。
 - ・ 副学長を長とする教職員一体型の室を設け(教育室、学術室など計8室)、また、学長の直轄組織として学長室、監査室を設置した。
 - ・ 役員会の下に大学運営支援体制検討部会を置き、業務改革プラン及び実行計画を作成し、採用関係書類の簡素化など、可能なものから実施した。
 - ・ 組織のフラット化による意思決定の迅速化並びに弾力的な業務組織の編成及び業務量変動を考慮した要員配置などを図るため、法人化とともにグループ制を導入した。また、グループ制をより機能させるため、グループの適正規模、グループ長のあり方等についての方針を策定し、同方針に沿ったグループの再編、統合による最適化を順次行った。
 - ・ 部局長のリーダーシップを発揮した部局運営が可能となるよう、副部局長の設置、教授会代議員会の設置など効率的な運営体制の整備と、資源への裁量権の拡大として部局長裁量経費の配分を行った。
 - ・ 各室・部局等の自己点検・評価に基づく改善を促進するために、学長に直属する評価委員会を設けて、各種の外部評価に対応するとともに、監事と連携して各組織の自己点検評価に対する総合的・総括的評価を行った。
 - 人事
 - ・ 教員の職務の全部又は一部を一定期間免除し、その代替・支援措置を講じた上で、教員が国内外の教育研究機関等において教育研究活動に従事できる「サブバイカル研修制度」を創設した。
 - ・ 優秀な研究者等の人材確保等の必要性から、契約職員制度及び非常勤職員制度を見直し、特任教員等の専門的業務に従事している非常勤職員の契約職員制度への移行を検討し、平成19年度から実施することとした。
 - ・ 女性教員等の採用を促進する具体的方策の一つとして、学内保育所の設置について検討を行い、設置することを決定した。

② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

- マネジメントレビュー体制の確立
 - ・ 学長を議長とし、理事・副学長を構成員とした計画推進会議を設置（平成18年11月）し、マネジメントレビュー体制を整備した。
 - ・ 同会議において、評価結果を踏まえた年度計画の進捗状況の確認及び中期計画及び年度計画の達成に向けた問題点の整理を行い、解決方法を検討のうえ、改善及び計画の推進について、各組織へ周知した。
- 目標管理の試行及び展開
 - ・ 各組織の企画・立案、実施、評価及び改善活動のために、バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法による業務運営に取り組んだ。
- IS09001の導入
 - ・ 医療サービスの質の向上とPDCAサイクルを機能させることを目的として、病院においてIS09001の導入を進め、品質マネジメントシステムの活用に取り組んだ。
- 校友会設立による基盤強化
 - ・ 広島大学に関わりのあるすべての人を校友として、本学との連携のもとに、国際的に貢献し、また地域に貢献する豊かな広島大学コミュニティーを育むことを目的とした「広島大学校友会（フェニックスクラブ）」を設立した。

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組及び学問の発展と社会的ニーズに応じた学部等の見直し等を行うため、平成17年度に中期目標の変更を申し出るとともに、中期計画の変更を申請し認可された。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）等、当該項目に関する平成16～18事業年度の状況について自由に記載してください。

- ・ 計画推進会議での進捗状況確認の結果、全ての計画において中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

【平成19事業年度】

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、**財政、組織、人事等の面での特色ある取組**
- 財政
 - ・ 各理事が分担する裁量的事業について、責任と権限を明確にしたうえで、学長裁量経費の一部を理事裁量経費対象事業へ移行した。

- ・ 競争的資金等の間接経費獲得に伴うインセンティブとして部局長裁量経費に反映させる対象を、受託研究費等も含めすべての間接経費に拡大するなど、部局長裁量経費の拡大につなげるようにした。
- 組織
 - ・ 担当業務の見直し及び権限と責任の明確化を行った上で理事の人数を8名から5名に減らし、理事の業務の一部を分担する副理事を配置して、スリムでアカウンタビリティの高い管理運営体制の構築を行った。
 - ・ 定例開催であった部局長連絡会議を必要に応じた開催に留め、大学運営に部局長等の考えを取り入れるため、グループ単位での部局長等意見交換会を開催した。
- 人事
 - ・ 優秀な人材の確保及び活用の観点から、非常勤職員又は契約職員から常勤職員へ転換できる登用試験制度を導入し、平成20年4月から当該制度による職員を配置することとした。
 - ・ 女性職員等の勤務環境の改善策として、平成19年10月に学内保育所の建設着手し、平成20年3月17日に開園式を行った。
 - ・ 高度な専門的知識を習得させることにより、大学運営の中核を担う人材を育成すること等を目的とした大学院修学研修制度を導入し、平成20年度から実施することとした。

② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

- マネジメントレビュー体制の充実
 - ・ 役員会、役員打合せ、学長連絡会（平成20年3月4日教育研究推進本部会議に改称）において中期計画及び年度計画の達成のための問題点・進捗状況の確認等を行うなど、マネジメントレビュー体制の充実を図った。
- 行動計画の策定・周知
 - ・ 平成22年度末までに本学が取り組むべき行動計画として「広島大学アクションプラン2007」を提示し、構成員間の共通理解・認識を図った。
- 目標管理の全学的展開
 - ・ 各組織の企画・立案、実施、評価及び改善活動等のため、バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法による業務運営を全学的に展開した。
- 病院全体におけるISO9001の取得
 - ・ 既に認証を取得した部署以外の全部署に新たに品質マネジメントシステムを導入し、病院全体で認証を取得した。
- 広島大学基金の創設
 - ・ 学力が優秀でありながら、経済的な理由から進学を断念せざるを得ない者の大学進学を支援する奨学金（フェニックス奨学金）などにより、本学から多くの優秀な人材を輩出することを目的とし、法人と個人からの寄附による運用を行う広島大学基金を創設した。

- ③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- ・ 本学の中期目標・中期計画は、役員会での進捗状況確認の結果、全ての計画について、中期計画期間中に達成可能と判断していることから、現状では中期目標・中期計画の変更の必要はないと考えられる。

- ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）等、当該項目に関する平成19事業年度の状況について自由に記載してください。
- ・ 役員会での進捗状況確認の結果、全ての計画において中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

**2. 共通事項に係る取組状況
（業務運営の改善及び効率化の観点）**

【平成16～18事業年度】

- ① 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。
- 運営のための企画立案体制の整備状況
 - ・ 各組織に権限と責任を付与し、各層のリーダーが企画立案－実施－自己点検・評価を一体として行い、改善に結び付けることを明確にした。平成17年度には、大学運営戦略会議を発展的に解消し、理事・副学長等による企画立案・連絡調整機関としての企画会議を設置した。
 - 上記の企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況
 - ・ 大学運営戦略会議は、全33回開催し、法人化直後の経営方針等の策定に大きく関わり、企画会議は、全49回開催し、運営戦略の策定等の場として活用するなど、企画立案部門としての機能を発揮した。また、事案に応じて会議の下にWG等を設置するなど、迅速な検討等を行った。
 - これらの企画立案部門による検討結果として、次の提言や答申、施策がある。
 - ・ 提言・答申等：
 - 「広島大学の教員養成の在り方について」
 - 「大学教員の職の在り方について」
 - 「広島大学における教育研究体制について」
 - 「広島大学における附置研究所及びセンター等の整備について」
 - ・ 実行に移した施策：
 - ・ カフェの建設
 - ・ 男女共同参画宣言
 - ・ 校友会の設立
 - ・ サバティカル研修制度の導入
 - ・ 学内保育所の設置 等
 - 法令や内部規則に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか。
 - ・ 種々の会議で検討した事項等は、最終的に内容に応じて、役員会、経営協議会、教育研究評議会などの審議機関に諮られ、決定している。なお、これらの会議の開催状況は次のとおりである。
 - 役員会…全46回開催、経営協議会…全10回開催、教育研究評議会…全38回開催

② 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

○ 法人の経営戦略に基づく学長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況

① 学長裁量経費

・ 学長裁量経費執行方針を定め、方針に沿って、学長の裁量で予算配分を行うとともに、配分した事項については、報告書を求め、配分した効果を確認し、次の配分方針へ反映させている。

② 学長裁量人件費

・ 「部局基礎分」「部局付加分」「全学調整分」の3区分を設けて部局等に教員配分を行い、全学的な視点で再配分する場合には任期を付して配分するとともに、配分した事項について報告書を求め、配分した効果を確認し、次の配分方針へ反映させている。

③ その他（重点配分事項）

・ 全学的視点で本学の特色となりうる施策を計画し、予算配分した。

○ 上記の資源配分による事業の実施状況（教育研究の専門的な観点からの評価は行わない。）

① 学長裁量経費

・ 北京研究センターを利用した大学院入試の実施、放射光を用いた物質科学教育、平和学教育研究推進のためのトムスク教育大学との共同研究 など

② 学長裁量人件費

・ 21世紀COE採択拠点の発展のための人員措置、HiSIM研究センターへのモデル設計環境拠点の構築のための人員措置 など

③ 重点配分事項

・ 学士課程教育（到達目標型教育プログラム）の推進、電子ジャーナルの安定的供給、成績優秀者に対する奨学金制度の推進 など

③ 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

○ 法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況及び評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況

① 学長裁量経費

・ 予算措置を受けた組織は翌年度の4月に成果を報告し、その評価を学長自らがを行い、翌年度の執行方針及び配分に反映させている。

② 学長裁量人員

・ 平成16年9月に定めた「平成17年度以降の教員の人員配分の基本方針案と配分の進め方について」に基づき、各組織からの要求を役員会の下で教員人員調整部会の審査に基づき、任期を付して重点的に措置した。評価については、全学調整分として措置された人員を持つ組織が行い、評価結果を踏まえて次年度の人員要求を策定し、教員人員調整部会において要求内容を審査することとなる。なお、全学調整分として要求されたものを、大学院教育の充実の観点から、任期を付さない部局基礎分として配分するなど、総合的な評価・判断により人員配分を行っている。

③ 重点配分事項

・ 前年度に重点配分された事項を各副学長室が評価を行い、評価結果を踏まえて次年度の計画を策定し、役員会の下で予算部会において計画内容を確認のうえ、次年度の予算編成方針に反映させた。

○ 附属施設の時限の設定状況

・ 法人化の際に、学内共同教育研究施設等に時限を付さない形で設置したが、企画会議の下で教育研究組織検討WGにおいて検討を重ね、「広島大学における附属研究所及びセンター等の整備について」を提言し、教育研究評議会・役員会で承認した。この提言に基づき、各組織で自己点検・評価を行った上で、平成19年度中に時限の設定の検討を行い、時限を設定する場合の年限について、規則上明確にした。

④ 業務運営の効率化を図っているか。

○ 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績

・ 本特記事項の1①○組織に記載のとおり

○ 各種会議・全学的委員会等の見直し、簡素化による教職員の負担軽減

・ 従来のようなボトムアップの委員会方式による大学運営を見直し、ビジョン委員会、評価委員会及び研究倫理委員会以外は原則的に廃止、副学長の下に置く副学長室が委員会に代わる機能を持つこと等により、教職員の負担軽減を図った。

⑤ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

○ 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の85%以上を充足させているか

・ 平成16年度から平成18年度の定員充足率は、学士課程が平成16年度110%、平成17年度112%、平成18年度112%、修士（博士前期）課程が平成16年度129%、平成17年度124%、平成18年度125%、博士（博士後期）課程が平成16年度104%、平成17年度101%、平成18年度107%、専門職学位課程平成16年度101%、平成17年度94%、平成18年度87%の状況であり、引き続き高い水準を保っている。（詳細は、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書参照）

⑥ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

○ 外部有識者の活用状況

・ 学力・意欲ともに高い入学者を確保するため、入学センター大阪オフィス及び福岡オフィスで窓口になる者として、その地域の高等学校において豊富な進路指導の経験を持ち、且つ、本学の教育内容、入試方法に精通している有識者（非常勤）を採用した。

・ 国際戦略本部強化事業では、国際戦略プランナー（1名）の採用及び海外協力アドバイザーの招聘による助言等、積極的活用を図った。

・ エクステンションセンターにおいては、正課教育開放事業の推進及び高等学校との更なる連携強化を目指して、教育委員会委員及び学校長を長年経験したコーディネーター（非常勤）を配置した。

・ その他、外部有識者を学術顧問、特別顧問に委嘱し、講演会を開催した。

- 経営協議会の審議状況及び運営への活用状況
 - ・ 平成16年度に4回、平成17年度に3回、平成18年度に3回開催し、法定審議事項及び教育・研究上の特定の重要な課題等について、審議を行い、議事要録をWebを用いて学内に公表した。
 - ・ 大学運営への活用としては、教育プログラムの実施において、教員に対する教育プログラム対応への配慮が必要ではないかとの意見を受け、FDの実施などを考慮した学長裁量経費を措置した。
 - ・ 平成18年度から、あらかじめ学外委員との意見交換の時間を確保し、教育・研究上の特定の重要な課題について、積極的な意見交換を行った。毎回の課題については、事前に学外委員に通知するとともに、第10回の経営協議会の意見交換においては、事前に委員に課題を求めて設定した。
- ⑦ 監査機能の充実が図られているか。
 - 内部監査組織の独立性の担保等、監査体制の整備状況
 - ・ 内部監査体制を確立するため監査室を設置し、併せて内部監査規則を定めた。監査室は内部監査の独立性を担保するため、学長の直轄組織とした。
 - 内部監査の実施状況及び監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況
 - ・ 大学運営に重大な影響を与える可能性のあるリスクを評価して、内部監査計画の策定を行い、計画に基づき監査を実施し、4件を改善案とともに報告・提案しており、大学運営上の改善が図られている。
 - ・ 不正や誤謬といったエラーを防止するための内部会計監査を計画的に実施しており、年間約90人/日の実地監査により、統制リスクを評価し、エラーの発見のみならず、エラーの発生を防止するための多くの改善提案を行っている。
 - ・ 監事監査については、広島大学監事監査規則に基づき、大学運営の効率化への取組状況等に関する監査を行い、広島大学の営為の正しい理解及び高い評価の獲得のために予想される観点が見られるなど、法人運営の改善に活用することができた。
- ⑧ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。
 - 教育研究組織の活性化に向けた検討の機会が設けられているか
 - ・ 企画会議の下に大学院将来構想及び学部将来構想等の検討を行う教育研究組織WGを設置し、「広島大学における教育研究体制について」を策定し、教育研究評議会及び役員会において承認を得て、今後、これに即して実施していくこととした。
- ⑨ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。
 - 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況
 - ・ 大型研究プロジェクトに係る支援業務を円滑に処理するために、研究プロジェクト支援グループを設置し、複数の研究科等にまたがるような大型研究プロジェクトの包括的な支援を行っている。
 - ・ 学内研究活動の一層の活性化と、特色ある研究活動の推進及び社会へのPRを目的としたプロジェクト研究センター制度を平成15年に設置し、継続的に重点育成を実施している。
- 全国共同利用に必要な学内体制整備や資源配分の状況
 - ・ 全国共同利用の機能強化のため、学長裁量人員(助手1名)の措置、全国共同利用に必要な事業費の安定的な措置、特別教育研究経費(拠点形成経費)の獲得の重点的な支援などを行った。
 - ・ 施設の管理運営においても、学術室学術部学術推進グループがセンターの運営を重点的に支援し、センター長については教育研究評議会のメンバーとして位置づけるなど、学内の体制を整備している。
- ⑩ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
 - 評価結果の法人内での共有や活用のための方策
 - ・ 評価結果については、教育研究評議会及び評価委員会において報告し、かつ、教育研究評議会の資料として、学内にWebで公開することにより、法人内での評価結果の共有及び改善等への活用を図っている。
 - 具体的指摘事項に関する対応状況
 - 平成17年度評価結果において、課題として指摘された事項に、次のとおり対応し、改善した。
 - ・ 経営協議会の活性化の取組
 - 学外委員との意見交換の時間を確保し、教育・研究上の特定の重要課題に対して意見交換を行うとともに、毎回の議題及び概要を事前に学外委員に通知することにより、当日の会議が活性化した。
 - ・ 人事評価システムの本格実施等に向けたスケジュール設定
 - 教員の個人評価の基本方針を作成するとともに、年次計画を策定し全学に提示し、一部の部局等において試行を実施した。
 - ・ 教室系技術職員の配置
 - 技術センター基礎システム：業務依頼・派遣システムを中心に検討し、全学的な人員一括管理の具体的な方針を策定した。
 - 年度評価での自己評価又は評価委員会の評価で「年度計画を十分には実施していない」とした事項に係る取組の改善状況
 - 平成16年度の評価結果の「業務運営の改善及び効率化」において、進行状況が「やや遅れている」と判断された事項について、次のとおり改善に取り組んだ。
 - ・ トップマネジメント体制の整備
 - 理事・副学長等による企画立案・連絡調整機関(企画会議)を設置した。
 - ・ 大学運営支援体制の整備
 - 学長室に企画部長を創設(渉外機能の強化と各室との連携体制の構築)し、また、大学運営支援体制を改革するため、役員会の下に大学運営支援体制検討部会を置き、業務改革プラン及び段階的実行計画を検討し可能なものから実施した。
 - ・ 目標管理の試行
 - 各組織の年度計画の着実な実行及び業務の効率的な運営のため、バランス・スコアカードを用いた目標管理の試行を実施した。
 - また、平成17年度の評価結果の「業務運営の改善及び効率化」において、「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」と判断された事項について、次のとおり改善に取り組んだ。

- ・ 計画推進会議の設置
学長を議長，理事・副学長を構成員とし，マネジメントレビュー体制を整備し，計画を確実に実現する体制を整えた。
- ・ 目標管理の仕組みの導入と展開
各組織の企画・立案，実施，評価及び改善活動のために，バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法による業務運営に取り組み，本学で試行・開発したマネジメントシートの活用を展開し，PDCAサイクルの実践的確立を図った。
- ・ 評価委員会体制の見直し
評価担当理事・副学長（兼評価委員会委員長）を配置するとともに，部局の計画と大学の計画との密接な関係を考慮して各研究科の副部局長級を評価委員とするなど，評価体制を強化した。

【平成19事業年度】

- ① 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。
- 運営のための企画立案体制の整備状況
 - ・ スリムでアカウンタビリティの高い運営体制を目指し，各理事の職務分担及び権限と責任をより明確にすることにより，理事を長とする教職員一体型の室（教育室，学術室など計5室）を設けた。
 - ・ 役員会を毎週開催することとしたほか，役員間の連絡調整のための役員打合会を毎週開催し，役員，学長補佐，副理事をメンバーとした学長連絡会（平成20年3月4日教育研究推進本部会議に改称）を新たに設置し，隔週で開催するなど，役員等間の緊密な連携及び企画立案・連絡調整機能の更なる強化を図った。
 - 上記の企画立案部門の活動状況，具体的検討結果，実施状況
 - ・ 役員打合会は35回，教育研究推進本部会議は30回開催し，役員間の情報共有及び意見交換などを行い，企画立案部門としての機能を発揮した。また，課題及び年度計画等の執行においては，各理事に権限と責任を明確に付与することにより，これらの会議の下にWG等を設置することはなくなり，スリムでアカウンタビリティの高い体制となった。
 - 法令や内部規則に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか
 - ・ これらの会議で検討した事項等は，最終的に内容に応じて，役員会，経営協議会，教育研究評議会などの審議機関に諮られ，決定している。なお，これらの会議の開催状況は次のようになっている。
役員会…34回，経営協議会…5回，教育研究評議会…12回
- ② 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。
- 法人の経営戦略に基づく学長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況
 - ① 学長裁量経費
 - ・ 新たに学長裁量経費配分方針を定め，当該方針に沿って，学長の裁量で予算配分を行うとともに，配分については，透明性の確保の観点から，配分時及び決算時に学内にWebで公表することとした。また，配分した事項について報告を求め，配分した効果を確認し，次の配分方針へ反映させることとした。

- ② 学長裁量人件費
 - ・ 「部局基礎分」「部局付加分」「全学調整分」の3区分による教員の配分を踏襲し，全学的な視点で再配分する場合には任期を付して配分するとともに，配分した事項については，報告書を求め，配分した効果を確認し，次の配分方針へ反映させている。
- ③ 理事裁量経費
 - ・ 本学の運営は，各理事が分担し，その権限と責任の下で執行していくことから，各理事のリーダーシップの裏付けとして，所掌する担当分野において運営上必要であると考えられる重要事項に対して，各理事の判断で予算配分・予算執行を行う裁量経費を，学長裁量経費の一部を充てて措置した。
- ④ その他（重点配分事項）
 - ・ 教員の教育研究活動に直接的に必要な基盤的な経費を確保するとともに，法人本部予算の見直し（前年度比△5%）などによる効率化係数への対応を行った。そのような厳しい財政状況のもと，限られた資源を有効に活用するため，中期目標，中期計画に基づき，確実に実現すべきものを中心に重点配分を行った。
- 上記の資源配分による事業の実施状況（教育研究の専門的な観点からの評価は行わない。）
 - ① 学長裁量経費
 - ・ 小学校教員に必要な実践指導能力を養成するための環境整備，現代GP（中国四国地区農学系学部間連携によるフィールド教育）の継続事業，パイオイメージングの手法を用いた細胞機能の可視化動態分析設備費 など
 - ② 学長裁量人件費
 - ・ 高等教育のユニバーサルデザイン化及び学内の障害学生支援と学外へのアクセシビリティを推進する事業運営の整備のための人員措置，グローバルCOE採択への支援のための人員措置 など
 - ③ 理事裁量経費
 - ・ GP採択部局への支援，科研費申請支援，大学院生授業評価アンケート実施，SDの実施 など
 - ④ 重点配分事項
 - ・ 成績優秀者を対象とした奨学金制度の推進，TOEIC(R)を活用した外国語教育の推進，研究拠点形成支援（COE等に対する学内支援）など
- ③ 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い，必要に応じて資源配分の修正が行われているか。
 - 法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況及び評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況
 - ① 学長裁量経費
 - ・ 予算措置を受けた組織は翌年度の4月に報告書として成果を提出し，その評価を学長自らがを行い，翌年度の執行方針に反映させ，さらに執行結果について，学内にWebで公開することにより，透明性を高めている。

② 学長裁量人員

・ 「平成17年度以降の教員の人員配分の基本方針案と配分の進め方について」に基づき、全学調整分の人員を教員人員等検討会議において審査・調整のうえ、任期を付して重点的に措置した。平成20年度の人員の配分計画の審査の過程においては、人員の継続要求に対し、外部委託化の可能性を含んで検討し、学長裁量人員枠以外の措置を行うなど、総合的な評価・判断により、人員配分を行っている。

③ 理事裁量経費

・ 年度中途での学長への執行状況の報告を課し、学長自ら執行状況を確認すると共に、最終執行結果を学長に報告し、評価を受けて、翌年度の裁量経費の配分に反映させることとした。

④ 重点配分事項

・ 予算編成方針は、前年度に決定することから、平成19年度に重点配分された事項を各理事室が評価を行い、評価結果を踏まえて平成20年度の計画を策定し、役員打合せにおいて計画内容を確認のうえ、平成20年度予算編成方針に反映させた。

○ 附属施設の時限の設定状況

・ 平成18年度に示した「広島大学における附置研究所及びセンター等の整備について」に基づき、それぞれの施設を所掌する理事室及び学長の下に新たに設置した教育研究組織検討WGにおいて検討を行い、教育研究評議会に検討結果を報告し、その結果を踏まえた時限に関する規則の整備について、教育研究評議会で承認した。

④ 業務運営の効率化を図っているか。

○ 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績

・ 本特記事項の1①○組織に記載のとおり

○ 各種会議・全学的委員会等の見直し、簡素化による教職員の負担軽減

・ 役員会の下に措置された会議等を当該会議等の機能に応じて各理事室の下に置くなど、より機能的な運用ができるよう見直すと共に、会議自体も原則1時間の開催とするなど、業務運営の効率化が図られた。

⑤ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

○ 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の90%以上を充足させているか

・ 平成19年度の定員充足率は、学士課程が111%、修士（博士前期課程）が129%、博士後期課程が107%、専門職学位課程103%であり、それぞれが収容定員の90%以上を充足させている。（詳細は、巻末の別表1参照）

⑥ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

○ 外部有識者の活用状況

・ 生物圏科学研究科に措置した全学調整分の教授ポストの人件費を活用し、外国人教員を特任教員として雇用し、英語での講義の開講等を実施し、研究科における大学院学生教育の国際化及び高度化を推進している。

・ 病院において、派遣職員として病院医事務を担当していた医療事務有資格者及び診療情報管理士有資格者を契約職員として雇用し、病院の円滑な運営を行っている。

○ 経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

・ 外部有識者の活用という観点から、経営協議会の開催回数を前年度までの年間3回から年間6回（臨時1回を含む）に増やすとともに、経営協議会終了後の学外委員との意見交換会を定例化した。

・ 大学運営への活用としては、学外委員から指摘を受けた事項について、対応する室を定め、当該事項に関する検討及び対応を行い、その対応状況について、経営協議会に報告するなど、大学運営に活用することができた。

・ 経営協議会開始前に学外委員の講演会を開催し、学外委員との意見交換会も学生を含んだ委員以外の構成員が参加できるようにするなど、多様な意見・要望を運営に活かすほか、知識・考え方を取得する場としても、活用することができた。

⑦ 監査機能の充実が図られているか。

○ 内部監査組織の独立性の担保等、監査体制の整備状況

・ 大学運営組織の見直しを実施したが、監査室については内部監査の独立性の担保の必要性から、学長の直轄組織という位置付けを維持した。

○ 内部監査の実施状況及び監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

・ 「研究費の不正使用防止対策のガイドライン」が提示されたことを受け、競争的資金に限定せず、全経費を対象に物品の検収の徹底、出張の事実確認のための領収書等の提出等を義務付け、部局の教員会に出向いた説明会及びガイドライン対応フォローアップ監査を実施し、理解を深め、また、大学の不正発生のリスクを抑えることができた。

・ 監事監査として、学内組織34グループのグループリーダーヒアリング等を行い、例えば会議効率の向上の実施などの指摘事項を法人運営の改善に活用した。

⑧ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。

○ 教育研究組織の活性化に向けた検討の機会が設けられているか

・ 学長の下に新たに設置した「教育研究組織検討WG」において、同じく新たに設置された「将来構想検討WG」と連携し、「広島大学アクションプラン2007」及び「広島大学における教育研究体制について」を踏まえた教育研究組織の改組に係る検討を開始した。

⑨ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

○ 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況

・ 女性研究者を支援するプロジェクトを実施するため、「女性研究者支援プロジェクト研究センター」を「広島大学男女共同参画推進委員会」の直属の組織とした。

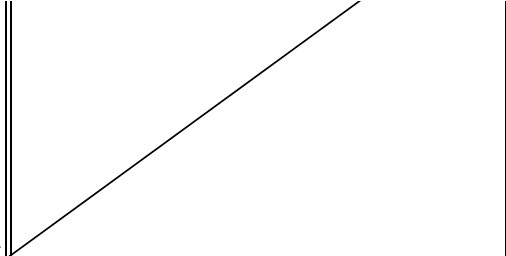
・ 将来のグローバルCOEのための高いポテンシャルを有する研究拠点への財政的支援及び若手研究者や特別研究員の制度を継続的に実施するなど、組織として研究拠点及び研究者の育成に取り組んだ。

- 全国共同利用に必要な学内体制整備や資源配分の状況
 - ・ 全国共同利用の機能を強化するために、学長裁量人員の配置を、平成20年度から2名に増員することとした。また、合同セミナー等の開催に要する学長裁量経費についても措置した。
- ⑩ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
 - 評価結果の法人内での共有や活用の方策
 - ・ 評価結果については、教育研究評議会及び評価委員会において報告し、かつ、教育研究評議会の資料として、学内にWebで公開することにより、評価結果の共有及びそれを受けた改善等への活用を図っている。
 - 具体的指摘事項に関する対応状況
 - ・ 平成17年度の評価結果において、課題として指摘された事項に平成19年度は次のとおり対応した。
 経営協議会の取組：
 平成18年度に行った対応を継続して実施するとともに、経営協議会学外委員との意見交換会を教職員・学生への公開や外部有識者の活用という観点から前年度までの年間3回から年間5回に増やした。
 人事評価システムの本格実施に向けたスケジュールの策定：
 平成18年度に策定した平成19～21年度の年度計画の中での人事評価スケジュールに沿って、教員の個人評価の年次評価を全学的に試行するとともに、一部の部局で定期評価の試行を実施し、計画を着実に実行した。
 教室系技術職員の配置：
 業務依頼システムの一部試行を行うとともに、平成20年度からの本格的試行に向け、関係教員への個別説明を実施するなど、システムの浸透を図った。
- 年度評価での自己評価又は評価委員会の評価で「年度計画を十分には実施していない」とした事項に係る取組の改善状況
 - ・ 平成18事業年度計画に係る業務の実績における自己評価又は評価委員会の評価で「年度計画を十分には実施していない」とした事項はない。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標
 ① 外部研究資金の導入を促進し、研究経費の増額を図る。
 ② 附属病院については、新病棟等の施設・設備等を最大限に生かし、診療報酬請求額の増額を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【70】 【科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策】 ①各年度における具体的目標（種類、件数、金額等）を立て、その達成のための計画を策定する。 ②外部研究資金の増額を図るため、産学官関連事業の強化のために専門コーディネーターの配置等の実施体制を整備する。	【70】 ①各部署の特性を考慮し、部署毎に目標を設定するとともに、達成方法を検討する。 ②産学官関連事業の強化による外部研究資金の増額策として、専門コーディネーターの増員を図る。	III	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 役員会の下に設けた競争的資金部会における学内でのシーズ調査やブラッシュアップを目的としたヒアリングの実施、外部資金の獲得増を図るための産学官連携コーディネーターの新規配置・自治体からの受入れ等を実施し、外部研究資金の増加方策を進めることができた。	平成20年度から平成21年度にかけて、全学的な外部資金獲得策を引き続き検討・実施するとともに、平成19年度に設立した広島大学基金を活用し、外部資金の増額を図ることにより、中期計画は達成される。		
				（平成19年度の実施状況） ① 科学研究費補助金について教員一人1件申請を目標として、学内への周知及び説明会等を実施した。また、申請への支援として「科研なんでも相談窓口」を設置した。平成20年度申請に係る応募率は継続を含めて約93%であり100%ではなかったが、病院その他申請の難しい部署等を考慮するとほぼ達成できたと考えられる。 ② 受託研究事業等の大型外部資金を増加させるため、関連機関との連携の強化を図るとともに、専任コーディネーターを1名増員し、計8名のコーディネーターを配置した。（専任4名、外部組織からの受入れ4名）			
【71】 【収入を伴う事業の実施に関する具体的方策】				（平成16～18年度の実施状況概略） 手術室の増設、病床管理機能の強化、東広島診療所の開設など多くの施策を実施した。その	これまでの取組により中期計画を上回って達成した。引		

<p>①在院日数を短縮する。</p> <p>②診療報酬査定減の縮減に努める。</p> <p>③ 情報システムにより「需要」(医療現場), 「供給」(SPDセンター), 「収入」(医事) のデータを的確に分析し, 医療費(薬品・材料費等)の節減等を図る。</p>		<p>結果, 手術件数の増, 在院日数の短縮, 病床管理取扱要領の作成, 東広島診療所での診療などを実施することができた。また, そのほか報酬対策グループの新設, 医事業務の請負契約職員の職員への採用, 外来メディカルクラーク及び病棟メディカルクラークの配置, 病院管理会計システムの稼働開始など, 病院経営機能を強化し, 収入増につながった。</p>	<p>き続き, 次の事項を実施することにより実効を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリニカルパスの増加と定着の更なる推進。 ・「全床共通病床管理」及び午前退院・午後入院の原則の更なる周知・徹底による病床管理機能の強化。 ・病床管理機能システムの稼働。 ・病病・病診連携機能の強化策としての退院調整看護師の配置 ・平成16年度の診療報酬査定減率(0.52%)の水準維持。 ・オンラインレセプト電算システムの導入。 ・診療報酬査定の分析と報告の継続実施。 ・レセプト点検業務の効率化と精度向上の継続実施。 ・医療情報システムの物流管理システムと管理会計システムの有機的連動による診療経費の節減。
	<p>【71】</p> <p>①a. クリニカルパスの適用症例を増加させる。</p> <hr/> <p>①b. 病床管理機能を強化する。</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>IV ①a. クリニカルパス管理小委員会を設置し, 着実に適用症例を昨年度から44種類増加させた(登録済み標準クリニカルパス94種類)。 クリニカルパスの適用症例を増加することによる在院日数への影響について, DPC請求を月別・診療科別に集計し分析した。</p> <p>III ①b. 地域連携室の病床管理担当看護師の下で, 原則として「全床共通病床管理」及び午前退院・午後入院を周知・徹底した。 また, 感染症病床2床の高度救命救急センター病床としての使用を申請し, 平成20年4月1日の適用となった。 次期医療情報システムにおいて, 平成20年9月から病床管理機能システムを稼働させる計画を立案した。</p>	
	<p>②診療報酬査定減率は, 平成16年度(0.52%)の水準を維持する。</p>	<p>IV ② 診療報酬査定減率を平成16年度の水準で維持するために, 次の取組を実施し, 維持できる見込みである(平成19年度の査定減率は確定していないが1月末までの実績は0.29%)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医事業務に精通した職員を雇用し, 医事業務に係る外部委託の一部を解消。 ・病棟メディカルクラークの診療報酬請求支援に係る業務比率を増加させ, 診療報酬請求の精度向上を実現。 ・専門性の向上を図るため, 院外で開催される診療報酬請求事務研修会等への参加を促進。 ・診療報酬査定の分析を実施。 	
	<p>③a. 病院管理会計システムを活用して, 診療経費を節減する。</p>	<p>III ③a. 平成19年4月～12月にかけて病院管理会計システムによる試行的な部門別原価計算を実施し, データ検証を行った。 病院管理会計システムの物流データ精度向上のため, 次期医療情報システムの物流管理システムと管理会計システムのシステム要件及び運用について検討した。</p>	

	<p>③b. 「東広島歯科診療所」の機能を充実させる。</p>	<p>病院管理会計システムの物流データを二次的に利用し、中央診療部門（検査部など）の試薬費率について分析を行った上で、目標設定し、検査試薬などの経費を節減（約2千4百万円）した。</p> <p>また、医療材料購入改善プロジェクトを立ち上げ、コンサルによる購入価格ベンチマーク分析及びメーカーディーラーに対する価格交渉を実施し、医療材料の経費を節減（約5千6百万円）した。</p> <p>III ③b. 歯科医師1名、歯科助手1名を増員し、「東広島歯科診療所」の機能を充実した結果、平成18年度の月平均の患者数が246人、診療報酬請求額が1,130千円であったものが、平成19年度はそれぞれ298人、1,346千円（約19%増）となっている。</p>		
		ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	管理的経費等のコストの削減目標を設定し、それを達成するために合理的・効率的な資金運用を行い、固定的な経費の抑制に努める。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
<p>【72】 【管理的経費の抑制に関する具体的方策】</p> <p>①財務担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（財務室）を設置し、「財務室」を中心に全学的な管理的経費（光熱水料、施設維持管理経費、管理運営を補助する職員の人件費等）の効率的執行に関する企画・立案を行うとともに、全学的管理により、その抑制及び事務負担の軽減化を図る。</p> <p>②光熱水料等各々の事項に目標値を設定し、その達成のためにインセンティブが働く学内システムを確立し経費抑制を図る。</p>	<p>【72】 ①全学的な管理的経費（光熱水料、施設維持管理経費、管理運営を補助する職員の人件費等）の効率的執行に関する企画・立案を行うとともに、全学的管理により、その抑制及び事務負担の軽減化を図る。</p>	IV	IV	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 全学的な管理的経費の効率的執行に関する企画・立案を行う「財務室」を設置し、下記の取り組みの企画・立案するなど、全学的な管理的経費の管理方策の策定及び実施をすることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費抑制対策として節減努力・契約努力を継続的に実施した。また光熱費の節減のため、目標値前年度1%減を設定し、全学的な省エネ推進活動・省エネ機器の導入等を実施した。この結果、清掃費・定期刊行物・複写経費等について年間約3千万円の節減、光熱費についても年間約3千万円の節減をすることができた。 各部局における光熱水料等の節減努力を各組織に反映させるため、決算額の増減がインセンティブとして部局長裁量経費に反映するシステムを実施した。 	<p>平成19年度までに中期計画を上回って達成した。</p> <p>さらに、平成20年度～平成21年度においても経費抑制対策として節減努力・契約努力を継続的に実施する。平成20年度は、契約内容の見直し・複数年契約等の契約努力に加えて、公用車やプリンター台数の削減等、更なる経費節減を行うこととしている。</p> <p>また、施設マネジメント会議の省エネ推進部会において作成した「エネルギー管理標準」を随時見直し、消費原単位の削減を推進する。</p>		
		IV	IV	<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>① 複写機借料・保守料の合算、契約内容の見直し、一般競争の実施等により約4千万円の節減、また光熱費については、契約電力の見直し及び新割引制度導入等により、約1千7百万円の節減を行った。</p> <p>工事については、営繕工事計画に基づき効率的、効果的な執行を行った。</p> <p>さらに大量反復的なデータ処理を、派遣職員</p>			

	<p>②a. 光熱水料の目標値（前年度比削減）の達成に向け、インセンティブが働く学内システムを継続する。</p> <p>②b. エネルギーについては、管理標準を見直し、消費原単位の削減目標を前年度比1%とする。</p>	<p>等に行わせることにより、人的資源の有効活用及び事務負担の軽減を行うことができた。</p> <p>Ⅲ ②a. 各部局における光熱水料等の節減努力に応じて、決算時に部局のインセンティブとして、応分の部局長裁量経費を配分した。</p> <p>Ⅲ ②b. 管理標準は随時見直した。また、目標達成のために構成員に対して、電子メール、電子掲示板を活用して省エネルギーの啓発活動を実施した。9月の平均気温が平年に比べかなり高かったことから、当月のエネルギー消費量は前年比13%増となったが、他季における省エネ活動の結果、年間を通しては、1.8%増に抑えることができた。過去4年の対前年度比平均削減率は1.2%減である。</p>		
		ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理に関する目標

中期目標 資産管理については全学共通の財産という観点で「新たな施設マネージメント・システム」の構築などを行い、教育・研究、社会貢献などの諸活動のための資産（施設・設備）の有効活動を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
<p>【73】 【資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策】</p> <p>①資産管理を従来の教員個人管理から全学的管理に移行し、教育及び研究施設・設備の効率的・効果的な運用を図る。</p> <p>②安定的な教育研究活動を行うために、定期的に施設の使用状況実態調査を実施し、部局ごとの基礎配分施設使用面積基準を策定するとともに、実績に応じた加算配分基準を定め、申請により戦略的に配分する施設面積の確保を行う。</p> <p>③教育施設の充実を図るため、講義室や学生実験室等を全学管理し、効率的な運用を図る。とりわけ、大学院学生のための施設面積を確保し重点的に整備する。</p> <p>④施設の維持管理のため、配分施設面積基準を超えた施設利用者から施設使用料を徴収した</p>	<p>①全学的管理である全学共用スペースを拡充して、効率的・効果的な運用を推進する。</p> <p>②安定的な教育研究活動を支援するため、施設の使用状況実態調査を毎年実施し、改善事項を部局等へ報告する。また、同調査で得たデータにより、基礎配分施設面積基準（広大版基準面積（案））を作成する。</p> <p>③ 講義室等の全学管理による効率的運用方針案を基に、実施に向けて引き続き検討する。</p>	III	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 全学の施設利用実態の調査、学内施設基準面積の整理等を実施した。また、施設利用実態調査に基づく講義室等の共同利用計画案の作成に着手したほか、平成19年度からの実施に向けて全学共用スペースへのスペースチャージ制度について検討を行った。これらの施策を通じて、限りある施設を施設マネジメント会議の意思決定によって戦略的に有効活用していくことが可能となった。</p>	<p>講義室等の利用実態調査を基に新たなスペースの整備計画案を策定し、これを基に大学院生等のスペースを確保し、教育施設の充実を図ることにより、中期計画は達成される。 なお、施設の使用状況実態調査は継続して実施し、全学共用スペースの拡充及び部局等の使用面積の是正を推進する。</p>		
				<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>① 部局からの新たな供出スペース（約1,400㎡）について、利用計画を策定し、用途変更のため必要に応じて改修工事を行い、平成20年度からの使用を可能とした。</p>			
				<p>② 施設の利用状況調査を実施して、その使用状況・改善事項等を各部局に報告すると共に、広島大学面積基準（基礎配分施設面積基準）を策定した。</p>			
				<p>③ 講義室等の利用実態調査を基に全学での共同利用に向け検討案を作成した。</p>			

<p>り、空き時間帯の講義室等を学外者に有料で貸与するなどの方策を検討する。</p>	<p>④a. 全学共用スペースのレンタルラボについて施設使用料を徴収する。また、配分施設面積基準に基づく施設使用料徴収については、検討を継続する。</p> <hr/> <p>④b. 空き時間帯の講義室等を学外者へ有償貸与する制度を継続し、資産の効率的・効果的運用を図る。</p>	<p>III ④a. レンタルラボについて、施設使用料の徴収を開始した。また、配分施設面積基準に基づく施設使用料徴収の検討を行った結果、広島大学面積基準（基礎配分施設面積基準）を超えた利用者（部局）に対しては、超過面積を全学へ供出することにより使用面積の是正を図ることとした。</p> <hr/> <p>III ④b. 有償貸与する制度を継続して行い、貸付件数は前年度比18件（11％）の増加、使用収益は前年度比268万円（46％）の増加となった。</p>		
		<p>ウェイト小計</p>		

(2) 財務内容の改善に関する特記事項

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事等の面での特色ある取組

○ 予算編成方針・予算配分

平成16年度は、今後の厳しい財政状況も考慮のうえ、運営に関する基本的原則である「人的・物的・財的資源の全学的管理・運営」(『国立大学法人広島大学設立構想』)に沿って学内における配分ルールを確立し、全学的な予算編成方針を定め、予算配分を行ってきた(「平成16年度広島大学予算編成方針」)。

特色としては、目的別分類を明確にした上で、基盤的研究費、基盤的教育費については、教育と研究を区分したうえで可能な限り確保しつつ、一般管理費等の運営経費を可能な限り削減した。

平成17年度は、平成16年度の状況を踏まえて必要な見直し等を行い、「平成17年度広島大学予算編成方針」に沿い、また、年度当初から各組織において予算執行が可能となるように早期に予算配分を行った。

【平成17年度予算編成のポイント】

各組織の独自性を尊重しつつ、効率化に努めた予算増は各組織の裁量で使用可能とし、各組織の判断(責任)による機動的な予算執行ができるように総枠予算方式へ移行した。

効率化係数(前年度予算から1%減額)への対応については、基盤教育費、基盤研究費については効率化係数を乗じず、管理的経費に2%の効率化係数を乗じて対応した。

競争的資金受入のインセンティブを考慮し、間接経費受入実績額(前年度実績)の12.5%を部局長裁量経費の積算に反映させた。

平成18年度は、前年度の配分方針を踏まえて一部を見直し、教育研究活動の充実を主眼として予算編成を行い、配分した。

【平成18年度予算編成のポイント】

基盤教育費、基盤研究費を効率化係数の対象外とした。

国からの運営費交付金の効率化係数(1%：削減2.3億円)への対応として、人件費は1%削減、物件費は基盤的経費を除き1.5%の削減を、さらに法人本部の事業計画予算は5%の削減を行った。

○ 経費節減に向けた取組

・ 経費削減対策

経費節減に向けた取組として、全学的な管理経費について経費節減対策を継続的に実施し、清掃費、定期刊行物、複写経費等の軽減(平成18年度には約30,000千円)を図った。

・ 施設での経費削減対策

現状の施設での経費削減対策として、施設マネジメント会議「省エネ推進部会」において作成した「エネルギー管理標準」に基づき省エネ推進活動を行い、エネルギー消費削減により、平成18年度には霞団地は前年度比28,000千円、東広島団地は1,900千円の削減となった。なお、光熱水料については、インセンティブを考慮し節約努力を反映させるため、決算額の増減により部局長裁量経費に反映させるシステムを構築し、部局等へ還元している。

○ 病院における取組

病院経営基盤確立のため、各種データを基に収入増と同時に経費節減を図る観点から、あらゆる面において人的、物的、財的資源の有効活用策を企画実施した結果、診療費用請求額ベースで、平成15年度約156億円であったものが、平成18年度は診療報酬のマイナス改定△3.16%があったにも拘わらず約184億円と、3年間で約28億円(約18%)の伸びを示したことと併せ、収支差額もプラスを保っている。

○ 組織に関する取組

外部資金獲得に向けての取組のうち、近年、政府所管等の大型の競争的資金が増加しており、これを獲得することが大学にとって重要と考え、役員会の下に学長を座長に各理事・副学長等を構成員とした「競争的資金部会」を立ち上げた。部会では、大学の戦略としてどのプログラムに応募するのかの検討、また、ヒアリングによる申請書のブラッシュアップなどを行った。

複数の研究科・センターにまたがる大型研究プロジェクトに係る支援業務を円滑に処理するため、学術部に研究プロジェクト支援グループを置き、共同研究体制内での組織経営、学外機関を含めた連絡調整を行い、外部資金獲得に向けた円滑な実施体制を整備した。

○ 人事(人件費管理)に関する取組

財務内容の改善に大きな影響を及ぼす人件費の管理については、予算編成方針において人件費の削減目標額を具体化したうえで、役員をメンバーとする「教員人員調整会議」を設置し、同会議において本学の教育研究目標達成に必要な人的資源の配分を検討、各部局等のヒアリングを実施の上で、「平成17年度以降の教員の人員配分の基本方針と配分の進め方について」を策定し、平成21年度までの各部局等ごとの移行計画を立てた。

職員人件費については、人事・総務担当理事の下に職員人事計画WGを設置し、同WGにおいて「職員(教員を除く)に係る人件費削減への対応について(報告)」を作成し、平成17年度における人員削減案を策定するとともに、平成21年度までの人件費削減に係る基本的な考え方(大枠)を示した。

② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

- 広大版基準面積の策定
 - ・ 資産管理においては、施設マネジメント会議を中心に、大学の重要な財産である施設・設備について、全学的視点による有効活用を図るため、施設利用実態調査結果を踏まえ、広大版基準面積（案）を作成した。同基準面積により、部局間の使用面積のアンバランスを解消するとともに、部局及び全学共用スペースを確保することで、今後の予想される新組織にも対応可能とし、全学施設の有効活用を図った。
- スペースチャージ制の導入
 - ・ 最適な研究環境を維持し、活性化している学際的研究にスペースを提供することが可能となるなど、全学共用スペースの充実を目的としたスペースチャージ制について検討し、平成19年度から導入することを決定した。
- 寄附講座の設置
 - ・ 教育研究の進展及び充実に寄与するとともに、民間等からの寄附を有効に活用するため、寄附講座を次のとおり設置した。
 - 平成16年度（1講座）
 - ・ 幹細胞生物学講座（医歯薬学総合研究科：平成14～17年度）
 - 平成17年度（4講座）
 - ・ 内視鏡外科学講座（医歯薬学総合研究科：平成17～20年度）
 - ・ 腎臓病制御学講座（医歯薬学総合研究科：平成17～19年度）
 - ・ 人工関節・生体材料学講座（医歯薬学総合研究科：平成17～19年度）
 - ・ 臨床腫瘍学講座（医歯薬学総合研究科：平成17～19年度）
 - 平成18年度（1講座）
 - ・ 先端ディスプレイ科学講座（先端物質科学研究科：平成18～23年度）

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

- ・ 今後の病院の各種整備を考慮するため、平成19年度に中期計画の変更を申請し認可された。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれのある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

- ・ 計画推進会議での進捗状況確認の結果、全ての計画について、中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

【平成19事業年度】

① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組

- 予算編成方針・予算配分
 - ・ 平成19年度の予算編成に当たっては、学内各組織の独自性を尊重しつつ各組織の判断と責任に基づく機動的な予算執行をすべく平成17年度に開始した総枠予算配分方式の考え方を継続するとともに、教育研究の進展に資するべくより効率的な予算の執行を可能とすることを目指して、さらなる改革を行った。そのポイントは以下のとおりである。
 - 1) 基盤研究費と大学院基盤教育費の統合
 - 大学院教育は研究と密接に関係し、予算の執行上これを明確に区分しがたい場合があり、これまで弾力的な予算執行を可能としていたが、これを予算編成の上からも明確にするため、予算科目を統合して教育研究基盤経費とした。
 - なお、この経費は学士課程基盤教育費とともに、引き続き効率化削減の対象外として教育研究予算の確保に配慮している。
 - 2) 外部資金獲得へのインセンティブの増大
 - 従来、間接経費の部局配分率は受入額の12.5%であったが、外部資金獲得へのインセンティブの増大に配慮して、平成19年度予算編成から競争的資金のみならず一般の受託研究・受託事業も含めて部局配分率を50%に拡大し、受入の都度、各部局へ部局長裁量経費として配分することとした。その使途については、間接経費を財源とした配分であることの趣旨を踏まえて、各部局長が決定することとした。なお、科学研究費補助金基盤研究(B)にかかる間接経費については平成18年度から前倒しで実施した。
 - また、平成20年度予算編成方針においては、さらなるインセンティブの増大を図るため、間接経費積算率30%未満の外部資金についてもこれを適用することとし、平成19年度の学内補正予算時からこれを前倒しで実施している。
 - 3) 設備整備予算の確保
 - 法人化以降、教育研究用設備の維持・更新に関しては、設備整備マスタープランの策定などを通じて、大学としての方針を明らかにしてきたが、予算上の裏付けとして、学内において設備整備予算を確保した。従来の教育用設備費を組み替えたうえで、経費削減で生じた財源を加え、電子計算機借料も統合し、教育研究設備費として一体で執行していくこととして、予算を編成した。
 - その使途としては、電算機の賃借料のほか、9,800万円を設備復活再生事業に充てた。設備の復活再生事業とは、老朽化・陳腐化等により購入時の性能を発揮できなくなった設備について、制御用コンピュータや解析用ソフトウェア等を交換したり、アップグレードすることにより、当初の性能を復活させ、設備の再生を図る事業である。限られた財源を効率的に執行し、教育研究の質の向上を図るために有効な手段と考えて本事業を行うこととした。

4) 運営費交付金削減への対応

運営費交付金の効率化削減（約2.3億円）への対応として、人件費については1%の削減、基盤経費を除く物件費については1.5%削減、さらに法人本部予算については、全体で5%の削減を図ることとしている。

○ 経費節減への取組と重点的な予算配分

・ 経費削減については限られた財源を効率的に執行していくためにも、継続的恒常的に取り組んでいかなければならないテーマであると認識しており、削減によって生み出された財源を活用して教育研究の向上等のための予算投入が可能となる。平成19年度においては、これまでの取組を更に推進するため、財務室を中心に対策を検討のうえ、学内への周知を図っている。平成20年度の予算編成においては、構成員が継続的に努力していくことを前提に全学共通運営経費や管理経費を含む法人本部予算を大胆に削減し、予算上の統制を図ることとした。そのうえで、裁量的に執行できる予算を大幅に増やし、学長及び各理事事が状況に応じて機動的に予算執行できる仕組みとした。

1) 全学共通運営経費・法人本部予算の大幅な見直し

平成20年度の予算編成に向け、光熱水料や清掃・警備等の業務委託費を始めとする全学共通運営経費について大幅な見直しを行い、前年度比△4.5%9,800万円の予算削減を行った。また管理経費を含む法人本部予算についても大幅に見直し、法人本部全体で前年度比△15%1億3,500万円の予算削減を行った。

2) 裁量的に執行できる予算の増

運営費交付金の効率化削減に伴って、学長・理事が裁量的に執行できる予算についても削減を余儀なくされてきたが、年度途中であっても状況の変化に即応して機動的に執行できる予算を十分確保する観点から、学長裁量経費の一部を理事裁量経費として措置し、各理事の判断で執行できることとし、平成19年度には教育、研究、医療・施設、財務、総務の各担当理事の裁量経費として総額で7,700万円を確保した。さらに平成20年度には、従来、法人本部予算に組み込まれてきた各理事室の事業の一部を、理事裁量経費での実施に組み替え、理事の裁量で事業の規模についても判断できる仕組みにした。これらの事業経費も含めて、平成20年度当初予算においては理事裁量経費として1億4,800万円を確保している。

また、理事裁量経費を含めた学長裁量経費総額も平成19年度は2億9,700万円であったが、平成20年度当初予算では6億円と倍増させている。その使途については、教育研究環境の充実で、比較的小規模なものは各理事の判断により理事裁量経費から執行していくものとし、学長が判断するものについては、特に重点的に整備していくべき大規模なものに絞って措置していく方針で臨んでいる。

3) 病院における取組

病院においては、病院経営基盤を強化するため、経費節減と収入増への取組を継続的に行っている。病院診療経費の予算執行状況を毎月会議で報告して意識改革と新たな取組への契機としている。また平成19年7月から7対1看護の実施をするなど具体的な取組を行った結果、平成19年度の診療費用請求額は約197億円（平成18年度は約184億円。前年度比約13億円増で約7.6%の伸び）となっている。

○ 組織に関する取組

・ 外部資金獲得方策として学術室に競争的資金対策担当を配置し、平成19年度から活動を開始した。競争的資金獲得に向け、競争的資金の公募情報などを積極的に広報している。

また、業務の増大と複雑化に対応し、人的資源を企画立案的な業務へ集中配置するため、業務体制見直しを含めて、通常・反復的業務を派遣職員による対応へ移行していくこととし、財務部においては、平成19年4月から財務部内に派遣職員を中心とする会計センターを設置して、既存業務の見直しとマニュアル化を進めた上で業務を移行し、平成20年度に向けてもさらに進めていくこととした。

○ 人事（人件費管理）に関する取組

・ 財務状況に大きな影響を与える人件費管理については、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図ることとしている。

これを実現する方策として教員については、「平成17年度以降の教員の人員配分の基本方針と配分の進め方について」また職員については「業務組織の見直し等について（最終まとめ）」の方針を策定し、これらに基づく組織の見直しや業務改善、アウトソーシングの促進等によって人件費の削減に対応した。

② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

○ 広大版基準面積の運用

・ 部局間の使用面積のアンバランスを解消するとともに、部局及び全学共用スペースを確保するため、広大版基準面積（平成19年9月教育研究評議会承認）の運用を図ることとした。これに基づき面積超過している部局から全学共同利用スペースの供出を受けた。このスペースについては、全学共通管理のスペースとして研究プロジェクト等が活用するために整備していくこととしている。

○ 寄附講座の設置（19年度設置1件）

・ 臨床評価・分子栄養科学講座（医歯薬学総合研究科：平成19～21年度）

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

・ 公共に要する道路整備事業に必要な本学の土地の一部を譲渡するため、中期計画の変更を申請し認可された。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれのある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

- ・ 役員会での進捗状況確認の結果、全ての計画において中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

- 経費の削減、効率的使用の状況
 - ・ 全学的な管理経費について見直しを行い、清掃費、定期刊行物、複写経費等（平成18年度約30,000千円）の軽減を図った。
 - ・ 「エネルギー管理標準」に基づき省エネ推進活動を行い、エネルギー消費削減により、平成18年度で震団地は前年度比28,000千円、東広島団地は1,900千円の削減につながった。
 - ・ 光熱水料についてインセンティブを考慮し節約努力を反映させるため、決算額の増減により部局長裁量経費に反映させるシステムを構築し、部局等へ還元した。

○自己収入の増に向けた取組

- ・ 大型競争的資金の戦略的獲得に向け、競争的資金部会を16回、部会によるヒアリングを15回開催し、平成18年度は以下の7件の大型競争的資金を獲得した。
- ◎現代的教育ニーズ取組支援プログラム
 - ・ 地域連携薬剤師高度化教育プログラム
 - ・ 学生提案型キャリア形成システム基盤構築
- ◎大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）
 - ・ 研究力の高度化・国際競争力強化派遣事業
- ◎大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）
 - ・ 医療人のための先進的スキル獲得プログラム
- ◎地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム
 - ・ 実践的ヒューマン・コミュニケーション教育
- ◎教員研修モデルカリキュラム開発プログラム
 - ・ エキスパート研修プログラムの開発
- ◎拠点システム構築事業「国際教育協力イニシアティブ」
 - ・ 青年海外協力隊派遣現職教員のサポート
 - ・ 教育に関する我が国の経験の活用
- ◎科学技術振興調整費（先端融合領域イノベーション創出拠点の形成）
 - ・ 半導体・バイオ融合集積化技術の構築

- ・ 科学研究費補助金の採択率及び獲得金額の向上に向けて「科研費対策セミナー」の開催、平成18年度科学研究費補助金申請・採択状況の分析及び分析結果からの今後の対応策を策定した。新規採択率が前年度比1.5ポイント上昇（平成17年度24.0%、平成18年度25.5%）したこともあり、平成17年度に整備した「広島大学科学研究費補助金申請に係る助言制度」をさらに活用するため早期に開始することとした。
- ・ 産学官関連事業の強化により外部研究資金の増額を図るため、専門コーディネーターを2名配置してきた。平成18年4月から東京リエゾンオフィスに、首都圏担当の産学官連携コーディネーター1名を新規配置した。年間で195件の面談（コンタクト含む）を行った。また、呉市、東広島市から1名ずつ産学官連携関連職員を客員研究員（リエゾンフェロー）として、さらに、広島銀行からの出向者1名を非常勤職員として受け入れ、産学共同活動の強化に繋がっている。

○財務情報に基づく取組実績の分析

- ・ 本学の財務状況（平成17年度実績とともに、平成16年度との比較、そして今後の展望）について、学内関係者及び学外利害関係者に対して、適切かつ簡略に説明し、その説明責任を果たすことを目的として、「広島大学財務報告書（2006年度版）」を作成し、広く公表した。一方、学内構成員にも周知し、財務に対する意識の向上を図った。

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

人件費削減に対応するため、教員については教員人員調整部会において、教員以外については大学運営支援体制検討部会において、次のとおりそれぞれ対応した。

○教員について

- ・ 本学の中期計画等と連動した需要や必要性に対応した教員の人員配分案等について検討するため、平成17年6月に役員会の下に「教員人員調整部会」を設置し、検討してきた。
- ・ 同部会では、平成16年5月に役員会の下に設置した教員人員調整会議が策定し、平成21年度までの移行計画に係る基本的な考え方を示した「平成17年度以降の教員の人員配分の基本方針と配分の進め方について」（平成16年9月役員会承認）に則り、平成18年度における教員の人員配分及び人件費削減等について検討した。
- ・ 検討にあたっては、平成21年度までの移行計画の実施・確認を行うとともに、人件費の効率化減も踏まえた全学的視点での配分を行った。

○職員（教員を除く）について

- ・ 大学運営支援体制の整備強化等の施策について検討するため、平成17年6月に役員会の下に「大学運営支援体制検討部会」を設置し、検討してきた。

- ・ 同部会では、全学的視点から業務組織の見直し・整備(職位の見直しを含む)、各組織の職員の人員配分及び人件費削減への対応等について検討を行い、各室等のヒアリング等を経て、平成18年2月に「業務組織の見直し等について(最終まとめ)」を取り纏めた。(平成18年2月役員会承認)
- ・ 平成19年度における職員の人員配分及び人件費削減は、上記「最終まとめ」が示す見直しの方針(グループの適正規模、グループ長のあり方、上位級職員数のあり方及びポスト数の見直しなど)を踏まえて行うとともに、同部会組織活性化検討WGでの業務改善等の検討結果を踏まえ、同部会で検討し、グループ等業務組織の見直しと統合を図り、合わせて9名の人員削減を実施することとした。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

- 平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果
 - ・ 平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果は、『年度計画の記載12事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことにより、「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる』』であった。
- 評価結果の周知
 - ・ 評価結果は、平成18年10月の教育研究評議会、12月の経営協議会で報告を行った。
- 評価結果の運営への活用
 - ・ 「財務内容の改善」に限らず、中期計画及び年度計画全体を順調に実施するため、学長を議長とし、理事・副学長を構成員とした「計画推進会議」を役員会の下に設置(平成18年12月)し、平成17事業年度の評価結果を踏まえ、平成18年度計画の進捗状況を確認するとともに、中期計画及び年度計画の達成に向けての問題点を整理し、解決方法を検討のうえ、計画推進会議構成員を通じて各組織へ周知を図った。

【平成19事業年度】

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

- 経費の削減、効率的使用
 - ・ 全学的な管理経費について見直しを行い、複写機借料・保守料の合算、契約内容の見直し、一般競争の実施等により約40,000千円の節減を図った。
 - ・ 施設の効率的利用に関しては、新たに策定した広島大学面積基準に基づき、基準を超過している部局から教育研究スペースの供出を受け、全学共用スペースとして活用することとした。また、全学共用スペースの利用の仕組みを制度化し、全学共用スペースのレンタルラボにスペースチャージ制度を導入した。

○自己収入の増に向けた取組

- ・ 大学共通の運営に充てることのできる外部からの寄附金受入の拡大方策として、広島大学基金を創設し、寄附金募集を開始した。基金の使途としては、学生奨学金に当面充てることとしているが、将来的には、教育研究環境の整備等へ充てることも視野に入れている。
- ・ 競争的資金の公募にかかる情報を学内に伝達するため、電子掲示板を活用して公募情報等を掲載し、研究シーズを持つ教員へ早期に伝達できるようにするとともに、学術室に競争的資金担当の職員を配置した。

なお、平成19年度におけるGP等の獲得実績は次の9件である。

- ◎特色ある大学教育支援プログラム
 - ・ 協調演習による理学的知力の育成支援
- ◎現代的教育ニーズ取組支援プログラム
 - ・ 子どもの心と学び支援プログラムの展開
- ◎専門職大学院等教育推進プログラム
 - ・ 実務技能教育指導要綱作成プロジェクト【共同申請】
- ◎大学院教育改革支援プログラム
 - ・ 文理融合型リサーチマネージャー養成
 - ・ グローバルインターンシップ推進拠点の形成
 - ・ Ed. D型大学院プログラム
 - ・ 世界レベルのジオエキスパートの養成
 - ・ 数理生命科学融合教育コンソーシアムの形成
- ◎がんプロフェッショナル養成プラン
 - ・ 銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム【共同申請】

○財務状況に基づく取組実績の分析

- ・ 国立大学法人にとって業務実績の説明責任を果たすことは、重要度の高い事項である。財政面においても、社会に対する説明責任を果たし、透明度の高い財務運営を図るため、財務情報をわかりやすいかたちで公表していくこととしており、広島大学財務報告書(2007年度版)を作成し、これを学内外へ向けて公表した。(本学Webサイトに掲載)平成18年度決算を中心に財務状況の実績と昨年度等との比較による分析や今後に向けての検討課題等も掲載した。

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

人件費削減に対応するため、教員については教員人員等検討会議において、教員以外については業務体制検討会議において、次のとおりそれぞれ対応した。その結果として、1%相当額(250百万)を削減することができた。

○教員について

- ・ 本学の中期計画等と連動した需要や必要性に対応した教員の人員配分案等の検討については、役員会の下に設置した「教員人員調整部会」を見直し、その機能を有した「教員人員等検討会議」を新たに設置し、行ってきた。
- ・ 同会議において、「平成17年度以降の教員の人員配分の基本方針と配分の進め方について」(平成16年9月役員会承認)に則り、平成21年度までの移行計画の実施・確認を行うとともに、人件費の効率化減も踏まえた平成20年度における教員の人員配分等について検討を行い、平成19年度と比較して11ポストの減を行うこととした。

○職員(教員を除く)について

- ・ 大学運営支援体制の整備強化等の施策の検討については、役員会の下に設置した「大学運営支援体制検討部会」を見直し、その機能を有した「業務体制検討会議」を新たに設置し、行ってきた。
- ・ 同会議において、「業務組織の見直し等について(最終まとめ)」(平成18年2月役員会承認)が示す見直しの方針(グループの適正規模、グループ長のあり方、上位級職員数のあり方及びポスト数の見直しなど)により、平成20年度における職員の人員配分及び人件費削減への対応について検討し、グループの再編・統合の実施も踏まえ9名分の人件費削減を行うこととした。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

○平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果

- ・ 平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果は、『年度計画の記載19事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことにより、「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる』』であった。

○評価結果の周知

- ・ 評価結果は、平成19年10月の教育研究評議会に報告のうえ、電子掲示板にも掲載して構成員への周知を図っている。

○評価結果の運営への活用

- ・ 「財務内容の改善」に限らず、中期計画及び年度計画全体を順調に実施するため、平成18年度に設置した「計画推進会議」や役員会において、平成18事業年度の評価結果を踏まえて、平成19年度計画の進捗状況を確認し実行するとともに、年度計画を超える広島大学アクションプラン2007に基づいた実行計画を実施した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報の提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	評価データシステムの導入を図るなど、学内評価体制を整備する。
------	--------------------------------

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
<p>【74】 【自己点検・評価の改善に関する具体的方策】</p> <p>①評価結果が具体的な改善に直結する効率的な自己点検・評価を行う。</p> <p>②ERP（統合基幹業務システム）を導入し、そこに蓄積されるデータの分析を基に、各副学長の下に設置する「室」が関連する事項について継続的な自己点検を行う。</p> <p>③各組織においても、継続的な自己点検・評価を実施し、改善策に反映させる。</p>	/			<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 自己点検・評価を実施し、当該結果等を基に、次のとおり改善を行い、学内評価体制の整備を行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自己点検・評価」、「国立大学法人評価」、「認証評価」に対応した自己点検・評価システムを構築した。 ・広島大学経営戦略データウェアハウス構築プロジェクトを設置し、大学評価・学位授与機構が開発した大学情報データベース及び科学技術振興機構が開発した研究開発支援総合ディレクトリに対応が可能で、経営戦略データが活用可能な4つのサブシステムとして経営戦略データウェアハウスの構築を開始した。 ・経営戦略データが活用可能な4つのサブシステムの一つの教員活動状況調査システムについて、現行のシステムの機能を強化した設計を行い、教員個々の自己点検・評価に資することができた。 ・年度計画の実施状況報告書を各組織ごとに作成し、当該報告に対する評価委員会の意見のフィードバックによる改善等を実施した。 	平成20年度から平成21年度にかけて、「自己点検・評価」、「国立大学法人評価」、「認証評価」に対応した自己点検・評価を行い、PDCAサイクルの定着を図るとともに、ERPを用いた組織情報収集・提供システムを用いて各組織でのデータ利用の普及を図るなど、システムの運用を確立し、教員活動状況調査システムによる各種分析方法を開発するなど、各組織の自己点検評価及び改善策に反映できる仕組みを確立することにより、中期計画は達成される。		
		<p>【74】 ①「自己点検・評価」、「国立大学法人評価」、「認証評価」に対応した自己点検・評価を行い、構築した自己点検・評価システムの検証・見直しを行う。</p>	III	III	<p>（平成19年度の実施状況） ①評価の区分ごとに、自己点検・評価を行い、次のとおり自己点検・評価システムの検証・見直し等を行った。 「自己点検・評価」</p>		

		<p>平成18年度に構築した「自己点検・評価」の項目のうち、個人評価である教員活動状況報告書の項目について、評価委員会で検討を行い、全学で教員の個人評価を実施するとともに当該報告書をWebで公開した。</p> <p>「国立大学法人評価」 平成18年度に構築した「国立大学法人評価」に対応した自己点検・評価」項目に沿って、評価委員会で検討を行い、例年作成している評価要項の見直し及び「国立大学法人の中期目標期間の業務実績評価への対応について」の作成を行うなど、システムの検証を実施した。</p> <p>「認証評価」 国立大学法人評価の観点と認証評価における観点を比較検討し、現状での問題点を洗い出し、解決策の原案を策定した。</p>		
	<p>②経営分析、自己点検・評価及び認証評価機関による認証評価に資するため、ERPを用いた組織情報収集・提供システムを開発する。</p>	<p>III ② システムの根幹となる情報収集項目について検討し、大学の基礎情報である「資料でみる広島大学」及び大学情報データベースの項目を根幹とすることとし、システムを中心とする基本設計を行った。</p>		
	<p>③a. 新教員活動状況調査システム（仮称）の運用を開始する。</p>	<p>III ③a. 教員の個人評価のほか、国立大学法人評価、認証評価の項目にも対応した新教員活動状況調査システムの運用を開始させ、継続的な自己点検・評価に用いるデータ提供が可能となった。</p>		
	<p>③b. 管理職研修により、組織目標の達成状況を把握し、改善につなげる仕組みを試行する。</p>	<p>IV ③b. 年度計画【52】③の『平成19年度の実施状況』を参照。</p>		
<p>【75】 【評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策】</p> <p>①各組織では、自己点検結果に基づいて具体的な改善を図るとともに、改善結果を含め自己点検結果を公表する。</p> <p>②各組織が行う点検・評価及びそれに基づいた改善結果について、「学長室」において全学的視点から分析・再評価し、それ</p>	<p>【75】</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 自己点検・評価の評価結果を次のとおり活用し、大学運営の改善に資することができた。 ・所掌業務に係る自己点検・評価に基づく改善及び結果の公表を実施し、公表等に対して寄せられた意見を参考にした更なる改善策の策定を行った。 ・自己点検・評価及びそれに基づく改善を全学的視点から分析・再評価し、中期計画の達成に結びつける学長マネジメントレビュー体制の整備を行った。</p>	<p>平成20年度から平成21年度にかけて、各組織が行う点検・評価及びそれに基づいた改善結果について、学長室において全学的視点から分析・再評価し、それに基づいて学長は中期計画を達成するため、学長マネジメントレビューの運用を確立することにより、中期計画は達成される。</p>	
		<p>(平成19年度の実施状況)</p>		

<p>に基づいて学長は中期計画の達成，教育研究の質的向上に努める。</p>	<p>①各組織では，自己点検結果に基づいて具体的な改善を図るとともに，改善結果を含め自己点検結果を公表することを定着させる。</p> <hr/> <p>②各組織が行う点検・評価及びそれに基づいた改善結果について，学長室において全学的視点から分析・再評価し，それに基づいて学長は中期計画を達成するため，学長マネジメントレビューの運用を開始する。</p>	<p>III</p>	<p>III ① スリムでシンプルな運営体制を目指し，各理事の職務分担及び権限と責任をより明確にすることにより，理事を長とする教職員一体型の室（教育室，学術室など計5室）に見直し，ホームページ及び広報誌等で公表した。</p> <p>また，これまで役員会の下に設置していた部会等を廃止して，各理事の権限と責任の下に機能を移行するとともに，教員は教育研究に専念できる環境を推進するために，各理事室の下に設置していた会議等を各室において整理し，学内へ公表した。</p> <p>教員の個人評価については，「広島大学における教員の個人評価の基本方針」に基づき，評価委員会において，自己点検・評価結果の公表を行った。</p> <p>さらに，次の組織において，自己点検・評価結果を行い，公表した。</p> <p>【外部評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原爆放射線医科学研究所 ・法務研究科 ・放射光科学研究センター ・文書館 <p>【自己点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合科学研究科・総合科学部 ・教育学研究科・教育学部 ・理学研究科・理学部 ・保健学研究科 ・生物圏科学研究科・生物生産学部 ・自然科学研究支援開発センター ・先進機能物質研究センター <hr/> <p>IV ② 中期計画，年度計画，課題等の進捗状況や，今後の実施予定などを定期的に点検する。学長マネジメントレビューを行い，達成，改善に向け活用することができた。</p> <p>また，年度計画の実施状況報告書を各組織ごとに作成し，当該報告に対する評価委員会の意見のフィードバックによる改善等を実施した。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報の提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標 社会に対する説明責任を重視し、大学運営全般にわたりその状況をホームページ及びメールマガジン等を利用して情報提供を行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 年 期 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 年 期 度	中 年 期 度
<p>【76】 【大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策】</p> <p>①教育研究，組織運営，人事，財政など大学運営全般にわたり，その状況をホームページ及びメールマガジン等を利用して積極的な情報提供を行う。</p> <p>②各種出版物，インターネット等を通じた情報発信体制を拡充強化する。</p> <p>③情報提供を容易にするため，公開の対象となる情報について恒常的に整理・保存する。</p>			<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 大学情報の公開・提供及び広報などの体制整備を行い，次のとおり学内外に向けて積極的な公開・提供・広報などを行い，大学の活動を広く発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会連携推進機構ホームページなどの開設 ・学長の情報発信としての「ムタ・メールマガジン」の定期的発行 ・電子事務局(学内教職員向け)への各種情報掲載 ・ステークホルダー毎の広報誌の発行など，対象に応じた積極的な情報提供及び適切な広報活動 ・大学として統一されたデザインによる情報発信のためのウェブマネジメントシステムの導入 ・留学生による本学ホームページ(英語版)のコンテンツ・レビューの実施及びレビュー結果による改善 ・公開の対象となる情報の恒常的な整理・保存 ・個人情報保護士の資格取得者の輩出 ・個人情報漏洩対応マニュアル等の作成 	<p>これまでの取組により中期計画を上回って達成したが，広報を大学運営の重要な戦略ととらえ，引き続き，ホームページ及び各種出版物の見直しを行うとともに，公開対象の情報の整理を行い，大学情報の積極的な公開・提供及び広報を行う。</p>		
		<p>【76】 ①a. 「広島大学ウェブマネジメントシステム」の導入を促進する。また，部局サイトのコンテンツの統一化に向けた検討</p>	IV IV	<p>（平成19年度の実施状況） ①a. 今年度新たに，工学研究科がウェブマネジメントシステムを導入した。この結果，8学部，10研究科，病院，その他10施設への導入が</p>		

<p>に着手する。</p>	<p>完了し、大学として統一されたデザインによる情報発信体制を、さらに前進させることができた。</p>
<p>①b. ホームページ、広報紙等を活用して、積極的な情報提供を継続的に行う。</p>	<p>III ①b. 教職員にホームページを活用した情報発信への認識が深まり、特に、全学トップページの「お知らせ欄」への情報掲載件数は、400件を超え、昨年度（375件）を上回った。 広報誌については、学生・教職員・保護者・訪問者・入学希望者など、対象に応じた出版物を作成し、適切な広報活動を行うことができた。 平成19年5月に学内に設置した北第三福利会館（愛称：ラ・プラス）と本部棟玄関にスクリーンを設置し、文字情報を中心とした情報提供を開始した。</p>
<p>②a. 各種出版物やホームページの整備を更に充実する。</p>	<p>IV ②a. 教職員向け広報誌について、年2回発行の「HU-information」を廃止し、新たに、経営層からの情報を一元的に発信する冊子「広大通信・広大人通信」を刊行した。平成19年11月に創刊号を発行し、以後、毎月発行することで、さらに情報共有を図ることができた。 大学院入試過去問の掲載やブログの開設、ニューズレターや留学生向けパンフレットの発刊など、対象に応じてホームページや出版物を整備し、適切な広報活動を行うことができた。 全学公式Webサイトの日本語版と英語版について、ユーザビリティやアクセシビリティがさらに増すよう、トップページ等のデザインの見直しに着手した。リニューアル予定は平成20年4月である。 大学紹介冊子「広島大学案内」について、発行後4年が経過したことから内容を抜本的に見直すこととし、編集コンセプトやキャッチフレーズを決め、2008年度版の編集作業を開始した。</p>
<p>②b. 外国への広報（広報パンフレット、ウェブページの作成・管理等）を効果的・効率的にする方策を担当する専任スタッフを配置する。</p>	<p>III ②b. 外国への広報を効果的・効率的に行うため、専任の広報担当職員1名（英語のネイティブスタッフ）を配置した。</p>
<p>③a. 情報提供を容易にするため、公開の対象となる情報について恒常的に整理・保存を継続して行う。</p>	<p>III ③a. 法人文書を継続して法人文書管理簿で整理し、定められた方法期間での保存を行うことにより、情報提供を容易にしている。</p>
<p>③b. 情報開示に関連する先例、判例、事例等を収集・研究し、迅速な開示を行</p>	<p>III ③b. 担当者の資質向上のため、研修会参加、内閣府の答申の収集、分析を行った。</p>

	う。		また、より高度な開示・不開示判断が必要な開示請求に対しては、法律専門家（法務研究科教授）からの指導，助言を得て，迅速，かつ的確な判断のもとに開示等の決定を行った。		
	③c. 個人情報保護士の資格取得を推進する。	III	③c. 個人情報保護士の資格取得を推進し，平成19年度は4名が資格を取得した。		
	③d. 個人情報の監査を実施する。	III	③d. 監査室と総務室で個人情報の監査を16部局で実施した。		
			ウェイト小計		

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
- ② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

(1) 自己点検・評価関係

○評価体制等の確立

平成16年度には、各副学長室・部局等の組織それぞれに権限と責任を付与し、目標達成に向けた内発的動機付けを与え、各組織が企画・立案、執行、点検・評価、改善を行い、主体的、自律的に学習、成長するようにした。また、その評価結果と改善状況に対して、学長の下で全学的な視点からさらに点検・評価するため評価委員会を設置し、二階層の評価制度を立ち上げている。

平成17年度は、評価結果を改善に結びつけるための方策として、平成16年度の実施状況の改善課題について、評価委員会主体で全学的にアンケート（管理的業務に携わっている教員約100名対象、主査以上の職員約300名対象）を実施した。

アンケートの結果、組織運営の問題として、

- ① 計画立案と決定の手続きと手法
- ② 計画と実施責任及び組織間の調整
- ③ 各級管理者のリーダーシップ
- ④ 予算との関連付け（平成16年度の予算配分について）
- ⑤ 評価と次年度計画及び予算への反映
- ⑥ 各室、部・センターの組織内部の連絡調整や権限関係の問題
- ⑦ 各室相互の関係
- ⑧ 各室と部局等組織の関係
- ⑨ 管理運営の不効率と負担問題について
- ⑩ コミュニケーション及び全学的なビジョン共有の方法について

の課題が浮かびあがってきた。中期目標期間は6年間であり、初年度に中期計画を達成するための課題を見出したことで、中期計画の達成に向けて成果があったと言える。

また、国立大学法人評価、認証評価、自己点検・評価に包括的に対応する評価システムの構築に向け、効率的な評価活動を実施した。法人評価対応としては、本学独自の評価チェックシートによる自己評価は継続して実施し、平成16年度の経験を踏まえ「目標・計画関連表」の作成は行わないこと、大学経営指標を確立するまでの間は「ログ・フレーム」の作成は行わないなど修正を加え、効果的な評価活動を推進した。

平成18年度は、マネジメントレビュー体制の整備として、学長を議長とし、理事・副学長を構成員とした計画推進会議を設置（平成18年11月）し、平成17事業年度の評価結果を踏まえ、平成18事業年度計画の進捗状況を確認するとともに、中期計画及び年度計画の達成に向けての問題点を整理し、解決方法を検討のうえ、計画推進会議構成員を通じて、改善及び計画の推進について、各組織へ周知した。

また、評価委員会が大学評価に関する諸事項を担い、特に国立大学法人評価、認証評価、自己点検・評価等への対応を行ってきたことから、実績報告書及び自己評価報告書の提出期限が6月末であること、評価関係業務の重要性等を考慮し、委員の任期を年度末から6月末とした。

さらに、評価委員会の構成員（計20名）についても、部局の目標・計画は大学の中期目標及び中期計画等と密接な関係があることから、各研究科の副研究科長クラスの者と学内の評価に識見のある者とした。（平成18年7月）

教員評価制度としては、平成17年度に学長に答申された基本方針（案）を基に、企画会議、評価委員会で検討を行い、教育・研究等大学の諸活動の質的向上と活性化を目指した「広島大学における教員の個人評価の基本方針」をとりまとめた。（平成19年2月）

○各組織におけるPDCAサイクルの確立のための取組

「学長室」並びに各副学長及び各部局長の下に設置する「室」において、教職員が一体となって、教学及び経営の両面における大学運営に関する企画・立案(P)、執行(D)、評価(C)及び改善(A)に当たるとともに、PDCAサイクルに沿って業務を効率的に行う体制を整備することについて、次のとおり実施した。

・マネジメントシートによる目標管理

大学運営に関する企画・立案、執行、評価及び改善のため、具体の運営ツールとして「広島大学マネジメントシート」を開発・試行し、学長室、学術室、情報政策室及び総務室（総務部）の4組織において、平成18年7月から年度計画及びアクションプランの進捗状況管理を試行し、平成18年9月には報告会を開催した。

これにより、本ツールの有用性が確認できたことから、引き続いて、監査室、教育室、社会連携室、財務室、総務室（人事部）、附属学校室、生物圏科学研究科及び国際協力研究科の8組織への展開を進めた。

・ISO9001を活用したPDCAサイクルの実現

病院では、平成17年度から3年計画でISO9001の導入に取り組み、平成17年度、平成18年度に取り組んだ部署が認証を取得し、ISO9001の品質マネジメントシステムを活用し業務の改善を進めている。引き続き、3年目に認証取得を計画している部署でも、ISO9001の勉強会などに取組を実施した。

(2) 情報提供

○広報体制

平成16年度は、国立大学法人広島大学の発足をPRするために本学の取組や中期目標・中期計画などをわかりやすく解説した「法人パンフ」を作成し、広く関係方面に配布した。

また、社会、地域及び企業を主な対象にした、「到達目標」及び「教育」、「研究」、「社会貢献」を中心にした本学の特徴や独自性の紹介に重点を置いた「本編」と学生数などのデータ類を纏めた「資料編」から構成する新たな「大学案内」を作成し、広く関係方面に配布した。

さらに、学内広報誌として長く愛読されてきた「広大フォーラム」を平成16年度限りで廃刊することとし、平成17年度から「学生向け」、「教職員向け」、「保護者向け・外部向け」とステークホルダーを明確にした3つの広報誌を創刊することとし、より読みやすくまた親しみやすい広報誌とするための準備作業を進め、それぞれ次のとおり刊行している。

- ・学生向け広報誌名称：「HU-style」12,000部
創刊：平成17年4月、発行：年4回
- ・教職員向け広報誌名称：「HU-Information」約5,000部
創刊：平成17年7月、発行：年2回
- ・保護者向け広報誌：「広島大学だより」20,000部
創刊：平成17年5月、発行：年1回

○キャンパスツアー等

地域住民等への情報発信機能の一つであるキャンパスツアーについては、平成14年5月にスタートし、平成19年3月末迄に238回のガイドを行ってきたが、平成18年度に問題点等の見直しを行い、平成19年度からはキャンパスガイドとしてリニューアルし、地域連携センターと総合博物館が連携して実施することとした。

なお、キャンパスツアー以外の大学見学等についても、随時受け付けを行っている。

○広報ガイドラインの作成

学内外との情報コミュニケーションを通し、本学教職員・学生のユニバーシティ・アイデンティティを高めつつ、本学にふさわしいブランドイメージを確立することを基本理念とした「広報ガイドライン」を平成18年度に作成した。

また、同ガイドラインでは、各組織の効率化の促進と本学のブランドイメージ確立の双方の狙いから、広報活動全般にわたる共通指針としても示した。

○電子事務局の活用による情報共有

大学運営に関する情報の構成員への伝達方法を、従来の各部局の教授会経路による学内教職員への伝達方法から改め、電子事務局を活用し、教職員に正確かつ迅速に伝える方法に改めることにより、「ビジョン共有型運営」を目指した。

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

本学の中期目標・中期計画は、計画推進会議や役員会で進捗状況を確認し、中期計画期間中に達成可能と判断したため、中期目標・中期計画の変更の必要はないと考えて、中期目標・中期計画の変更はしていない。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む。）等、当該項目に関する国立大学法人の状況について自由に記載してください。

上記③で述べたとおり、全ての計画について中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

【平成19事業年度】

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
- ② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

(1) 自己点検・評価関係

○評価の区分毎の自己点検・評価システムの検証・見直し等

「自己点検・評価」

平成18年度に構築した「自己点検・評価」項目のうち、個人評価である教員活動状況報告の項目について、「広島大学における教員の個人評価の基本方針」（平成19年5月15日教育研究評議会・役員会承認）に基づき各組織が試行した評価項目を一覧表として整理し、各組織における次年度の参考とするために配付した。

「国立大学法人評価」

平成18年度に構築した「国立大学法人評価に対応した自己点検・評価」項目に沿って、評価委員会で検討を行い、例年作成している評価要項の見直し及び「国立大学法人の中期目標期間の業務実績評価への対応について」の作成を行うなど、システムの検証を実施した。

また、平成20年度に実施される法人評価のうち、大学評価・学位授与機構が実施する教育研究の状況の評価に関して、学内での理解を深めるために、大学評価・学位授与機構から講師を招いて「「中期目標期間の評価」において実施する教育・研究の状況の評価に関する学内説明会」と題して講演会を実施（7月23日）するとともに、評価委員会による勉強会を実施（10月23日、26日）した。

「認証評価」

中期目標期間に係る評価の観点と認証評価における観点を比較し、相互活用するための方策を検討するとともに、現状での問題点を洗い出し、対応策の原案を策定した。

○組織情報収集・提供システムの開発

経営分析、自己点検・評価及び認証評価機関による認証評価に資するためのシステムの基本となる項目について検討を行い、大学の基礎情報である「資料でみる広島大学」及び大学情報データベースの項目を基本とすることとして、システムの中心となる基本構造の設計を行った。

○新教員活動状況調査システムの運用開始

国立大学法人評価、認証評価の項目にも対応した新教員活動状況調査システムを構築し、平成19年10月から運用を開始した。運用開始に当たっては、評価委員会委員長が中心となって各部署を巡って操作説明会（計16回）を行い、管理者、入力者別にマニュアルを作成・配付するとともに、操作に当たってのQ&AをWebに公開した。

本システムは各種評価活動のみならず、本学に所属する約1,800名の研究者の専門分野、研究内容、担当教育科目などを紹介する研究者総覧の元データや、研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)への情報提供も行っている。

(2) 情報提供

○広報誌の見直し

教職員向け広報誌について、年2回発行の「HU-information」を廃止し、新たに、経営層からの情報を一元的に発信する冊子「広大通信・広大人通信」を刊行した。平成19年11月に創刊号を発行し、以後毎月1回発行することで、さらに情報共有を図っている。

また、大学紹介冊子「広島大学案内」について、発行後4年が経過したことから内容を抜本的に見直すこととし、編集コンセプトやキャッチフレーズを決め、2008年度版の編集作業を開始した。

○ホームページの充実

大学院入試過去問の掲載やブログの開設、ニューズレターや留学生向けパンフレットの発刊など、各部署が対象に応じてホームページや出版物を整備し、適切な広報活動を行った。

また、全学公式Webサイトの日本語版と英語版について、広報グループと国際部が密接な連携をとり、ユーザビリティやアクセシビリティがさらに増すよう、トップページ等のデザインの見直しに着手した。

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

本学の中期目標・中期計画は、役員会での進捗状況確認の結果、全ての計画について、中期計画期間中に達成可能と判断していることから、現状では中期目標・中期計画の変更の必要はないと考える。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む。）等、当該項目に関する国立大学法人の状況について自由に記載してください。

上記③で述べたとおり、全ての計画について中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

- 情報公開の促進
 情報公開については、大学全体については情報政策室、また、入学希望者及び教育・学生生活等については教育室、情報公開制度等については総務室がそれぞれ中心となって促進を図っている。
- 情報化への取組
 広島大学における情報基盤整備に関する基本方針（平成18年2月）に基づき、本学の情報化への取組を学内外にアピールする目的で、公式Webサイトに関連のコンテンツを掲載（平成18年10月）した。
 その内容は、①HINETなどの情報通信基盤の整備状況、②情報セキュリティへの取組状況、③キャンパス・ユビキタス・プロジェクトなどの教育の情報化関係、④業務系情報システム「もみじ」などの大学運営支援体制等である。
- ステークホルダー毎の広報誌の発行
 ステークホルダー毎に視点を変えた広報が重要であるとの考えのもとに、本学学生対象に「HU-style」、職員対象に「HU-information」、保護者対象に「広島大学だより」、訪問者対象に「大学案内」、入学希望者を対象に「広島大学で何が学べるか」等の広報誌を発刊するとともに、オープンキャンパス来訪者用に「イラストマップ」を作成し、公表している。
- ホームページの活用
 本学の長期ビジョンで掲げている「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」の実現に向けて、その基本戦略の柱の1つである「社会貢献」を全学的な戦略のもとに進めるために、社会連携担当の副学長を機構長とし「社会連携推進機構」を平成16年4月に設置した。この機構のホームページを開設（平成16年10月）し、大学運営、特に社会貢献に関する積極的な情報提供に行った。
 また、本学ホームページ上の学部一覧表示サイトのデザインを「広島大学で何が学べるか」のイメージに合わせたものに改訂し、入学希望者が親しみやすいものにした。
- 大学運営情報の公開
 大学運営情報として、経営協議会の議事録等を公開し、また、ホームページ上に情報公開のご案内として情報公開制度、個人情報保護制度、法定公開情報はもちろんのこと、その他の情報についても積極的に公開している。
- 従前の業務実績の評価結果の運営への活用
 平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果『各種評価活動の基礎となる教員活動状況データベースについては、教員のデータ入力率向上に向けた一層の取組が求められる。』に対しては、次の事項に取り組み、改善に繋げた。

- ・ 部局長連絡調整会議等を通じて、教員活動状況調査システムの「教員活動報告書」のファイル出力機能の開発等を周知するとともに、教員の入力促進及び各組織における一層の利活用を促している。
 例として、総合科学研究科・総合科学部では、従来、自己点検・評価報告書を年報という形で公表していたが、平成18年度より、教員活動状況調査システムを利用した新たな自己点検・評価報告書を作成することも目的とし、教授会及び電子メール等により、教員に対し入力することを促した。
 その結果、ほとんどの教員が入力し、平成19年3月に自己点検・評価報告書を刊行し、公表している。
 医歯薬学総合研究科では、平成18年度に任期が満了する助手について、教員活動状況調査システムを活用（入力率97%）して評価し、任期満了時の評価を実施した。
- ・ 教員活動状況調査システムについて、「入力しやすい」、「活用しやすい」の観点を重要視した新システムを開発することとし、平成19年度の稼働に向けて取り組んだ。

【平成19事業年度】

- 情報公開の促進
 法律で公開を義務づけられている情報の提供を容易にするため、公開の対象となる情報について、恒常的に整理・保存・集約を行い、公開している。また、本学の法人文書についての情報を整理し「法人文書ファイル管理簿」として公開している。
 また、より高度な開示・不開示判断が要求される開示請求に対しては、法律専門家（法務研究科教授）からの指導、助言を得て、迅速、かつ的確な判断のもとに開示等の決定を行っている。
- 個人情報保護
 さらに、個人情報保護に関して詳しく理解した職員を育成するために、個人情報保護士の資格取得を推進し、平成19年度は4名が資格を取得した。
 監査室と総務室で個人情報の監査を16部局で実施し、適正な個人情報管理の徹底を図った。
- 情報化への取組
 教職員にホームページを活用した情報発信への認識が深まり、各部局がコンテンツや管理体制の整備を着実に進め、学内外に向けて積極的に情報を提供している。特に、全学トップページの「お知らせ欄」への情報掲載件数は、400件を超え、昨年度（375件）を上回った。（年度計画76-①b）

○ステークホルダー毎の広報誌の発行

本学学生対象に「HU-style」、職員対象に「HU-information」、保護者対象に「広島大学だより」、訪問者対象に「大学案内」、入学希望者を対象に「広島大学で何が学べるか」等の広報誌を継続して発刊するとともに、オープンキャンパス来訪者用に「イラストマップ」を作成し、公表した。

特に、教職員向け広報誌については、「HU-information」を廃止し、新たに、経営層からの情報を一元的に発信する冊子「広大通信・広大人通信」を刊行した。平成19年11月に創刊号を発行し、以後、毎月発行することで、さらに情報共有を図ることができた。(年度計画76-②a)

○ホームページの見直し

外国への広報を効果的・効率的に行うため、専任の広報担当職員1名(英語のネイティブスタッフ)を配置するとともに、全学公式Webサイトの日本語版と英語版について、ユーザビリティやアクセシビリティがさらに増すよう、トップページ等のデザインの見直しに着手した。リニューアルは平成20年4月予定である。(年度計画76-②a)

○大学運営情報の公開

大学運営情報として、経営協議会の議事録等を公開し、また、ホームページ上に情報公開のご案内として情報公開制度、個人情報保護制度、法定公開情報はもちろんのこと、その他の情報についても積極的に公開している。

○従前の業務実績の評価結果の運営への活用

平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果『各種評価活動の基礎となる教員活動状況データベースについては、教員のデータ入力率向上に向けた一層の取組が求められる。』に対して、次の事項に取り組み、改善に繋げた。

- ・ 新教員活動状況調査システムを構築し、平成19年10月から運用を開始した。運用開始に当たっては、評価委員会委員長が中心となって各部局を巡って操作説明会(計16回)を行い、管理者、入力者別にマニュアルを作成・配付するとともに、操作に当たってのQ&AをWebに公開した。
データ入力率は、大学全体として92.6%であった。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要事項
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	① 全キャンパスを包括した全学の施設整備基本計画を策定し、各キャンパスの特徴を活かした施設整備を計画的に実施する。 ② 教育研究基盤施設設備、情報通信基盤・情報環境、交流施設を重点的に整備する。 ③ 社会に開かれた美しく快適なキャンパスを実現するために、安全、アメニティ、環境に十分配慮した施設等の整備・管理を行う。 ④ 施設設備の一元的管理を行い、それらの効率的・弾力的利用を推進する。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【77】 【施設等の整備に関する具体的方策】 ① 構成員や学外者の利便性・安全性に配慮した交通整備計画を策定し、整備を推進する。 ② 安全と環境に配慮し、各キャンパスの特性を活かした教育研究環境整備を推進する。 ③ 老朽した施設、先進医療に対応した病院整備、社会連携活動推進施設の整備を推進する。 ④ 情報セキュリティに優れた高機能情報通信基盤・環境、情報機器を整備充実する。	【77】 ① 構成員や学外者の利便性・安全性に配慮しながら策定した交通整備計画により整備を行う。	III	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 東広島キャンパス及び霞キャンパスの交通整備計画を策定し、この計画により整備を進めた。また、施設パトロールの実施結果と「特殊建築物の定期報告」に基づく病院を含めた施設の改善整備を実施した。このほかにも情報セキュリティ関連については、情報セキュリティポリシーの施行、次期学内ネットワークの整備に向けた計画の策定等を実施した。これらにより、老朽した施設を中心として、安全と環境に配慮した整備、セキュリティに優れた情報基盤の整備を着実に進めることができた。	引き続き、交通整備、教育研究環境整備、情報セキュリティに優れた高機能情報通信基盤・環境、情報機器の整備充実を行うことにより、中期計画を上回って達成される。		
				（平成19年度の実施状況） ① 改善ニーズを踏まえ、より利便性・安全性に配慮した改善整備として、引き続き外灯の増設(41基)、道路の改修(12件)等を実施した。			
	② 教育研究ニーズを踏まえ、安全・安心な教育研究環境を確保するため、引き続きスロープ・手すりなど身体障害者に配慮した整備(11件)を実施した。						
	③ 老朽した施設の改善として、薬学部研究棟・附属学校校舎など、4棟の大規模改修工事を行った。						
	④a. キャンパス情報ネットワーク（H	III	III	④a. キャンパス情報ネットワーク（HINET）の			

	<p>I N E T) の更新に着手する。</p> <hr/> <p>④b. 次期事務用電子計算機システムの仕様を決定する。</p> <hr/> <p>④c. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局の仕様を決定する。</p> <hr/> <p>④d. 教育研究用計算機システムの更新に向け検討を開始する。</p> <hr/> <p>④e. 次期図書館システム構築に向け、情報政策室や情報メディア教育研究センター等と連携しながら、セキュリティとユーザビリティを両立させるシステムの導入を図る。</p> <hr/> <p>④f. 情報政策室や情報メディア教育研究センター等と連携しながら、学生の学習環境改善のために、情報セキュリティに優れた図書館内の情報機器の整備充実を図る。</p>	<p>仕様策定委員会（平成18年9月21日設置）において、平成19年7月20日に仕様を決定し、調達事務を開始した。平成19年度中に整備を完了し、平成20年度から運用を開始する。</p> <hr/> <p>IV ④b. 年度計画【52】①aの『平成19年度の実施状況』を参照。</p> <hr/> <p>IV ④c. 年度計画【52】①bの『平成19年度の実施状況』を参照。</p> <hr/> <p>III ④d. 副理事（情報担当）が座長を務める「情報化戦略会議（構成員：10名）」の下に、平成21年度末に更新時期を迎える次期IMC電子計算機システムの全学的な最適化を視点に、一元的な整備と管理の必要性等を検討するため、「IMC次期電子計算機更新検討SWG」を設置（平成19年11月27日）し、検討を開始した。</p> <hr/> <p>III ④e. 「広島大学図書館電子計算機システム仕様書」の策定において、セキュリティとユーザビリティを両立させるシステムを意識した仕様策定及び入札を行い、平成20年度から稼働させることとした。</p> <hr/> <p>III ④f. 学生の学習環境改善として、東広島キャンパス北地区の教育用端末の不足に対応し、情報メディア教育研究センターのセキュリティ管理を施した教育用端末を、中央図書館に集中的に配置する計画を作成し、平成21年度から配置することとした。</p>	
<p>【78】 【施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策】</p> <p>①全学の施設整備基本計画を策定し、施設マネジメント体制の下で施設整備の一元的管理を推進する。</p> <p>②全学的な施設の整備・利用状況に関する点検調査を実施し、効果的な改修整備と施設の有効活用を図る。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>施設マネジメントを推進するため、システム導入に向け仕様書の作成を進めたほか、施設マネジメント会議等を中心に施設の一元的管理の方策の検討、光熱量の縮減活動、学内面積基準の作成等の活動を行った。また、全学的な観点から施設利用実態調査を実施し、調査対象部局へ改善勧告を実施した。そのほか、施設パトロールの実施結果に基づく老朽施設等の改修整備を実施した。これらの活動を通じて、施設の全学一元的管理に向けた体制の検討を進めることができたほか、施設の改修整備と有効活用を行うことができた。</p>	<p>これまでの取組により中期計画は達成したが、引き続き、施設等の有効活用及び維持管理のため、継続して次の事項を実施することにより、中期計画を上回って達成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備基本計画の策定については、これまでの取り組みを見直しながら実施する。 施設の利用状況調査等を毎年実施し、効果的な改修整備と施設の有効活用のため

	<p>【78】</p> <p>①a. 施設マネジメントシステムの導入を年次計画で進める。</p> <hr/> <p>①b. 施設整備基本計画の策定・見直しを行う。</p> <hr/> <p>①c. 施設の一元管理を推進するために、施設マネジメントの執行体制を確立する。</p> <hr/> <p>②施設の利用状況調査等を毎年実施し、効果的な改修整備と施設の有効活用のための方策を見直す。</p>	<p>III III</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>①a. 施設マネジメントのコスト、クオリティに関する部分においては、維持保全のため全学営繕執行計画に基づき業務を実施している。スペースに関する部分においては、広島大学面積基準（配分施設面積基準）を作成し、同基準によりスペースの是正を開始した。 これらの取組みにより、適切な改善(新たな実験を実施するための部屋の模様替え等)が実施され、支障なく教育・研究活動が行われている。また、スペース配分の是正により、施設の有効利用が図られた。</p> <hr/> <p>III ①b. 施設は各部局に属するのではなく、大学の資産であることの認識の下、東広島キャンパスにおける施設上の課題を明らかにしつつ、今後の施設の整備や運営等に関する取組を示す「東広島キャンパス施設整備グランドデザイン」の原案を策定した。</p> <hr/> <p>III ①c. 施設マネジメントの執行体制を以下のとおり確立した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペースの確保及び活用、施設利用実態調査の実施、広島大学面積基準（配分施設面積基準）の作成、同基準による使用面積の是正…施設マネジメント会議 ・コスト・クオリティ…担当理事 ・光熱量の縮減活動…環境連絡会議 <hr/> <p>III ② 施設パトロール等により施設の利用状況調査を実施し、その調査結果に基づく評価により、次のとおり要修繕箇所を計画的に改修整備するとともに、施設の有効活用に繋がる方策を策定し、有効利用に活かした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水の調査結果による予防保全の実施 ・使用されなくなった設備室の実験室への模様替えによる施設の有効利用 	<p>の方策を見直す。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標 環境保全管理計画に基づき、中・長期的視点に立って、学内の安全管理対策を徹底するとともに、全学のリスクマネジメント体制を充実させ、事故防止策を講じる。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
<p>【79】 【労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策】</p> <p>①危険薬品等の管理, 防災対策, 廃棄物処理など学内構成員並びに周辺住民の安全に関わる学内の対応を定期的に点検して, 必要な安全管理・事故防止対策を講ずる。</p> <p>②各キャンパスの防災マニュアルに基づき, 地域とも連携した防災訓練を実施する。</p> <p>③P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）などの遵守, 適正な廃棄物処理法の徹底等, 模範的な安全キャンパスを実現する。</p> <p>④「環境安全センター」を核として, 大学の環境管理と安全管理をより充実する。</p>	<p>【79】</p> <p>①a. 危険薬品等の管理, 防災対策, 廃棄物処理等学内構成員及び周辺住民の安全に関わる学内の対応を定期的（毎月）に点検する。また, 5 S（整理, 整頓, 清潔, 清掃, 習慣）の実行を浸透させ, 必要な安全管理・事故防止対策を講ずる。</p> <p>①b. 薬品管理システムを全学（大学院総合科学研究科・大学院先端物質科学研究科・大学院生物圏科学研究科・大学院医歯薬学総合研究科・原爆放射線医科学研究科外）に拡大導入する。</p>	III	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 全学安全衛生委員会が中心となって, 安全衛生意識の啓発活動や作業環境の巡視, 安全衛生教育を実施し, 構成員の安全衛生意識を高めることができた。環境安全センターでは実験廃液の回収・処理や環境講演会の開催などの活動及び環境報告書の刊行・公表等を実施し, 廃液処理の徹底及び環境保全に対する取組を周知することができた。</p>	<p>これまでの取組により中期計画は達成したが, 引き続き, 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止のために必要な事項を継続して実施する。</p>		
				<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>①a. 危険薬品等の管理, 防災対策, 廃棄物処理等の状況について, 衛生管理者等により重点巡視を毎月行うとともに, 点検結果の周知徹底を行い, 学内構成員及び周辺住民の安全対応を行った。 また, 5 S（整理, 整頓, 清潔, 清掃, 習慣）については, 年2回の安全講演会及び安全衛生マニュアルへの記載による周知を行い, 安全管理, 事故防止対策を講じた。</p> <p>①b. 平成18年度に導入した2研究科の試行結果による問題点の洗い出しと改善を行い, 次期導入部局への説明会を実施し, 導入準備を行った。なお, 薬品管理システムは会計支援システムとの連携を図って全学に導入することとしていたが, 新たな要因として, 会計支援システムを平成20年9月に更新することが決定されたこ</p>			

	<p>②各キャンパスの防災マニュアルに基づき防災訓練を実施する。また、地域とも連携した防災訓練も行う。</p> <p>③模範的なキャンパスの実現を図るため、P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）等の遵守、適正な廃棄物処理の徹底等を全学に周知する。</p> <p>④環境安全センターにおいて、継続して実験廃液の処理を含めた環境管理並びに学生及び職員の安全管理に関する専門的業務を行うとともに、環境及び安全に関する教育研究を行い、大学の環境管理と安全管理を行う。</p>	<p>とから、新会計支援システムとの連携や納入検品等の問題点について検討を行った結果、新会計支援システムとの連携を視野に入れた見直しを行った上で全学導入することが、より効果的であると判断した。</p> <p>III ② 防災マニュアルに基づき、各キャンパスにおいて防災訓練を実施した。 また、地域と連携した防災訓練として東広島市総合防災訓練及び東広島市自衛消防隊競技大会に参加した。</p> <p>III ③ 模範的なキャンパスの実現を図るため、P R T R法による調査及び届出を行った。 また、適正な廃棄物処理の徹底を図るために「不用試薬、石綿を含む実験機器等の徹底した整理と処理」について全学安全衛生委員会で協議の上、各地区安全衛生委員会及び部局等安全衛生委員会を通じて学内へ周知した。</p> <p>III ④ 環境安全センターにおいて、実験廃液は適正に外注処理を行うとともに、6月の環境月間に霞キャンパスで学生及び職員を対象として安全管理に関する講演会を実施した。また、環境報告書2007の作成を支援し、9月末に完成、ホームページ及び冊子にて公表した。 これらの取組みにより、環境と安全に対する意識の向上及び環境保全活動の活性化が図られた。</p>		
<p>【80】 【学生等の安全確保等に関する具体的方策】</p> <p>①廃水廃棄物処理に関わる環境教育の徹底を図る。</p> <p>②防犯及び安全の管理、診断、点検マニュアルを作成し防犯対策を進める。</p> <p>③危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策などの安全教育を徹底する。</p> <p>④情報セキュリティポリシーを策定し、それに基づいた情報セ</p>	<p>【80】 ①廃水廃棄物処理に関わる環境・安全教</p>	<p>III III</p> <p>（平成16～18年度の実施状況概略） 主に新入学生や新採用職員を対象として環境・安全衛生講習会を開催し、廃液回収システムや危険薬品類の取扱いなどの環境教育・安全教育を実施した。また、AED（自動体外式除細動器）講習会等の開催、「学生生活の手引き」、「安全マニュアル」作成・配布など、学生を含めた全ての構成員へ向けて安全意識の啓発活動に取り組んだ。さらに、情報セキュリティ対策として全学的なセキュリティポリシーを作成・施行し、啓発活動や研修などを実施した。これらの活動により、約260名の教職員がAEDを操作できるようになるなど、安全確保施策を進めることができた。</p> <p>（平成19年度の実施状況） ① 理系（総合科学部、教育学部、理学部、工</p>	<p>これまでの取組により中期計画は達成したが、引き続き、学生等の安全確保等のため、継続して次の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃水廃棄物処理に関わる環境・安全教育を理系学生を対象に定期的実施する。 ・「学生生活の手引」は、冊子とWebを併用して、社会状況の変化に応じて、内容を更新し、充実を図る。 ・リスクマネジメント体制の検証・改善を行い、必要に応じて危機管理マニュアルを改訂し、リスクマネジメント体制を強化する。 	

<p>セキュリティ対策を実施する。</p> <p>⑤教職員及び学生に対する情報セキュリティ教育を徹底する。</p>	<p>育は、理系学生を対象に入学時を含め定期的に実施する。</p>	<p>学部、生物生産学部、医学部、歯学部並びに薬学部)の新入生・編入生約800名を対象に4月中旬及び10月初旬に分けて、排水廃棄物処理に関わる環境・安全教育を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策などの安全衛生教育を定期的実施する。 ・情報セキュリティの水準向上と維持に努めるとともに、教職員及び学生に対する情報セキュリティ啓発活動を実施する。 <p>このことにより、中期計画を上回って達成される。</p>
	<p>②a. 「学生生活の手引」の生活安全に関わる内容をホームページ上に掲載し、利便性を図るなど、学生生活の安全度を向上させる。</p>	<p>III ②a. 「学生生活の手引」の生活安全に関わる内容をホームページ上に掲載し、学生の利便を図り、生活安全度の向上につなげた。</p>	
	<p>②b. 平成18年度に洗い出したリスクに対応した危機管理体制を整備する。</p>	<p>IV ②b. 平成18年度に洗い出したリスクに対応するため、理事(総務担当)の下に、リスクマネジメント検討会議を設置し、危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルとして「地震、風水害(台風)、火災の対応マニュアル」を作成し、体制の整備を行うとともに、構成員に周知した。 なお、マニュアル作成に当たっての取組は、国大協サービスの勉強会でも進んだ取組として紹介されるなど、学外からの評価も得られた。</p>	
	<p>②c. 学生・教職員(その家族を含む。)の派遣・受入れに係る危機管理の在り方について、全学的視野にたった危機管理対応マニュアル、緊急連絡網を構築し、セミナー・講習会等で周知を図る。</p>	<p>III ②c. 広島大学危機管理基本マニュアルに基づき、留学生(受入・派遣)のための危機管理マニュアル(0版)と派遣研究者及び受入研究者(家族を含む。)の危機管理マニュアル(緊急連絡体制)を策定した。 また、大学として旅行事故対策保険に加入し、授業等で学生及び引率者を海外に派遣する場合における全学危機管理体制を整えるとともに、学生海外派遣に係る保険についての学内説明会を開催した。</p>	
	<p>③危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策等の安全衛生教育は、入学時を含め定期的に実施する。</p>	<p>III ③ 新入生については入学時オリエンテーション時に、新規採用職員については新規採用者基礎研修時に危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策等の安全衛生の教育を実施した。また、全国安全週間(7月)、全国労働衛生週間(10月)に合わせて全学教職員及び中途採用者を対象とした安全衛生講演会・講習会を実施した。</p>	
<p>④情報セキュリティ対策の実施状況の点検に基づいて、改善策を検討・実施する。</p>		<p>III ④ 平成19年4月～7月にかけて、各部局等における情報セキュリティポリシーの実施状況及び自己点検結果を調査し、11月29日開催の第8回情報セキュリティ委員会に報告した。調査結果に基づいた改善策として、学生の情報セキュリティ意識調査のアンケート回収率が低いことから、回収が容易に行えるアンケートシステムを作成し、部局に配布した。</p>	

<p>⑤a. 情報セキュリティ啓発活動を実施する。</p>	<p>III ⑤a. 情報セキュリティ啓発活動を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生，教職員向けに「HINET2007」の導入に関する啓発ポスター・チラシの配布。 ・留学生向けにソフトウェアの著作権侵害行為を防止するための，英語及び中国語のポスターを作成配布。 ・学生・教職員向けに実施手順の全学的な共通部分を記載した「実施手順の概要」の日本語版（1,460冊），英語版（240冊）及び中国語版（169冊）を作成配布。 			
<p>⑤b. 情報セキュリティ教育を実施する。</p>	<p>III ⑤b. 新入生については，入学後の「学部ガイダンス」において，「情報メディア教育研究センターガイダンス」として全員に情報セキュリティ教育を実施した。</p> <p>また，新入生に配布する「学生生活の手引」にも情報セキュリティ関連の情報を掲載し，周知した。</p> <p>在学生，教職員に対しての教育は，次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生，教職員に指導・助言を行う職員等を対象とした情報セキュリティ研修（管理者入門コース）を3日間実施（受講者：58名）。 ・事務職員（対象者：1,375名，受講者：985名）を対象に座学研修（30回）を実施，修了試験としてオンライン情報セキュリティ試験を実施，合格率95%（合格者：933名）。 ・新入学生向けeラーニング「オンライン情報セキュリティ講座2007」を開講，受講学生数：1,493名／新入生：3,404名。 ・技術センター職員16名を対象に，HINET2007に関する技術研修を5回実施。 ・平成19年度採用事務職員28名に対して研修を実施。 			
		<p>ウェイト小計</p>		

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
- ② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

(1) 快適なキャンパスの実現

① キャンパスマスタープランの策定

本学では安全・アメニティー・環境等にも配慮し、各キャンパスの特徴を活かした快適なキャンパスの実現を目指し、財務室の下に置いた「施設マネジメント会議」が、各キャンパスの基本構想の策定に着手し、東広島キャンパス、霞キャンパスは完了し、東千田キャンパスは作成作業を進め、平成19年2月に完了した。

なお、霞キャンパスについては、新たに作成した霞地区の将来構想に基づき霞地区の全部局を交えて具体的な施設設備について検討を進めている。

② 施設環境の改善

既存施設の老朽度合い等を把握し、適時・適切な施設環境の改善を図るため、引き続き施設パトロール等（特殊建築物の定期報告）を実施し、改善箇所を把握の上、緊急度の高いものから順次効果的な改修整備を行った。（年度計画77-③参照）また、平成17年度には、耐震改修を主とした医学部基礎研究棟の改修（I期）と東広島天文台の新規建設、平成18年度には、平成17年度補正予算によるアスベスト対策事業及び医学部基礎研究棟・歯学部研究棟Aの改修工事の実施、平成18年度補正予算において薬学部研究棟、歯学部研究棟B、原爆放射線医科学研究所及び翠・福山地区の附属学校校舎の耐震補強を主とした改修事業等が予算化され、事業に着手した。

③ 施設の有効活用

本学の施設の有効活用についての取組は、以前から全学施設の利用実態調査を開始し、その調査結果を当該部局に通知・改善を求め有効活用を進めており、平成17年度は全学の講義室を対象に調査を行い、調査結果に基づき対象部局へ改善勧告等を行った。

また、施設マネジメントシステムにより、効果的・効率的に経営的視点から施設・設備の総合的な企画・管理・活用を行うため、施設マネジメントシステムの導入計画を作成し、関係各所との協議を行った結果、平成18・19年度に導入することとした。

(2) リスク管理

① 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止として、次の事項を実施した。

- ・ 特定化学物質及び有機溶剤等の年間使用量の多い部屋の作業環境測定、作業場の巡視を実施し、その結果を改善に反映
- ・ 薬品管理システムの試行的導入
- ・ 防災マニュアルに基づく防災訓練の実施
- ・ 高圧ガス関係のガイドラインの作成
- ・ PRTR法等の遵守、適正な廃棄物処理のための調査、点検及び教育等の実施
- ・ 廃液回収システム講習会、環境・安全教育講習会の実施

② 学生等の安全確保等

学生及び教職員等の安全確保等のため、次の事項を実施した。

- ・ 廃液回収システム講習会、環境・安全教育講習会の実施
- ・ 「学生生活の手引き」のリニューアル
- ・ バイクで通学する新入生のためのバイク安全講習会の開催
- ・ 自動車で通学する学生のための交通安全講習会の開催
- ・ 学生生活担当の教職員のための学生生活担当教職員研修会の開催
- ・ CGS Japan社の海外総合危機管理プログラムに団体加入し、同社が作成した危機管理マニュアルを担当者に配布
- ・ 危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策等の安全衛生教育の実施

③ リスクマネジメント

全学的視点からのリスク洗い出し及び危機管理体制を確立した。

なお、詳細については、2. 共通事項に係る取組状況の(2)に記載している。

(3) 情報セキュリティ

① 情報セキュリティ教育の徹底

学生、教職員への啓発活動として、情報セキュリティイベントを企画・実施するとともに、学生、教職員向けに部局等の情報セキュリティポリシーの「実施手順」の全学的な共通部分を、日本語・英語・中国語の3ヶ国語で冊子として作成し配布した。

また、学生、教職員に指導・助言を行う職員を対象とした情報セキュリティ研修（管理者コース）を実施するとともに、E-ラーニングによる「オンライン情報セキュリティ講座2005」を開設し、コースアクセス者3,034名（教職員265名、学生2,769名）、修了試験受験者1,668名（教職員163名、学生1,505名）の積極的参加があり、徹底が図られた。

(4) 環境報告書の作成

本学では、環境報告書の作成にあたり、単なる環境報告書作成を目的とするだけで終わらせるのではなく、大学の使命としての教育と研究を通して広島大学が環境問題にどのように取り組み、それを通していかに社会に貢献しているかをも報告すべきである、と考え、同報告書では、環境教育と環境研究及びその成果を社会に還元するための活動として、環境に関する社会貢献に関して多くのページを割いている。

環境負荷削減への取組としては、たとえば毎年「省エネルギー・キャンペーン」を実施している。これは単に経費節減を図ることだけが目的ではなく、構成員の地球環境保全という意識を高めるための取り組みでもある。その他、紙リサイクルシステム、実験排水処理家畜堆肥のコンポスト化と緑化活動など本学での研究成果を生かした独自の実践活動も行っている。

・紙リサイクルシステム

大学で発生する割合が高い廃コピー用紙の再資源化に取り組んでいる。コピー用紙を他の可燃性廃棄物とは別に回収し、独自に製紙工場に運搬、トイレットペーパー製造のための原料としている。製造したトイレットペーパーは、学内のトイレで使用している。

現在の回収率は35%程度で、製造されたトイレットペーパーは、学内必要量の100%に達している。

今後は、コピー用紙使用量の削減に取り組んでいくが、同時に廃コピー用紙の回収率を上げることによって、トイレットペーパー自給率100%を続けていきたいと考えている。

(5) 環境に配慮した生物生産学部附属練習船「豊潮丸」の建造

生物生産学部附属練習船「豊潮丸」は、中国・四国地方では唯一の国立大学法人が所有する水産系練習船であり、生物生産学部の前身である水畜産学部の創設時（1949年）に配置され、2代目（建造は1959年）、3代目（建造は1978年）を経て、平成18年11月に4代目が竣工した。

4代目「豊潮丸」は、従来の推進システムより燃料消費や有害排ガス量などが少なく環境にやさしい「全電気推進システム」を採用している。

本システムの採用は、国立大学法人所有の中・大型船舶の中では初めてであり、類似の推進システムを採用した船舶としては、国内では第4番目となる。

4代目「豊潮丸」を活用した、瀬戸内海の環境保全と海洋生物資源の有効利用に関する教育・研究を進めている。

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

本学の中期目標・中期計画は、計画推進会議での進捗状況確認の結果、全ての計画について、中期計画期間中に達成可能と判断していることから、現状では中期目標・中期計画の変更の必要はないと考えて、中期目標・中期計画の変更はしていない。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

上記③で述べたとおり、全ての計画について、中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

【平成19事業年度】

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
- ② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

(1) 環境への取組

①環境負荷削減への取組

毎月のエネルギー使用量をモニタリングし、全学と部局毎にデータを整理しホームページを通じて構成員に周知している。部局での省エネ活動により削減されたエネルギー使用に関わる経費の一部は、部局に還元しその資金を使って省エネ機器の導入など更なるエネルギー消費量の削減を図っている。平成18年度の総エネルギー使用量は、前年度比で東広島キャンパスで△2.80%、霞キャンパスで△4.15%となっており、確実に成果をあげている。

また、エネルギー消費量の環境負荷原単位（教職員1人当たりの年間排出量）による近隣等の大学間比較では、本学は相対的に低く、エネルギー削減の取組が効果をあげている。

②水の循環利用システム

本学では65.4m³の実験廃液が1年間に発生しており、一方で、実験器具等の洗浄排水はその約2,000倍、123,078m³発生し、この量は生活排水の約1/2にも達している（東広島キャンパス）。洗浄排水は、実験に使用した化学物質を実験廃液として除いているため、ほとんど化学物質を含まず、比較的きれいな排水で容易に再利用できる貴重な水資源であるとともに、リスク管理の観点からも洗浄排水も含めて回収しているため、不慮の事故などによる化学物質の下水道や環境中への流出を防ぐ効果がある。

洗浄排水から製造された再利用水は、中水道として東広島キャンパスに送り、トイレのフラッシング水や冷却水、散水用水などの雑用水利用の他、魚類の飼育水などにも利用している。

(2) 施設整備

①施設整備の一元管理

全学の施設整備基本計画を策定するとともに、施設マネジメント体制の下で施設整備の一元的管理を推進するため、次の事項を実施した。

- ・ 3要素（スペース、コスト、クオリティ）の観点から施設マネジメントシステムを導入し、コスト及びクオリティについては、維持保全のため全学営繕執行計画に基づき業務を実施、スペースについては、広島大学面積基準（配分施設面積基準）を作成し、同基準によりスペースの是正を開始
- ・ 施設上の課題を整理し、今後の施設整備や運営等に関する取組を示すため、キャンパス施設整備グランドデザインの策定に着手
- ・ 施設の一元管理を推進するため、施設マネジメントの執行体制の確立（年度計画78－①参照）

②教育研究環境の整備

教育研究ニーズを踏まえ、安全・安心な教育研究環境を確保するため、引き続きスロープ・手すりなど身体障害者に配慮した整備を実施（年度計画77－②参照）

③老朽化した施設の整備

施設パトロール及び建築基準法により求められている「特殊建築物の定期報告」等により改善箇所を把握し、緊急性の高いものより順次改善し、平成19年度は薬学部研究棟及び附属学校校舎等の改修工事を行った。（年度計画77－③参照）

④施設利用状況調査

全学的な施設利用状況調査を行い、施設の有効活用方策を見直している。平成19年度は5部局を対象に調査を行い、調査結果に基づき対象部局へ改善勧告等を行った。（年度計画78－②参照）

(3) リスク管理

①労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止として、次の事項を実施した。（年度計画79－①参照）

- ・ 特定化学物質及び有機溶剤等の年間使用量の多い実験室等の作業環境測定、作業場の巡視を毎月実施し、その結果を改善に反映
- ・ 5S（整理、整頓、清潔、清掃、習慣）について、安全管理、事故防止対策を講じるため、年2回の安全講習会及び安全衛生マニュアルへの記載による周知
- ・ 防災マニュアルに基づく防災訓練の実施
- ・ PRTR法の適正な廃棄物処理の徹底等について全学に周知

②学生等の安全確保対策

学生及び教職員等の安全確保等のため、次の事項を実施した。

- ・ 廃水廃棄物処理に関わる環境・安全教育の実施
- ・ 授業等で学生を海外に派遣する場合、本学として旅行事故対策保険に加入
- ・ 危険薬品等の取扱いや室内環境衛生対策等の安全衛生教育の実施（年度計画80－③参照）

③リスクマネジメント

全学の危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルを策定し、部局長等に配布した。

また、危機管理基本マニュアルに基づき、留学生、派遣研究者及び受入研究者の危機管理マニュアルを策定した。

なお、詳細については、2. 共通事項に係る取組状況の（2）に記載している。

(4) 情報セキュリティに優れた高機能情報通信基盤・環境、情報機器の整備充実

情報セキュリティに優れた高機能情報通信基盤・環境、情報機器を整備充実するため、次の事業を実施した。

- ・ 学内情報ネットワーク（HINET）の更新整備を完了、平成20年度から運用開始
- ・ セキュリティとユーザビリティを両立させる次期図書館システムの導入を決定し、平成20年度から導入
- ・ 学生の学習環境改善のための、情報セキュリティに優れた情報機器の配置計画を作成し、平成21年度から配置（年度計画77－④参照）

(5) 情報セキュリティ

学生、教職員への啓発活動として、「HINET2007」の導入に関する啓発ポスター・チラシを配布、学生、教職員向けに実施手順の全学的な共通部分を記載した「実施手順の概要」を日本語・英語・中国語の3ヶ国語で冊子として作成し配布した。（年度計画80－⑤a参照）

また、学生、教職員に指導・助言を行う職員等を対象とした情報セキュリティ研修（管理者入門コース）を実施（受講者58名）し、事務職員を対象に研修（30回）を実施（受講者985名）した。さらに、新入学生向けEラーニングによる「オンライン情報セキュリティ講座2007」を開講した。（受講学生数1,493名）（年度計画80－⑤b参照）

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

本学の中期目標・中期計画は、役員会での進捗状況確認の結果、全ての計画について、中期計画期間中に達成可能と判断していることから、現状では中期目標・中期計画の変更の必要はないと考える。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

上記③で述べたとおり、全ての計画について、中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

2. 共通事項に係る取組状況

（業務運営の改善及び効率化の観点）

【平成16～18事業年度】

（1）施設マネジメント等が適切に行われているか。

①施設マネジメント実施体制及び活動状況

施設の整備、有効活用及び管理等に関する具体的な方策を策定し、推進するため、施設マネジメント体制の確立による効率的な施設の一元的整備と管理の推進を図ることを目的とした「施設マネジメント会議」において、

- ①施設マネジメントに関する戦略的事項
 - ②施設整備基本計画及び環境保全管理基本計画に関すること
 - ③教育・研究施設の有効活用に関すること
 - ④共用スペースを使用する研究チーム等の選定に関すること
 - ⑤施設活用の実態調査に関すること
 - ⑥各部局の面積配分基準の策定と施設再配置に関すること
 - ⑦エネルギー対策に関すること
 - ⑧環境に関する対策及び教育並びに埋蔵文化財に関すること
- について、審議し、可能なものから役員会等の議を経て実施した。

②キャンパスマスタープラン等の策定状況

本学の主なキャンパスは、東広島キャンパス（広島県東広島市）、霞キャンパス（広島県広島市南区霞）及び東千田キャンパス（広島県広島市中区東千田町）の3キャンパスであり、それぞれのキャンパスに施設整備基本計画（キャンパスマスタープラン）が策定されている。

○東広島キャンパス

東広島キャンパスの施設整備基本計画については、策定後5年を経過していることから、東広島キャンパスの問題点と新たなニーズなど、今後の課題の把握を行うなど見直しを行った。また、附属学校園の再編・統合・移転計画（案）を踏まえ、新たな施設整備のニーズとして東広島キャンパス内に附属学校園を整備する場合のケーススタディーを行った。

○霞キャンパス

霞キャンパスの施設整備基本計画については、平成14年度に策定しており、平成18年度は、霞キャンパスの原爆放射線医科学研究所及び病院の再整備計画に伴い、キャンパス内の交通計画に関する現状の問題点の把握を行うなど交通整備計画を策定した。

○東千田キャンパス

東千田キャンパス施設整備基本計画については、これまで検討してきた基本計画（案）の見直しを図った上で、平成18年12月に策定し、平成19年2月に公表した。

③施設・設備の有効活用の取組状況

○広島大学版基準面積の策定

施設マネジメント会議を中心に、大学の重要な財産である施設・設備について、全学的視点による有効活用を図るため、施設利用実態調査結果を踏まえ、広島大学版基準面積（案）を作成した。同基準面積により、部局間の使用面積のアンバランスを解消するとともに、部局及び全学共用スペースを確保することにより、今後の予想される拠点形成や新組織などへの対応が可能となり、全学施設の有効活用を図っている。

④省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

現状の施設での省エネルギー対策については、施設マネジメント会議省エネ推進部会において作成した「エネルギー管理標準」に基づき省エネ推進活動を行い、その結果、平成18年度では、エネルギー消費原単位で霞団地は前年度比2.80%の削減、東広島団地は同比4.15%の削減となった。

（2）危機管理への対応策が適切にとられているか。

①危機管理への対応

○危機管理体制

リスク管理担当の理事・副学長の明確化を図るとともに、本部各部リスク管理担当者ミーティング及び本部各部リスク管理担当者サブミーティングを設置し、全学的なリスクマネジメント体制の構築に向けて検討し、リスクの予防及び抑制を行うとともにリスクが発生した場合に迅速かつ確に対処するための「広島大学リスクマネジメント委員会規則（案）」を策定した。

○危機管理マニュアル等

危機管理は、現場対応が基本であることを念頭に、各部署・各副学長室などの組織単位（現場）において、通常業務に関連する「危機」を想定し、マニュアル等を作成して予防策、対応策、改善策を策定するとともに、勤務時間外の緊急時における緊急連絡訓練を実施し、課題を洗い出した。

本部各部リスク管理担当者ミーティング及び本部各部リスク管理担当者サブミーティングにおいて、本部各部に関連するリスクの洗い出し及び分析・評価を行い、リスク一覧を作成した。

また、リスクのうち、新型インフルエンザに関しては、厚生労働省及び文部科学省がリスクの重さ等に鑑み行動計画を策定しているため、本学も新型インフルエンザ対策行動計画を策定する前段階の説明会を開催し、新型インフルエンザのリスク管理を行った。

○情報セキュリティポリシーの施行

情報に関する危機管理対策として、平成17年度から全学的な情報セキュリティ組織の設置及び関連規則やセキュリティポリシー実施手順を定め、平成18年4月から情報セキュリティポリシーの施行に至った。

また、平成18年度は全学的な実施状況を把握するため、平成18年8月～9月の間、情報担当副学長（最高情報セキュリティ責任者（CISO））による部局ヒアリングを行い、実施手順の定着状況や構成員を対象とする情報セキュリティ教育等について聴取した。

なお、このヒアリング結果は「平成18年度部局ヒアリング報告書（平成18年11月）」として取りまとめを行い、具体的な本学の情報政策に反映させた。（年度計画80－④参照）

○リスクマネジメントの観点からの内部監査計画の策定

大学運営に重大なダメージを与える可能性のあるリスクを発見・評価して改善策を勧告するリスクマネジメントの観点から内部監査計画を策定し、内部監査を実施した。

②研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

○「科学研究費補助金に係る不正使用防止のための措置について」への対応

科学研究費補助金研究費に限らず、公費全体の不正使用防止については、従来から対応してきたところであるが、「科学研究費補助金に係る不正使用防止のための措置について（文部科学省研究振興局長通知〔平成18年11月28日付18文科振第559号〕）」への対応として、監査室より広島大学の対応（案）が提案され、これを踏まえて、企画会議の下に研究費等の管理・監査のガイドライン対応検討WGを設置（平成19年2月）し、提案に基づいて対応案を策定した。

○「広島大学における科学者の行動規範」の制定

科学研究の世界において、研究費の不正使用、データのねつ造等の不正行為が相次いで指摘され、科学者が公正に研究を進めることがさらに重要になってきている。

このことから、本学においては、学術室の下の学術戦略会議において「科学者の行動規範」に関する声明（案）、行動規範（案）の検討を行い、その検討結果をもとに、教育研究評議会及び役員会において「広島大学における科学者の行動規範」、「広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則」を制定した。

本規範等については、学内説明会を開催して、広く周知徹底を図り、研究活動の不正行為の防止を自らの課題と捉えて、社会の信頼を得て主体的且つ自律的な科学研究を進めていくこととした。

なお、規則中に、研究活動における不正行為の告発窓口を学術室学術部、責任者を副学長（社会連携・研究担当）と規定し、万全の体制で望むこととしている。

(3) 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

①平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果

平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果は、『年度計画の記載18事項中17事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことにより、「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる』」であった。

②評価結果の周知および課題への対応

評価結果は、平成18年10月の教育研究評議会、12月の経営協議会に報告し、課題として掲げられた『東千田団地の施設整備基本計画については、平成17年度に策定予定だったが、策定に至っていないことから、早急な対応が求められる。』については、平成18年11月開催の施設整備基本計画策定WGにおいて検討を行い、これまで検討してきた東千田団地の施設整備基本計画（案）の最終的な見直しを行った上で12月に策定し、平成19年2月に公表した。

③評価結果の運営への活用

「その他の業務運営に関する重要事項」に限らず、中期計画及び年度計画全体を順調に実施するため、学長を議長とし、理事・副学長を構成員とした「計画推進会議」を役員会の下に設置（平成18年12月）し、平成17事業年度の評価結果を踏まえ、平成18年度計画の進捗状況を確認するとともに、中期計画及び年度計画の達成にむけての問題点を整理し、解決方法を検討の上、計画推進会議構成員を通じて各組織へ周知を図った。

【平成19事業年度】

(1) 施設マネジメント等が適切に行われているか。

①施設マネジメント実施体制及び活動状況

施設の整備、有効活用及び維持管理等に関する具体的な方策を策定し、効率的な施設の一元的整備と管理の推進を図るため、「施設マネジメント会議」を中心として「環境連絡会議」等との連携の基に施設マネジメント体制を確立している。この体制において、

- ①施設マネジメントに関する戦略的事項
- ②施設整備基本計画に関すること
- ③教育・研究施設の有効活用に関すること
- ④共用スペースを使用する研究チーム等の選定に関すること
- ⑤施設活用の実態調査に関すること
- ⑥広島大学面積基準による各部局使用面積の見直しに関すること
- ⑦エネルギー対策に関すること
- ⑧環境に関する対策及び教育並びに埋蔵文化財に関すること

について審議し、実施計画ができたものから役員会等の議を経て実施した。

②キャンパスマスタープラン等の策定状況

本学の主なキャンパスは、東広島キャンパス（東広島市）、霞キャンパス（広島市南区霞）及び東千田キャンパス（広島市中区東千田町）の3キャンパスであり、それぞれのキャンパスに施設整備基本計画（キャンパスマスタープラン）が策定されている。

平成19年度は施設整備基本計画に基づき、施設上の課題を明らかにし、今後の施設整備や運営等に関する具体的な取組を示すため、「東広島施設整備ブランドデザイン（案）」を作成した。

③施設・設備の有効活用の取組状況

○広島大学面積基準の活用

施設マネジメント会議を中心に、大学の重要な財産である施設・設備について、全学的視点による有効活用を図るため、施設利用実態調査結果を踏まえ、広島大学面積基準を確定した。同面積基準により、各部局の使用面積の見直しを行い、さらに全学共用スペースを確保した。（年度計画73-②参照）

○スペースチャージ制の導入

最適な研究環境を維持し、活性化している学際的研究にスペースを提供することが可能となるなど、全学共用スペースの充実を目的としたスペースチャージ制を導入した。（年度計画73-④a参照）

④施設維持管理の計画的実施状況（施設維持管理計画等の策定状況）

営繕経費の執行システムとして、部局等の要望事項を把握し、事項毎の評価を行っている。その評価結果を学内に公表し、営繕経費の執行に対して理解を得るとともに、評価結果の上位より、コスト縮減を図りながら順次工事を執行している。平成19年度も引き続き、省エネ対策及び身障者対策として予算を確保し改善を図った。

⑤省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

省エネルギー対策については、「エネルギー管理標準」に基づき省エネ推進活動を実施した。その結果、平成19年度末時点、主要団地である東広島・霞団地では基準年（平成15年度）からの4年間で4.6%削減となった。（5年間で5%削減が目標）（年度計画72-②参照）

(2) 危機管理への対応策が適切にとられているか。

①危機管理への対応

○危機管理体制

リスクマネジメント推進のため、理事（総務担当）の下に、リスクマネジメント検討会議を設置し、全学的な危機管理体制を整備した。

全学の危機管理基本マニュアルに基づき、個別マニュアルとして、「地震、風水害（台風）、火災の対応マニュアル」、「留学生、派遣研究者及び受入研究者の危機管理マニュアル」を策定した。また、適時・適切にマニュアルの見直しを行い、改訂し改善に繋げている。

さらに、夜間緊急連絡先を再点検して、夜間警備の改善を実施した。

（年度計画80-②b参照）

②研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

○「科学研究費補助金に係る不正使用防止のための措置について」への対応

「科学研究費補助金に係る不正使用防止のための措置について（文部科学省研究振興局長通知〔平成18年11月28日付18文科振第559号〕）」への対応として、役員会において「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」を制定した。本学の場合は、科学研究費補助金に限らず、公費全体の不正使用防止について定めているところに特徴があり、学内説明会を開催して、広く周知徹底を図り、研究活動の不正行為の防止を自らの課題と捉えて、円滑に研究を遂行していくこととした。

また、モニタリング機能として監査室及び広島大学研究費不正使用防止計画推進室が連携して、研究費等の使用に関する効果的な内部監査が実施できる体制も整備した。

○納品検収体制の見直し

納品検収の品質の維持向上と保証を行うため、検収責任者等の明確化、各部局内に分散している納品確認場所の集約化、監事及び監査室のモニタリング機能の充実に加え財務部による継続的な指導・改善を行うなど納品検収体制の見直し案を作成し、平成20年度から施行することとした。

(3) 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

○平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果

平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果は、『年度計画の記載27事項中すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる』であった。

評価結果は、平成19年10月の教育研究評議会に報告のうえ、電子掲示板にも掲載して構成員への周知を図っている。

「その他の業務運営に関する重要事項」に限らず、中期計画及び年度計画全体を順調に実施するため、役員会において、平成18事業年度の評価結果を踏まえて、平成19年度計画の進捗状況を確認し実行するとともに、年度計画を超える広島大学アクションプラン2007に基づいた実行計画を実施した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>(学士課程)</p> <p>① 社会で活動し大学で学習する上で基本となる、自ら考え、判断し、表現する基本的能力を育成する。</p> <p>② 学際的・総合的に考える能力を養い、広い視野から物事を俯瞰できる能力を育成する。</p> <p>③ 多様な学問分野の基礎的・入門的知識や方法論を修得させ、知的好奇心を喚起させるとともに、多様な文化や価値観について理解させ、豊かな人間性を涵養する。</p> <p>④ それぞれの分野における専門知識・技術を習得させる。</p> <p>⑤ 外国語による高度なコミュニケーション能力を育成する。</p> <p>(大学院課程)</p> <p>① 高度な専門性に支えられながらも、専門分野を超えた柔軟な研究意欲を持った創造性豊かな人材を養成する。</p> <p>② 優れた研究者を養成するとともに、社会的に評価される能力を備えた高度専門職業人を養成する。</p>
-------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【1】 (学士課程) 【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】</p> <p>①入学後の早い段階で知的活動への動機付けを高め、科学的な思考法と適切な自己表現能力を育てる。また、外国語の活用能力や情報処理能力を養う。</p> <p>②学際的・総合的に把握する姿勢を養い、知識の持つ意味を総合的に修得させる。</p> <p>③様々な学問分野についての知的関心の喚起と基礎力を養い、心身ともに健康な人間を育成する。</p> <p>④社会で通用する基礎力と実践的な応用力を身につけさせるとともに、大学院教育に向けての基礎能力を身につけさせる。</p> <p>⑤世界平和に関わる教育を通して、国際社会に貢献する人材を育成する。</p>	<p>【1】 (学士課程) 【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】</p> <p>①～④到達目標型教育プログラムにおける、教養教育科目区分の再編が、中期計画の実現に向けて機能しているかを調査する。</p> <p>⑤a. 「世界平和と国際協力」に関する科目を6科目開講し、国際社会に貢献する人材を育成する科目として定着させる。</p>	<p>①～④ 教養教育委員会において、中期計画における教養教育の具体的目標の設定が教養教育科目区分の再編について規定した教養教育科目履修規則に沿ったものであるか、また、各学部教育プログラムにおいてこの再編が機能しているかを調査した。その成果としては、再構築した共通科目による基本能力の育成機能や科目の目標をわかりやすくして教養教育の内容を一層明確に位置づけた各科目区分の構成の完成度について評価を得た。さらに、各プログラムにかかる機能は担当教員会において検証することとして照会を行った。その成果・意見等は、集約して本委員会において各学部にフィードバックを行った。なお、教養教育における平和に関する教育について、平成20年度に平和モニュメント体験実習を試行し、平成21年度からの本格実施の検討に着手した。</p> <p>⑤a. 国際大学ネットワーク(INU)事業部会との連携による「INU特別協力講義A」他5科目を開講し、受講者は75名であった。教養教育委員会において審議の結果、国際社会に貢献する人材育成にふさわしい授業科目と判断し、平成20年度も継続して本6科目を開講することを決定した。</p>

	<p>⑤b. 国際大学ネットワーク（INU）加盟大学と連携して、Global Citizenship Seminarを引き続き実施するとともに、平和に関する授業科目（WebCTによるOnline授業等）の充実を図る。</p>	<p>⑤b. 将来、国際的に活躍できる人材育成のため、昨年度に引き続き、INU Global Citizenship Seminarを実施した。海外の大学から学生23名と教職員13名、本学及び立命館大学からは学生36名（うち留学生15名）の参加を得た。参加学生への事後アンケート調査の結果、約78%の学生から満足したとの評価を得た。 また、平和に関する授業科目の充実を図るため、昨年度4単位の科目として開設した2科目を、オンラインによる授業と対面式集中講義に二分割し、それぞれ2単位の4科目を開講することで、学生がより履修しやすくなるように配慮した。さらに新規開講科目として「世界平和と安全保障」に関する2科目（オンライン授業と集中講義）を開講し、授業内容にも改善を加えた。</p>
<p>【2】 【卒業後の進路等に関する具体的目標の設定】 ①学生就職センターの担ってきた機能を拡充した「キャリアセンター」を設置し、学修した知識・技能を生かした職業に就かせる。 ②大学院への進学を支援するための方策を強化する。</p>	<p>【2】 【卒業後の進路等に関する具体的目標の設定】 ①～②a. 進路・就職支援を継続して実施するとともに、内容の改善を検討する。 ①～②b. 大学入学時から、進路について考える機会を持てるよう、平成18年度に作成した新入生対象の「キャリアデザインガイド」を更に充実させ配布する。また、各学部の2～4年生向けのキャリアガイダンスを実施する。 ①～②c. 卒業生等によるキャリアセミナー等を実施し、関係者の意見を聴取するなどして、内容の改善を検討する。</p>	<p>①～②a. キャリアセンターを中心として次の進路・就職支援を実施した。 ・各種ガイダンス・セミナーは、運営、広報等の工夫により、参加者数が昨年度比約2割増加した。特に、「合同キャリアセミナー（平成18年度～）」は、平成19年度も土曜日や創立記念日に実施したことにより、参加者数が昨年度比約56%増加した。参加学生及び企業へのアンケートを精査した結果、共に90%以上から「大変有意義であった」等の評価を得た。 ・学年末休業期間中に実施した「企業セミナー」では、参加企業が昨年度比3割増、参加者数は昨年度比約6割増となった。 ・新たな取組として、キャリアセンター全般活動の改善を目指し、全学部・研究科を訪問してヒアリングを実施し、就職支援の充実（大学院博士課程後期学生、留学生、障害学生、既卒者等）に関する改善策を検討した。 ①～②b. 新入生オリエンテーションにおいて、新入生全員に「キャリアデザインガイド」を配付し、充実した学生生活を送りながら低学年次からキャリア（生き方）を考えるためのガイダンスを実施した。 また、2～4年次生向けの「キャリアガイダンス」を8学部で実施し、進路指導の充実を図った。 ①～②c. 「卒業・修了生によるキャリアセミナー」を12回実施し、1回あたりの参加者数は、学部学生・大学院学生合わせて昨年度比2割程度増加した。 参加企業の人事担当者にアンケート調査を行い、その結果に基づき、今後の運営（実施方法、日程等）及び広報の方法等を見直し、改善を図った。</p>
<p>【3】 【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】 ①教育効果の測定のため、TOEICなどの対外的に通用する標準的な試験を導入するとともに、数値目標の設定についても検討する。</p>	<p>【3】 【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】 ①a. 蓄積したTOEICのスコアを用いて学生の英語力の推移を分析する。 ①b. 学生の英語力と到達目標を比較し、教育課程・教育内容を検討し、改善する。</p>	<p>①a. 平成19年度実施分のデータ集計を行い、教養教育科目の成績との関連について分析を行った。また、現在までに蓄積されたTOEICスコアを基に、年度間及び学年進行にしたがった学生の英語力の推移について分析を行った。 ①b. 英語学習状況調査のデータとTOEIC全学一斉実施におけるデータを用いて、本学学生の英語学習形態と英語力の変化について分析を行った。その結果を踏まえ、</p>

<p>②卒業生やその就職先に対して、教育の成果や効果に関する調査を行い、その結果を基に検証する。</p>	<p>②卒業生等によるセミナー等を通して、社会・企業が求める人材像を引き続き把握し、本学が進める「挑戦する・行動する」人材の育成を推進する。</p>	<p>英語科目について現行シラバスの内容を全面的に見直し、評価基準の策定を行うとともに、到達目標型の英語教育に向けて、授業の目標、内容や計画、成績評価の方法が従来よりも明確になるように改善を行った。</p> <p>② 各種セミナーに参加の企業の人事担当者に、アンケート調査や来訪時に情報交換等を行い、社会・企業が求める人材像を把握し、「挑戦する・行動する」人材の育成をさらに推進するための改善策として、教育の成果や効果に関するアンケートを卒業・修了生並びに就職先に対して実施して調査結果を分析した。この調査結果の検証では、学士課程教育が有意義であった旨の評価が確認できたとともに、学部教育に関する満足度調査では過半数から満足している旨の評価を得た。なお、企業からは本学は教育熱心である旨及び本学卒業生への強い採用意欲がある旨の評価も得ている。これらは、各学部の教育課程に反映させるためフィードバックを行った。また、企業が求める人材育成で本学に期待する基礎学力の充実、優れた技術者の育成等や卒業生から要請される学部の専門教育の強化については、今後、全学の教務関係会議である学士課程会議において対応を行うこととした。</p>
<p>【4】 (大学院課程) 【大学院の教育成果に関する具体的目標の設定】</p> <p>①学位取得の基準と手順を明確に示し、修業年限内に学位取得するよう指導する。</p> <p>②博士課程前期の学生には、体系的なカリキュラムによって、専門と関連分野の問題を多角的に捉え、解決にむけて科学的に取り組むことができる力を身につけさせる。</p> <p>③質の高い課程博士を多数輩出し、国際的な学術専門誌に採択されるレベルの論文作成能力などを備えた研究者として自立させる。</p>	<p>【4】 (大学院課程) 【大学院の教育成果に関する具体的目標の設定】</p> <p>①博士学位の水準や審査の透明性・客観性を確保しながら、修業年限内に学位取得させるため、体系的・組織的な指導体制、複数指導教員制について検討する。</p> <p>②博士課程前期の学生のために、各研究科・専攻で掲げた人材養成の目的に沿うように、教育カリキュラムを体系的に編成するなど、教育の質的改善に向け、協議検討する。</p> <p>③質の高い課程博士を輩出するために、博士学位の取得プロセスの中で、学生が国際的に質の高い学術論文を書くことのできる能力を身につけさせるための教育指導システムを検討する。また、研究分野の特性に応じて、大学院生の英語能力を高めるためのシステム及び英語で学術論文を書くことのできるような体系的・組織的な指導法について検討する。</p>	<p>① 各研究科において、学位授与基準等を明確にし、学生便覧への掲載、ガイダンス等で学生に周知した。また、学生の研究計画の進捗について、中間発表を行うなど指導教員グループで点検を行うとともに研究科委員会等に諮り確認する体制、複数指導教員制によるチェック体制など多様な指導教員体制の拡充を図った。</p> <p>② 大学院課程会議において、教育の質的改善に向けて各研究科の教育カリキュラムの編成状況等について、認証評価の大学院教育の評価基準による点検を実施し、各研究科・専攻で掲げた人材養成の目的に沿った体系的なカリキュラムを編成していることを確認するとともに、他研究科の点検結果等を共有することにより、更なる改善を促進した。</p> <p>③ 大学院課程会議において、国際的に質の高い学術論文を書くことのできる能力を身につけさせるための教育指導システムについて、各研究科から取組状況を聴取し共有するとともに、全学レベルで大学院教育FD「魅力ある大学院教育をめざして」及び「大学院教育改革の推進」を開催して研修した。また、大学院学生の英語能力を高めるための体系的・組織的な指導法を検討するため、外国語教育研究センターの3名を含めて大学院学術英語検討WGを設置し、検討を開始した。</p>
<p>【5】 【修了後の進路等に関する具体的目標の設定】</p> <p>①博士課程前期修了者を、専攻分野における研究能力や高度の専門性を要する職</p>	<p>【5】 【修了後の進路等に関する具体的目標の設定】</p> <p>①博士課程前期においては、大学院生の就学支援のために組織した全学的なワー</p>	<p>① 大学院課程会議の下に設置した大学院学生への支援のための検討WGにおいて、キャリアセンターや入学センターと共同して、大学院学生への入学前から教育課程</p>

<p>業等に就かせるために、進路指導を強化する。また、博士課程後期への進学を支援する方策を強化する。</p> <p>②博士課程後期修了者を、専門分野の教育・研究者や高度専門技術などの研究内容を生かせる専門職に就かせるために、進路指導を強化する。</p>	<p>キングを中心に、キャリアセンターや入学センターとも連携し、各研究科・専攻レベルで、キャリアパス形成に関する指導、博士課程後期への進学を支援する方策を強化する。</p> <p>②博士課程後期においては、学術振興会の特別研究員への応募採択のための支援を検討するなど、進路指導を強化する。</p>	<p>修了後に至るまでをサポートする体制の構築（既存の学修ガイダンス、進路ガイダンス、キャリアガイダンス、インターンシップや就職のための座談会や懇談会の集約等）に向け検討を行った。また、全学的に大学院学生の学生生活アンケートを行い、大学院学生の進路にかかわる状況や希望等を調査した。</p> <p>② 指導教員と学生との協同の場での情報発信を積極的に行い、修了後の主な就職先である大学や公的な研究所でのパーマネントのポストを確保するため、企業における研究職等の開拓や学術振興会特別研究員への採択など、個々の学生に対してきめ細かい対応ができるように指導体制の強化を図った。</p>
<p>【6】 【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】</p> <p>①学会発表、内外の学術専門誌への掲載論文の質や数で成果を検証する。</p> <p>②修了者やその就職先に対して、教育の成果や効果に関する調査を行い、その結果を基に検証する。</p>	<p>【6】 【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】</p> <p>①全学及び各研究科・専攻レベルで、教育・研究指導状況、学会発表、論文の執筆、学位授与率等教育成果に関する点検評価を実施する。</p> <p>②修了生等によるセミナー等を通して、社会・企業が求める人材像を引き続き把握し、本学が進める「挑戦する・行動する」人材の育成を推進する。</p>	<p>① 平成16年度から各研究科・専攻から収集した、教育・研究指導状況、学会発表・論文の執筆、学位授与率、就職先等の情報、定員充足率などのデータについて、主に大学院施策に対する年度別比較を中心に点検・評価を行った。</p> <p>② 各種セミナーに参加の企業の人事担当者に、アンケート調査や来訪時に情報交換等を行い、社会・企業が求める人材像を把握（特に、博士課程後期学生の求人等）し、「挑戦する・行動する」人材の育成をさらに推進するための改善策として、教育の成果や効果に関するアンケートを卒業・修了生並びに就職先に対して実施して調査結果を分析した。この調査結果の検証では、大学院教育に関する満足度調査では69%の者から満足している旨の評価を得た。なお、企業からは本学は教育熱心である旨及び本学修了生に対する強い採用意欲がある旨の評価も得ている。これらは、各研究科の教育課程に反映させるためフィードバックを行った。また、企業が求める人材育成で本学に期待する基礎学力の充実、優れた技術者の育成等については、今後、全学の教務関係会議である大学院課程会議において対応を行うこととした。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

- (1) 教育に関する目標
- ② 教育内容等に関する目標

中期 目標	<p>(学士課程)</p> <p>① 入学希望者の進路意識や学力構造の多様化に対応した入学者選抜方法や入学制度を構築する。</p> <p>② 明確な教育目標を設定し、それを実現するための教育プログラムを整備して、教育内容の充実、教育方法の改善に努めるとともに、教育目標への到達度を測定する的確な教育評価システムを構築する。</p> <p>(大学院課程)</p> <p>① 大学院入試制度を見直し、優れた多様な学生の入学を促す方策を検討する。</p> <p>② 留学生の入学を更に促進するとともに受入れ体制の向上を図る。</p> <p>③ 国際的に通用するカリキュラムを編成し、習得した知識・技術の水準が国際レベルのものとなるよう教育内容の充実に努める。</p> <p>④ 自立した研究活動を促進する研究指導の充実に努める。</p> <p>⑤ 国内外の大学間、あるいは本学の研究科・専攻間にまたがる研究指導や単位修得を促進し、柔軟な教育を行う。</p>
----------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(学士課程)</p> <p>【7】</p> <p>【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】</p> <p>①入学者選抜を「一般選抜」と推薦入学を包括する「広島大学A0選抜」の2種類に集約する。</p>	<p>(学士課程)</p> <p>【7】</p> <p>【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】</p> <p>①a. 選抜方法等が、アドミッション・ポリシーに応じたものになっているか見直しを行う。</p>	<p>①a. アドミッション・ポリシーに応じた選抜方法等の見直しについては、入学者選抜制度検討WGでの検討を踏まえ、平成22年度入学者選抜について選抜内容・方法の見直しを実施した。</p> <p>また、一般選抜とA0選抜との出願資格の相異について、アドミッション・ポリシーに応じたものになっているか各学部で検討を行い、次の結果を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相異には合理的な理由がある。(2学部) ・A0選抜の出願資格を拡大するよう対応する。(7学部) ・継続して検討する。(2学部) <p>得られた結果を基に、引き続き見直しを行うこととした。</p>
	<p>②「フェニックス入学制度」の促進や早期入学制度（飛び入学制度）の導入の検討など、時代に対応した入学者選抜を行う。</p>	<p>①b. 広島大学A0選抜による入学者並びに一般選抜（前期日程及び後期日程）の入学者別の追跡調査を継続する。</p> <p>②時代にあふさわしい入学者選抜方法及び全学的な教育体制を引き続き検討する。</p>

<p>③大学入試センター試験の取扱いや利用方法の見直しを行う。</p> <p>④アドミッションセンターを「入学センター」として改組・拡充し、入学者選抜方法や入学制度に関する企画・立案、AO選抜の実施、入試業務の管理運営、高大連携事業（出前授業等）、入学者選抜に係る総合的な広報活動などを全学的に行う。</p>	<p>③平成17年度の検討結果及び入学者の成績実態調査に基づき、大学入試センター試験の取扱いや利用方法を含めた平成21年度以後の入学者選抜方法を決定し公表する。</p> <p>④a. 高大接続、大学院進学と関連付けた総合的な広報活動を継続する。</p> <p>④b. 平成18年度の検討結果に基づき、地方試験の実施が適切である募集単位について先行して実施する。また、他の募集単位についても本学以外の地域で実施する可能性があるかどうか引き続き検討を行う。</p>	<p>③平成21年度の入学者選抜については、入学センター会議等での検討を経て、具体的な選抜内容・方法を決定した。また、平成22年度以降の入学者選抜については、入学者選抜制度検討WGにおいて3回の協議を踏まえて方針を取りまとめ、教育研究評議会（平成20年1月15日）において決定した。さらに、この方針に基づく各学部の選抜内容・方法について審議・決定し、3月に公表した。</p> <p>④a. 説明会等で、総合大学、大学院重点化大学であること等をアピールした結果、「入学者アンケート」を考察すると、大学院進学を視野に入れて学び研究する意欲を持つ学生の確保が進んだ。また、入学センターの各地域オフィスにおいて大学院説明会を積極的に展開した（延べ8回開催）。この取組みの成果として、日常的に大学院進学に関する問い合わせや質問件数が増加した。</p> <p>④b. 歯学部（歯学科）の平成20年度AO選抜について先行して大阪市内で実施し、7名の受験生が受験した。試験実施後、地方試験会場の有効性などを検証し、他の募集単位への導入の検討を行った結果、引き続きこのような取組みを行うこととした。</p>
<p>【8】 【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】</p> <p>①大学全体の教育理念と各専門分野の教育到達目標を明確にする。</p> <p>②到達目標型教育を実現するために、教育プログラムを整備する。</p> <p>③定量的到達度測定方法を開発し、継続的測定を実施して、カリキュラムや教育内容の評価を行い、その結果を改革・改善に結びつける。</p> <p>④複数専攻の履修を可能とするための体系的な教育プログラムを編成する。</p>	<p>【8】 【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】</p> <p>①（17年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>②（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>③各教育プログラムにおいては、各教育プログラムが設定した定量的な到達度測定を実施し、その結果を改善に結びつける。</p> <p>④a. 特定プログラムの履修状況を把握し、分析するとともに、特定プログラム及び副専攻プログラムについて種類を増やし、内容の充実を図る。</p> <p>④b.（学部・学科）横断型プログラム実施状況を調査し、問題点を抽出する。</p>	<p>③各教育プログラムが設定した定量的な到達度評価を実施した結果、指導学生の到達度評価データを持ち寄って協議する場を設けるなどに取り組み、到達度を測定する授業科目群の見直しを行った。</p> <p>④a. 特定プログラムの登録希望者は増加しているが、特定プログラムによっては主専攻プログラムの授業時間と重なり、特定プログラムの授業科目を履修できていない者もあり、開講時間を9・10時限にするなどの工夫を行った。なお、平成20年度から新規に「臨床総合医科学特定プログラム」を提供することとし、「国際協力特定プログラム」、「学芸員資格取得特定プログラム」及び「社会調査士資格取得特定プログラム」において、より有益なカリキュラムとなるよう授業科目を増やす等の内容の充実を図った。また、主専攻プログラムに対応する副専攻プログラムを主専攻プログラムの数だけ開設することも視野に入れ、引き続き検討することとした。</p> <p>④b. 学士課程教育推進WGにおいて、横断型プログラム実施状況を調査し、主専攻プログラム以外の多様な専攻を学習させるための充実策という観点から問題点を抽出した結果、副専攻プログラムや特定プログラムの種類が増えて実質化しないと横断型プログラムの充実には移行できない等の問題点を得た。</p>

<p>⑤ 学士課程教育と大学院教育とをリンクした教育プログラムを提供する。</p>	<p>⑤ 平成18年度から実施した一部の教育プログラムに加えて、他の教育プログラムにおいても学士課程教育と大学院課程教育とをリンクさせる仕組みについて検討する。</p>	<p>⑤ 学士課程教育推進WGにおいて、学部在学中に一定の要件を満たした学部学生が大学院の授業を履修でき、その単位について大学院に進学した際に既修得単位として認めるという大学院課程教育にリンクした学士課程教育の仕組みについて検討を行った。</p>
<p>⑥ 開放制の教員養成に関して、到達目標型教育に基づく質の高い教育内容を提供するための全学的なシステムを構築する。</p>	<p>⑥ 平成18年度に設置した教員養成会議（カリキュラム部会、教育実習部会、介護等体験実習部会）において、教育方法、教育内容等について企画・立案する。</p>	<p>⑥ 新たに設置される予定の授業科目「教職実践演習（仮称）」の内容の参考にするため、国外（スタンフォード大学、ウィスコンシン大学）及び国内（琉球大学、東京学芸大学）での調査研究を実施した。 その調査結果を受け、教員養成会議において、1. 履修主義から習得主義へ転換する。2. 教職の資質・能力を育成過程でチェックする。3. 一定レベルに到達した者のみ次段階へ進める。4. 「教職実践演習（仮称）」は最終段階に配置する。5. 課程認定で教科専門授業と位置付けられている授業について、学部の垣根を越え共通化し整理することを決定した。</p>
<p>⑦ 生涯学習型社会に対応した履修基準及び修業年限の弾力化を図る。</p>	<p>⑦ フェニックス入学者に対応した履修基準及び修業年限の弾力化についての課題を分析し、更に検討を進める。</p>	<p>⑦ フェニックス入学生のアンケート調査等の結果において、大学での教員の対応や教育内容に対しては期待通りであり、大学生生活の充実や満足度も非常に高い状況であった。また、カリキュラムや学習上の問題点について分析した結果、特段の課題はなかった。なお、在学年限に関しては「長期履修制度」で個別の対応ができることとなっている。</p>
<p>⑧ 課外活動及びボランティア活動を教育の一環として評価する。</p>	<p>⑧ 課外活動及びボランティア活動の調査結果を勘案し、各学部等の意見も聴取した上で課外活動の活性化策及びボランティア活動の推進策の具体案を策定する。</p>	<p>⑧ 課外活動団体における優秀な成績及びボランティア活動団体、ボランティア人材バンク登録の学生によるボランティア活動の実績を集計し、各部局との意見交換を行うとともに所掌会議等において検討を行い、課外活動の活性化策として教職員に対し「指導者人材バンク登録」の募集を行った。また、ボランティア活動の推進策として、学生主体による「ボランティア連合体」設立に向けての具体案を策定した。</p>
<p>【9】 【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】 ① 基礎・基本を重視した体系的なカリキュラムに沿った授業を行う。</p>	<p>【9】 【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】 ① a. 基盤科目の内容や課題について点検する。 ① b. 平成18年度実施した補充教育の問題点を明らかにして、継続的向上を図る。</p>	<p>① a. 教養教育委員会において、基盤科目の内容が各学部の教育プログラムにおいて機能しているかについて教養教育科目区分の再編の調査に併せて点検を行った。その結果、新規に設定した基盤科目は、基本能力の育成や教育プログラムの導入科目として教養教育の内容を一層明確に位置付けたことについて評価を得た。さらに、各プログラムにかかる課題等については、担当教員会において検証することとして照会を行い、その成果・意見等を集約して本委員会において各学部にてフィードバックを行った。 ① b. 平成18年度に実施した補充教育の問題点として、大学の授業科目とのつながりが分かりにくく期間が短すぎる等の問題点があった。この問題点を踏まえ平成19年度は教養教育科目とのつながりを明示し、実施回数も増やして補充教育を実施した。</p>
<p>② 対話型の少人数教育を拡充する。</p>	<p>② 少人数教育を実施している授業等につ</p>	<p>② 教養教育委員会において、主として教養ゼミ担当教員の授業実施に関する意見</p>

<p>③外国語教育やリメディアル教育など、自学自習を支援するためのメディアコンテンツの開発や導入を行う。</p> <p>④社会のニーズに対応できる実践的能力と課題解決能力を育成するために、討論やフィールドワークを積極的に導入する。</p>	<p>③リメディアル教育のメディアコンテンツの導入に向け、具体案を検討する。</p> <p>④a. 考える力をつけ、課題解決能力を育てる一つの施策として、事前・事後指導を充実させ、広島大学が受入先を独自に開拓し、本学学生を優先的に受け入れるインターンシップを本格的に実施する。</p> <p>④b. 学士課程学生に地域連携事業等への参加機会を継続的に提供する。</p>	<p>等の分析結果から、少人数教育は初年次の導入教育の教養ゼミについて有効であるが、カリキュラム全体では円滑な実施が困難との意見もあり、より効果的な少人数教育の拡充について検討を行うこととした。</p> <p>③ 情報メディア教育研究センターの映像ライブラリーを利用し、補充教育の様子を学内へ発信した。今後も、引き続き、リメディアル教育の内容をメディアコンテンツとして学内に公開し、有効性を検証していくこととした。</p> <p>④a. 今年度4件の新規を含め15件の各種インターンシップを実施した。特に、平成17年度から導入した、本学が独自に受入先を開拓し、本学学生を優先的に受け入れる「全学インターンシップ」については、今年度のインターンシップの評価書・報告書・事後アンケートを精査した結果、参加者の約90%から「非常に有意義、又は有意義」であるとの評価を得た。今後も、受入先や参加学生を増やすとともに、マナー研修など事前準備をさらに充実させることとした。</p> <p>④b. 地域連携センターにおいて、学士課程学生に対して、次のとおり地域連携事業への参加機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスガイド（総合博物館と共同実施）：毎週金曜日にガイド学生2名（9名が交替で参加）がキャンパス内の施設等を案内し、平成19年度は46回開催した。学外からの一般参加者は延べ194名であった。 ・科学わくわくプロジェクト：学生スタッフ延べ59名（うち学士課程学生24名）の協力を得て、サイエンスレクチャー、科学塾及びサイエンスレクチャーin福山等の事業を展開した。 ・全国学生まちづくりサミット（愛知大学）で、学生活動グループ（HiRACクラブ）が里山保全活動に関する発表を行った。（学士課程学生1名参加） ・大学祭の企画「中国新聞がつなぐフォーラム 語ろう『縁農と援農』」で、学生グループが活動報告を行い、他大学のグループとの交流を図った。
<p>【10】 【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】</p> <p>①到達目標や評価項目を明記するなどシラバスを更に充実させ、教育内容を周知徹底させる。</p> <p>②学生の学習意欲を高める適切な評価システムを構築し、学習成果の評価基準を公表する。</p> <p>③到達目標を項目ごとに具体的に示し、個々の項目への到達度を客観的に測定して評価する。</p>	<p>【10】 【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】</p> <p>①教育内容に応じたシラバスの作成・実施に関し、PDCAを進めるとともに、シラバスの内容を学生に周知する。</p> <p>②学生の到達度及び成績に関する基礎データを収集し蓄積するとともに、学生の学習意欲を高めるためのチューティング（学生指導）方法等の指導体制を検討する。</p> <p>③平成18年度に構築したシステムにより、到達度を学生に伝達する。</p>	<p>① 作成したシラバスのチェック機能として、教育評価委員会において作成した「年次報告書」の評価項目にシラバスの内容をチェックする事項を加えたことでPDCAを進めることとした。また、学部ガイダンス等でシラバスの内容を学生に周知した。さらに、学生にシラバスを意識させる手段について、引き続き学士課程教育推進WGで検討した。</p> <p>② 各主専攻プログラムにおいて、学生の到達度及び成績に関するチューティングに必要な基礎データを収集した。また、理事・副学長（教育担当）、学士課程会議議長が、各学部に出向き、学士課程会議において作成した教育プログラムの実施に関する「HiPROSPECTS(R)実施マニュアル」に基づき説明会を開催し、チューター及び指導教員の具体的役割を教員に周知した。</p> <p>③ 各主専攻プログラムにおいて、それぞれの担当教員会の方針等を基にチューター又は指導教員が到達度評価を行い、学生情報システム「もみじ」により到達度を学生に周知した。</p>

<p>④評価結果をカリキュラムや教育内容の改善に結びつける。</p> <p>⑤修得単位の評価に加重点を乗じ、1修得単位当たりの平均加重点によって学生の成績評価を行うGPA (Grade Point Average) 方式を全学的に導入し、公正で客観的な成績評価システムを構築する。</p>	<p>④評価結果に基づくPDCAシステムを検証する。</p> <p>⑤ (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	<p>④ 各主専攻プログラムの担当教員会においては、実施した到達度評価の結果をどのようにPDCAシステムに反映させるか検討した。学士課程会議においては、担当教員会が到達度評価結果をPDCAシステムに利用しやすいよう、学生情報システムからの到達度評価結果のデータの抽出方法について報告を行った。また、学士課程教育推進WGでは、到達度評価結果の分析方法の例について検討を進めた。</p>
<p>(大学院課程) 【11】 【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】 ①早期入学制度（飛び入学制度）などを更に活用し、国内外から優秀な学生を積極的に受け入れる。</p> <p>②教育方法の特例措置や修業年限の弾力化、さらには「フェニックス入学制度」の促進等により、職業人のみならず幅広い年齢層の社会人を受け入れ、生涯学習型社会にふさわしい受入体制の整備を図る。</p> <p>③パンフレット、ホームページ等でアドミッション・ポリシーを周知して人材確保に努める。</p> <p>④留学生を積極的に受け入れるために、海外教育研究拠点を設置し、インターネットを活用した入学試験等を実施する。</p>	<p>(大学院課程) 【11】 【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】 ①各研究科・専攻において、入学者受入方針を反映させた入学者選抜を実施しているかを検証し、入学者選抜方法及び広報体制の改善を全学的視野から進める。</p> <p>②フェニックス入学制度や社会人入学制度、推薦入学制度の課題について整理し、改善のための検討を行う。</p> <p>③a. 大学院のアドミッション・ポリシーに関するホームページの整備を完了する。</p> <p>③b. 新年度入学の留学生に対して留学の動機に関するアンケートを実施し、パンフレット配布の効果を検証する。</p> <p>④北京研究センターを活用し、アドミッション・ポリシーに応じた入学試験を実施し、留学生の受入れを拡充する。</p>	<p>① 大学院課程会議において、各研究科の入学者選抜が、アドミッションポリシーに沿った適切な学生受入方法であるか、認証評価の大学院教育の評価基準に適合しているかを検証し、実質的に機能していることを確認した。また、広報体制については大学院広報WGに外国人教員や広報室グループ員の参加を求め、新たな視点での検討を行い、「広島大学大学院案内」(2007版、日本語・英語・中国語)を作成し、広報を行った。</p> <p>② 大学院課程会議において、各研究科の入試実施状況を聴取した結果、それぞれのアドミッションポリシーに沿った適切な学生受け入れがなされており、課題はなかった。また、受け入れについては、入学前に志望指導教員との事前相談を行い、「長期履修制度」、「教育方法の特例」を希望者に対して適用できるような体制を整備している。なお、一部の研究科では、それぞれの学生に対応した履修モデルを作成するなど、ガイダンス等できめ細かな指導を行っている。</p> <p>③a. 大学院課程会議において、各研究科のアドミッション・ポリシーに関するホームページの整備が完了していることを確認した。今後も全学の大学院に関するホームページの一層の充実を図ることとした。</p> <p>③b. パンフレット配布の効果を検証するため、5月1日現在の全留学生755名に対し「広島大学への留学を決める要因に関する宣伝効果調査」を実施し、266名から回答を得た。 パンフレットは、「広島大学への留学を決める」という意味での宣伝効果は低いという結果となったが、パンフレットを見たことがあると回答した留学生は19% (51名) に達している。広島大学への留学を決めるのに役に立ったと答えている学生が15% (40名) おり、広島大学の情報としてある程度役に立っていることが分かった。</p> <p>④ 中国からの留学生の受入れを拡充するため、文学研究科、理学研究科が、北京研究センターを活用した入学試験を実施した。文学研究科では27名が受験し24名が合格、理学研究科では2名が受験し2名合格した。昨年度の合格者数と比較すると、</p>

		<p>2名の増加となった。来年度は、工学研究科、社会科学研究科も、同センターを活用した入試を実施予定である。</p> <p>さらに、3月22日に同センターにおいて、社会科学研究科、工学研究科、生物圏科学研究科合同の広島大学大学院説明会を開催し、留学希望者約180名の参加を得た。</p>
<p>【12】 【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】</p> <p>①学問の高度化、複合化と社会的ニーズに対応したカリキュラムを編成する。</p> <p>②複数専攻制を導入し、特定の専門分野を超えた体系的なカリキュラムを編成する。</p> <p>③教育目的と修了生像を明確にした教育目標を達成するために、体系的なカリキュラムを編成する。</p> <p>④高度専門職業人養成に特化した実践的教育のために、体系的なカリキュラムに沿った授業内容を提供し、又は研究指導を行う。</p> <p>⑤質の高い課程博士を多数輩出するために、体系的なカリキュラムに沿った授業内容を提供し、研究指導を行う。</p> <p>⑥国際的な水準に必要とされる専門教育の内容を含めたカリキュラムを編成する。</p>	<p>【12】 【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】</p> <p>①各研究科・専攻レベルで、大学院教育改革支援プログラムへの申請等を通して、学問の高度化、複合化と社会的ニーズに対応した教育カリキュラムの改善を推進する。</p> <p>②専門と関連する分野の基礎的素養を涵養する観点から、研究科・専攻、特定の専門分野を超えたカリキュラム編成について検討する。</p> <p>③各研究科・専攻において、人材養成の目的や教育目標に合致した組織的、体系的なカリキュラム編成について検討する。</p> <p>④高度専門職業人養成に特化した実践的教育のため、体系的カリキュラムの一層の充実を図る。</p> <p>⑤博士課程後期の学生の質的向上のために、組織的・体系的な指導を強化するとともに、研究環境の改善に努め、学生による質の高い学術研究の推進を図る。</p> <p>⑥学位の国際性、信頼性を図るため、博士課程後期のカリキュラムを点検整備するとともに、学位取得基準を明確にした上で周知し、学位取得基準に沿った学位審査を行う。</p>	<p>① 大学院課程会議として、各研究科からの大学院教育改革支援プログラムへの申請を推奨し、5件が採択された。また、全学レベルで大学院教育FD(「魅力ある大学院教育をめざして」及び「大学院教育改革の推進」)を実施し、各研究科の取り組み状況を紹介することにより、学問の高度化、複合化と社会的ニーズに対応した教育カリキュラムの改善を推進した。</p> <p>② 大学院課程会議において、平成18年度から開講している理工系4研究科(理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、生物圏科学研究科)共同セミナー及び4研究科共通講義に加えて、特定の専門分野を超えたカリキュラム編成について検討した結果、平成20年度から総合科学研究科が参画し、5研究科の共同セミナー、共通講義を行うこととなった。</p> <p>③ 年度計画【4】②の「計画の進捗状況」参照</p> <p>④ 大学院課程会議において、法務研究科の取組状況を検証した。また、教育学研究科において、学校教育における教育実践を中心にした高度専門職業人・研究者の養成をねらいとする新たなプログラムを創設するための「大学院教育学研究科教職高度化計画」を立案し、実践的教育のための、体系的カリキュラムの一層の充実を図った。</p> <p>⑤ 大学院課程会議において、各研究科の組織的・体系的な指導体制の取組を共有することにより、国際的な水準に必要とされる専門教育を用意するとともに、各研究科では指導教員の先端的研究に裏打ちされた授業の展開ときめ細かい研究指導に努めるなどの強化を図った。また、教育課程、授業の内容や進め方、研究指導の内容や進め方、学生生活等に関する大学院学生の満足度の調査のためのアンケートを実施した。次年度はこれを分析して教育研究環境の改善を図る。</p> <p>⑥ 大学院課程会議において、各研究科から取組状況を聴取し、博士課程後期のカリキュラムが大学評価基準に沿ったものであるか、また、学位取得基準に沿った学位審査を行っているか点検を行い、基準をみたしていることを確認した。また、学位取得基準は学生便覧等に掲載するとともにガイダンス等を開催し周知・公表し、論文の中間発表会や最終発表会を公開で実施している。なお、一部の研究科では外部審査委員を加えた学位審査を行っている。</p>
<p>【13】</p>	<p>【13】</p>	

<p>【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】</p>	<p>【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】</p>	
<p>①先端的研究に直結した教育のために、教員との共同研究を通じた指導を強化する。</p>	<p>①先端的研究に直結した教育のために、教員との共同研究を通じた指導を強化する方策について検討する。</p>	<p>① 大学院課程会議において、各研究科から取組状況を聴取した結果、研究科における先進的な研究を発展させるために、独創性の高い特色ある研究を個々の教員及び各専攻で設定したうえで研究指導を行うなど、共同研究プロジェクトに大学院学生を数多く参加させる等の強化策を確認した。</p>
<p>②社会のニーズに応えるべく実践と課題解決能力を育成するために、講義のみならず、討論、フィールドワークやインターンシップを積極的に導入する。</p>	<p>②a. 考える力をつけ、課題解決能力を育てる一つの施策として、事前・事後指導を充実させ、広島大学が受入先を独自に開拓し、本学学生を優先的に受け入れるインターンシップを本格的に実施する。</p>	<p>②a インターンシップの実施団体が、今年度4件の新規を含め15件となった。特に、平成17年度から導入した、本学が独自に受入先を開拓し、本学学生を優先的に受け入れる「全学インターンシップ」については、今年度のインターンシップの評価書・報告書・事後アンケートを精査した結果、参加者の約90%から「非常に有意義、又は有意義」であるとの評価を得た。また、博士課程後期の学生のインターンシップの在り方についても検討した。今後も、受入先や参加学生を増やすとともに、マナー研修など事前準備をさらに充実させることとした。</p>
	<p>②b. 大学院課程学生に地域連携事業等への参加機会を継続的に提供する。</p>	<p>②b. 地域連携センターにおいて、大学院課程学生に対し、次のとおり地域連携事業への参加機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学わくわくプロジェクト：学生スタッフ延べ59名参加（うち大学院学生35名） ・広島大学地域貢献事業：7月4日に開催された平成18年度の研究成果発表会に、大学院学生12名が参加し、本学の地域連携活動の状況を学ぶ機会となった。 ・全国学生まちづくりサミット（愛知大学）で、学生活動グループ（HiRACクラブ）が里山保全活動に関する発表を行った。（大学院学生1名参加） ・大学祭の企画「中国新聞がつなぐフォーラム 語ろう『縁農と援農』」で学生グループが活動報告を行った。
<p>③学生の学会発表や学術論文の執筆のための指導を強化する。</p>	<p>③大学院学生の学会発表や学術論文の執筆を、研究科等の特性に応じて的確に指導しているかどうかについて検証する。</p>	<p>③ 大学院課程会議において、各研究科の学会発表や学術論文の執筆への指導に関する取組状況を聴取し、学会発表や学術論文の執筆を研究科等の特性に応じて的確に指導していることを検証した。</p>
<p>④専門分野における外国語による高度なコミュニケーション能力を養成するため外国語による授業を含めた体系的なカリキュラムを編成し、グローバル化時代に対応した人材養成を行う。</p>	<p>④大学院課程における外国語教育のニーズ分析を行い、全学的な観点からカリキュラム及び実施体制について検討を行う。</p>	<p>④ 昨年度実施された「大学院における学術英語教育」研究会（大学院課程会議・外国語教育研究センター共催）を踏まえ、今後の大学院課程における外国語教育（英語教育）の可能性について検討に着手した。大学院レベルでは、各研究科によって英語教育に対するニーズも多様であることから、実現可能なカリキュラム及び実施体制について大学院課程会議の下に検討WGを立ち上げ、ニーズ分析の結果として明らかとなったプレゼンテーション指導や論文執筆支援等について具体的検討に入ることとした。</p>
<p>⑤海外教育研究拠点を活用し、国際交流協定校などとの共同研究指導を可能とする体制を構築する。</p>	<p>⑤a. 海外教育研究拠点を活用し、国際交流協定校等との共同研究指導を試行する。</p>	<p>⑤a. 海外協定校との共同研究指導体制の構築について検討・協議を行った結果、中国の北京航空航天大学と共同研究指導実施について合意し、本年度、北京研究センター内の教室を利用し、本学教員が同大学学生の指導を行った。平成20年度からは、同大学教員を副指導教員として本学に招聘する制度を実施することとした。さらに、北京研究センターでは、同センターで実施した本学の入学試験合格者に対し、留学事前教育として日本語教育を実施している。また、共同研究指導試行のため、燕山大学に1名の大学院学生を派遣した。</p>
	<p>⑤b. 連携融合事業「平和構築に向けた社会的能力の形成と国際協力の在り方」</p>	<p>⑤b. 国際協力研究科、平和科学研究センター、国際部等の連携・協力の下に「平和構築に向けた社会的能力の形成と国際協力の在り方に関する調査研究」を推進す</p>

	<p>関する調査研究」を、全学体制で引き続き推進する。</p> <p>⑤c. 海外の大学等と連携し、共同で実施するジョイントマスタープログラム開発に係る協議及び調査を進める。</p>	<p>るとともに、調査研究の集大成として平成20年3月に国際シンポジウムを開催し、理事裁量経費から国際シンポジウム開催経費の一部を支援した。</p> <p>⑤c. 海外の大学等と連携し、以下のジョイントマスタープログラムの開発を進めた。また、国際協力研究科においては、ザンビア大学、フィリピン大学と連携し、教育開発分野において共同で実施する教育プログラム開発について、調査・検討を行った。</p> <p>1) 「INU地球市民と平和 (Global Citizenship and Peace) 共同修士プログラム」 INUと連携した上記プログラムの開発を進めるとともに、上記プログラムの枠組みを活用して本学と海外INU加盟大学間のダブルディグリープログラムの開発を進めた。その結果、キョンヒ大学（韓国）とダブルディグリープログラムに関する協定を締結し、20年度秋から、本学のプログラム学生をキョンヒ大学へ派遣することと、21年度から、キョンヒ大学のプログラム学生を本学に受入れることが決定した。 また、ダブルディグリープログラムについては、文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（先端的国際連携支援）」に立命館大学と共同で申請し採択（平成19年～21年度）された。</p> <p>2) 欧州大学との「持続可能な開発に関する国際共同修士プログラム」 欧州5大学との共同による上記プログラムの開発について、今年度、2回の会合に出席するとともに、メールによる協議を重ね、20年度からプログラムを開始する準備が整った。</p> <p>3) ダブルディグリープログラム 公共政策分野での上記プログラム開発についてテキサス大学オースチン校と国際協力研究科との間で協議を進め、協定締結のための準備が概ね整った。来年度から学生募集を開始することとした。 既に開発済みのインドネシア2大学と国際協力研究科との経済分野におけるダブルディグリープログラムにより、本年度、第一期目となる学生の受入を開始した。</p>
<p>【14】 【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】 学位論文審査は、必要に応じて他大学等の外部審査委員を加えた公開審査により、全国的・国際的な基準に基づいて行う。</p>	<p>【14】 【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】 ①a. 各授業の目標や授業方法、成績評価基準をシラバスに明示し、学生に周知させるとともに、より厳格な成績評価を行える体制について検討する。</p> <p>①b. 学位論文審査は、必要に応じて外部審査委員を加え、学位授与基準による公開審査を継続する。また、現状の学位授与基準が全国的、国際的な基準を満たしているかを検証する。</p>	<p>①a. 大学院課程会議において、各授業のシラバスの作成・充実をはかり、その中で授業の方法や成績評価基準を明示させた。また、シラバスのチェック体制、研究指導の計画や評価基準の明示等の取組状況を点検し、より厳格な成績評価を行える体制について検討した。</p> <p>①b. 各研究科において、個々の学位論文の審査に当たっては、必要に応じて他大学及び他研究科等の外部審査委員を加え公開審査を行っている。また、分野によって差があるものの、学位の質が、全国的・国際的なレベルであることを保証するために、学位請求論文の主な内容が記載された原著論文が、国内外の査読制度のある学術雑誌に発表されていることを条件としている。今後必要に応じて外部審査委員を加え、国際的な学位授与基準に沿った公開審査を推進する。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

③ 教育の実施体制等に関する目標

- 中期目標
- ① 最前線の研究成果を基盤として、学生の知的・専門的能力を発展させ、倫理的・文化的資質を最大限に高める教育を行う体制を整えるとともに、学問の高度化・複合化と社会的ニーズの変化に対応したカリキュラムの整備を行う。
 - ② 国際的に活躍できる人材の育成のために、外国語による高度なコミュニケーション能力を高める教育体制を整える。
 - ③ 学士課程においては、多様な学習ニーズに対応し、主体的・自主的な学習態度を育成する教育体制を構築する。
 - ④ スポーツや各種芸術文化・ボランティア等の自主的な課外活動を学士課程教育の一環として捉え、積極的に支援する体制を確立する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【15】 【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】</p> <p>①教育主担当教員を配置するなど、教育の質の向上のために適切な教職員の配置を図る。</p> <p>②講義・実験・実習・演習においては、必要に応じて適切な数のTAを配置する。</p> <p>③全学的な人的資源を活用するため、複数研究科の兼担制等を進めるなど、大学院教育の全学協力体制を推進するための方策を検討する。</p>	<p>【15】 【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】</p> <p>①教育主担当教員を配置する新たな制度の整備を図る。</p> <p>②TAの配置状況が適切に行われているかどうかを点検する。</p> <p>③大学院教育の全学協力体制の在り方について協議し、各研究科・専攻間の連携を強化する。</p>	<p>① 優秀な人材の確保等に資するために、従前の特任教員制度を見直し、教育主担当制度の一つとして位置付け、平成19年度から新たに契約職員である特任教員及び寄附講座等教員として雇用できる制度を導入した。 さらに、大学教員の継続雇用制度を教育主担当教員制度の一方策とすることも検討している。</p> <p>② 各研究科のTA採用状況、配置状況、TAに関する規則・申し合せ等の調査に併せて、学生アンケートによるTAの処遇等について調査した。この結果、TAが不足している状況があり、改善することとした。</p> <p>③ 大学院課程会議において、各研究科の教育体制についての情報交換を行い、連携を強化した。具体的には、兼担制を拡充するために大学院規則を改正し、教授、准教授、講師のみならず、助教も授業が担当又は分担できるようにした。また、MOET教育やキャリア教育など、全学協力体制で行う連携教育について検討した。</p>
<p>【16】 【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】</p> <p>①少人数教育のためのセミナー室などの整備を進め、講義室等の学内ネットワーク環境を整備する。</p>	<p>【16】 【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】</p> <p>①a. 全学的な教養教育の講義環境の充実を図るため、老朽化した教育機器等を更新する。</p> <p>①b. 中央図書館、カフェ等に無線LANの整備を行う。</p> <p>①c. 全学（情報メディア教育研究センターを含む。）の教育用情報環境の内、</p>	<p>①a. 教養教育実施にかかる充実を図るため、講義室の設備を調査した結果に基づき、早期に対応が必要な老朽化の著しいワイヤレスマイク設備等について、9月に更新を行った。</p> <p>①b. 新たにアクセスポイントを、文学研究科4箇所、中央図書館4箇所、東図書館2箇所及び課外活動施設6箇所に設置した。</p> <p>①c. 「情報化戦略会議」の下に全学的な最適化を視点に教育用情報端末（CALL端末、CBTを含む。）の一元的な整備と管理の必要性等を検討するため、「教育用情報</p>

	<p>教育用情報端末に関する整備計画を策定する。</p>	<p>端末整備検討SWG（構成員：14名）」を設置（平成19年11月27日）し、検討（開催回数：4回）を行い整備計画を策定した。</p>
<p>②外国語教育用CALL設備及び外国語自学自習用設備の更新と拡充を行うとともに、東広島キャンパスと霞キャンパスの間に遠隔講義システムを導入する。</p>	<p>①d. 継続して、学生パソコンの所有を促進するため、学部との協力の下、入学時におけるパソコンの購入を推奨する。</p>	<p>①d. 平成17年度から実施のキャンパス・ユビキタス・プロジェクトとして、新入学生に推奨パソコンの購入推進を行っており、17年度購入率15%（協力学部3学部）、18年度28%（協力学部7学部）、19年度32%（協力学部8学部）と増加し、全学的に入学時のPC所持率は向上している。（購入率＝購入者／新入学者数）</p>
	<p>①e. キャンパス情報ネットワーク（HINET）の更新に合わせて支線ネットワークの高速化整備に着手する。</p>	<p>①e. 年度計画【77】④aの『平成19年度の実施状況』を参照。</p>
<p>③電子図書館機能を強化・充実し、図書館の教育・学習支援機能の向上を図る。</p>	<p>②a. LL教室及びCALL設備の更新に向けて、関係部局等と連携しながら具体案を策定する。</p>	<p>②a. 平成22年に予定されている教育用情報端末の全学一斉実施に向けて、LL・CALL教室及び自習室の更新に関するWGをセンターに設置し、関連部局と連携を図りながらCALL設備更新計画の原案の修正を行った。また、全学の教育用情報端末整備検討SWGにおいても更新計画を具体的に検討した。</p>
	<p>②b. 遠隔講義システムについて、東広島一東千田間の整備を続けるとともに、平成17、18年度に設置された東広島一霞間のシステムの利用状況、教育効果、利用上の問題点を抽出し、今後の3キャンパス一体化に向けた整備の方針・維持体制の在り方を検討する。</p>	<p>②b. eラーニング推進会議において、次の事項を検討・実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学部・経済学部の東広島一東千田間の遠隔講義システムについては、老朽化対策を緊急課題として検討し、現有設備が故障した場合の対応策を取り決めた。また、各キャンパス1室ずつの2スクリーン化を企画した。 ・東広島一霞間のシステムの利用状況を把握し、利用上の問題点を検討したところ、特段の問題はなかった。なお、教育効果については、非常勤講師に頼ることなく、双方のキャンパスで同質の教育を提供できることが最大の利点であるという結論に至った。 ・今後の3キャンパス一体化に向けた整備の方針・維持体制の在り方については、後継システムに必要な経費の動向を見極めながら移行を検討することとした。
	<p>③a. 学術情報の安定的確保に向けた検討を進める。</p>	<p>③a. 価格上昇が続く電子ジャーナル等の学術情報基盤を安定的に確保するため、整備内容及び財源確保について、図書館運営戦略会議において検討を行い、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方法の見直しを行った。 ・電子ジャーナル等購入経費として262,711千円を確保した。 ・利用可能な電子ジャーナルは16,600タイトル。その内購入誌は6,300タイトルで、主要な電子ジャーナルのダウンロード数は517,857件(2007.1-2007.12)。 ・二次情報データベースタイトル数は14種で、検索件数は418,414件(2007.1-2007.12)。 ・電子Book数は25。 ・今年度新たにエルゼビアEJ Archiveと日本国語大辞典（電子版）を導入した。
	<p>③b. 学術情報リポジトリの充実を図るとともに、学内の関連データベースとの連携について検討を進める。</p>	<p>③b. 学術情報リポジトリの充実として、コンテンツを5,100件増加させた。また、学術情報リポジトリの登録件数を増やすために、教員を対象としてリポジトリに関する著作権問題の解決を目的とした講演会を実施するとともに、講演会の成果を冊子（「機関リポジトリと著作権Q&A」）として発行することなどにより、登録数が前年度比1.5倍に増加した。</p> <p>また、学内の関連データベース（広島大学経営戦略データウェアハウス）との連</p>

<p>④良き市民としての素養を培い、豊かな人間性を育むため、地域社会と連帯して学生の自主的な文化的・創造的活動のための文化的諸施設を計画的に整備する。</p>	<p>④平成18年度に設置した総合博物館の学術標本資料の収集を引き続き行うとともに、『キャンパスまるごと博物館』に向けたサテライトの整備充実を進める。</p>	<p>携について検討を行い、リンク・表示の仕様を確定した。 ・学術情報リポジトリ登録件数：14,513件（平成20年3月31日現在） ・学術情報リポジトリダウンロード件数：587,575件（平成20年3月31日現在）</p> <p>③c. 電動集密書架導入計画を策定し、学術情報の電子化推進と全学的な蔵書スペースの有効活用を図りながら、ハイブリッド型図書館の構築を進める。</p> <p>③d. ユーザビリティ向上を志向した図書館システムの導入を図る。</p> <p>③e. 情報メディア教育研究センター等と連携し、学生が学習に必要な情報を探す力を身につけるための情報リテラシー教育を実施する。</p> <p>③f. 図書館利用支援機能充実のため、教職員向け利用ガイドを作成する。</p> <p>④ 生物圏科学研究科及び埋蔵文化財調査室に総合博物館のサテライトを設置し、研究成果等の社会への発信に努めた。また、講演会、特別展を実施するとともに、広報誌を発刊し学内外へのPRに努めた。 また、本学の貴重な学術標本資料である「広島大学デジタル博物館」の総合博物館への移管等について関係者間の協議を行った。 学術標本資料については、化石類20点、貝類標本150点ほか合計186点を収集し、これまでの収集標本702点とあわせて888点となった。</p>
<p>【17】 【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】 ①学生の授業評価、教員相互の授業参観、講義資料の点検などによって活動を評価し、その結果を基に、教育・学生担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（教育室）を設置し、「教育室」において継続的に教育活動の質的向上を図る。</p>	<p>【17】 【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】 ①a. 学生の授業評価について、次期学生情報システムを利用したオンラインアンケート実施方法と活用方法を検討する。</p> <p>①b. 教員相互の授業参観については、前年度の検討結果を踏まえて、実施方法等を企画する。</p> <p>①c. 教育プログラムの点検・評価を实</p>	<p>①a. 教育評価委員会でとりまとめた「アンケート項目の見直し案」を基に、次期学生情報システムの仕様にオンラインアンケート機能を盛り込むこととした。具体的には、次期学生情報システムのシラバスに連携し、受講した授業のアンケートに回答したかどうかを学生自身で確認できるようにする。また、従来半期に一度しか実施されなかったアンケートが、教員の判断で期の途中にも実施できるようになり、その期の授業改善に活用できることとなる。</p> <p>①b. 理事・副学長（教育担当）の下に「FD推進WG」を立ち上げ、「広島大学におけるFD活動のあり方」について検討を行い、本学のFD活動の基本方針を答申として取りまとめ、提言した。教員相互の授業参観については、答申の中で、本学が実施するFDのタイプのひとつとして位置付けることを明記し、体系的に企画・実施していくこととした。</p> <p>①c. 教育評価委員会において、平成18年度分の主専攻プログラムについて、57ブ</p>

<p>②個々の教員の教育活動を適切に評価する基準及び評価システムを構築する。</p> <p>③教育活動において業績の優れた教員には、給与その他の面で配慮することにより教育の活性化を図る。</p>	<p>施し、教育プログラムの状況を把握する。また、点検・評価の方法に関して問題点の有無を調査し、問題がある場合は改善策を検討する。</p> <p>②～③教育活動に関して、教員の個人評価の基本方針に基づき、年次評価及び定期評価を試行する。</p>	<p>プログラムから自己点検と改善に関する年次報告書の提出を受けて評価を実施した。その結果、問題があると判断したプログラムに対しては、同委員会からコメントを付して、改善につなげるよう各学部に要請した。また、今年度始まった特定プログラムの評価方法を検討し、主専攻プログラムの評価と同様に、年次報告書の提出を求めることとしてテンプレートを作成した。</p> <p>②～③ 年度計画【61】①～②aの『平成19年度の実施状況』を参照。</p>
<p>【18】 【教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策】</p> <p>①「教育室」において、教授法、評価法、教材開発等に関する研究開発及び教員研修（FD）に関する企画・立案を行うとともに、具体的な改善策等を策定する。</p> <p>②附属学校や附属施設をFDの場として積極的に活用する。</p> <p>③全学的なメディアコンテンツの開発計画等を策定するとともに、学生情報システムとシラバス及び教材コンテンツを関連づけて提供するシステムを構築する。</p> <p>④教育内容をデジタルコンテンツ化した素材の作成やライブ授業のアーカイブ化を進める。</p> <p>⑤教材研究や教材作成などのためのサバティカル制度を設ける。</p>	<p>【18】 【教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策】</p> <p>①大学院課程におけるFDを最優先課題とし、実施方法等については、全学組織において検討する。</p> <p>②附属学校で平成18年度に実施した第1回広島大学附属学校園合同全国フォーラムの効果を分析するとともに、引き続き、実施について検討を行う。また、附属施設をFDの場として活用することについては引き続き検討する。</p> <p>③～④平成20年度から運用開始される次期学生情報システムにCMSを連携させ、すべての授業科目で利用可能になるよう準備を進める。教職員のCMS利用にあたって必要なデジタルコンテンツ作成、著作権処理等を支援する全学的組織の在り方について検討する。</p> <p>⑤平成18年度に整備したサバティカル研修制度の導入を図る。</p>	<p>① 平成19年度から大学院課程におけるFDが義務化されたことを受け、大学院課程会議においてFDを企画し、5月に「魅力ある大学院教育をめざして」、12月に「大学院教育改革の推進」と題してFDを実施した。また、「FD推進WG」を立ち上げ、「広島大学におけるFD活動のあり方」についての検討を行い、その中で、大学院のFDのあり方についても検討を行い、本学のFD活動の基本方針を取りまとめた。</p> <p>② 平成18年度に実施した(第1回)広島大学附属学校園合同全国フォーラムの成果を分析し、引き続き、附属学校をFDの場として活用することについて検討を行った。また、附属施設をFDの場として活用することについては、平成19年12月と20年3月に情報メディア教育研究センターを活用して教職員を対象としたWebCT研修会を開催し、積極的に活用した。</p> <p>③～④ eラーニング推進会議において示したCMSとの連携案を基に、すべての授業科目でCMSとの連携が可能になるように、次期学生情報システムの仕様に盛り込むこととした。また、教職員のCMS利用にあたって必要なデジタルコンテンツ作成、著作権処理等を支援する全学的組織の在り方について検討した結果、WebCTコンテンツ作成支援室を充実させることとした。</p> <p>⑤ 年度計画【61】③aの『平成19年度の実施状況』を参照。</p>
<p>【19】 【全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策】</p> <p>①外国語による高度なコミュニケーション能力を養成するために、情報メディア教育研究センターを改組・分離して、外</p>	<p>【19】 【全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策】</p> <p>①a.「英語プロフェッショナル養成特定プログラム」「ドイツ語プロフェッショナル養成特定プログラム」を実施する。</p>	<p>①a.「英語プロフェッショナル養成特定プログラム」及び「ドイツ語プロフェッショナル養成特定プログラム」を実施し、それぞれ25名と12名の学生が登録した。外国語運用能力の測定を実施（英語5回、独語2回）し、TOEIC730点以上、独語検</p>

<p>国語教育機能を拡充した「外国語教育研究センター」を設置し、外国語教育の企画、立案、実施を行う。</p> <p>情報教育については、改組後の「情報メディア教育研究センター」と「教育室」とが連携して企画、立案を行う。</p>	<p>①b. 各特定プログラムの教育内容・教育方法について点検し、更なる充実を検討する。</p> <p>①c. 既存の教養教育カリキュラムにおいて、教育内容・教育方法の充実を検討する。</p> <p>①d. 「情報メディア特定プログラム」を実施する。</p>	<p>定3級取得という目標を1年間でクリアした。</p> <p>①b. 学生の外国語運用能力を測定するため、外部資格試験の受験機会を提供（英語5回、独語2回）した。これにより外国語運用能力の伸長を把握し、目標の上方修正を含め、プログラムのより適切な教育内容と教育方法の再検討を行った。</p> <p>①c. 英語科目について現行シラバスの内容を全面的に見直し、授業の目標、内容や計画、成績評価の方法が従来よりも明確になるように改訂を行った。また、それに基づく評価基準を策定した。これらの改訂したシラバスや評価基準（『教養教育外国語科目（英語）シラバスおよび評価規準・基準一覧』）を担当教員に対し配布するとともにFDを実施した。このような取組により、授業の目標とそれに対する内容や計画、また、目標とその評価方法の整合性を図り、到達目標型の英語教育をより推進する体制の整備を行った。</p> <p>①d. 各学部で学ぶ専門教育に加えて、コンピュータや情報ネットワーク、各種メディアを活用し、社会で活躍できる力を身に付けたいという意欲を持つ学生を対象に、理論と実践の両面からの教育をおこなう情報メディア教育特定プログラムの履修を開始した。本プログラムにはコンピュータサイエンスの体系的な理解を目指すコンピュータサイエンスコースと情報メディア、情報デザインの体系的な理解を目指す情報デザインコースを開設し、平成19年度から履修を始めた登録者は4人であった。平成20年度から履修を始める予定の登録者は12人であり、確実に増加している。</p>
<p>②スポーツ科学に関する科目の企画、立案、実施等を行うセンターの設置を検討する。</p>	<p>②スポーツ科学センターにおける更なる教育・研究活動の充実を図ると共に、地域社会との連携事業を行う。</p>	<p>② スポーツ実習Bにおいて学生の障害に対応した実習プログラムを提示し、スポーツ実習Cにおいて体力テストを実施することによって学生に行動体力の重要性を自覚させ、健康とスポーツに関する講義においてパワーポイントで作成したスライドを活用することによって学生のより深い理解を促すなど、スポーツ科学に関する授業を充実するとともに、本学でアジア・太平洋スポーツ科学会議'2007'を開催し、20ヶ国（約300人）の研究者が参加した。</p> <p>また、広島県内5ヶ所（河内町、神石高原町、福山市、志和町、安芸津町）で、「出前講座」形式の高齢者のウォーキング講座を開催し、309人の参加を得た。併せて、学内ウォーキングを活用した健康講習会を開催（249人参加）するなど、地域社会との連携事業を行った。</p>
<p>【20】 【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】</p> <p>①教育活動の質的向上を図るため、「教育室」において、学士課程教育及び大学院教育における教育実施体制に関する企画、立案、評価、改善等を行う。</p> <p>②「教育室」の下に、教養教育を含めた学士課程教育に関する企画、立案、評価、改善等を行う「学士課程教育センター」を設置する。</p>	<p>【20】 【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】</p> <p>①～②教育プログラムの点検・評価を実施し、教育プログラムの状況を把握する。また、点検・評価の方法に関して問題点の有無を調査し、問題がある場合は改善策を検討する。併せて、大学院課程の点検・評価の方法について検討する。</p>	<p>①～② 教育評価委員会において、平成18年度分の主専攻プログラムについて、57プログラムから自己点検と改善に関する年次報告書の提出を受けて評価を実施した。その結果、問題があると判断したプログラムに対しては、同委員会からコメントを付して、改善につなげるよう要請した。</p> <p>また、大学院課程会議において、認証評価基準に対応した大学院課程教育の点検・評価方法について検討を行った。</p>

<p>③教育目的と卒業生・修了生像を明確にした教育目標を達成するために必要な教育体制を整える。特に、学士課程においては、教育プログラムごとに「担当教員会」を設ける。</p> <p>④学士課程においては、教養教育に力点を置き、専門分野等に必要な基礎・基本を重視した教育に必要な教育体制を整える。</p>	<p>③～④教育プログラム実施における担当教員会の機能について点検する。</p>	<p>③～④ 学士課程教育推進WGにおいて、プログラム担当教員会について点検し、その役割や機能を明確にし、教育プログラムの実施に関する「HiPROSPECTS(R)実施マニュアル」に盛り込み、各学部への周知を図った。</p>
<p>⑤高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行うために必要な教育体制を整える。</p>	<p>⑤a. 平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」を踏まえ、大学院教育の実質化による高度専門職業人養成に特化した実践的教育を推進する。</p> <p>⑤b. 大学院におけるMOT教育を推進するための教育実施体制を確立する。</p>	<p>⑤a. 高度専門職業人養成については、教育学研究科において、学校教育に関する高い専門性と実践的指導力を備えた高度専門職業人としての教員養成のためのプログラムを立案し、「大学院教育学研究科教職高度化計画」として取りまとめた。具体的には「中等教育開発」、「教育行政・経営開発」及び「初等教育開発」の3プログラムについて、目的・理念、養成する人材像、指導方法及びカリキュラム等の骨格を策定した。</p> <p>⑤b. MOT教育を推進するため、自然科学・技術系4研究科（理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、生物圏科学研究科）の共通講義の実施体制を確立した。なお、平成20年度から総合科学研究科も参画することとした。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ④ 学生への支援に関する目標

中期目標	学習環境を整え、学生相談体制を強化するなどして、学生への支援を効果的に行う。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【21】 【学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】 ①学生のためのサービスを有機的に統合し、窓口業務の一元化を図るため、「学生総合支援センター」を設置する。</p> <p>②ピア・サポート・システム等の学生相談体制を「学生総合支援センター」に統合し、充実を図る。</p> <p>③多面的なハラスメント調査に基づき、予防対策及び相談体制を充実するとともに、ハラスメント相談室の設置など、組織的な対応体制を構築する。</p> <p>④障害学生や高齢者学生などに配慮した学習環境（ユニバーサルデザイン）を更に充実する。</p>	<p>【21】 【学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】 ①a. 平成18年度に検討した各学部・研究科の業務と学生総合支援センターの業務の見直しに基づき、更なる学生支援業務の一元化を検討する。</p> <p>①b. 平成18年度入学生（新教育課程履修者）に対して実施した学習支援策について点検・評価し、学習支援システムを完成させる。</p> <p>②ピア・サポート・システムの更なる充実を図るための具体案について課題等を整理する。</p> <p>③（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>④「特色ある大学教育支援プログラム」の高等教育のユニバーサルデザイン化を更に充実させる。 ・3キャンパスの支援体制の拡充と連携。 ・音声認識技術等を利用した情報保障方法の試行運用継続。</p>	<p>①a. 平成19年4月に、部局の学生支援業務担当者を中心とする検討組織を立ち上げ、「学生総合支援センター構想」に基づく、部局の学生支援業務全般を一元的に提供する方法について検討を開始した。10月末まで検討を行い、その検討結果を報告書に取りまとめ、業務体制検討会議に提出した。</p> <p>①b. 学習支援室運営WGにおいて、指導教員から学生チューター（相談員）の意見等の聴取及び相談者のアンケートの分析から見直し後の実施体制の検討を行った結果、相談件数が少ない「生物」科目は授業担当教員に委ねることとし、相談の多かった「英語、数学、化学及び物理」科目について、入学直後から支援できるシステムとして確立させた。</p> <p>② 新入生向けの出前相談及びピア・サポーター養成セミナーについては一定の成果が上がっており、今後とも継続することとした。また、利用者及びピア・サポーターを増やす工夫として、ピア・サポート・ルームの活動内容が見える形での広報に力を注ぐこととし、来年度に向けて新たなパンフレットを作成するなどの課題整理を行った。</p> <p>④ 「特色ある大学教育支援プログラム」の高等教育のユニバーサルデザイン化の拡充として以下のとおり実施した。 ・障害学生支援のための取組として、3キャンパスの支援機器類の点検と整備 拡充を行い、学生の支援評価聴取のため、学生・教職員から履修状況聴取を行った。また、東千田、霞キャンパスの拠点としてボランティア活動室霞分室を整備し、広島地区と東広島地区の連携を円滑化した。 ・音声認識技術（音声の文字化）等を利用し、講義情報を伝達（保障）する活動を</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・支援技術リーダー育成カリキュラムの実施継続と課題の検討。 	<p>10の授業に導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援技術リーダー育成として、育成プログラムを継続実施し、アクセシビリティリーダー（第2期生）50名を認定するとともに、引き続き課題の検討を行った。
<p>⑤学生相談や障害学生への支援などへの学生ボランティア活動をより一層活用する。</p>	<p>⑤a. 「学生ボランティアセンター」の広報活動が効果的であったか見直しを行い、「学生ボランティアセンター」の充実を図る。</p> <p>⑤b. ボランティア情報の分析を行い、効果的なボランティア活動の具体案を策定する。</p> <p>⑤c. サークル団体への支援策の課題整理を行う。</p>	<p>⑤a. 学内（地域連携センター、教育学研究科附属教育実践総合センター）及び学外（東広島市ボランティア活動室）との情報交換会を開催し、相互に連携をとりながら広報活動を行うこととした。また、学生ボランティアセンター内に開設した「ボランティア人材バンク」のホームページを立ち上げ、地域との連携が図れる項目を追加するとともに、本学学生が人材バンク登録をするうえでの利便性の向上を図るなど、学生ボランティアセンターの充実を図った。</p> <p>⑤b. 学生ボランティアセンター内に「ボランティア人材バンク」を開設した。また、学生ボランティア団体の企画・運営による「ボランティアセミナー」において、学生主体の「ボランティア連合体」設立の可能性等について、学生との意見交換を行った。さらに、前年度のボランティア実績の集計を基に、本学ボランティア活動団体との検討会で分析を行い、効果的なボランティア活動を行うために、学生主体による「ボランティア連合体」設立に向けての具体案を策定した。</p> <p>⑤c. 前年度策定した支援策の具体案について課題整理を行い、ボランティア連合体設立に向けて加入予定団体の活動室を確保するなど、対応可能なものから措置した。</p>
<p>⑥キャンパス内のメンタルヘルス相談体制の充実を図る。</p>	<p>⑥a. 東広島地区、東千田地区、霞地区の担当者による情報交換会を開催し、キャンパス内の相談体制の充実を図るための具体案について、課題等の整理を行い実施する。</p> <p>⑥b. 3キャンパス支援体制の整備と運用の点検を行う。</p> <p>⑥c. 東広島地区と広島地区の人的配置の在り方を検討し、必要に応じて人員を配置する。</p> <p>⑥d. 附属病院や地域医療機関等と連携するとともに、その運用の検討を継続する。</p>	<p>⑥a. 東広島地区、東千田地区、霞地区の間で、情報交換会を開催し、昨年度まとめた3キャンパスの相談体制充実のための具体案（各学部学生支援窓口と学生総合支援センターとの連携強化、相談事例の情報共有など）について、学生相談の現場で得られたノウハウを適切に窓口対応職員等に伝える仕組みを整えるとともに、学生相談に特化した情報交換・事例研究を行う場として、「学生相談情報連絡会」を毎年定期的で開催することとした。</p> <p>⑥b. 東広島、東千田及び霞キャンパスにおける相談支援体制の検討として、3キャンパスの平成19年度保健管理センター利用状況等による点検を行い、平成20年度以降の支援体制の検討を行った。 また、霞キャンパスにおける支援の拠点となる霞分室移転を完了し、平成19年度より新施設において業務を開始した。</p> <p>⑥c. 東広島地区と広島地区の人的配置のあり方を検討し、人員配置を行った。広島地区東千田キャンパスでは夜間主コースの授業終了時間に対応し、21時15分までの保健管理室開室を実施し、看護師、医師・臨床心理士、非常勤講師による相談日を設けた。</p> <p>⑥d. 大学病院、地域医療機関等との事例検討会、情報交換会を定期的で開催した。</p>
<p>⑦教育、就職など、学生のための情報システムを更に充実する。</p>	<p>⑦平成18年度に検討した次世代学生情報システムの教務事務機能及び学生支援機能の開発に着手する。</p>	<p>⑦次期システムは、平成21年度後期から稼働開始となるよう、開発のスケジュールを見直し、そのスケジュールに沿ってシステム構築プロジェクトを立ち上げて仕様を確定し、開発に着手した。</p>

<p>【22】 【生活相談・就職支援等に関する具体的方策】</p> <p>①学生就職センターを「キャリアセンター」に改組し、入学時から将来に向けたキャリアデザインを支援するとともに、学生への就職支援を拡充する。</p>	<p>【22】 【生活相談・就職支援等に関する具体的方策】</p> <p>①学内の学生支援プログラムと連携を図り、学生への個別支援を強化する。</p>	<p>① 学生への進路・就職の個別支援を強化するため、各学部と連携し、学内の学生支援プログラム（新入生オリエンテーションにおける「キャリアガイダンス」、学部からの依頼による2年生から4年生を対象とした「キャリアガイダンス」等）を実施した。</p> <p>また、各種就職支援冊子等を見直し、「就職の手引」を「就活支援ガイドブック」に、「進路・就職情報入力マニュアル」を「就職システム利用ガイド」に改訂した。さらに、新規に「キャリアデザインノート」、「キャリアセンターの活動案内」を作成・配布した。</p> <p>キャリア相談室についても、開室時間を弾力的に拡大したことにより利用者の増加につながった。（平成18年度相談件数：827件、平成19年度相談件数：1,175件）平成20年度からは、個別相談に応じるキャリアアドバイザーを増員することを決定した。</p>
<p>②学生生活上におけるトラブル及び不測の事態を想定した安全教育及び防止対策を充実させる。</p>	<p>②a. 授業科目「学生生活概論」の内容充実を図り、継続して開講する。また、教職員向けには学生生活上の安全教育・トラブル防止対策等に関するFDを実施する。</p>	<p>②a. 授業科目「学生生活概論」は、新入生が学生生活に早く慣れるように「学生生活サイクルと課題」、「こころの健康」、「からだの健康」など、さらに学生が遭いやすいトラブルの回避と対処方法として「悪質な勧誘から身を守る」、「消費トラブル」、「犯罪から身を守る」などについて学外の専門家も講師に招き最新の情報提供などを行った。（受講者数515名、受講登録者536名）</p> <p>また、学生生活担当教職員向けFDは、「本学のカルト事情」や学生が被害に遭いやすい「悪質商法」について県生活センター主査を講師に招き、事例を交えた講演を実施した。（参加者56名）</p>
<p>③指導者の養成や施設の整備などにより、課外活動等の学生の自主的な活動を支援する。</p>	<p>③a. 教職員に対して人材バンク登録の募集を行う。</p>	<p>③a. 指導者（教員等）養成WG及び課外活動部会において作成した「指導者の役割と責任範囲の基準」に基づき、教職員に対して人材バンク登録の募集を行った結果、平成19年度は8名の登録があった。</p>
<p>③b. 指導者の役割・責任範囲の基準を策定する。</p>	<p>③b. 前年度行った指導者の役割と責任範囲の基準づくりの具体案についての課題整理を基に、指導者（教員等）養成WG及び課外活動部会において検討し、「指導者の役割と責任範囲の基準」を策定した。</p>	<p>③b. 前年度行った指導者の役割と責任範囲の基準づくりの具体案についての課題整理を基に、指導者（教員等）養成WG及び課外活動部会において検討し、「指導者の役割と責任範囲の基準」を策定した。</p>
<p>③c. 前年度の整備状況を基に「体育施</p>	<p>③c. 体育施設等長期整備計画WGにおいて、施設パトロール(実地視察)を実施し、</p>	<p>③c. 体育施設等長期整備計画WGにおいて、施設パトロール(実地視察)を実施し、</p>

<p>④体育会、文化サークル等の学生組織の整備・充実を支援する。</p>	<p>設等長期整備計画」を見直す。</p> <p>④a. 前年度の西条共同研修センター利用者パンフレットを更新して、利用促進を図る。</p> <p>④b. 西条共同研修センター及び西条総合運動場の施設整備計画の具体案に基づき整備を進めると共に、課題を整理する。</p> <p>④c. 平成18年度計画において策定された解決策を基に、学生組織の整備・充実を支援するために施設使用の改善等を実施する。</p> <p>④d. 体育会、音楽協議会等の代表者と副学長（学生担当）との懇談会を開催し、学生の意見を聴取することにより、学生組織の整備・充実を支援する。</p>	<p>新たに整備する事項の追加、授業等に支障がないように緊急性・安全性の高いものから優先的に整備するなど、体育施設等長期整備計画の見直しを行った。</p> <p>④a. 西条共同研修センターの利用手続の簡素化を図るとともに、利用者用パンフレットを更新し、中・四国地区の国公立大学等及び県内の小・中・高等学校等に配布し、利用促進を図った。</p> <p>④b. 西条共同研修センターについては、体育施設等長期整備計画WGにおいて、障害を持った学生に対する対策として、トイレ改修を行うとともに、新たに障害者用トイレを設置した。なお、将来計画としてバリアフリー化や情報環境整備などの課題を整理した。また、西条総合運動場においては、平成20年度にトイレ改修(水洗化)を行うこととした。</p> <p>④c. 前年度策定された解決策を基に、より効果的な課外活動を支援するために、施設使用規則等の改正を行い、施設使用の改善等を実施した。</p> <p>④d. 五者会議（体育会、音楽協議会、文化サークル連合、文化サークル団体連合、大学祭実行委員会）からの要望を聴取するとともに、副学長との懇談会を開催し、今後の課外活動をより一層活性化させるための方策等の検討を行い、緊急性、安全性も視野に入れ、予算面も考慮しながら対応可能なものから整理し、グラウンド、テニスコートの夜間照明設置及び文化系課外活動共用施設へのクーラーを設置するなど充実を図った。</p>
<p>【23】 【経済的支援に関する具体的方策】</p> <p>①本学独自の奨学金制度の導入を検討する。</p> <p>②図書館など学内で学生を臨時的に雇用することにより、社会的・実務的経験をさせるとともに、経済的な支援を行う。</p>	<p>【23】 【経済的支援に関する具体的方策】</p> <p>①（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>②a. 図書館において、ジュニア・ティーチング・アシスタント制度を導入し、非専門的業務において本学の大学院生や学生を雇用し、経済的な支援を行う。</p> <p>②b. 新たなキャンパスツアーとしての『キャンパスガイド』に学生を雇用し、社会的・実務的経験をさせる。</p>	<p>①平成18年に新設した「エクセレント・スチューデント・スカラシップ」を見直し、学力が優秀でありながら経済的理由により大学進学が困難な者を対象として、入学料及び在学中の授業料全額免除及び奨学金給付を行う「広島大学フェニックス奨学金制度」を平成20年度から導入することとした。</p> <p>②a. 図書館において、ジュニア・ティーチング・アシスタント制度を導入するとともに、その他の業務においても学生を雇用し、経済的な支援を次のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア・ティーチング・アシスタント雇用学生数：7人 ・時間外開館 雇用学生数：46人 ・転・退職教員貸出図書 雇用学生数：19人 ・リポジトリ構築事業 雇用学生数：2人 <p>②b. 地域連携センターにおいて、毎週金曜日に総合博物館と共同で実施している「キャンパスガイド」の学生ガイドとして9名を雇用し、学生主体で企画・実施することにより、学生に対して社会的・実務的経験をさせることができた。平成19年度にキャンパスガイドを48回実施した。</p>
<p>【24】 【社会人・留学生等に対する配慮】</p> <p>①社会人学生の勤務形態に対応して、教</p>	<p>【24】 【社会人・留学生等に対する配慮】</p> <p>①（18年度に実施済みのため、19年度は</p>	

<p>育方法の特例（夜間や休日，広島市内のサテライトキャンパスを利用した授業・研究指導等）を拡充する。</p>	<p>年度計画なし）</p>	
<p>②ユニバーサルデザイン化を効果的に進めるために，特別な配慮を必要とする人々による事前の評価制度を取り入れる。</p>	<p>②（18年度に実施済みのため，19年度は年度計画なし）</p>	
<p>③ネットワークなどを用いた多言語による学内コミュニケーションを促進する。</p>	<p>③a. 情報ネットワーク等により学内コミュニケーションを更に促進するとともに，コミュニケーション言語の多言語化を一層促進する。</p> <p>③b. Webストリーミングシステムの整備を完了する。</p>	<p>③a. 学内コミュニケーション言語の多言語化を図るため，ホームページ上に掲載する，留学生，外国人研究者，外国人来訪者向け情報は全て，日本語，英語両方で提供することを原則とし，大幅に英語によるコンテンツの充実を図った。 中国語版ホームページについても，改善し，情報の充実を図るとともに，総合科学研究科においては，韓国語版ホームページを新たに開設した。</p> <p>③b. 多言語化に対応した情報を積極的に発信するために，ウェブ上での映像コンテンツの提供が可能になるWebストリーミングシステムの整備を完了（平成19年4月）した。さらに，24本の映像コンテンツの提供を開始するとともに，引き続き映像コンテンツ素材の収集取材を行い，映像コンテンツを蓄積した。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	<p>① 多くの個性ある学術分野において、世界トップレベルの研究の達成を目指す。</p> <p>② 次世代の学術をリードし、知的文化の創造につながる萌芽的研究を育成する。</p> <p>③ 新しい産業の創生と地域社会活性化に寄与する研究を育成する。</p> <p>④ 研究活動の成果を積極的に社会に発信し、知的・創造的ネットワークを基盤とした開かれた大学を実現する。</p> <p>⑤ 学術研究の水準の向上及び効率的な推進等のため、信頼性の高い評価システムを整備する。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【25】 【目指すべき研究の方向性】</p> <p>①世界をリードしている学術研究分野を支援し、これを戦略的に推進することにより、本学の特色とすべき研究分野の充実と研究拠点の形成を図る。</p> <p>②知的文化の継承と発展に貢献する個性的な基礎研究の推進を強化する。萌芽的研究については、独創性の高い分野・研究を特に重視し支援する。</p> <p>③基礎と応用の緊密な連携・ダイナミックな融合による新たな研究分野を創出する。</p>	<p>【25】 【目指すべき研究の方向性】</p> <p>①世界をリードする研究分野を研究拠点として形成するための支援制度を引き続き検討する。</p> <p>②a. 個性的な基礎研究の推進策を検討する。</p> <p>②b. 「広島大学研究支援金」による、若手研究者のより独創的な研究への支援に向けて現行制度の見直しを行う。</p> <p>③a. 学内で措置する各種助成金により、基礎と応用の緊密な連携・融合による新たな研究分野を継続的に公募し、支援する。</p>	<p>① 本学の特色とすべき研究分野の充実と研究拠点形成に向け、COE採択拠点である5件の研究プロジェクトに対し、拠点形成費支援として、教員1名、事務支援人件費、研究費等の支援措置を継続的に行った。また、特色ある分野の研究者一覧の作成や研究実績を抽出できるシステムを構築するため、平成19年12月に競争的資金獲得プロジェクトを立ち上げ、当面、担当副理事をチーフとして平成20年1月に専任事務職員1名、平成20年2月にポスドク1名を配置した。</p> <p>②a. 特色ある分野の研究者一覧の作成や研究実績を抽出できるシステムを構築するため、平成19年12月に競争的資金獲得プロジェクトを立ち上げ、専任職員等を配置した。広島大学研究支援金（大型資金獲得型）において、応募5件に対し、書面審査及び申請者へのヒアリングの結果、5件を採択した。 前年度支援分については、実施後、実績報告書を提出させるとともに、科学研究費補助金の獲得や研究の発展に資しているかを検証した。結果として、科学研究費補助金の採択率の向上や研究の発展が確認できた。</p> <p>②b. 現行制度を見直し、毎年度全分野を支援対象としていたものを年度ごとに重点分野を設け支援することとした。本年度は、人文社会系分野を重点分野とし、公募した結果、広島大学研究支援金（若手研究者支援）において、応募3件に対し、学内審査員による審議の結果、3件を採択した。 前年度支援分については、実施後、実績報告書を提出させるとともに、科学研究費補助金の獲得や研究の発展に資しているかを検証した。結果として、科学研究費補助金の採択率の向上や研究の発展が確認できた。 次年度は医学系分野、次々年度は理工系分野を重点分野とする予定である。</p> <p>③a. 藤井研究助成金において、25件の応募に対し、基礎と応用の緊密な連携・融合による新たな研究分野を中心に化学・バイオ分野若手研究者4件を採択した。広島大学研究支援金においては、大型資金獲得型5件、若手研究者支援型3件を採択した。支援終了後は、実績報告書の提出を求め、外部資金獲得状況及び支援金の有効性について確認した。何れの助成金も平成16年度以降継続的に公募を行っている。</p>

	<p>③b. 融合的な研究組織の支援を継続するとともに、新たな分野の組織化を図る。</p>	<p>③b. 広島大学アクションプラン2007に示した環境、平和分野についてグローバルCOEへの申請を視野に入れた組織の検討を行った。 「環境平和学」という新しい分野を開拓するテーマでラウンドテーブルを開催し、そのためのプロジェクト研究センターを設置するなどの取組を行った。 また、学内共同教育研究施設の在り方を見直し、附置研究所に準じた研究成果を挙げている施設等を戦略的・重点的に支援強化するための措置として、「学内研究所」とする取扱い方針を策定した。 この方針に基づき、「半導体・バイオ融合集積化技術の構築プロジェクト」の拠点形成のため、ナノデバイス・システム研究センターの学内研究所への改組を検討した（平成20年5月設置予定）。</p>
<p>④グローバルな研究動向を反映した学内研究体制の重点的・個性的整備と、自律的で自由な発想の下で展開される学部、研究科、研究所、研究センター等の枠を超えたプロジェクト型の研究活動を推進する。</p>	<p>④a. 学内研究グループの組織化を推進し、それを研究基盤、研究資金等の面から支援する制度を確立する。</p> <p>④b. 上記支援制度に基づいて、第3期科学技術基本計画等の重点研究分野に対応する学内研究グループ及び学内公募による自律的な学内研究グループの組織化を支援する。</p> <p>④c. 学内研究グループによるプロジェクト型研究活動の推進を支援するとともに、外部資金等を活用した大型プロジェクト研究への発展を推進する。</p>	<p>④a. プロジェクト研究センター制度創設から5年が経過したため、制度の点検評価のため、全体ヒアリングを実施するとともに、成果報告の提出を求め、点検評価を行った。その結果、センターの時限を5年から3年とし、研究動向をより反映することとした。期間満了となるセンターについても、研究動向や成果を評価の上、継続の可否を決定した。 プロジェクト研究センターでの成果を基に、科学技術振興調整費等への応募支援を行うとともに、必要に応じ国際シンポジウム等の開催にも積極的に支援を行った。</p> <p>④b. 「交通に関する総合的研究」、「平和」に関して、学内にテーマ募集や研究の参加を呼びかけ自立的組織としてのプロジェクト研究センターの設立を支援した。また、引き続き、プロジェクト研究センターの公募（新規・継続）を行い、研究グループの組織を支援した。</p> <p>④c. 研究プロジェクト支援グループを設置し、部局横断型の全学的なプロジェクトを支援する体制を整備し、外部資金等を活用した大型プロジェクト研究推進への支援を行った。また、競争的資金獲得プロジェクトを設置し、外部資金等の獲得支援に着手した。</p>
<p>⑤広島大学における平和科学研究の在り方を検討する。</p>	<p>⑤平成17年度に答申した「平和を希求する精神の実現について」の行動計画を策定するとともに、その計画に沿った平和科学研究のための体制の整備を行う。</p>	<p>⑤「平和を希求する精神の実現について」の具体化のため平和希求委員会で検討を進め、その一環として、平和講演会の継続実施するとともに、「平和」をキーワードとした拠点形成を目指すこととした。 この計画に基づき、平和科学研究委員会において、2006年ノーベル平和賞受賞者ムハマド・ユヌス氏による第2回広島大学平和講演会を実施した。また、「平和」をキーワードとした拠点形成の一方策としてグローバルCOEへの申請に向け、学内提案を求め、4件の応募があった。さらに、平和科学研究センターにおいては、外務省委託事業である「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」を受託し、市民フォーラムも開催するなど、平和科学研究を平和構築の側面からも展開している。</p>
<p>⑥地域社会から期待されている地域貢献研究を積極的に推進する。</p>	<p>⑥「広島大学地域貢献研究」事業を継続実施することにより、地域に貢献するための研究を支援する。</p>	<p>⑥ 地域社会の抱える課題を大学の研究機能を活用して研究史、その成果を社会に還元することにより地域社会の発展に貢献するための「広島大学地域貢献研究」事業を継続して実施した。 ・平成19年度は10件の研究プロジェクトを実施した。 ・平成18年度の研究成果発表会を開催（7月）するとともに、これまでの地域貢献</p>

		<p>研究を取りまとめた報告書を発行し、広く学内外へ研究成果を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度における研究課題として地域から33件の応募があり、その課題に取り組む研究プロジェクトの提案を学内公募した結果、15件の応募があった。審査会において9件の研究プロジェクト（研究費配分総額2000万円）を採択した。
<p>【26】 【大学として重点的に取り組む領域】</p> <p>①世界をリードし得る学術研究領域を以下の三つの区分で選び出し、重点的な育成を図ることにより、研究拠点形成を促進する。さらに、2)及び3)の学術研究領域に関しては、今後予定されている21世紀COE等の国家プロジェクトに積極的に応募できる体制を構築する。</p> <p>1)平成13年度以前に、既に全国レベルのCOEとして顕著な業績を上げている課題又は平成14・15年度に21世紀COEに選定された課題に関連する学術研究領域の活動を一定の基準で評価しつつ、整備しより高度な研究拠点化を目指す。</p> <p>これらに該当する課題は、「複合自由度をもつ電子系の創製と新機能開拓」、「テラビット情報ナノエレクトロニクス」、「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」、「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」及び「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」とする。</p> <p>2)既に高い研究遂行ポテンシャルを有すると考えられる次の課題に関連する学術研究領域の活動を一定の基準で評価しつつ、重点的に整備・強化し、高度な研究拠点化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレス脆弱性克服に挑む教育科学と脳科学 ・超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界 ・創造空間の物質科学研究教育拠点 	<p>【26】 【大学として重点的に取り組む領域】</p> <p>①世界をリードし得る学術研究領域を以下の三つの区分で選び出し、重点的な育成を図ることにより、研究拠点形成を促進する。特に、2)及び3)の学術研究の領域に関しては、国家プロジェクトに積極的に応募できる体制を策定する。</p> <p>1)a. 研究課題「テラビット情報ナノエレクトロニクス」、「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」は、拠点化する。</p> <p>1)b. 研究課題「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」、「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」は、拠点形成の最終構想について検討する。研究課題「超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界」は、関連する学術研究領域の活動を一定の基準で評価しつつ、21世紀COE終了後の拠点形成の方向を検討する。</p> <p>1)c. 平成19年度から募集の始まったグローバルCOE採択課題に対する支援を行う。</p> <p>2)既に高い研究遂行ポテンシャルを有すると考えられる次の課題に関連する学術研究領域の拠点形成の方向を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレス脆弱性克服に挑む教育科学と脳科学 ・量子情報生命融合による新生命観形成拠点 	<p>① 1), 2), 3)の区分ごとの拠点形成への進捗状況については、以下の1), 2), 3)項を参照。</p> <p>2)及び3)に関しての国家プロジェクトに積極的に応募できる体制として、「競争的資金獲得プロジェクト」を立ち上げ、専任職員等を配置し、グローバルCOEや科学技術振興調整費等の競争的資金への応募支援と情報の収集・整理に着手した。</p> <p>1)a. 「テラビット情報ナノエレクトロニクス」については、その研究組織であるナノデバイス・システム研究センターを「学内研究所」として位置付け、拠点化を図ることとした（平成20年5月設置を目指す）。</p> <p>「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」については、特別教育研究経費を平成20年度概算要求した結果、予算措置されることとなり、拠点形成に向かっている。</p> <p>1)b. 研究課題「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」については、拠点形成の一方策としてグローバルCOEへの申請を行い、引き続き、拠点形成の最終構想を検討した。</p> <p>研究課題「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」については、平成20年度科学技術振興調整費「戦略的環境リーダー育成拠点形成」に「低炭素社会を設計する国際環境リーダー育成」という課題名で申請し、引き続き、拠点化を目指している。</p> <p>1)c. 年度計画【25】①の『計画の進捗状況』を参照。</p> <p>2) 拠点形成に向け、平成18年度まで継続的に人的・物的支援を行ってきたが、研究組織の変更など研究環境の変化により、引き続き同課題で拠点形成を目指すことは困難な状況となったことから、単独での拠点形成よりも既存のプロジェクト等の連携を図り、更に発展させた形での拠点形成を目指すこととした。</p>

<p>・量子情報生命融合による新生命観形成拠点</p> <p>3) 今後の研究活動によって国際的基準で高い評価を受けるポテンシャルをもつと考えられる学術研究領域は、「プロジェクト研究センター」として、一定の基準で評価を行いつつ、重点的育成を図る。</p> <p>② これらの研究拠点形成の進展に伴う研究体制の再構築を評価を加えつつ進めるとともに、必要に応じて教育体制の見直しとも連動した大学院研究教育グループの再構築を行い、「広島大学の長期ビジョン」に示された行動計画に従った大学院再編成に取り組む。</p>	<p>3) プロジェクト研究センターの制度の見直しを行うとともに、国際的に高い評価を受ける学術研究領域の重点的育成を図る。</p> <p>② 平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」に基づき、各研究科で大学院教育の実質化を行った上で、可能なところから大学院改組・再編に取り組む。</p>	<p>3) 年度計画【25】④a, bの『計画の進捗状況』を参照。</p> <p>② 各研究科で学位取得の透明化の実施など、大学院教育の実質化を行った上で、21世紀COEを核とした分野（例えば、「超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界」では医工連携分野）を中心に、大学院改組・再編を検討している。また、「広島大学長期ビジョン」等を参考にした学長提示の「広島大学アクションプラン2007」（平成19年9月）に基づき融合型大学院や他大学との連携等に視野に入れた大学院再編に取り組んでいる。</p> <p>また、答申で提示した「教育研究組織の改組・再編のすすめ方」に沿って、次のとおり平成19年4月から実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻の3講座を4講座に再編 ・国際協力研究科の教育文化専攻の2講座を1講座に再編
<p>【27】 【成果の社会への還元に関する具体的方策】</p> <p>① 学術情報や共同研究の総合相談窓口としての大学情報サービス室の機能を更に充実させた「地域連携センター」を設置し、社会連携推進機構の中に位置付け、学内の多様な知的資源を社会へ還元する。</p> <p>② 広く人材を求めため、任期制の積極的な活用などにより、国内外の大学や研究機関、さらには民間企業等との研究者の人事交流を図る。</p> <p>③ 大学発ベンチャービジネスの起業を積極的に推進する。</p>	<p>【27】 【成果の社会への還元に関する具体的方策】</p> <p>①a. 学内の多様な知的資源の社会還元を一層推進するために、学術情報リポジトリの充実を図るとともに、学内の関連データベースとの連携について検討を進める。</p> <p>①b. 学内の多様な知的資源を社会へ還元し、その成果により地域の活性化・発展に寄与するための各種施策を実施する。</p> <p>② (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p> <p>③ 大学発ベンチャービジネスの起業・育成を推進するための各種施策を実施する。</p>	<p>①a. 年度計画【16】③bの『計画の進捗状況』を参照。</p> <p>①b. 学内の知的資源を社会へ還元するため、次のような各種施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ、メールマガジン及び各種刊行物等を通じて広島大学の知的資源（人的資源、研究成果等）についての積極的な情報発信を行った。 ・福山サテライトオフィスにおいて、コラボサロン（全3回・49名参加）、出前講義（全2回・約60名参加）、特別セミナー（103名参加）などを実施した。 ・東京リエゾンオフィスにおいて、東京イブニングセミナーを定期的に開催した。（全6回・237名参加） <p>③ 大学発ベンチャービジネスの起業・育成を推進するため、産学連携センターにおいて、次のような各種施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VBプロジェクト：2件採択 ・インキュベーション事業：3件応募、3件採択（助成金総額230万円）

		<ul style="list-style-type: none"> ・起業家養成講座：第8回(6/25-7/7)受講者45名 第9回(2/2-2/14)受講者31名 ・イブニングセミナー：全3回開催，受講者49名 ・全国VBLフォーラム(7/17-7/18)参加者250名 ・起業相談：受付件数5件，うち起業化件数1件((株)広島バイオメディカル)
④社会的ニーズに応える重点分野の研究を積極的に推進するための環境整備を行う。	④社会的ニーズに応える重点分野の研究を積極的に推進するための環境を整えることを目的として，学内研究組織等と行政・民間組織による地域連携活動等の各種連携施策を継続して実施する。	④ 学内研究組織と行政・民間組織による地域連携活動について，次のとおり各種連携施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸田町かんきつ遺伝資源の活用に関する研究会の運営支援。(研究会15回開催) ・包括連携協定を締結した北広島町との「水」をキーワードにした社会連携プロジェクト(2/4-2/24)の支援。 ・キャリアセンターの「現代GPフロントランナープログラム」に採択された学生のプロジェクト3件の活動支援。
⑤「広島大学出版会」を設置し，学術書等の刊行を行う。	⑤出版会において，事業計画のもとに学術書等を刊行し，これまでの事業の評価改善を行う。	⑤ 平成19年度事業として学術書2件の出版を決定した。また，これまでの出版物のPR方法を検討し学会誌等への広告掲載を行うこととした。 また，紀伊国屋書店と委託販売契約を締結し販売を開始，さらに販路を拡大するため，大手書店に順次委託販売の可否を打診している。
⑥社会連携担当副学長の下で企画・立案，評価及び改善の機能を持つ組織(社会連携室)を設置し，「社会連携室」において社会連携活動全般に係る企画・立案及び業務統括等を行い，学術・科学技術の理解増進，社会への還元，地域における科学技術振興など，社会との新しい関係の構築体制を整備する。	⑥社会連携室会議において，社会連携活動全般に係る企画・立案及び業務統括等を行うとともに，地域社会と連携して，大学の研究成果と外部資金による各種共同プロジェクトの開発に努め，大学の地域連携事業として展開する。	⑥ 社会連携室会議(7月より財務室社会連携関係会議)において検討し，次のような地域連携事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献発展研究事業，6,770千円配分(H19年度) ・地域との包括連携の推進を図る。(1件(北広島町)実施) ・科学わくわくプロジェクト (サイエンスレクチャー)6/10開催，参加者95名 (科学塾)8/20,21,9/8開催，参加者105名 (サイエンスレクチャーin福山)11/11開催，参加者約50名 (小学理科広場)1/23,2/13,2/20開催，参加者数50名
【28】 【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】 ①研究・国際担当副学長の下で企画・立案，評価及び改善の機能を持つ組織(学術室)を設置し，「学術室」においてその情報分析・立案機能を利用して国内外及び学内における研究活動の情報を収集・分析することにより，研究の水準・成果の検証を行う。 ②研究活動においては，明確な研究目標を設定し，研究を推進する。	【28】 【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】 ①国内外及び学内における研究活動の情報を収集・整理し，分析を行う。また，情報収集の項目の検討を継続して行う。 ②組織単位の研究活動において，明確な研究目標を設定し，研究を推進する。	① 国内外及び学内における研究活動の情報として，各種大学ランキング及びサイテーションインデックス情報などを収集・整理し，本学の強み，弱み等を分析・抽出した。また，学術室の下の学術戦略会議と争的資金獲得プロジェクトとが連携して情報収集項目等について引き続き検討を行っている。 ② 各部署ごとに，組織としての研究目標をそれぞれの中期目標において定め，具体的な目標についてはそれぞれの中期計画，年度計画に定め研究を推進している。また，大学としては「科学研究費補助金の申請は一人一件」という目標を立て，教員に研究資金の獲得を促すとともに，「広島大学研究支援金」等による支援措置により，大型科学研究費補助金の獲得や若手研究者の申請を支援した。
③研究活動及び研究業績の評価を実施す	③研究活動等の評価に関して，国立大学	③ 教員個人毎や国立大学法人評価及び認証評価等に資するため，個々の教員の研

<p>る公正で効果的な評価体制を構築する。</p>	<p>法人評価，認証評価へ対応する仕組みを構築する。</p>	<p>究活動等を滝瀬津に評価する基準などを盛り込んだ「広島大学における教員の個人評価の基本方針」を決定（平成19年5月15日教育研究評議会・役員会承認）した。これに基づき，年次評価については評価委員会が年間スケジュール及び全学共通の評価項目の基本的な枠組みを示し，各組織へ通知するとともに，各組織においては共通項目のほかに各組織固有の項目を加えた評価項目を策定し試行した。</p> <p>また，定期評価については，教員の任期制を導入している部局（医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所）において，試行した。</p>
---------------------------	--------------------------------	---

II 大学の教育研究等の質の向上
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	① 全学で効率的に研究活動を支援するための体制を整備する。 ② 基盤研究，学際研究，先端研究のそれぞれが，世界水準の研究成果を上げるよう研究・国際担当副学長と各研究組織単位が連携しながら，効果的な研究環境を実現する。 ③ 大学が重点的に推進する研究課題へ研究者を戦略的に配置する。 ④ 研究成果を点検・評価し，その結果を具体的改善に直結させる。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【29】 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】</p> <p>①「学術室」の研究推進支援機能を活用して，研究活動の評価・改善等を行うとともに，大学として重点的に取り組む領域を中心に学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置を行う。</p> <p>②世界水準の研究成果の達成を目指し，研究拠点形成計画を土台として，研究分野の発展状況を反映した大学院研究科の大胆な再編を進め，研究者の重点的な配置を図る。</p> <p>③優れた研究業績を上げ，世界をリードする研究領域を創成して，本学がその存在感を高めるために，伝統的な基礎研究分野等への配慮を行った上で，重点課題研究へ研究者を戦略的に配置する。</p> <p>④附置研究所・研究センターと大学院研究科・学部との教員の人事交流を推進する。</p> <p>⑤国内外から優れた人材を確保するための条件整備を行う。</p>	<p>【29】 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】</p> <p>①大学として重点的に取り組む領域を中心に，学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置を行う。</p> <p>②平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」に基づき，各研究科で大学院教育の実質化を行った上で，可能なところから大学院改組・再編に取り組む。</p> <p>③優れた研究業績を上げ，世界をリードし得る研究領域を洗い出し，本学の存在感を高める研究領域の中の重点課題研究に研究者を配置する。</p> <p>④（18年度に実施済みのため，19年度は年度計画なし）</p> <p>⑤a. 特任教員制度等の活用や外国人研究者に対する支援の強化等により，国内外からの優れた研究者の招へい策を実施</p>	<p>① 21世紀COE拠点である研究課題「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」，「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」及び「超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界」にそれぞれ助手を1名配置し，また，拠点形成費支援金を配分した。 また，グローバルCOE申請拠点2拠点到平成20年度から助教を配置することを決定した。</p> <p>② 大学院（教育研究組織）の改組・再編については，答申で提示した「教育研究組織の改組・再編の進め方」に沿って，次のとおり平成19年4月から実施した。 ・医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻の3講座を4講座に再編 ・国際協力研究科の教育文化専攻の2講座を1講座に再編 また，今後の大学院の再編構想については，平成20年1月に，学長の下に教育研究組織検討WGを設置し，平成20年9月を目標に教育組織と研究組織とを区別した「独立組織型」の教育研究体制も視野に入れ，大学院（教育研究組織）の改組・再編の在り方に対する議論を進めている。</p> <p>③ トランジスターの世界標準モデルの採択に向けた活動を全学で支援するために，HiSIM研究センターに平成19年8月から学長裁量分で助教1名を措置して，トランジスタの世界標準モデルの採択を支援した。 グローバルCOE申請拠点2拠点到平成20年度から助教を配置することを決定した。</p> <p>⑤a. 海外から優れた研究者を招聘するため，生物圏科学研究科において，特任教員制度を活用し，協定校，INUを通して，英語による授業を担当する教員の公募を行った。その結果，INU加盟大学である英国レスター大学より1名を採用した。ま</p>

	<p>する。</p>	<p>た、「外国人荣誉教授(Honorary Professor)称号授与」に関する要項の素案を作成した。</p>
	<p>⑤b. 世界から優れた外国人研究者を招へい・登用するため、英語による国際公募、宿泊施設の借上げ、学内表示・申請書の多言語化、支援組織のSD（語学研修、国際理解）を実施するなど、研究環境や生活環境を積極的に整備し、組織的な受入体制の充実を図る。</p>	<p>⑤b. 外国人研究者の組織的受入体制の充実を図るため、以下の環境整備を行った。</p> <p>1) 宿泊施設の借り上げ 平成19年4月から「サンスクエア東広島」を5室借り上げ外国人研究者への宿舍提供を行うとともに、規則の整備を行った。平成20年3月末現在通算14名の研究者に宿舍提供している。</p> <p>2) 支援スタッフのSD ・夏期英語研修：事務職員18人が参加した。 ・海外語学研修：3回目となるハワイ語学研修に職員1名が参加、平成19年度から新たに実施した派遣型中国語サマースクールに職員1名が参加した。 ・INUシャドウイングプログラム：INU加盟大学であるマルメ大学(スウェーデン)に、1名の事務職員を10日間派遣し、大学の管理運営体制について研修を行った。 ・海外短期研修：8人の副課長クラスの職員を2グループに分けて、欧米の大学に派遣し、大学運営等に関する調査を行った。</p> <p>3) 学内表示・申請書等の多言語化 ホームページ上の外国人研究者向け情報は全て、日本語、英語両方で提供することを原則とし、大幅に英語によるコンテンツの充実を図った。中国語版ホームページも改善を図り、韓国語版ホームページについても、一部で新たに開設した。宿舍の入居者募集要項、ゴミの捨て方等の生活情報を新たに英文で作成するとともに、著作権に関する啓発用ポスターを英語、中国語で作成するなど、キャンパス内コミュニケーションの多言語化を推進した。 また、英語による国際公募を積極的に支援し、生物圏科学研究科では、英語による授業を担当する特任教授として、INU加盟大学である英国レスター大学から1名を採用した。 さらに、外国人研究者のための組織的受入れ体制の充実を図るため、11研究科で、国際活動を支援する組織に関するニーズ調査を行った。その結果、現状の問題点とニーズを明らかにすることができた。それらの問題点に関する対応と改善策の案を国際戦略本部委員会（10月24日開催）に報告し、受入れ体制の更なる充実に向け議論を行った。</p>
<p>⑥任期制を活用するなど、国内外の大学、研究機関、民間企業との研究者の人事交流を推進する。</p>	<p>⑥（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	
<p>⑦多くの研究者が活用できる「技術センター」を設置し、研究補助者や技術支援者などを配置する。</p>	<p>⑦技術センターの整備と充実のため、移行計画を段階的に実施する。</p>	<p>⑦ 技術センターにおける全学的な管理の下に技術職員の業務依頼・派遣システムを策定し、一部試行しながら関係教員等との調整を行い、本格実施に向けて学内関係部局等の了解を得た。 平成20年度から本格試行を実施する。</p>
<p>⑧世界レベルの研究実績を有する教員に対して、研究主担当制度及びサバティカル制度を導入し、研究活動の競争力を高める。</p>	<p>⑧a. 研究主担当教員を配置する新たな制度の整備を図る。</p>	<p>⑧a. 優秀な人材の確保等に資するために、従前の特任教員制度を見直し、研究主担当制度の一つとして位置付け、平成19年度から新たに契約職員である特任教員及び寄附講座等教員として雇用できる制度を導入した。 さらに、大学教員の継続雇用制度を研究主担当教員制度の一方策とすることも検討している。</p>

		⑧b. 平成18年度に整備したサバティカル研修制度の導入を図る。	⑧b. 年度計画【61】3aの『平成19年度の実施状況』を参照。
<p>【30】 【研究資金の配分システムに関する具体的方策】</p> <p>①「学術室」の研究推進支援機能を活用し、研究活動の評価に基づいて、学術研究推進のため研究資金の具体的配分に関する企画・立案を行う。</p> <p>②基盤的経費の配分に加えて、評価に基づく競争的配分システムを導入し、研究の活性化を図る。</p>	<p>【30】 【研究資金の配分システムに関する具体的方策】</p> <p>①学術室の研究推進支援機能を活用し、研究活動の評価を行い、資金の重点投資を試行する。</p> <p>②a. 従来の競争的配分システムを見直すとともに、新たなシステムの構築を検討する。</p> <p>②b. 競争的資金獲得に伴うインセンティブを付与するため、従来の間接経費の配分の見直しを行う。</p>	<p>① 学術戦略会議を中心として、競争的資金と位置付けている拠点形成費、広島大学研究支援金、広島大学特別研究費、広島大学藤井研究助成金の見直しを行い、各支援金等の評価基準、重点配分基準等に基づき関係教員による評価と審査を行い支援を実施した。今年度は、研究支援金の若手研究について人文社会系に重点を置いた支援を行った。</p> <p>②a. 学術戦略会議を中心として、競争的資金と位置付けている拠点形成費、広島大学研究支援金、広島大学特別研究費、広島大学藤井研究助成金の見直しを行い、各支援金等の評価基準、重点配分基準等に基づき関係教員による審査を行い、支援を実施した。また、平成20年度から拠点形成費により国際シンポジウム等の開催に積極的に支援を行い、研究の活性化を図ることとした。</p> <p>②b. 競争的資金に係る間接経費及び受託研究等に係る間接経費（30%を積算する間接経費に限る）受入に伴う学内配分に際し、インセンティブを高めるため、資金獲得部局等に対する配分比率を間接経費受入額の50%（従来、12.5%）とするとともに、配分時期については、資金受入の都度行うことに改めた。 また、これらに加え、30%未満の間接経費が積算される受託研究等についても、間接経費受入額の50%を資金獲得部局等へ配分することとした。（平成20年度予算編成方針内容の前倒し実施。）</p>	
<p>【31】 【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】</p> <p>①研究設備の効率的な活用を全学的に実施するための運営体制を構築する。</p> <p>②優れた個々の研究のための設備の更新や新規設備の導入に際しては、全学的支援を行う。</p> <p>③スーパーSINETを活用した研究活動を全学的に支援し、発展させる。</p>	<p>【31】 【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】</p> <p>①研究設備の効率的な活用を図るための運営システムを策定する。</p> <p>②設備の更新や新規設備の導入のため、設備計画マスタープランを策定する。</p> <p>③a. 平成19年度から国立情報学研究所が運用を開始する予定の次世代学術情報ネットワーク（SINET3）に対応</p>	<p>① 学術室、財務室及び自然科学研究支援開発センターが連携して設備整備マスタープランを策定する体制を整え、設備整備マスタープランを策定するとともに、全学的な設備の共同利用体制について検討している。さらに、学内大型機器設備について利用料金の研究者負担や運営システム大型高額設備の共同利用の方法、新たな設備調達方法を盛り込んだ新設備整備マスタープランの検討を進めている。</p> <p>② 学術室、財務室及び自然科学研究支援開発センターが連携して設備整備マスタープランを策定する体制を整え、設備整備マスタープランを策定するとともに、学内大型機器設備について利用料金の研究者負担や運営システム大型高額設備の共同利用の方法、新たな設備調達方法を盛り込んだ新設備整備マスタープランの検討を進めている。</p> <p>③a. 平成18年度に本学における次世代学術情報ネットワーク（SINET3）の利用推進と円滑な運用等を図るために、SINET3のノード（ネットワーク接続機器）を広島市のデータセンターにハウジングし、平成19年6月から運用を開始した。</p>	

<p>④学術標本資料の調査・収集、保存・管理を一元的に行い、学術研究の特色、成果などを社会に発信する「総合博物館」を設置する。</p>	<p>した利用環境を整備する。</p> <p>③b. SINET3の本学における高度な研究への活用と円滑な運用を図る。</p> <p>④平成18年度に設置した総合博物館の学術標本資料の収集を引き続き行うとともに、『キャンパスまるごと博物館』に向けたサテライトの整備充実を進める。</p>	<p>③b. 科学研究費補助金（特別推進研究）「クォーク物質創成とフォトン物理」において、SINET3で高速化されたデータセンター間回線を活かし、シミュレーション計算（コンピューティンググリッド機能を駆使して）において活用している。またSINET3で改良された回線の安定化も研究向上に寄与している。</p> <p>④ 年度計画【16】④の『計画の進捗状況』を参照。</p>
<p>【32】 【知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策】</p> <p>①「知的財産社会創造センター」が「社会連携室」と連携して、知的財産戦略、知的財産創出・取得のマネジメント、知的財産の管理・活用指針、研究成果・秘密情報の保護、知的財産に関する学内啓発等を統括・推進する。</p> <p>②学内研究グループや広島TLOと協力して知的財産の生産・技術移転を効果的に推進する。</p>	<p>【32】 【知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策】</p> <p>①特許総合管理システム（TOPAM）の活用等により、知的財産のトータル・マネジメントを継続的に行う。</p> <p>②a. 広島TLOとの提携強化に基づき、継続的に知的財産の技術移転を促進する。</p> <p>②b. 産学連携センターとVBL研究プロジェクトとの連携強化に基づき、技術移転に繋がる研究成果の創出・生産を促進する。</p>	<p>① 特許総合管理システム（TOPAM）を活用して、本学の知的財産データを管理し、知的財産の発掘から活用までトータル・マネジメントを行った結果、平成19年度は以下の成果があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許相談件数：329件 ・発明届出件数：315件 ・特許出願件数（外国を含む）：329件 ・特許権取得件数：19件 ・活用相談件数：286件 ・特許権の実施件数（技術移転件数）：38件 ・特許権の実施料：18,247千円 <p>②a. 継続的に広島TLOとの連携を図り、協働での技術移転件数は12件であった。広島TLOからの委員が出席する発明審査会を15回開催し、情報共有のため、知的財産部門の月報「未公開特許情報」を広島TLOに提供した。また、知的財産部門と広島TLOとの融合組織設置のためのWGを14回開催し、検討を重ねた結果、平成20年4月に「ひろしま技術移転センター」を設置することとなった。</p> <p>②b. VBL研究プロジェクトと連携し、技術移転に繋がる知的財産の創出・生産を促進した結果、プロジェクトから生じた共同研究は16件、特許出願した件数は12件、起業化した件数は1件となった。</p>
<p>【33】 【研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策】</p> <p>①「学術室」の点検・改善機能を活用し、継続的に大学全体及び研究組織・教員の研究活動・研究成果の点検を行い、点検結果に基づいて改善策を講じ、改善結果を確認する。</p> <p>②研究活動において業績の優れた教員に</p>	<p>【33】 【研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策】</p> <p>①全学の教員に係る点検・評価及び新教員活動状況調査システムを活用して、教員の研究活動・研究成果を把握し、質の向上に資する方策について検討する。</p> <p>②研究活動に関して、教員の個人評価の</p>	<p>① 教員の個人評価の試行については、年度計画【61】①～②aの『平成19年度の実施状況』を参照。</p> <p>また、新教員活動状況調査システムを利用した「研究者総覧」システムの構築について、今後の活用方法を念頭にシステムの構成等を検討した。</p> <p>② 年度計画【28】③の『計画の進捗状況』を参照。</p>

<p>は、給与その他の面で配慮することにより研究の活性化を図るシステムを構築する。</p>	<p>基本方針に基づき、年次評価及び定期評価を試行する。</p>	
<p>【34】 【全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策】</p> <p>①原爆放射線医科学研究所及び本学が戦略的に研究を推進する特別研究センター（放射光科学研究センター（全国共同）、ナノデバイス・システム研究センター、高等教育研究開発センター、教育開発国際協力研究センター）の拡充を通じて、全国レベルの共同研究を推進する。</p> <p>②自然科学研究支援開発センターの機能の充実を通じて学内共同研究の促進を図る。</p> <p>③ 1. 5m光学反射望遠鏡を中核に、本学の宇宙天文研究・教育を推進するとともに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構等と連携し、全国の大学等との共同研究及び共同利用を推進する「宇宙科学センター」を設置する。</p>	<p>【34】 【全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策】</p> <p>①原爆放射線医科学研究所及び本学が戦略的に研究を推進する特別研究センター（放射光科学研究センター（全国共同）、ナノデバイス・システム研究センター、高等教育研究開発センター、教育開発国際協力研究センター）の拡充を通じて、全国レベルの共同研究を推進する。</p> <p>②自然科学研究支援開発センターの再構築体制を見直し、学内共同研究の更なる促進を図る。</p> <p>③（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	<p>① 爆放射線医科学研究所及び特別研究センターについては、特別に学長裁量人員、外部資金及び学長裁量経費による人的・物的支援を行い、拡充を進めている。各組織の主な成果としては、原爆放射線医科学研究所での国際共同研究27件、国際シンポジウム3件、放射光科学研究センターでの共同研究契約件数5件、共同利用実施課題数71件、ナノデバイス・システム研究センターでの共同研究契約件数5件、高等教育研究開発センターでの公開研究会13回開催、研究員集会1回開催、国際セミナー1回開催、教育開発国際協力研究センターでの国際フォーラム2回、国際会議1回、国際セミナー、11回研究員集会1回開催などがある。</p> <p>② 前年度に改組した4部門（遺伝子実験部門、生命科学実験部門、低温機器分析部門、アイソトープ総合部門）体制について検証し、当面現体制を維持しながら部門相互の連携を図るとともに、学内共同設備の利用促進による共同研究等の支援を行った。支援の具体例としては共同利用機器のオンライン予約の拡充と各種分析装置等の利用講習会を合計82回開催した。</p>
<p>【35】 【学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項】</p> <p>①新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう、組織にとらわれない研究グループを編成し、それを全学的に支援する体制を構築する。</p> <p>②平和を希求する精神という広島大学の理念を具現する全学的拠点として、平和科学研究センターの在り方を検討し、整備・強化する。</p>	<p>【35】 【学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項】</p> <p>①新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう、組織にとらわれない研究グループを編成し、それを全学的に支援する体制を構築する。</p> <p>②平成17年度に答申した「平和を希求する精神の実現について」に基づいて、平和科学研究センターの整備・強化を段階的に進める。</p>	<p>① 引き続き、「広島大学研究支援金」により、大型研究プロジェクト、萌芽的研究を行う若手研究者に支援を行った。また、各研究科においても、部局長裁量経費により若手研究者の支援を行った。組織にとらわれない研究グループとして、「プロジェクト研究センター」の公募設置補推進した。特に、「交通に関する総合的研究」について学内からの参加希望を募って研究グループを組織し、プロジェクト研究センターとしての立ち上げ活動を支援した。</p> <p>また、「研究プロジェクト支援グループ」を設置し、専任事務職員6名を配置し、全学的なプロジェクトを支援する体制を整備した。</p> <p>② 「平和を希求する精神の実現について」（答申）に基づき、平和科学研究センターの活動の拡充策の一つとして、外務省委託事業である「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の受託に向け、大学として支援した結果、受託が決定した。平和科学研究を平和構築の側面からも展開している平和科学研究センターの整備・強化を引き続き検討する。</p>

<p>③特色ある優れた研究グループの組織を時限的に「プロジェクト研究センター」として措置し、その研究領域の推進を図る。</p>	<p>③特色ある優れた研究グループの組織を時限的に「プロジェクト研究センター」として措置し、その研究領域の推進を図る。</p>	<p>③ 年度計画【25】④aの『計画の進捗状況』を参照。</p>
---	---	-----------------------------------

II 大学の教育研究等の質の向上

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	① 大学の有する知的・人的・物的資源を積極的に開放・活用し、未来社会の創造に貢献する。 ② 産学官関連事業及び地域貢献事業を展開し、社会の多様なニーズに的確に対応する。 ③ 教職員・学生の国際的な場での活動を促進するとともに、外国人に対する門戸を広げ、国際的な交流・連携・協力体制を整備する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【36】 【地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策】 ①産学官民等のニーズに対応した社会連携活動推進のための体制整備として「社会連携推進機構」を設置するとともに、活性化のための具体的方策等を立案する。</p> <p>②地域連携事業を推進するための窓口・コーディネート機能を強化するとともに、地域の経済団体などの民間団体との連携を拡充強化する。</p>	<p>【36】 【地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策】 ①産学連携及び地域連携活動に関連する情報を収集・分析し、社会連携室で次年度の事業計画を企画する。</p> <hr/> <p>②a. 地域連携事業を推進するための窓口・コーディネート機能を強化し、民間団体や地方自治体との連携を拡充・強化するための諸施策を継続的に実施する。</p> <hr/> <p>②b. 緊急被ばく医療推進センターを中心に、西日本ブロックの原子力発電所の立地府県及びその隣接府県で構築されている地域の緊急被ばくネットワークとの連携推進事業（防災訓練参画，緊急被ばく医療研修会の開催等）を実施する。</p>	<p>① 社会連携室会議（7月より財務室社会連携関係会議）を月1回開催し、社会連携推進機構を構成するセンター等からの活動報告を通して産学及び地域連携活動に関する情報を収集・分析し、広島大学地域貢献発展研究事業、首都圏での本学研究成果のPR事業（産学連携センターと東京リエゾンオフィスの協同事業）などの新規事業を実施した。また、同会議において、平成20年度年度計画の検討・作成を行った。</p> <hr/> <p>②a. 民間団体や地方自治体との連携を継続的に拡充・強化し、地域連携事業の推進に寄与するため、次のような施策を実施した。 ・産学連携センターにおいて、地方自治体等から産学官連携関連職員を客員研究員等として受け入れた。（呉市1名，東広島市1名，広島銀行1名） ・企業等との包括協定の締結に関する基本方針（平成19年3月26日社会連携室会議承認）に基づいて、地方公共団体等との包括協定の窓口としての機能を明確化し、三次市との包括協定の締結（10月11日）をコーディネートした。また、東広島市、世羅町との包括協定に向けた協議・調整を実施した（平成20年度協定締結予定）。 ・福山サテライトオフィスにおいて、コラボサロンや出前講義等を実施し、西条サテライトオフィスにおいて、学生の市民向け発表会，ワークショップを実施するなど、民間団体等との連携を強化するための施策を継続的に実施した。 ・東京リエゾンオフィスにおいて、首都圏所在の自治体や民間団体のイベントに7件参加し、情報交換や企業ニーズの把握を行った。</p> <hr/> <p>②b. 緊急被ばく医療推進センターを中心に、連携推進事業を次のとおり実施した。 ・近畿・北陸地区及び九州地区の地域協議会を各1回開催した。 ・近畿・北陸地区、中国・四国地区及び九州地区の地域協議会を各1回開催し、地域協議会に係る事前打合せ会を計17回開催した。 ・福井県，愛媛県，佐賀県及び鹿児島県が開催する緊急被ばく関連の講習会等へ、それぞれ1～4名の講師（延べ21名）を派遣した。 ・本学の施設を利用して「緊急被ばく医療セミナー」を12月に開催し、20名募集に対して27名の応募があり、実習の方法などプログラムを工夫して、27名全員を対</p>

		<p>象に実施した。</p> <p>②c. 広島地区の緊急被ばく医療協力機関である広島市立広島市民病院、中国電力株式会社中電病院及び独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院（計3機関）と機関間協定を締結し、広島地区の緊急被ばく医療協力機関の全機関との協力協定締結を完了した。</p> <p>10月9日に、広島地区の緊急被ばく医療協力機関である8機関の関係者との会議を開催。平成20年3月21日に第2回目を開催した。</p> <p>広島地区の緊急被ばく医療協力機関の関係者を集め、広島地区における緊急被ばく医療机上想定訓練を実施した。</p>
<p>③地域から研究課題を募集して本学の資金と人材で研究する「地域貢献研究」など地域貢献事業を更に発展させ推進する。</p>	<p>③「広島大学地域貢献研究」事業を実施するとともに、発展系としての「広島大学地域貢献発展研究」事業（仮称）の検討を開始する。</p>	<p>③「広島大学地域貢献研究」事業を継続して実施するとともに、新たに、「広島大学地域貢献発展研究」事業を開始した。概略は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度地域貢献研究：課題提案件数33件、学内研究プロジェクト応募件数15件、採択件数9件（20,000千円配分） ・平成19年度地域貢献発展研究：学内研究プロジェクト応募件数7件、採択件数3件（6,770千円配分）
<p>④ライブ授業のアーカイブ化の実施や貴重資料などのデジタルコンテンツ化を進め、個人でも利用可能な多様な学習システムを開発・提供するとともに、地域の生涯学習機関と連携し、講師や教材等の相互利用システムを構築する。</p>	<p>④a. 学内の教育研究成果のデジタルコンテンツ化を進めるために、学術情報リポジトリの充実を図るとともに、学内の関連データベースとの連携について検討を進める。</p>	<p>④a. 学術情報リポジトリの充実として、峠三吉コレクションのデジタルデータ(1,114件)を公開した。（3月）</p> <p>学内の関連データベース（広島大学経営戦略データウェアハウス）との連携について検討を行い、リンク・表示の仕様を確定した。</p>
	<p>④b. 貴重資料のデジタルコンテンツ化を進めるために、図書館研究開発室による貴重資料の整理を一層促進する。</p>	<p>④b. 図書館貴重資料室所蔵古典籍データベース構築計画を作成し、原資料によるデータ確認作業を実施した。今後も継続してデータ確認作業を進め、それを元に画像データを含むデータベースを公開することとした。データベースの公開により、研究者の研究基盤の充実に資するだけでなく、大学の有する研究成果の幅広い活用として生涯学習、学校教育等での利用が可能となる。</p>
	<p>④c. 地域の生涯学習機関や放送メディア等と連携し、地域の生涯学習の場に本学教員を講師として派遣するとともに地域の個人でも利用可能な教材等を継続して提供する。</p>	<p>④c. 市民と行政（東広島市）と大学が協働で作る公開講座を実施し、年間21講座の中から東広島・東千田・霞キャンパス以外の福山市、神石高原町、呉市でも開催した。また、備北地区には出前授業として6科目、東広島市へは出前講座として4テーマ提供した。</p> <p>テレビセミナー2講座、ラジオセミナー1講座を放送した。また、平成18年度作成の二次利用教材を約70%配布し、本年度放送分のDVD2講座、CD1講座についても作成し、県内の公共機関等へ配布した。</p>
<p>⑤公開講座などの大学の機能的開放事業や正課教育開放事業などを積極的に推進するため、「エクステンションセンター」を設置する。</p>	<p>⑤（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	
<p>⑥社会連携推進協議会やサテライト・オフィスなどを通して、地域ニーズの把握機能を強化し、地域連携活動を活性化する体制を整備する。</p>	<p>⑥a. 東広島市、福山市及び福山商工会議所との連携体制を強化し、西条サテライトオフィス及び福山サテライトオフィスにおける地域連携活動を充実させる。</p>	<p>⑥a. 福山サテライトオフィスにおいて、福山商工会議所との連携を強化し、次のような地域連携事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山商工会議所の会員向けの事業である出前講義、特別セミナーに協力し、本学から講師を派遣することにより、平成19年度は5講座を開催（11月、12月、3月）

		<p>したが、いずれも定員を超える申し込みがあった。(参加者数163名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山商工会議所が主体となって実施した「福山みなとフェスティバル2007」に福山市、福山商工会議所等と実行委員会メンバーとして参画し、協同で企画・運営を行うとともに、本学教育学研究科が写生大会の支援を行った。(8月26日(日)実施、来場者数約4,100名) ・「福山みなとフェスティバル2007」の関連事業として、一般市民を対象とした「コラボサロン」を開催した。(3回開催、参加者数49名) <p>西条サテライトオフィスにおいて、学生の市民向け発表会、ワークショップなど、市民と連携した事業を実施した。</p>
<p>⑥b. 首都圏所在の企業や民間団体等を訪問し、首都圏でのニーズを継続的に収集する。</p>	<p>⑥b. 東京リエゾンオフィスにおいて、首都圏でのニーズを収集するため、企業訪問を23件、企業担当者等との面談を239件行った。</p> <p>また、首都圏で開催されるイベントにも9件参加し、企業や民間団体等のニーズの把握に努め、首都圏における地域連携活動を推進している。</p> <p>5/9 東京商工会議所講演会 7/12-14 テクニカルショウ i n 川崎 11/16-18 おおた環境福祉展 11/15-17 いたばし産業見本市 2/13-15 テクニカルショウヨコハマ 2/15-16 おおた工業フェア 3/7 東商産学公連携セミナー</p>	<p>⑥c. 地域との交流を一層促進するために、広島県内の公共図書館との連携を図る。</p> <p>⑥c. 地域との交流を一層推進するために、広島県大学図書館協議会加盟館に対して、県立図書館の広島県域図書館情報提供ネットワーク「来(ら)いぶらりネット」への参加促進を働きかけ、新たに8大学が参加した。</p> <p>また、広島県立図書館及び広島市立図書館と今後の連携について協議を行い、図書デリバリーシステムと横断目録検索の実現に向けて検討を進めることとした。</p>
<p>⑥d. 図書館地域交流プラザの一層の活用を図る。</p>	<p>⑥d. 本学が進めている「社会貢献事業」を目に見える形で広報する場である「図書館地域交流プラザ」において9件の企画を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流プラザの総入室者数：11,371人(平成20年3月31日現在) ・企画展示中の入室者数：3,134人 ・主な企画展示とその入室者数 <ul style="list-style-type: none"> 東広島観光展(H19.5.7-5.20)：1,567人 「日本文化と造形芸術」展(H19.10.9-10.26)：1,167人 梶山季之資料展(H19.11.1-11.14)：1,356人 	<p>⑥d. 本学が進めている「社会貢献事業」を目に見える形で広報する場である「図書館地域交流プラザ」において9件の企画を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流プラザの総入室者数：11,371人(平成20年3月31日現在) ・企画展示中の入室者数：3,134人 ・主な企画展示とその入室者数 <ul style="list-style-type: none"> 東広島観光展(H19.5.7-5.20)：1,567人 「日本文化と造形芸術」展(H19.10.9-10.26)：1,167人 梶山季之資料展(H19.11.1-11.14)：1,356人
<p>⑥e. 地域医療機関と連携し、医療従事者の文献入手に対する支援方法を検討するため、調査を行う。</p>	<p>⑥e. 広島県内の病床数100床以上の58病院長に対してアンケートを実施し、23機関から1,291件の回答があった(回収率 61.9%)。アンケート分析結果を踏まえて広島市近郊の病院図書室関係者と懇談会を開催し、情報提供の迅速化について検討するとともに、今後の連携を確認した。(参加者：8機関10名)</p>	<p>⑥e. 広島県内の病床数100床以上の58病院長に対してアンケートを実施し、23機関から1,291件の回答があった(回収率 61.9%)。アンケート分析結果を踏まえて広島市近郊の病院図書室関係者と懇談会を開催し、情報提供の迅速化について検討するとともに、今後の連携を確認した。(参加者：8機関10名)</p>
<p>【37】 【産学官連携の推進に関する具体的方策】 ①地域共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及びインキュベ</p>	<p>【37】 【産学官連携の推進に関する具体的方策】 ①(18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	

<p>ーションセンターを統合した「産学連携センター」を設置し、社会連携推進機構の中に位置付け、産学官連携活動を促進する。</p>		
<p>②大学シーズを発掘し企業ニーズとのマッチングを図ることにより、共同研究・受託研究を推進する。</p>	<p>②企業と学内研究グループとの研究会方式による広島大学発先端テーマ研究会の設立及び運営を継続的に支援する。</p>	<p>② 産学連携センターにおいて、昨年度新たに開始した「広島大学発先端テーマ研究会」を引き続き設立・支援し、今年度は5研究会が活動している。研究会の発展型として、水素プロジェクト研究センターが9/3に設立した。関係機関との協力面では、2研究会が広島市工業技術センター、府中商工会議所との連携を図っている。また、8/6に霞地区で、第1回学内異分野（医系・理工系）研究交流会を実施した。（参加者78名）今後は学術室と連携して継続的に実施することとした。</p>
<p>③技術相談窓口機能を更に強化し、地域の技術相談にワンストップで対応する。</p>	<p>③（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	
<p>④リエゾンフェアの開催、シーズ集のホームページ公開などにより、研究成果等を迅速に社会へ発信する。</p>	<p>④大学の研究技術・成果を広く社会に公開するための各種施策を実施する。</p>	<p>④ 産学連携センターにおいて、大学の研究技術・成果を広く社会に公開するため、次のとおり各種施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リエゾンフェア：東京3回（5月、10月）、大阪1回（8月）、呉市1回（11月）開催し、延べ3000人の来場者があった。延べ150社の企業から個別相談を受け、そのうち16件が共同研究等に結び付き、17件が契約に向けて折衝中である。 ・研究シーズデータベース「ひまわり」について、新システムの構築を行い、登載情報を質量ともに充実させた。19年度は新規40件を公開し累積419件となった。また、英語版「ひまわり」を作成中であり、来年度からの公開を予定している。 ・「焼結法」、「デザイン・コンセプト」をテーマにテクノフォーラムを2回（7/31、12/7）開催し、延べ120名の受講者があった。 ・11/22「PID制御入門」をテーマにした「高度技術研修」を実施し、地域の企業9社17名の参加者があった。
<p>⑤計画的に企業を訪問し企業情報・企業ニーズを収集する。</p>	<p>⑤産学連携センターにおいて、訪問計画に沿った企業訪問を実施し、継続的に企業情報・ニーズを収集する。</p>	<p>⑤ 産学連携センターにおいて、新規包括契約、新規共同研究等の拡充を図るため、担当者を決め、計画的に企業訪問を実施した。今年度は17社を訪問し、400件以上の企業情報を収集し、企業訪問から共同研究等に結び付いたのは7件である。</p>
<p>⑥中国地域産学官連携サミット並びにコラボレーション会議を積極的に推進する。</p>	<p>⑥中国地域産学官連携コラボレーション会議に積極的に参加し、継続的に中国地区の産学官連携を推進する。</p>	<p>⑥ 中国地域産学官コラボレーション会議事務局の一員として、中国地域産学官連携サミットで採択されたマスタープランやアクションプランなどを実現するための協働事業に参加した。定例の企画会議（23回出席）の他、年1回のコラボレーション会議（6/7-8、松江市）には企画から運営まで参画し、中国地区の産学官連携推進活動の中核的な役割を果たした。</p>
<p>⑦広島TLOに積極的に関与するとともに、TLOへの参加大学等と連携して、産学官連携活動を推進する。</p>	<p>⑦前年度の検討結果を踏襲し、広島TLOとの連携体制を強化する。また、TLO参加大学等との組織作りにも他大学の参画を働きかける。</p>	<p>⑦ 平成19年度で文部科学省「大学知的財産本部整備事業」終了後の体制として、産学連携センター知的財産部門と広島TLOとの融合組織の設置について、WGで14回検討を重ねた結果、平成20年4月に「ひろしま技術移転センター」を設置することとした。</p> <p>また、中国地域の幹事大学として、大学知的財産戦略研修会を2回開催し、岡山大学、山口大学など中国地域の大学等から250名の参加者があった。</p>
<p>⑧地域の企業や企業グループと大学との間の組織的な研究協力ネットワークを拡</p>	<p>⑧企業等との包括的共同研究を推進する。</p>	<p>⑧ 三菱レイヨン株式会社と、包括的共同研究を推進するための包括協定を締結した（平成20年3月27日締結）。また、すでに協定を締結している企業との個別共同</p>

大する。		研究契約は、平成19年度23件となり、平成18年度の12件から大きく増加した。
<p>【38】 【地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策】 ①「平和を希求する精神」の理念の下、県内の平和科学関係組織と結成した平和科学コンソーシアムを中心に地域の大学等と連携して、平和に関する教育などの共同事業を推進する。</p> <p>②地域の大学等と施設の相互利用、大学間遠隔講義、単位互換などの教育研究面の交流を推進する。</p>	<p>【38】 【地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策】 ①（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p> <p>②a. SCSを利用した共同授業に関する調査結果に基づき、高専を含めた配信を試行する。</p> <p>②b. 放送大学との単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクトについて、対象学部を拡大して調査する。</p> <p>②c. 教育ネットワーク中国の単位互換等の教育研究面の交流を継続して推進する。</p>	<p>②a. 8月7～10日に実施したSCSを利用した「中国・四国地区国立大学等共同授業」において10大学の参加があり512名の受講者があった。また、実施計画立案時において高等専門学校へ配信希望調査した際に受講を希望した1校（受講者7名）について配信を行った。</p> <p>②b. 平成17年度から実施した放送大学との単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクトについて、単位修得状況や授業評価アンケートの分析から法学部・経済学部の夜間主コースにおける単位互換モデルが有効であるとのプロジェクトからの報告結果を教養教育委員会で公表し、対象学部の拡大等について意向調査を行った。</p> <p>②c. 広島県内の国公私立の大学・短大・高専等が参加する教育ネットワーク中国（大学地域コンソーシアム）において、引き続き大学間での単位互換を行い、今年度は法学部・経済学部夜間主コースの授業を20科目提供している。今年度の他大学からの受入学生数は11名（延べ数）である。</p>
<p>【39】 【留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策】 ①留学生交流や教育研究上の交流推進のための全学的体制を整備・拡充する。</p> <p>②留学・海外研修制度を拡充し、学生・教職員の海外派遣・海外授業を推進する。</p>	<p>【39】 【留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策】 ①a. 国際センター（仮称）構想を構築する。</p> <p>①b. 民間宿舎の借上げ方策について引き続き検討する。</p> <p>②a. 北京研究センターと首都師範大学との連携により、本学学生を対象にした派遣型中国語サマースクールを1クラス程度実施する。</p>	<p>①a. 留学生交流や教育研究上の交流推進のための全学的体制整備・拡充のため、理事・副学長（研究担当）の下の教育研究組織検討サブワーキンググループ会議を6回、留学生センター構成員との懇談会を3回、その他関係部局との打ち合わせを行い、「国際センター（仮称）設立構想0次案」を作成した。</p> <p>①b. 留学生交流や教育研究上の交流推進のため、平成19年4月から「サンスクエア東広島」を5室借り上げ、外国人研究者への宿舎提供を開始するとともに、規則・細則の制定を行った。これにより、本学で1年以内の研究を行う外国人研究者用宿舎の需要に対応した。 さらに、留学生（北京研究センター入試合格者）のための宿舎として9室を借り上げ、要項を整備した。</p> <p>②a. 本学学生・教職員の海外派遣を推進するため、本学の北京研究センターと中国の首都師範大学との連携による派遣型中国語サマースクール（3週間）を、本年度新たに開始し、学生15名、職員1名が参加した。参加者へのアンケート調査の結果、ほとんどの質問項目について、8割以上の参加者から満足したという回答を得た。</p>

	<p>②b. 海外協定校及びINU加盟大学と連携した教育方法の改善, 語学研修, 国際理解等教職員の短期・長期派遣型のFD・SDを実施する。</p>	<p>②b. 海外協定校及びINU加盟大学と連携した教育方法改善に向けた取組として, 昨年に引き続き, 海外大学の講師によるオンライン授業科目の開設, 海外大学の講師による集中講義を開講した。 また, 海外協定校及びINU加盟大学と連携して, 以下の学生対象国際教育プログラム, FD・SDプログラムを実施した。 ・海外語学研修 (学生対象プログラム+SD) ・派遣型中国語サマースクール (学生対象プログラム+SD) ・INUシャドウイングプログラム (SD) ・海外短期研修 (SD) ・国際的なジョイント・プログラム開発に関するセミナー (FD・SD) ・日中間学術・留学生 交流に関する戦略的取組に関するミニシンポジウム (FD・SD) ・戦略的国際広報に関するセミナー (FD・SD)</p>
<p>③広島大学北京研究センターを拡充するとともに, 他の海外拠点の設置について検討を進める。</p>	<p>③a. 北京研究センターの組織・支援体制を更に整備する。</p> <p>③b. 県内大学等が北京研究センターを共同利用して学生募集, 語学研修等の活動が行える環境を改善し, 順次実施する。</p> <p>③c. 他の海外拠点の設置に関する具体案について更に検討し, 学内関係部署や海外協定校等との協議や調査を開始する。</p>	<p>③a. 北京研究センターの組織・支援体制をさらに整備するため, 准教授1名を配置した。その結果, 日本語授業, 入試説明会の実施, ニュースレター発刊, 日本語スピーチコンテストの開催等, センターの活動範囲を拡大することができた。</p> <p>③b. 本学と福山大学との北京研究センターの共同利用にあたり, 福山大学との覚書等を検討し整備した。来年度からの北京研究センターの共同利用に向けて, 覚書を締結する予定である。</p> <p>③c. 他の海外拠点設置に関する具体案についてさらに検討を進めるため, 10月2日～8日に, インドでの予備的調査を行った。 また, 国際戦略本部委員会 (12月27日開催) において, 拠点の活用策や将来計画について議論を行った結果, 拠点の活用策や将来計画等について専門的に検討するための海外拠点設置WGを設置することを決定し, 第1回WGを開催した (1月30日)。 また, 拠点設置準備室を設置しているケニヤッタ大学 (ケニヤ) から関係者を招聘し, 正式な拠点設置に向けて具体的協議を開始した。 加えて, 国際産学連携のコーディネーターを, 米国・ニューヨーク, タイ国・バンコクに各1名配置し, 国際産学連携の拠点整備に着手した。</p>
<p>④外国大学・機関への情報提供や連携を強化し, 国際大学ネットワーク (INU) の拠点校として貢献する。</p>	<p>④a. 英文, 中国語ホームページのコンテンツを一層充実し, 多言語化を図る。</p> <p>④b. INU事業であるGlobal Citizenshipの「第2回平和セミナー」を広島で開催する。</p>	<p>④a. 英文ホームページのコンテンツを一層充実するため, コンテンツ及び構成を全面的に見直した。留学生, 外国人研究者, 外国人来訪者向け情報はすべて日本語, 英語両方で提供することを原則とし, 大幅に英語によるコンテンツの充実を図った。また, 英語版トップページは, 留学希望者, 外国人研究者, 海外大学, 帰国留学生等にとって, 魅力的で分かりやすい構成となるよう工夫した。 中国語版ホームページについても, コンテンツの改善・充実を図り, 韓国版ホームページを一部新たに開設した。 さらに, ホームページの一層の充実と効果的広報活動の実施のため, FD・SDセミナーを実施した。</p> <p>④b. 将来国際的に活躍できる人材育成のため, 昨年度に引き続き, INU Global Citizenship Seminarを広島で実施した。海外の大学から学生23名と教職員13名, 本学及び立命館大学からは学生36名 (うち留学生15名) の参加を得た。参加学生への事後アンケート調査の結果, 約78%の学生から満足したとの評価を得た。</p>

	④c. I N U加盟校や協定校を対象とした日本語・日本文化の受入型サマースクールを試行する。	④c. 外国大学等との連携強化のため、平成19年6月～7月の3週間、協定校5大学から8名の留学生を受入れ、HUSAサマースクールを試行的に実施した。 試行実施を受けて関係者協議を行い、改善策を検討するとともに平成20年度サマースクール実施を決定した。
⑤教育活動のメディア・コンテンツ化を推進し、国際社会対応の遠隔教育を推進する。	⑤前年度開講したWebCTを利用した教養教育の授業科目の改善を図り、更に充実させる。	⑤ 遠隔教育を推進するため、昨年度開講したオンラインによる教養教育科目の内容をさらに改善して開講するとともに、新たに「世界平和と安全保障」に関するオンライン授業科目を開講した。
⑥国際的な認証制度の利用等により、教育研究活動の国際標準化を推進する。	⑥米国のア krediyteiyeshyonyon機関とのコンタクトを行い、評価を受けるための可能性について引き続き調整を行う。	⑥ 12月10日～16日、米国のア krediyteiyeshyonyon機関であるMSCHEを訪問し、日本の大学が当該機関からア krediyteiyeshyonyonを受けることができるかどうかについて、調査及び情報収集を行った。今後は、上記結果を踏まえ、一部プログラムのみの試行的（認証）評価の実施について、さらに協議を継続することとした。
⑦留学生・外国人研究者交流を促進するため、新しい奨学金制度の導入や、施設の整備、情報システムやキャンパス内コミュニケーションの多言語化を推進するとともに、自治体との協力体制を進める。	⑦a. 英語版ホームページの再構築、広報パンフレット・案内表示・各種申請書式等の英訳化等を実施し、キャンパス内コミュニケーションの多言語化を推進する。	⑦a. キャンパス内コミュニケーションの多言語化を推進するため、英文ホームページ・リニューアル版の構成を作成し、平成20年4月から公開することとした。留学生、外国人研究者、外国人来訪者向け情報はすべて日本語、英語両方で提供することを原則とし、大幅に英語によるコンテンツの充実を図った。中国語版ホームページも改善を図り、韓国語版ホームページについても一部で新たに開設した。 広報パンフレットについても、英文パンフレットの内容改善を図るとともに、中国語版も作成した。 また、外国人研究者・留学生向けの、宿舎の入居者募集要項、奨学金の案内、ゴミの捨て方等の生活情報について、新たに英文版を作成したり、著作権に関する啓発用ポスターを英語、中国語で作成するなど、キャンパス内コミュニケーションの多言語化を推進した。
	⑦b. 「広島地域留学生交流推進会議」、 「東広島市国際化推進協議会」等を通じて、留学生支援に関する自治体との協力体制を強化する。	⑦b. 地方自治体との協力体制を進めるため、広島地域留学生交流推進会議において留学生就職支援部会を立ち上げ、県内高等教育機関、国の機関、地方公共団体、経済団体及び国際交流関係団体と協力し、留学生の就職支援強化策を協議し「留学生のためのインターンシップ支援セミナー」（5月）「留学生のための総合就職セミナー」（11月）を実施した。留学生の就職支援の一環として「アジア人財資金構想」に推進会議委員として参加し、本学から留学生6名が研修学生として採用された。 また、東広島市国際化推進協議会に学長が副会長として参画し、東広島市域における国際交流・支援事業の情報交換を行い、自治体行事への留学生参加を推進した。
	⑦c. 私費留学生に対する授業料免除、大学宿舎、奨学金の支援について改善方策を推進する。	⑦c. 留学生交流促進のため、新規渡日留学生や協定校からの留学生等ができるだけ多く入居できるよう、池の上学生宿舎入居選考基準を見直し、平成20年4月入居者分から新基準による入居者選考を行うこととした。 私費留学生（北京研究センター入試合格者）のための宿舎として、要項を整備し民間から9室を借り上げた。 世界銀行（WB）と協議し、本年度初めて、留学生2名のWB奨学金受給が決定した。さらにWBとの協議を継続し、WBと本学国際協力研究科との間で協定を締結した。この協定により、平成20年度以降もWB奨学金制度による留学生を安定的に受け入れることが可能となった。 また、あらたな授業料免除として、『中国政府「国家建設高水単大学公派研究生」の受入に係る実施要項』を作成し、平成20年度から中国の優秀な私費留学生を受け

<p>⑧留学生のための「特別コース」の開発・設置を推進する。</p> <p>⑨帰国留学生に関するデータベースを整備し、帰国留学生の支援や交流を促進する。</p>	<p>⑧既存の「特別プログラム」の運営を引き続き支援するとともに、新たに立ち上げを検討している部局への支援を行う。</p> <p>⑨データベースを構築し、それを利用して、帰国留学生に、メールマガジンや英文ホームページによる大学情報発信や同窓会開催案内を実施するなどのフォローアップ体制を整備する。</p>	<p>入れるための授業料免除を行うこととした。</p> <p>⑧ 留学生のための特別コース開発のため、部局の希望を調査し「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の個別説明を実施するとともに、新規に採択された「医歯薬学総合研究科東南アジア医療高度化推進ツィニングプログラム（博士3年）」の円滑な実施に向けて、教育室及び大学院医歯薬学総合研究科と協議した。</p> <p>⑨ 帰国留学生に関するデータベースをさらに整備・拡充するため、前期、後期の2回更新を行った。（データ件数、3月12日現在634件） 海外で開催する日本留学フェアの機会には、ホームページ上で帰国留学生へ参加の呼びかけを行い、大学からの情報発信に努めた。 また、20年4月に公開予定の英文ホームページのリニューアル版で、トップページに帰国留学生向けボタンを設置するとともに、帰国留学生向け情報や海外同窓会の情報をさらに充実させた。さらに、本学を修了後、社会人として活躍中の元留学生に関する紹介コーナーを新たに設け、日本国内で活躍中の2名の修了生に関する記事を作成した。</p>
<p>【40】 【教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策】</p> <p>①長期的視野から将来にわたって国際社会に貢献できる人材を計画的に養成するとともに教職員の国際的活動能力を育成するためのFD、職員研修（SD）の充実を図る。</p> <p>②国際活動評価システムを確立し、国際交流活動に貢献した学生・教職員の表彰制度を設ける。</p>	<p>【40】 【教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策】</p> <p>①教職員の国際的活動能力を育成するためのFD及びSDを実施し、一層の充実を図る。</p> <p>②学内評価基準やINU Global Citizenshipに基づき、国際交流活動に貢献した学生・教職員の表彰を開始する。</p>	<p>① 教職員の国際的活動能力を育成するため、以下のFD・SDを実施した。</p> <p><FD></p> <p>1) 文部科学省大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）により、7名の教員を海外大学に派遣し、教育研究能力の向上を図った。</p> <p><FD・SD></p> <p>2) 国際的なジョイント・プログラム開発に関するセミナー（教職員約25名が参加）</p> <p>3) 国際的なカリキュラム開発、達成目標・学習時間数の考え方等に関するセミナー（教職員約30名が参加）</p> <p>4) 日中間学術・留学生交流に関する戦略的取組みに関するミニシンポジウム（教職員13名が参加）</p> <p>5) 戦略的国際広報に関するセミナー（教職員23名が参加）</p> <p>6) アジア開発銀行上級専門官による国際協力セミナー（教職員17名が参加）</p> <p><SD></p> <p>1) 夏期英語研修（事務職員18名が参加）</p> <p>2) 海外語学研修（職員1名が参加）</p> <p>3) 夏期中国語研修（職員1名が参加）</p> <p>4) INUシャドウイングプログラム（国際部職員1名を10日間マルメ大学に派遣）</p> <p>5) 海外短期研修（8名の将来を担う中間管理職を2グループに分けて、欧米の大学に派遣し、大学運営等に関する調査を行った）。</p> <p>② 学生の国際的な活動を推進するため、INUへのヘンリー・フォン賞を積極的に推進した結果、本学文学部の学生1名が同賞を受賞し、INU加盟大学に留学するための奨学金を得た。 また、本年度新たに「広島大学名誉学術協定賞授与規則」を制定し、リーズメトロポリタン大学（英国）へ第1回目となる同賞を授与した。授与式には、同協定に基づく交流に貢献した本学教職員・学生も招待し、その貢献を称えた。これを機会</p>

<p>③途上国の大学や海外協定大学と連携し、共同開発事業等を推進する。</p>	<p>③a. 途上国の大学や海外協定大学と連携した共同開発事業等を引き続き推進する。また、教育開発国際協力研究センターが推進するA. Aダイアログ（アジア・アフリカ間対話）の支援を行う。</p>	<p>に、同大学との協定に基づく学生・教職員の国際的活動の更なる活性化が期待できる。</p> <p>③a. 途上国の大学や海外協定大学と連携した共同開発事業を継続的に推進するため、以下の事業を実施した。</p> <p>1)「基礎教育開発のためのアフリカ・アジア大学間対話プロジェクト」 プロジェクトの最終報告会を、本学とユネスコの共催によりユネスコ本部（パリ）で開催し、18ヶ国、約50名の参加を得た。プロジェクトへの参加各国代表者へのアンケート調査結果を評価・分析した結果からは、85%の参加者がプロジェクト全般に関し満足したと回答し、全参加者（100%）が、プロジェクトの継続を希望しているという結果を得た。</p> <p>2)南アフリカ及び日本の大学の副学長フォーラム 本学が主催し、両国から34大学が参加。意見交換等を通じて相互理解を深めた。平成20年度は、南アフリカの会場で開催することが決定した。</p>
	<p>③b. 国際協力の観点から、本学の図書を海外の大学図書館等へ寄贈する。</p>	<p>③b. 当初予定していた Royal University of Bhutan（ブータン）へ42冊寄贈したのに加え、The National University of Laos（ラオス）へ約600冊の図書を寄贈した。</p>
<p>④独立行政法人国際協力機構、NGO・NPO、国際機関の教育・研究・医療・技術支援等の活動への参加を促進する。</p>	<p>④a. 独立行政法人国際協力機構と連携して、技術支援事業等への参加を推進する具体策を実施する。</p>	<p>④c. データ及びインターフェースの翻訳・校閲を終了し、1月にSIPRIに翻訳データを送付したことにより広島大学の作業は終了した。今後は、SIPRIの作業が終了後公開となる。</p> <p>④a. 技術支援事業等への参加を推進する具体策を実施するため、JICAとの協議会及び打ち合わせ等を複数回実施した。12月にはJICA、JBICとの合同定期協議会を開催し、学内から関係者約20人が参加し、今後の連携について具体策を協議した。上記協議の結果、平成19年11月からJICA中国国際センターの宿泊施設において、本学に対する特別料金での利用が開始され、JICAの技術支援事業等への参加促進の一助となった。</p> <p>さらに、本学のこれまでのJICAの国際協力事業への貢献が認められ、国立大学としては初のJICA理事長表彰を受賞した。</p> <p>また、国際協力プロジェクト受託に関する情報については、入手し次第随時各部局へ通知し、関係者へ周知している。</p>
	<p>④b. J B I C（H16年7月）及びJ I C A（H17年12月）と締結した協力協定に基づく連携事業や人材交流等の国際貢献に全学的な参加を促すためのFD・SDを実施する。</p>	<p>④b. 国際協力事業実施に関するFDとするため、JICA、JBICとの協議会（4月、5月、12月の3回実施）に、多くの関係教員が参加できるよう配慮した。</p> <p>また、JBICとの間の人事交流の具体的協議（3月17日）を開始した。</p> <p>さらにSDとして、職員によるJICAへの訪問調査や、海外のプロジェクトサイトへの職員の派遣を行った。</p>
	<p>④c. 国際援助機関（WB、ADB等）からの国際協力プロジェクトの受託に必要なFD・SDを実施し、国際協力事業に積極的に参画できる人材育成や環境整備の充実を図る。</p>	<p>④c. 国際協力プロジェクト受託に関するFD・SDとして、アジア開発銀行（ADB）上級専門官による教職員対象のセミナー「ADBと大学の協力の可能性」を開催し、教職員17名が参加した。</p> <p>上記セミナーに加え、国際協力プロジェクトについての理解を深めさせるため、事務職員をプロジェクト・サイトへ派遣し、人材育成の充実に努めた。</p> <p>また、国際部から各部局へ、国際協力プロジェクト受託に関する情報提供を随時行い、国際協力プロジェクト受託のための環境整備に努めた。</p>

<p>⑤アジア地域における人材養成の国際的な拠点としての機能を整備する。</p>	<p>⑤各部局におけるJBIC及びJICAのアジア地域に係る国際協力プロジェクトの受託や人材育成事業による研修員受入れ等を積極的に支援し、アジア地域における人材養成の国際的拠点としての機能整備を推進する。</p>	<p>⑤ アジア地域における人材養成の拠点としての機能整備を推進するため、各部局におけるJICA、JBIC等からの事業の受託、研修員の受入等を積極的に支援した。特に、平成19年度外務省委託事業「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」を受託したことで、アジア地域における平和構築人材養成の国際的拠点としての機能整備を格段に推進することができた。</p> <p>また本年度から、国際協力研究科において、世界銀行奨学金留学生の受入を開始し、アジアを含む途上国の人材養成の拠点としての機能の充実を図った。</p>
--	--	--

II 大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

中期目標	<p>医・歯・薬・保健学の統合によって新世紀の医学・医療を担う人材を育成し、世界水準の高度で先端的な臨床研究を創出し、生命倫理に根ざした患者本位の全人的医療を展開する。</p> <p>また、各部署との協力体制を強化し、大学附属病院として名実ともに先端医療の研究開発と地域医療の拠点として機能するよう整備・充実を図る。</p> <p>① 優れた医療人を育成するために、体系的で質の高い臨床実習教育及び卒後臨床研修を実施する。</p> <p>② 特定機能病院として、先端医療の開発と高度先進医療を展開する。</p> <p>③ 被ばく医療に関する実績をさらに発展させ、世界的拠点を目指す。</p> <p>④ 地域の基幹病院として、他の医療機関と連携を強化する。</p> <p>⑤ 安全な医療を提供し健全な病院経営を図る。</p>
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
医療担当副学長との連携の下で病院長の明確な権限と強いリーダーシップが発揮できるシステムを構築する。 ①病院長の支援組織として「病院長室」を設置する。 ②医療担当副学長との連携システムを構築する。	①（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし） ----- ②（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 病院長支援組織として、病院長・主席副病院長・副病院長・病院長補佐・薬剤部長・看護部長・運営支援部長を構成員とする「病院長室」を設置したほか、医療担当副学長と連携しつつ、病院経営に係る企画・立案から評価・改善に至るまでの業務を一元的に実施するため、病院長の下に経営企画室を設置した。	これまでの取組により中期計画は達成した。 継続して、医療担当副学長と病院長の連携を密にし、病院長の強いリーダーシップが発揮できる環境を維持する。	
			（平成19年度の実施状況） -----		
【41】 【良質な医療人養成の具体的方策】 「臨床実習教育研修センター」を新設し、以下の方策を推進する。 ①体系的で質の高い臨床実習教育及び卒後臨床研修を実施する。			（平成16～18年度の実施状況概略） 臨床実習教育研修センターを設置し、医科・歯科の卒後臨床研修プログラムを実践するとともに、臨床実習・研修に係る事務処理などの業務の一元化を実施した。このことにより、臨床実習・研修に係る意思決定及び実施体制の一元化を図ることができた。また、医科ではすでに実施している後期臨床研修プログラムについて、歯科でも19年度からの開始に備えてプログラムの策定と後期研修医の受入体制を整えた。	平成20年度から平成21年度にかけて、以下の事項を実施することにより、中期計画は達成される。 ・がんプロフェッショナル養成プラン、地域連携型高度医療人養成推進事業及び医師配置に係る広島大学「ひろしま地域医療協議会」等	

<p>②総合診療部門及び救急部門を活用し、プライマリー・ケアを含む総合的医療の実践ができる医療人の育成を行う。</p> <p>③専門診療部門を活用し、高度な専門性を持ち先端医療を担える医療人の育成を行う。</p> <p>④地域や発展途上国の医療人の再教育の場としても活用し、社会的・国際的貢献を果たす。</p>	<p>【41】</p> <p>① (④と統合)</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>①②③a. 医科領域の卒後臨床研修カリキュラム及び後期研修プログラムを実践した。 医科領域卒後臨床研修管理委員会において、平成19年度研修プログラムを見直し、平成20年度プログラムに反映させるとともに、広島卒後臨床研修ネットワーク説明会への参加学生に配布し、説明を実施した。 7月から、研修中の研修医に対して研修医セミナーを開始し、計11回開催した。 「後期臨床研修プログラム」に関するガイドブックを利用して後期研修プログラム説明会を開催した。 2月初旬に、初回の後期研修医採用予定者数の調査を実施した。</p>	<p>と連動した研修プログラムの見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイオワ大学と連携した後期研修プログラムの見直しに資するためのセミナー開催。 ・臨床実習教育研修センターと医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターとの連携システムの構築。 ・臨床実習教育研修センターへの看護実践教育研修センター機能の統合。 ・臨床実習教育研修センターへの薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等の研修生受入機能の追加。
	<p>② (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>		<p>①②③b. 歯科領域の卒後臨床研修プログラムを実践した。 歯科領域卒後臨床研修管理委員会において、平成19年度研修プログラムを見直し、平成20年度プログラムに反映させるとともに、広島大学病院歯科医師臨床研修プログラム説明会で参加学生に配布し、説明を実施した。 出向受入先の協力施設との円滑な連携を促進するため、本院指導医によるチューター制度を導入し、実施した。</p>	
	<p>③ (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>			
	<p>④a. 臨床実習教育研修センターと医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターとの連携システムの構築に向けて、更に検討する。</p>	<p>III</p>	<p>④a. 臨床実習教育研修センターと医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターとの連携システム構築に向け、臨床実習教育研修センターとの関係を視野に入れた医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターの在り方について検討を開始した。</p>	
	<p>④b. 臨床実習教育研修センターに看護実践教育研修センターの機能を統合させる方策についての検討に着手する。</p>	<p>III</p>	<p>④b. 臨床実習教育研修センターに看護実践教育研修センターの機能を統合させる方策について、それぞれのセンターの代表者による意見交換を開始した。</p>	
	<p>④c. 薬剤師、臨床検査技師、診療放射</p>	<p>III</p>	<p>④c. 薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技</p>	

	線技師，理学療法士，作業療法士等の研修生受入体制構築に向けた検討に着手する。	師，理学療法士，作業療法士等の研修生受入体制構築に向け，臨床実習教育研修センターと各部門の代表者による意見交換を開始した。		
<p>【42】 【研究成果の診療への反映や先端的医療の展開のための具体的方策】</p> <p>「臨床研究部」を新設し，臨床試験部を包括して以下の方策を推進する。</p> <p>①大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等と密接に連携した探索医療推進のための組織を整備するとともに新たに開発された探索医療の実践を行う。</p> <p>②高度先進医療の開発，申請及び実践を推進し，先端的医療を提供する。</p> <p>③医療技術の安全性や有効性の科学的評価を行う。</p> <p>④治験受託件数及び実施率の向上を目指す。</p>	<p>【42】 「臨床研究部」を新設する。</p> <p>①a. 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等と連携した探索医療を推進するための組織を継続して整備する。</p> <p>①b. 探索医療開発に繋がる基礎研究等への研究費支援等の具体的方策を実施する。</p> <p>②a. 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等と連携した高度先進医療を推進するための組織を継続して整備する。</p> <p>②b. 高度先進医療の開発に繋がる基礎研究等への研究費支援等の具体的方策を実施する。</p> <p>③高度先進医療及び治験の検証を実施す</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 既存組織である臨床試験部の整備，臨床研究部のあり方や運営体制の検討などを行うとともに，探索医療開発に繋がる基礎研究を支援するために研究助成金の交付を実施した。その結果，病院内組織としての臨床研究部を平成19年度から設置することを決定し，そのための組織整備を行ったほか，探索医療開発に繋がる4件の基礎研究を実施することが可能となった。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 平成19年4月1日付で，従来の臨床試験部の機能に，探索医療開発，先進医療開発等の機能を加えた「臨床研究部」を新設した。</p> <p>①a. 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等と連携した探索医療を推進する臨床研究部の自主臨床試験部門に，探索医療開発支援担当者3名を配置した。</p> <p>①b. 探索医療開発又は高度先進医療の開発に繋がる基礎研究への研究助成金の交付を目的に臨床研究課題を募集し，19件の応募の中から6件（100万円1件，50万円5件）を採択した。 研究支援の具体的方策として研究助成金を交付した。 研究助成金の交付に当たっては，広く研究課題を募集し，19件の応募の中から病院長・副病院長が厳正な採点を行い，優秀な研究課題6件を採択した。</p> <p>②a. 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等と連携した高度先進医療を推進する臨床研究部の先進医療支援部門に，先進医療開発支援担当者1名を配置した。</p> <p>②b. 年度計画【42】①b.の『平成19年度の実施状況』を参照。</p> <p>③ 収集した先進医療の情報に基づき，安全性</p>	<p>平成20年度から平成21年度にかけて，以下の事項を実施することにより，中期計画は達成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「臨床研究部」と大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等との連携による探索医療推進体制の確立。 ・「臨床研究部」と大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等との連携による先進医療推進体制の確立。 <p>以下の事項は継続して実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探索医療開発に繋がる基礎研究等への研究費支援などの具体的方策の継続実施。 ・先進医療開発に繋がる基礎研究等への研究費支援などの具体的方策の継続実施。 ・先進医療及び治験の検証の継続実施。 ・先進医療の見直しに伴う届出の推進。 ・がんプロフェッショナル養成プラン支援の強化。 ・受託研究及び治験の目標受託件数及び目標実施率を設定して継続実施。 	

	<p>る。</p> <p>④受託研究及び治験の目標受託件数及び目標実施率を設定し、実施する。</p>	<p>・有効性の評価を実施した。 治験については、被験者別投与計画表による照合を実施した。治験実施計画書からの逸脱要因を解析し、質的評価を実施した。 治験拠点医療機関として、国の「新たな治験活性化5カ年計画」に沿った人材育成を含めた活動を開始した。 脳血管センター設置に向けた準備も含め、SCU (Stroke Care Unitの略:脳卒中集中治療室) の設置計画を立案した。 内視鏡診療センター或いは内視鏡診療部設置に向け、光学医療診療部の機能の充実方策として人員増(教授ポストを新設)を図った。 都道府県がん診療連携拠点病院やがんプロフェッショナル養成プラン及びグローバルCOEへの連携を踏まえ、放射線治療部を設置し人員増(教授ポストを新設)を図った。</p> <p>III ④ 受託件数・症例数に関しては、平成18年度を上回る受託件数等を目標値として設定した。 受託件数・症例数は、大規模治験ネットワークを通じた治験応募を推進し、前年度を上回る症例数を受託した。 被験者の登録期限が今年度のものに関しては、実施率68%を目標値として設定した。 実施率向上のため、事前審査、受託臨床研究審査委員会の審査により、受け入れる症例数の適正化を実施した。各責任医師に、継続的に実施状況を通知して注意喚起を実施し、66.44%(3月末現在)と概ね目標値を達成した。</p>	
<p>【43】 【質の高い医療とサービスの提供に関する具体的方策】</p> <p>特定機能病院・教育研修病院としての診療の質を確保し、患者本位の医療を推進する。</p> <p>①臓器別に編成した診療科において、重症度別など患者本位の医療を推進する。</p>	<p>②原爆放射線医科学研究所と連携し、三次被ばく医療機関としての機能を整備する。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>高度救命救急センターの設置による地域における高度救命救急機能の強化と三次被ばく医療機関としての体制整備、地域連携室の設置による患者紹介・逆紹介窓口等地域医療との連携機能の強化、手術室の増室による手術待ち期間の短縮、ISO9001認証の推進による医療品質の保証、東広島歯科診療所の設置による地域医療サービスの提供なども含め多くの施策を実施し、特定機能病院としての診療の質の確保・患者本位の医療を推進することができた。</p>	<p>平成20年度から平成21年度にかけて、以下の事項を実施することにより、中期計画は達成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院調整及び在宅療養への転帰を促進する専任の看護師の配置。 ・地域連携パスの導入。 ・入院棟における救急患者受入れの円滑化と手術患者に対する対応に資するためのICUの増床計画の立案及び実施。 ・医療法施行令の改正を踏まえた標榜診療科名の見直し
	<p>【43】 ○a. 「地域連携室」の機能を充実させる。</p>	<p>III III ○a. 医療ソーシャルワーカー以外の職員が、間接的な業務支援ができるよう、基礎となる情報共有方策を実施した。</p>	

<p>③新外来棟・中央診療棟の計画を含む新時代の医療に対応できる環境整備長期計画を作成する。</p>		<p>入院及び外来患者の転院あるいは外来紹介先の選択に役立てるため、連携先医療機関と県内の全医療機関のリストをCD-ROMに加工し、各診療科と病棟に配付した。</p> <p>肝疾患診療連携拠点病院として、12月にウイルス感染の予防や治療法などを医師や看護師が無料でアドバイスする肝疾患相談室を開設した。</p> <p>連携先医療機関について各診療科の情報を集約し、共通情報として院内に提供する準備を完了した。紹介患者又は逆紹介患者の多い病院又は診療所に認定証を発行した。</p>	<p>を含めた臓器別診療科への再編。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新診療棟（中央診療棟・外来棟）新築計画の実行（建設工事に着手）。 ・新時代の医療に対応できる環境整備長期計画案の作成。 ・オンラインレセプト請求の実行。 ・電子カルテシステムの稼働及びこれに伴う病歴管理機能の強化。 ・学外医師等に対する契約医師制度又は手当の新設。
<p>④統合した医学部・歯学部附属病院のメリットを活かし、専門医療を統合したチーム医療を実施する。</p>			
<p>⑤「高度救命救急センター」を新設し、中核的医療機関としての機能を強化する。</p>			
<p>⑥医療情報のIT化と病歴管理室（部）を充実・強化する。</p>	<p>○b. クリニカルパスの適用症例を増加させる。</p>	<p>III ○b. クリニカルパス管理小委員会を設置し、着実に適用症例を増加させた（登録済み標準クリニカルパス94種類）。また、70種類の更新を実施した。</p> <p>月別・診療科別DPC（Diagnosis Procedure Combinationの略：医療費の包括請求の制度）請求の集計など分析を実施した。</p>	<p>以下の事項は継続して実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリニカルパスの適用症例の更なる増加。 ・DPCの分析の継続。 ・IS09001の品質マネジメントシステムによる病院運営の継続。 ・ICT, NST, 緩和ケア・チームを活用したチーム医療の継続実践。 ・国が主催する原子力総合防災訓練への参加。 ・広島地区における緊急被ばく医療机上想定訓練の継続実施。 ・医療安全に係るIS09001の品質マネジメントシステムの継続実践。 ・7対1看護体制の継続。
<p>⑦医療安全管理部を充実し、より安全な医療の提供を図る。</p>			
<p>⑧患者のQOLの向上を目指した患者支援体制を強化・充実する。</p>	<p>○c. 手術待ち期間を短縮させる。</p>	<p>III ○c. 昨年度の手術室1室増室により、昨年度比較における手術件数増加（＝手術待ち期間短縮）を実現した。</p>	
<p>⑨医療スタッフの充実、専門性を高めるために学内他部局（大学院医歯薬学総合研究科、原爆放射線医科学研究所、大学院保健学研究科、大学院教育学研究科等）の臨床分野の人材の専門診療等への参加を強化・促進する。</p>	<p>○d. 病院全体に、IS09001の品質マネジメントシステムを導入する。</p>	<p>III ○d. 外来診療科を始めとする平成17年度及び平成18年度に認証を取得した部署以外の全部署に新たにシステムを導入し、11月に病院全体での認証を取得した。</p>	
<p>○e. ICT（インフェクション・コントロールチーム）、NST（ニュートリション・サポートチーム）、緩和ケア・チームを活用したチーム医療を実践する。</p>		<p>III ○e. ICT, NST, 緩和ケア・チームを活用したチーム医療を実践した。</p>	
<p>①人員配分を含めた診療科の見直し・再編成原案を作成する。</p>	<p>①人員配分を含めた診療科の見直し・再編成原案を作成する。</p>	<p>III ① 外科系外来診察室の共有を開始した。</p> <p>臓器別診療科への再編検討組織を立ち上げ、医療法施行令の改正（平成20年4月1日）の動向を踏まえ、標榜診療科名の表記及び診療科の再編成を検討中である。</p>	
<p>②（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	<p>②（18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	<p>② 除染室の整備の一環として、緊急被ばく医療推進センターが除染用のリフト TENT を購入した。</p> <p>高度救命救急センタースタッフを中心とした広島地区における緊急被ばく医療机上想定訓練を実施した。</p>	

<p>③a. 新外来棟・中央診療棟の整備計画を作成する。</p>	<p>Ⅲ ③a. 昨年4月に中央診療棟・外来棟新築計画WGを設置し、診療科共通の外来診察室設置など、院内施設設備の効果的利用を基本とする整備計画の原案を策定した。 また、中央診療棟・外来棟新築計画WG内に新診療棟基本計画サブWGを設置し、整備計画の原案を基にさらに具体的な整備計画を策定中である。</p>
<p>③b. 新外来棟・中央診療棟の整備計画を含む新時代の医療に対応できる環境整備長期計画案作成に着手する。</p>	<p>Ⅲ ③b. 昨年4月に中央診療棟・外来棟新築計画WGを設置し、診療科共通の外来診察室設置など、院内施設整備の効果的利用を基本とする整備計画の原案を策定した。 また、霞キャンパス施設整備推進室と連携して、新時代の医療に対応できる環境整備長期計画案を策定中である。</p>
<p>④ (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	
<p>⑤ (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	
<p>⑥a. 医療情報システムを更新する。</p>	<p>Ⅲ ⑥a. 医療情報システムを平成20年1月に更新した。 平成20年3月に医事会計システムを更新し、その際自動精算機を導入して、クレジットカード、デビットカードによる支払い等、患者サービスの向上を実現した。</p>
<p>⑥b. 院内のIT化を推進する。</p>	<p>Ⅲ ⑥b. 次期病院情報システム稼働後のタイムスケジュールを策定した。 平成20年4月請求分からのオンラインレセプト請求試行に向けた具体的計画を策定した。 平成20年9月からの電子カルテシステム稼働に向けた具体的計画を策定中である。</p>
<p>⑦医療安全に係るIS09001の品質マネジメントシステムを実践する。</p>	<p>Ⅲ ⑦ 手術における患者誤認、部位誤認を防止するための「タイムアウト」についての手順を策定し、実践した。 医療安全管理マニュアル(ポケット版)及び院内感染対策マニュアルを改訂し、各部署、職員に配布した。 同一事例のインシデントに係る要因・原因を明確にし、インシデント事例検討結果報告書により、5部署(5件)で再発防止策を実施した。</p>

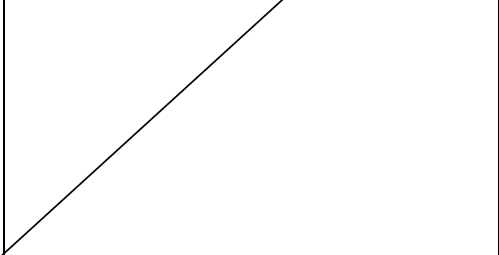
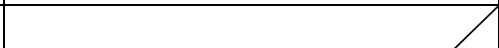
	<p>⑧ (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p> <p>⑨大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所，大学院保健学研究科，大学院教育学研究科等の臨床分野の人材の専門診療等への参加を強化・促進する。</p>	<p>医療事故防止に係る大学間相互チェックを実施した。</p> <p>Ⅲ ⑧ 施設基準の届出及び看護師配置数の検証を行い，平成19年7月から算定を開始した。 7対1看護体制を維持するため，毎月の実績（患者数，看護師配置）を検証中である。</p> <p>Ⅲ ⑨ 寄附講座に属する医師が診療に参加する仕組を整備した。 漢方治療に係る学外医師が診療に参加する仕組を整備した。 学外医師等に対する契約医師制度又は手当の新設等について検討中である。</p>		
<p>【44】 【効率的な経営に関する具体的方策】</p> <p>①医療担当副学長の下で企画・立案，評価及び改善の機能を持つ組織（医療政策室）を設置し，「医療政策室」と密接に連携した健全な病院経営を推進する。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 医療担当副学長の下に医療政策室を設置し，病院の経営企画室との連携により病院経営に関する企画立案機能を担うこととしたほか，医療材料管理システムの活用による在庫の縮減，人的・物的投資に見合う費用対効果の検証，診療報酬請求漏れ防止のためのメディカルクラークの配置などの施策を実施し，健全かつ効率的な病院経営を推進することができた。</p>	<p>これまでの取組により中期計画は達成した。 以下の事項は継続して実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DWH，病院管理会計システム（HOMAS）等を活用した診療科ごとの原価計算に基づく収支バランスの評価等の継続。 	
<p>②医療行為に関わる全ての諸経費の原価管理と収入評価が可能となるよう医療情報を活用し，経営管理・情報評価を行い，より合理的な病院経営を実現する。</p> <p>③経営管理の過程を「需要」，「供給」，「収入」，「評価」の4ブロックに分けて情報システムで結び，資源と情報を共有して組織的に有効活用する。</p> <p>④適正かつ迅速な組織改革に対応するために，病院長の下に病院職員の人材プール制を導入する。</p>	<p>【44】</p> <p>① (18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p> <p>②a. 毎月，診療科ごとの原価計算に基づき，収支バランスの評価等の経営分析を行う。</p> <p>②b. 検査部門の効率的運営を実施する。</p>	<p>Ⅲ （平成19年度の実施状況）</p> <p>Ⅲ ②a. 4月に，収支バランスの評価などの経営分析を行うため，専任職員を配置した。 医事会計システム及び財務会計システム並びに人事給与システムから，バージョンアップした病院管理会計システム（HOMAS）に利用するデータを整理した。 次期医療情報システムの診療DWH(Data Warehouseの略)の概要を認識するとともに，活用について継続検討した。 医事会計システムDWHの定型帳票の作成方法を検討した。 病院管理会計システム（HOMAS）データを二次的に利用し，中央診療部門（検査部など）のコスト分析を実施した。</p> <p>Ⅲ ②b. 外注検査件数の増減を把握し，原因を分析した。 臨床検査適正化委員会の下，外注検査の新規</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・院内検査と外注検査とのコスト比較等によるコスト改善の取組の継続。 ・物流管理システムの構築による医療材料の在庫50%縮減（平成16年度比）の継続。 ・契約職員制度を活用した医師及び歯科医師の処遇改善の継続。 ・契約職員制度を活用した医療技術職員の処遇改善の継続。 ・病棟メディカルクラークを活用した診療報酬請求漏れ抑制体制の継続。 	

		<p>項目の追加抑制策を実践した。 院内検査への移行に際しては、外注検査とのコスト比較に基づき実施した。 検査用試薬の購入・有効利用等を検査部内で調査・検討して、コスト改善の取組を実施した。 次期医療情報システムの更新に備え、臨床検査部門システムを更新し、整理検査部門システムを新規に導入した。</p>	
③材料（薬品を含む。）管理のIT化を進め、医療材料の在庫の50%縮減（平成16年度比）を行う。	III	<p>③ 次期医療情報システムにおける物流管理システムについて、物流WGにおいて在庫削減に係る運用方法を検討し、物流管理システムを構築中である。 年度末の医療材料の在庫50%縮減（平成16年度比）を実現した。</p>	
④a. 医員を契約職員（医科診療医又は歯科診療医等）に配置換えして処遇を改善するとともに、その員数及び配置の改善を継続して行う。	III	<p>④a. 医員及び研修医を契約職員の診療医及び研修医に配置換えし、処遇改善を実施した。 各診療科等と人事担当グループが連携して、医員の適正な人員管理を実践した。</p>	
④b. 医療技術職員の処遇改善を行う。	III	<p>④b. 日々雇用職員であった医療技術職員を契約職員に配置換えし、処遇改善を実施した。 平成20年4月付けで、契約職員から任期付常勤へ配置換え3名、パート職員からフルタイム契約職員へ配置換え3名の計画を立案した。</p>	
④c. クラークを活用して、診療報酬請求漏れを減少させる。	III	<p>④c. 病棟メディカルクラークの業務分析・見直しを実施した。 病棟メディカルクラーク業務の請負契約職員を職員に採用し、診療報酬請求支援に係る業務比率を増加させ、診療報酬請求の精度の向上を実現した。</p>	
		ウェイト小計	

II 大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期目標 ① 附属学校の機能をより高めるために、再編・統合を図る。
 ② 広島大学の附属学校は、大学に付属するものであるとの認識を明確にし、質の高い教育実習を行うとともに、大学に協力して、実践的共同研究を積極的に推進する。
 ③ 全国的に模範となる幼稚園・初等・中等教育を行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【45】 【附属学校の再編・統合に関する具体的方策】 5地域に分かれている附属幼稚園・小・中・高等学校の3つの組織への再編・統合及び一部組織の大学近隣地区への移転を図る。	【45】 5地域に分かれている附属幼稚園・小・中・高等学校の3組織への再編・統合・移転計画の構想を策定するとともに、移転地等の調査を行う。	III III	（平成16～18年度の実施状況概略） 附属学校室において検討を重ね基本構想を策定した。また、本構想については、全学的な課題としてとらえ、役員会の下に「附属学校園再編・統合・移転計画推進会議」を設置し、平成18年4月に、再編・統合・移転計画の具体的な基本構想案として、新しい附属学校園の機能及び各エリアの附属学校園のクラス定員等の見直しなどを示した、「附属学校園再編・統合・移転計画案（第一次案）」を公表した。これをもとに関係機関等と協議を重ね、平成19年3月に第二次案として取り纏めることができた。	平成20年度から平成21年度にかけて、3組織への再編・統合・移転計画を推進することにより、中期計画は達成される。	
			（平成19年度の実施状況） 附属学校の再編・統合に関する基本構想の実現に向け、引き続き、関係機関等への説明を行うとともに、財政面、組織面及び教育研究面など様々な観点から検討を行い、より実現性のある附属学校園再編・統合・移転計画を策定した。 また、調査可能な移転候補地の調査を行い、施設整備計画の前提となる基礎作業、具体的な資金調達方法についても検討を行った。		
【46】 【大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策】			（平成16～18年度の実施状況概略） 附属学校室の下に「教育・研究企画委員会」を設け、大学との連携強化を図る体制を整備した。また、第1回広島大学附属学校園合同全国フォーラムを開催し、附属学校園が取り組んでいる教育実践課題に関する先進的研究の成果を	平成20年度から平成21年度にかけて、以下の事項を実施することにより、中期計画は達成される。 ・附属学校と大学との高大連	

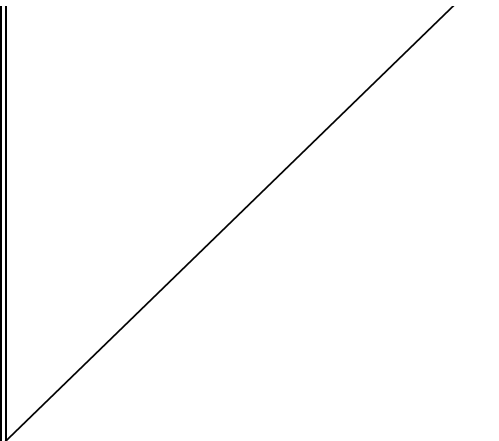
<p>①附属学校の運営を担当する副学長（教授職兼務）の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（附属学校室）を設置し、附属学校と大学との連携体制を強化する。</p> <p>②大学教員や大学院生が附属学校で授業を担当したり、附属学校の教員が学部の授業を担当して、FD等、教育方法改善の場として活用する。</p> <p>③大学における専門的学問研究上の調査に対して積極的に協力する。</p> <p>④大学の協力により教育実践的課題に関する先進的な研究を行う。</p> <p>⑤大学院教育学研究科附属教育実践総合センターを主体とした大学との連携を図り、多様な教育実習に対応するとともに、教育実習の在り方や、教育実習の先進的教育課程に関する実践研究を行う。</p>			<p>発表するとともに、附属学校教員と大学教員のFDの場としても積極的に活用した。さらに、学部・附属学校共同研究を実施し、共同研究の成果を公表した。</p> <p>また、多様な教育実習に対応するため、教育学研究科と教育実習の Semester 変更について、教育実習のあり方を含め協議し、教育実習の時期等を見直した。</p>	<p>携システムの具体案に基づき、高大連携システムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学と附属学校の相互支援の新システムについて、具体案をさらに検討し、実施する。 ・第2回全国フォーラムを開催し、効果について分析・評価を行い、その結果を公表する。 ・教員養成会議の教育実習に関する検討結果に基づき、教育実習を実施し、分析・評価を行う。 <p>以下の事項は継続して実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究については、各年度の評価を行い、改善点を検討し、継続実施する。
	<p>【46】</p> <p>①附属学校と大学との高大連携システムの具体案を検討する。</p> <p>②大学と附属学校の相互支援の新システムの具体案を作成する。</p> <p>③大学における専門的学問研究上の調査に対する協力システムについて分析・評価を行う。</p> <p>④a. 大学との研究連携の新システムの具体案を作成する。</p> <p>④b. 平成18年度に行った共同研究の評価を行い、改善点を検討し、引き続き共同研究を実施する。</p> <p>④c. 平成18年度に実施した第1回広島大学附属学校園合同全国フォーラムの効果について分析・評価を行い、次回開催について検討する。</p> <p>⑤全学的教育実習実施体制である教員養成会議に教育実習に関する改善案を提案する。</p>	<p>III III</p> <p>III</p> <p>III</p> <p>III</p> <p>III</p> <p>III</p> <p>III</p> <p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>① 高大連携システムの構築について具体案を校長会議及び拡大校長会議へ提示し、意見を聴取した。今後その意見を基に再度検討を重ねていくこととした。</p> <p>② 各学校園の教育連携実績を調査し、その連携実績を踏まえ、大学と附属学校の教育・研究連携の具体案として、相互支援システム案を作成した。</p> <p>③ 各学校園の研究協力実績を調査・分析・評価し、その内容を踏まえた相互支援システム案を作成した。</p> <p>④a. 年度計画【46】③の『平成19年度の実施状況』を参照。</p> <p>④b. 改善点を検討し、テーマを追加して募集要項に反映した。研究結果を紀要にまとめ、発刊した。</p> <p>④c. アンケートを実施し、改善点（開催時期・場所、フォーラムの内容、発表形式、広報の方法等）を分析・評価し、平成20年度に第2回を開催することとした。</p> <p>⑤ 新たな教員養成の在り方として検討している「大学院教育学研究科教職高度化計画」に関して、プログラム開設に伴う実習形態等について大学院教育学研究科・附属学校間で意見交換会を実施した。</p> <p>附属学校副校長がメンバーである教員養成会議教育実習部会及び教員養成カリキュラム部会を開催し、教育実習の在り方等について検討し、改善案を作成した。</p>	
<p>【47】</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p>	

【学校運営の改善に関する具体的方策】

①校長の選考方法を検討するとともに、校長のリーダーシップの下での学校運営を行う。

②園児・児童・生徒・教育実習生・教職員が心身共に安全で且つ健康的であるように老朽化した校舎・施設などの環境を整備する。

③学校業務が機能的に運営できるように校園内のシステムを定期的に見直す。



- 【47】**
- ①a. 平成18年度に整備見直しをした職務権限及び職務内容に基づき、機能的な学校運営を実施する。
-
- ①b. 試行結果をもとに改善し、校園長のリーダーシップの下で新たな学校評価制を実施する。
-
- ①c. 試行結果をもとに改善し、校園長のリーダーシップの下で教員の人事評価を実施する。
-
- ②老朽化した校舎・施設等の改善計画を進めるとともに、可能なものから整備を行う。
-
- ③a. 平成18年度に改訂した諸規則等に基づき、学校運営を行う。
-
- ③b. 附属学校関係電子掲示板の利活用について分析・評価を行う。
-
- ③c. 平成18年度に作成した個人情報取扱マニュアルに基づき業務を実施する。

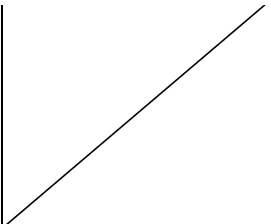
III

- (平成19年度の実施状況)**
- ①a. 改正学校教育法等の趣旨を踏まえた副校長・主幹の職務内容等に関する具体案について管理運営検討WGで検討し、現行の職務体制を維持しつつ、非常勤講師による支援を充実させるなどの施策を立案した。
-
- ①b. 学校評価への対応として事業計画評価シートによる評価を継続実施することとした。公表、学校関係者評価について附属学校評価制度検討WGで、引き続き検討することとした。
-
- ①c. 一部の学校園で改善後の人事評価を実施した。附属学校評価制度検討WGで人事評価に関するアンケート結果を分析し、先行大学等の情報を参考にしながら引き続き実施する。
-
- ② 翠地区、福山地区の校舎改修を概算要求し、改修予算が認められた。また、校舎改修計画及び改修に伴い必要となる仮設教室等の設置計画を取り纏めた。
-
- ③a. 諸規則の運用について各校園の意見を収集し、校種ごとに比較検討を行い、コメントを付して各学校園へフィードバックした。
-
- ③b. アンケートを実施し、結果について分析・評価し、拡大校長会議で報告し、改善した。
-
- ③c. 各学校園から個人情報の取扱いに関する情報を収集し、これを基にマニュアルの改訂作業を進めることとした。

平成19年度までに中期計画をほぼ達成したが、引き続き平成20年度から平成21年度にかけて、以下の事項を実施する。

- ・新たな学校評価制について分析・評価を行い、改善を検討する。
- ・平成19年度の改善案を基に教員の総合的評価制度を実施し、分析・評価を行い、必要な改善を行う。
- ・老朽化した校舎・施設等の改善計画を進めるとともに、可能なものから整備を行う。
- ・学校運営方法について、分析・評価を行い、評価結果に基づき改善する。
- ・個人情報の取扱いについて分析・評価を行い、評価結果に基づき改善し、業務を推進する。

<p>【48】 【附属学校の目標を達成するための入学者選抜方法の改善に関する具体的方策】</p> <p>入学者選抜方法を継続して検討し、教育実習や研究の目的に沿った園児・児童・生徒の受け入れを図る。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属学校室の下に「教育・研究企画委員会」を設け、入学者選抜方法の改善等について検討を行い、平成17年9月に「中間報告」をまとめた。 また、各学校園が、それぞれの立場で今までの積み重ねにより入学試験の方法を確立しているが、平成17年度入学生から、附属福山高等学校に附属三原中学校からの連絡進学定員20名を新たに設けた。さらに、入学調査方法の見直しを検討し、平成19年度入学調査において、附属中学校及び附属福山中学校で抽選を廃止し、新しい選抜方法により入学調査を行った。</p>	<p>平成20年度から平成21年度にかけて、新しい入学調査方法について分析・評価を行い、改善の上、確立することにより、中期計画は達成される。</p>			
			<p>【48】 新しい入学調査方法について分析・評価を行い、新入学調査制度の平成20年度実施に向けて検討する。</p>	IV	<p>(平成19年度の実施状況) 新たに、東雲中学校で抽選を廃止し、新入学調査方法を実施した。 なお、進路進学については、分析・評価の結果中止することとした。</p>		
<p>【49】 【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策】</p> <p>公立学校との人事交流を促進することにより、相互の資質向上を図る。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 人事交流に関する問題について現状分析を行い検討課題を整理した。また、広島県教育委員会及び他府県教育委員会との人事交流について、福岡県教育委員会との間で覚書・協定書を締結した。また、公立学校との人事交流の促進及び教員の人員構成を考慮して、各校園長が人事計画を作成し、担当副学長と協議し人事を決定することとした。さらに、教員全員の自己評価、校園長及び副校園長の教員評価等を実施し、新しい人事評価制度の策定のためにデータ分析を行った。</p>	<p>平成20年度から平成21年度にかけて、次の事項を実施することにより、中期計画は達成されるが、人事交流の促進は継続して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期交流研修について分析・評価を行い、継続して検討し、人事交流の促進を図る。 ・キャリアパスを考慮した公立学校との人事交流の展開を図る。 			
			<p>【49】 ○a. 公立学校からの短期交流研修について継続して検討する。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) ○a. 公立学校からの短期交流者数を調査し、引き続き検討することとした。</p>		
			<p>○b. キャリアパスを考慮した公立学校との人事交流について検討する。</p>	III	<p>○b. 尾道市と協定を締結し、新たに人事交流を図ることとした。</p>		
<p>【50】 【全国的に模範となる教育を行うための具体的方策】</p> <p>学校園毎に特色ある教育課程を編成して基礎的・先進的教育実</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属学校室の教育・研究企画委員会において、各学校園の教育課程についての取組状況及び今後の検討課題を整理した。また、各附属学校園が取り組んでいる特色ある教育研究活動を第1回広島大学附属学校園合同全国フォーラム</p>	<p>平成19年度までの取組により中期計画を達成し、今後、次の事項を実施することにより、中期計画を上回って達成される。</p>			

<p>践を行う。</p>			<p>において発表することにより、自校園以外の取り組み状況を再確認した。また、スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）及び教育研究開発学校の指定期間延長が認められ研究を継続している。さらに、拡大校長会議において、今後も各研究指定事業に積極的に応募するよう指示を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の評価を行い、教育課程の効果について検討し、評価結果に基づき改善し、基礎的・先進的教育実践を行う。 第2回全国フォーラムを開催し、分析・評価を行い、その結果を公表する。 	
	<p>【50】 ○a. 教育効果を考えた特色ある教育課程を編成し、基礎的・先進的教育実践を行う。</p> <hr/> <p>○b. 平成18年度に実施した第1回広島大学附属学校園合同全国フォーラムの効果について分析・評価を行い、次回開催について検討する。</p> <hr/> <p>○c. 継続して、SSH・研究開発学校等の文部科学省の各研究指定事業や科学研究費補助金等に積極的に応募する。</p>	<p>III III III III</p>	<p>（平成19年度の実施状況） ○a. SSH及び研究開発学校として平成19年度から新規に指定された学校園も含み、各学校園で特色ある教育課程を編成し、基礎的、先進的教育実践を行うとともに、全学校園で公開研究会を開催し、研究成果等を広く発信した。また、次年度における各事業へ積極的に応募するよう周知した。</p> <hr/> <p>○b. アンケートの結果を検討し、第1回の全国フォーラムにおいて研究成果を全国に発信した結果を踏まえ、次回開催を決定した。</p> <hr/> <p>○c. 平成19年度は指定校事業等、新たに6件採択され、科学研究費への応募も2地区については全員応募するなど積極的になされた。年間を通して募集に対応できる体制づくりについて校長会議、拡大校長会議で周知した。</p>	<p>以下の事項は継続して実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して、SSH・研究開発学校等の文部科学省の各研究指定事業や科学研究費補助金等に積極的に応募する。 	
			<p>ウェイト小計</p>		

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○教育研究等の質の向上の状況

1 教育方法等の改善

- 教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況
 - ・ 本学の理念5原則の一つである「平和を希求する精神」をユニヴァーシティ・アイデンティティの根幹及び全学の教育・研究の基盤と位置付け、絶えず平和について考えることを通じて豊かな人間性を涵養するという観点から、平成21年度に教養教育において「平和に関する授業」を立ち上げ、全学必修化することを目標とし、平成20年度はその準備を含めた導入的な企画を行う方針を決定した。
 - ・ 本学では、学生の英語学力を客観的に把握するため、全学一斉TOEIC(R)IPテストを実施している。TOEIC(R)IPテストの結果を、その実施時期の各セメスターにおける英語の成績評価及び次期セメスターの習熟度別クラス編成の参考とした。また、教養教育科目として英語教育が実施されている期間に実施することにより、学生にとっての受験の動機付けを明確にするため、TOEIC(R)IPの実施時期を平成20年度入学生から変更することを決定した。
 - ・ 教養教育に関する非常勤講師の任免等の取扱いについて、担当授業時間数を週当たり4時間を8時間とするなど、優秀な非常勤講師が多くの授業を担当できるよう時間数の制限を緩和した。
- 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況
 - ・ 今後の大学院教育のあり方について教職員の大学院教育への意識を高めることを目的とし、大学院教育FD（「魅力ある大学院教育をめざして」及び「大学院教育改革の推進」）を開催した。また、各研究科・専攻レベルで、大学院教育改革支援プログラムへの申請を推奨し、5件が採択されるなど、教育カリキュラムの改善を推進した。
 - ・ 博士課程後期の学生の質的向上のために、各研究科の組織的・体系的な指導体制を確認するとともに、教育課程、授業及び研究指導の内容や進め方、学生生活等に関する学生満足度の調査のためのアンケートを実施し、検証した。
- 学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況
 - ・ 教育評価委員会において、平成18年度分の主専攻プログラムについて、57プログラムから「主専攻プログラムの自己点検と改善に関する年次報告書」の提出を受けて評価を実施した。その結果、問題があると判断したプログラムに対してはコメントを付して改善につなげるよう各学部に要請した。
- 各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況
 - ・ 大学院での教員養成充実について、「大学院教育学研究科教職高度化計画」を立案し、研究者養成プログラムと高度専門職業人養成プログラムを整備して、研究科の設置目的に対応した大学院教育課程の改善を図る方途を明確化した。
 - ・ 理事・副学長（教育担当）の下に「FD推進WG」を設置し、「広島大学におけるFD活動のあり方」について検討を行い、本学のFD活動の基本方針を取りまとめた。

- ・ 平成19年度に実施した補充教育の全授業について、授業風景、板書内容及び講義資料等の電子データを全て、情報メディア教育研究センターウェブサイト内のコンテンツ「映像ライブラリ」に掲載の上、受講生が復習用教材として活用できるようにした。
- 他大学等での教育内容、教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況
 - ・ 広島大学教育改革GPシンポジウムを開催し、教育改革に関わる「優れた取組」についての事例発表及びポスター展示等を行い、学内及び他大学へ積極的に情報提供を行った。
 - ・ 大学院教育改革の一端として、大学院教育FD「大学院教育改革の推進」を実施し、他大学等及び本学の中で、大学院教育改革を先進的に進めている事例を紹介してもらい、その教育効果及び今後の大学院教育のあり方について議論し、教職員の大学院教育への意識を高めた。
- 2 学生支援の充実
- 学生に対する学習・履修・生活指導の充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況
 - ・ アクセシビリティ支援の質的向上及びアクセシビリティ教育とそれに基づく人材養成プログラムを推進するために、障害学生就学支援委員会とボランティア活動室を基盤とした運営組織を改編し、平成20年度にアクセシビリティセンターを設置することとした。
 - ・ 学生と大学・地域社会との双方のボランティア・ニーズを結びつける「学生ボランティアセンター」の充実を図るため「学生ボランティア人材バンク」を開設した。
 - ・ 現行の成績優秀学生奨学制度（広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ）を拡充し、広島大学独自の奨学制度として、学力が優秀でありながら経済的理由により大学進学が困難な者を支援するため「広島大学フェニックス奨学制度」を新設して、平成20年度学部新入生から採用を開始することを決定した。
 - ・ 株式会社もみじ銀行と特別に提携し、一般の教育ローンより有利な条件を設定した本学学生を対象とする「銀行提携教育ローン」を導入した。
- キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組状況
 - ・ キャリアセンター全般の活動（就職支援及びキャリア支援）の改善を目指し、全学部・研究科を訪問してヒアリングを行った。また、問題点や課題の整理・分析を行い、進路・就職支援の充実（特に大学院博士課程後期学生、留学生、障害学生、既卒者への支援）に関する改善策の検討に着手した。
 - ・ キャリアセンターにおいて、文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択された「学生提案型キャリア形成システム基盤構築」の主軸プログラムであるフロントランナープログラムの活動成果について報告書を取りまとめ、フロントランナープログラム活動報告会を開催した。

平成19年度は、18プロジェクトが活動を行い、それぞれのテーマについて取り組んできた学生の自主的な活動を総合的に支援した。

- 課外活動の支援等、学生の厚生補導のための組織的取組状況
 - ・ 課外活動を活性化させるために、五者会議（体育会、音楽協議会、文化サークル団体連合、文化サークル連合、大学祭実行委員会）と副学長との懇談会を実施した。また、学生からの要望に基づき、北グラウンド及び第3テニスコートの照明設備を設置し、課外活動施設の整備・充実を図った。
 - ・ 学生生活実態調査の結果、コンビニエンスストアを必要とする学生の声が多かったため、東広島キャンパスの西第1福利会館に、コンビニエンスストアを誘致し、平成20年度からオープンすることが決定した。
 - ・ 大学院学生の表彰について、各研究科からの推薦枠の設定が不明確であり、また表彰に値する評価指標が明確になっていないため、広島大学学生表彰基準を改正し、学会賞の受賞又はインパクトファクターの高い学術誌への発表など評価指標を明確にした。

3 研究活動の推進

- 研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況
 - ・ 研究活動の推進を図るため、重点的な育成を図るべき大型研究プロジェクトや萌芽的研究を行う若手研究者等に対し、財政的な支援を行った。広島大学研究支援金、藤井研究助成金、拠点形成費支援金等の区分により選定を行ったうえで支援。

広島大学研究支援金	19年度	8件の研究プロジェクトを採択・支援
藤井研究助成金	19年度	4件の研究プロジェクトを採択・支援
拠点形成費支援金	19年度	5件の研究プロジェクトを採択・支援
 - ・ 法人化以降、教育研究用設備の維持・更新に関しては、設備整備マスタープランの策定などを通じて、大学としての方針を明らかにしてきているが、予算上の裏付けとして、学内において設備整備予算を確保した。従来の教育用設備費を組み替えたうえで、経費削減で生じた財源を加え、電子計算機借料も統合し、教育研究設備費として一体で執行し、主として研究活動の活性化を図っていくこととした。その使途としては、電算機の賃借料のほか、9,800万円を設備復活再生事業に充てた。
(設備の復活再生事業)
老朽化・陳腐化等により購入時の性能を発揮できなくなった設備について、制御用コンピュータや解析用ソフトウェア等を交換又はアップグレード等を行うことにより、当初の性能を復活させ、設備の再生を図る事業である。限られた財源を効率的に執行し、教育研究の質の向上を図るために有効な手段と考えて本事業を行うこととしたものである。

- 若手教員、女性教員等に対する支援のための組織的取組状況
 - ・ 女性教員の採用を促進し、若手教員・女性教員の働きやすい職場づくりに貢献するため、本学に保育所を開設することとし、役員会での決定を経て、平成20年3月に開設した。

- ・ 平成18年度の広島大学男女共同参画宣言の策定、男女共同参画推進委員会の設置を踏まえ、平成19年度に採択された科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル事業」（事業名：リーダーシップを育む広大型女性研究者支援）を広島大学女性研究者支援プロジェクト研究センター（CAPWR）が中心となり、女性研究者を支援する事業を行った。男女共同参画シンポジウムの開催（平成19年12月）やパンフレット「男女共同参画のとりくみ」の作成等啓発活動のほか、「仕事と家庭の両立支援」についてのニーズ調査の実施（平成20年2月）などの事業を行っている。また、学長裁量経費を活用した事業として、若手女性研究者を対象とした女性研究者奨励賞を設置し、研究意欲の増進を図っている。執行体制としては、総務担当理事の下に男女共同参画担当副理事を置き、女性教員を充てたほか、これらの活動を一層充実させていくため、平成20年度から担当組織として男女共同参画推進室を設置することを決定した。

- 研究活動の推進のための有効な組織編成の状況
 - ・ 研究活動の活性化を図り、新規プロジェクトにも組織的に対応しやすくするため、教育組織と研究組織とを分離したかたちでの組織編成をも視野に入れて教育研究組織の検討を行うこととし、WGを設置した。このWGは学長の下に平成20年1月におかれ、平成19年度には2回WGを開催した。このWGは平成20年9月に結論を得ることを目指し、活動を行っている。

- 研究支援体制の充実のための組織的取組状況
 - ・ 外部資金の導入を促し、研究活動の活性化を図るため、学術室に競争的資金対策担当の専任職員を配置し、平成20年1月から活動を開始した。競争的資金獲得に向け、競争的資金の公募情報などを積極的に広報するなどの活動を行っている。

4 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

- 大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況
 - ・ 中山間地を中心に産科、小児科など地域の医療体制が崩壊の危機にひんしているとして、県、県医師会、県市長会、県町村会と連携して対策に取り組み、国に対し診療報酬等の抜本的な対策を要望する緊急アピール「みんなで守ろう広島県の医療」を発表した。また、医師確保対策のため、国の緊急医師確保事業に基づき、医学部の定員を「地域枠」として5人増やすこととした。
 - ・ 人材育成や産業振興、地域医療分野での共同研究などを通じて地域の課題の解決を目指す「包括的連携協力に関する協定」を広島県三次市と締結し、少人数学級の教諭の指導力の向上など市の課題に即した協力を行うこととした。

- 産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況
 - ・ ひろしま産業振興機構が運営する技術移転機関の広島TL0への国などからの補助金が打ち切られ、活動が困難になる状況等を踏まえ、組織の効率化及び大学から民間企業への技術移転を仲介する機能の強化を目指し、産学連携センターの知的財産部門と広島TL0とを統合し、平成20年4月に「ひろしま技術移転センター」を共同で設置した。

- 国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況
 - ・ 外務省の「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の平成19年度委託先に選定され、世界各地の平和構築の現場で必要となる実践的能力を備えた日本及びアジア諸国の人材の育成に取り組んだ。
 - ・ 国際協力の一環で、図書館で不要となった書籍を、ブータン国立大学農学部とラオス国立大学文学部に寄贈した。
 - ・ 9カ国12大学が加盟するINU（国際大学ネットワーク）と、平和と環境について討議する「INU学生セミナー2007」を開催し、海外の大学から学生23名と教職員13名、本学及び立命館大学から学生36名（うち留学生15名）の参加を得て、テーマ別グループ討議、8カ国1地域の代表団に分かれての「模擬国連総会」などを行った。
 - ・ 国際協力事業への貢献が評価され、国際協力機構（JICA）が行う国際協力事業に長年にわたって貢献・協力し、途上国の人材育成や社会発展に尽力した個人や団体に贈られる「第4回JICA理事長表彰」（団体の部）の受賞を、団体の部において大学として初めて受けた。

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

本学の中期目標・中期計画は、役員会での進捗状況確認の結果、全ての計画について、中期計画期間中に達成可能と判断していることから、現状では中期目標・中期計画の変更の必要はないと考える。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

上記③で述べたとおり、全ての計画について、中期目標の達成に向けて支障は生じていない。

○附置研究所・研究施設の「全国共同利用」について

広島大学放射光科学研究センターは、真空紫外線から軟X線域の放射光を利用する施設であり、固体物理学を中心とする物質科学分野の独創的・先端的学術研究の推進及び若手研究者・技術者等の人材育成を目的としている。本センターの行っている取組や機能の状況については、項目別に記載する。

① 独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用がどのように行われているか。

① 共同利用・共同研究の形態・内容・公募状況
真空紫外線から軟X線域の放射光実験では、超高真空など高度で複雑な利用技術が必須である。本センターでは、ビームライン担当者が設備の維持管理及び高性能化を継続的に行うことで世界最高レベルの性能を達成している。世界をリードする設備性能や特色ある個性的な設備を活用して質の高い研究成果を創出するため、本センターにおける全国共同利用は、スタッフと国内外の研究者との共同研究を基本としている。

公募については、全国の研究者を対象に共同研究課題を募集し、審査後に採択課題について1～2週間のビームタイムを設定して研究をスタートさせている。また、実験終了後に追加実験が必要と判断された課題については、適宜スケジュール調整を行い実施している。

全国共同利用研究の課題公募については、年に1度ホームページ上で行っている。協議会の下に設置された共同利用専門委員会で課題選定の原案作成を行い、協議会および運営委員会の審議を経て採択課題を決定している。緊急性の高い課題については随時受付制度を設け、年間を通じて課題を実施できる体制をとっている。

② 共同研究員の受入状況

平成19年度の全国公募による採択課題数は71件であり、ここ数年は70件前後で推移している。利用者数は164名（実人数）で、うち19名が海外からの利用者である。近年、海外利用者数の増加が著しくなっている。利用者の所属機関としては、東京大学、名古屋大学、Princeton Universityなど国内外の16大学、5研究機関、2企業となっている。

③ 設備等の整備・提供状況

本センターの光源加速器のビームラインおよび測定装置は、研究の方向性および研究領域の重点化の方針に沿って共同利用設備の導入・整備を進め、現在では11基の装置について全国共同利用に供しており、光電子分光装置では、世界最高のエネルギー分解能および運動量分解能を実現している。本センターの利用によって高度な研究が可能のため、世界の研究者が集中し優れた成果が輩出されている。

気相イオン化、表面光化学の設備は、重点課題との境界領域の開拓のために導入したもので、未来開拓推進事業の成果を基盤として固体表面光化学反応の新分野開拓に貢献した。生体物質構造解析設備は、物質科学の手法を生命科学に適用し将来の生命科学を先取りするものであり、世界の放射光施設における標準設備となった。

平成19年度の放射光源加速器の稼働時間は年間1,950時間で、そのうち共同利用には1,546時間、その他マシINSTAディ等に404時間を供している。この運転時間は同規模の施設であるUVSORとほぼ同等である。日常的な維持管理および定期的な保守点検によって、ビームは極めて安定に供給され、共同利用研究の円滑な推進に貢献している。

④ 研究会の実施状況

1996年度以降、広島放射光国際シンポジウムを毎年開催し、研究活動の活性化を図るとともに、研究者コミュニティに最新の研究成果に関する情報交換の場を提供している。世界最高レベルの光電子分光によるフェルミオロジー研究やナノサイエンスなどの分野における先導的な学術成果の創出により、シンポジウムへの国内外からの参加者数は毎年増加傾向にある。

また、平成19年度はセンター主催のHiSORセミナーを8回開催し、計11名（うち海外から3名）の講師を招聘して1時間程度の放射光に関する講演会を行い、研究活動や成果に関する活発な議論の場を提供した。

⑤ その他の特色ある取組

本センターでは中期計画に沿って共同利用設備の整備を進めてきた。設備の維持管理・高度化や特色ある個性的な設備の構築を行うビームライン担当者は重点研究領域を先導する研究者であり、当該分野固有の高度な実験技術を習得したエキスパートである。

国内外からのユーザーとビームライン担当者が共同研究の形態をとることにより、世界をリードする設備性能や特色ある個性的な設備を効果的に活用することが可能となり、この取組が質の高い研究成果の創出に繋がっている。

② 全国共同利用の運営・支援体制がどのように整備され、機能しているか。

① 運営体制の整備・実施状況

施設の運営は、センター職員による学術研究・教育活動と、共同利用施設としてのセンターの業務運営があり、前者は教職員会を設け合議的かつ組織的な活動を展開している。また後者については、全学の委員で構成される「広島大学放射光科学研究センター規則」によって規定された運営委員会が担っており、学内外部委員6名を含む11名で構成されるこの委員会によって、人事を含む全体の活動が統括されている。

さらに、放射光コミュニティの意見を取り入れた全国共同利用を展開するため運営委員会の下に協議会が置かれ、学外委員を含む放射光専門家による議論が進められている。この協議会は全17名によって構成されており、そのうち学内外部委員は5名、学外外部委員は7名である。さらに、協議会の下には共同利用を実際に進めるための共同利用専門委員会が置かれ、また共同利用の成果などのセンターの活動の評価を行うために点検評価専門委員会が置かれている。

② 利用者の支援体制の状況

実験に用いるビームライン・観測システムは、システムを開発した教員を担当者として配置し、ユーザーと共に実験計画のための事前打ち合わせや準備・実験までを進める体制をとっており、必要に応じ、博士研究員も配置している。また、実験試料の創製と評価が済み、実験準備が整った時点でビームタイムを配分するなどの柔軟な運用を行っている。

さらに、共同利用に必要な各種手続き、宿泊施設等の手配、放射線作業関連の手続き、安全等に関する教育訓練等に2名の事務補佐員・1名の研究支援員を配置し、ユーザー支援体制の強化を図っている。

利便性の向上については、図書室や学内LANの使用、保健管理センターの利用を可能とし、センター1階には快適なユーザー室を設け、実験の進め方等に関する検討や利用者間の情報交換の場として提供している。

③ 新たな学術動向や研究者コミュニティの意見の把握・反映の状況

毎年開催の広島放射光国際シンポジウムや、特定の研究分野を対象とする主要な国際シンポジウム・会議の場において意見交換を行い、新たな学術動向の把握につとめている。センター内において、参加したスタッフによる、その内容に関する報告と意見交換を行っている。平成19年度には研究者コミュニティの意見をセンターの今後の計画に反映させるために、国際外部評価を実施した。

④ 自己点検・評価や第三者評価の実施状況とその結果に基づく改善の取り組み状況

協議会の下に点検評価専門委員会を設置し、全国共同利用施設として発足した平成14年度から平成18年度までの5年間を対象として自己点検評価および国際外部評価を実施した。その実施結果については、それぞれ自己点検評価報告書（放射光科学研究センター点検評価専門委員会）、国際外部評価報告書として平成19年度に刊行した。

⑤ 大学全体として全国共同利用を推進するための取組

全国共同利用の機能を強化するため学長裁量分として助教1名を措置しており、平成20年度からは2名に増員することを決定した。

全国共同利用に必要な事業費については大学として安定的に措置している。また、特別教育研究経費「放射光ナノサイエンスの全国展開」（拠点形成）の獲得を重点的に支援しているほか、学長裁量経費により放射光科学に関するパンフレットの作成、合同セミナー等を開催した。

⑥ その他全国共同利用の運営・支援のための取組

ビームラインなどの装置にはシステムの開発を行ったスタッフを専任担当者として配置し、その性能向上のための設備更新を適宜行うことで、常に観測システムの最高性能を維持している。それを共同利用に供することが、学術成果の質の向上に大きく貢献しており、論文の効果的創出に直結している。

他の施設ではあまり見られない体制として、緊急性の高い課題を年間通じて受け付ける随時申請や実験終了後における追加実験の実施など、非常に柔軟なビームタイムの配分・運用を行っている。これにより、より質の高い学術成果を迅速に得ることが可能になっていることは本センターの大きな特色である。

③ 全国共同利用を活かした人材養成について、どのような取組を行っているか。

① 大学における教育の実施状況

全国共同利用研究に大学院学生を参加させ、学内外の研究者による共同研究にも参画させている。専任教員は全員が理学研究科（物理科学専攻）の協力講座構成員であり、また学部教育（理学部物理科学科）も担当している。平成19年度実績で、学部3名・大学院修士11名の研究指導を行った。本センターで受け入れた学生・院生によって執筆された論文は、卒業論文14編・修士論文14編・博士論文3編に上る。

大学院教育においては、放射光科学特論Ⅰ（受講登録41名）、放射光科学特論Ⅱ（同24名）を開講するとともに、HiSORセミナー（聴講生30名）に外部講師を招聘し、放射光科学教育を促進している。

さらに平成19年度からは、放射光ビームラインを用いた院生実験を導入し、実践的教育を展開している。

② ポストドクターや社会人受け入れ、リサーチアシスタントの採用状況

- ・博士研究員7名を受け入れ、放射光科学研究に従事させている。
- ・客員研究員として学外の研究者15名が在籍しており、うち6名を民間企業から受け入れている。
- ・1名のリサーチアシスタントを採用し、放射光実験業務に従事させている。

③ その他全国共同利用を活かした人材養成に関する特色ある取組
岡山大学と広島大学が共同事業として導入した放射光ビームラインを活用して実践的実験プログラムを教育カリキュラムに組み込み、実践的人材育成に活用した。

④ 大学等の研究者に対する情報提供について、どのような取組を行っているか。

① 大学等の研究者に対する共同利用に関する情報提供の状況
センターの利用方法に関する情報提供としては、年間運転スケジュールや手続きに必要な申請書類の情報などを、センターホームページ上で公開している。

URL: <http://www.hsrec.hiroshima-u.ac.jp>

利用状況・成果については、広島放射光国際シンポジウムでセンターの研究成果として発表し、その報告書をプロシーディングとして出版している。また、関連学会での講演の形で、最新成果の発表を行っている。これらの利用成果については、年度ごとにアクティビティーレポートの形で出版している。

シンポジウムおよびセミナーによる情報提供として、平成19年度は第12回広島放射光国際シンポジウムを開催し、放射光を用いたナノサイエンス研究をテーマに国内外の第一線の研究者による講演と、センターのアクティビティーを中心とする学術発表（ポスター形式）を実施した。また、国内外の放射光利用研究者によるHiSORセミナーを8回開催した。

本センターの研究成果のハイライトについて、ホームページに掲載した。

○附属病院について

(1) 平成16～18事業年度

① 一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組。

・ 臨床実習教育研修センターを設置し、医科・歯科の卒後臨床研修プログラムを実践するとともに、臨床実習・研修に係る事務処理などの業務の一元化を実施した。このことにより、臨床実習・研修に係る意思決定及び実施体制の一元化を図ることができた。また、医科ではすでに実施している後期臨床研修プログラムについて、歯科でも平成19年度からの開始に備えてプログラムの策定と後期研修医の受け入れ体制を整えた。(計画番号41)

② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

・ 中核的医療機関としての機能を強化するため、高度救命救急センターを設置(平成17年4月)した。(計画番号43-⑤)
・ 地域連携室を設置(平成17年6月1日;メディカル・ソーシャル・ワーカー、専任看護師、事務職員などを配置)し、機能の充実(病床管理、入院、紹介患者の優先診療、紹介医への連絡、セカンドオピニオン外来受付、病院資料の作成など)を図り、他の医療機関からの患者紹介及び他の医療機関への逆紹介等の窓口としての業務を展開した。平成18年度には、専任看護師長1名、臨床心理士1名、運営支援部から独立した専任職員2名を配置して、地域連携機能(病床管理機能を含む)を強化するとともに、がん診療連携拠点病院としての業務も担当する診療情報管理士を増員して体制を整備した。(計画番号43-①a, ⑥b)

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情(当該大学固有の問題)への対応状況等、

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

・ 東広島キャンパス内に歯科診療所を設置し、大学病院と直結した質の高い医療サービスを提供する体制を整え、平成18年11月に診療を開始した。(計画番号71-③b)

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情(当該大学固有の問題)への対応状況等、当該項目に関する平成16～18事業年度の状況

・ 医療安全管理部を充実し、より安全な医療の提供を図るため、医療安全に係るIS09001の品質マネジメントシステムを導入し、医療事故・インシデントレポート、改善策検討報告書に基づき、再発防止策を検討し、現場にフィードバックする手順(システム)を構築した。(計画番号43-⑦)

・ 医療従事者の確保策として、10人の医員を任期付き(1年)助手へ配置換(16～)するとともに、処遇改善として、医員を対象とした教育研究経費を支給(17～)、診療貢献手当を新設し支給(17～)、緊急手術手当を新設し支給(17～)、一定の条件を満たす医員に対し、年度末に期末手当相当の手当を支給(17～)した。(計画番号44-④a)

(2) 平成19事業年度

① 一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組。

・ 出向受入先の協力施設との円滑な連携を促進するため、本院指導医によるチューター制度を導入し、実施した。(年度計画41-①②③b)

② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

・ 広島地区の緊急被ばく医療協力機関である広島市立広島市民病院、中国電力株式会社中電病院及び独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院(計3機関)と機関間協定を締結し、広島地区の緊急被ばく医療協力機関の全機関との協力協定締結を完了した。(計画番号36)

・ 肝疾患診療連携拠点病院として、平成19年12月にウイルス感染の予防や治療法などを医師や看護師が無料でアドバイスする肝疾患相談室を開設した。(年度計画43-③b)

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

・ 患者サービス向上のため、7対1看護体制を導入した。(計画番号43-⑧)
・ 手術待ち期間を短縮させるため、平成18年度に手術室1室の増室により、平成18年度比較における手術件数増加(=手術待ち期間短縮)が実現できた。(年度計画43-①c)

当該項目に関する平成19事業年度の状況

- ・ 医療安全管理部を充実し、より安全な医療の提供を図るため、医療安全に係るISO9001の品質マネジメントシステムを外来診療科を始めとする平成17年度及び平成18年度に認証を取得した部署以外の全部署に新たに導入し、平成19年11月に、病院全体での認証を取得した。(年度計画43-○d)
- ・ 医員及び研修医を契約職員の診療医及び研修医に配置換えし、処遇改善を実施した。(年度計画44-④a)
- ・ 日々雇用職員であった医療技術職員を契約職員に配置換えし、処遇改善を実施した。(年度計画44-④b)

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組。(教育・研究面の観点)

- ・ 臨床実習教育研修センターを設置し、医科・歯科の卒後臨床研修プログラムを実践するとともに、臨床実習・研修に係る事務処理などの業務の一元化を実施した。このことにより、臨床実習・研修に係る意思決定及び実施体制の一元化を図ることができた。また、医科ではすでに実施している後期臨床研修プログラムについて、歯科でも平成19年度からの開始に備えてプログラムの策定と後期研修医の受入体制を整えた。(計画番号41)

- ・ 既存組織である臨床試験部の整備、臨床研究部のあり方や運営体制の検討などを行うとともに、探索医療開発に繋がる基礎研究を支援するために研究助成金の交付を実施した。その結果、病院内組織としての臨床研究部を平成19年度から設置することを決定し、そのための組織整備を行ったほか、探索医療開発に繋がる4件の基礎研究を実施することが可能となった。(計画番号42)

(2) 質の高い医療の提供のために必要な取組。(診療面の観点)

- ・ 高度救命救急センターの設置による地域における高度救命救急機能の強化と三次被ばく医療機関としての体制整備、地域連携室の設置による患者紹介・逆紹介窓口等地域医療との連携機能の強化、手術室の増室による手術待ち期間の短縮、ISO9001認証の推進による医療品質の保証、東広島歯科診療所の設置による地域医療サービスの提供なども含め多くの施策を実施し、特定機能病院としての診療の質の確保・患者本位の医療を推進した。(計画番号43)

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組。(運営面の観点)

- ・ 病院長支援組織として、病院長・主席副病院長・副病院長・病院長補佐・薬剤部長・看護部長・運営支援部長を構成員とする「病院長室」を設置したほか、医療担当副学長と連携しつつ、病院経営に係る企画・立案から評価・改善に至るまでの業務を一元的に実施するため、病院長の下に経営企画室を設置した。

- ・ 医療担当副学長の下に医療政策室を設置し、病院の経営企画室との連携により病院経営に関する企画立案機能を担うこととしたほか、医療材料管理システムの活用による在庫の縮減、人的・物的投資に見合う費用対効果の検証、診療報酬請求漏れ防止のためのメディカルクラークの配置などの施策を実施し、健全かつ効率的な病院経営を推進した。(計画番号44)

- ・ 治験については、被験者別投与計画表による照合を実施し、治験実施計画書か

- ・ 手術室の増設、病床管理機能の強化、東広島診療所の開設など多くの施策を実施した。その結果、手術件数の増、病床管理取扱要領の作成、東広島診療所での診療などを実施することができた。また、そのほか報酬対策グループの新設、医事業務の請負契約職員を職員に採用、外来メディカルクラーク及び病棟メディカルクラークの配置、病院管理会計システムの稼働開始など、病院経営機能を強化した。(計画番号71)

【平成19事業年度】

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組。(教育・研究面の観点)

○教育や臨床研究推進のための組織体制(支援環境)の整備状況

- ・ 臨床実習教育研修センターと医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターとの連携システム構築に向け、臨床実習教育研修センターとの関係を視野に入れた医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターの在り方について検討を開始した。(年度計画41-④a)
- ・ 臨床実習教育研修センターに看護実践教育研修センターの機能を統合させる方策について、それぞれのセンターの代表者による意見交換を開始した。(年度計画41-④b)
- ・ 薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等の研修生受入体制構築に向け、臨床実習教育研修センターと各部門の代表者による意見交換を開始した。(年度計画41-④c)
- ・ 平成19年4月1日付けで、従来の臨床試験部の機能に、探索医療開発、先進医療開発等の機能を加えた「臨床研究部」を新設し、自主臨床試験部門に探索医療開発支援担当者3名を、先進医療支援部門に先進医療開発支援担当者1名をそれぞれ配置した。(年度計画42, 42-①a, ②a)
- ・ 探索医療開発及び高度先進医療開発に繋がる基礎研究を支援するために、研究助成金の交付を目的に臨床研究課題を募集し、19件の応募の中から6件(100万円1件, 50万円5件)を採択した。(年度計画42-①b, ②b)

○教育や研究の質を向上するための取組状況(教育研修プログラムの整備・実施状況)

- ・ 医科領域卒後臨床研修管理委員会及び歯科領域卒後臨床研修管理委員会において、平成19年度研修プログラムを見直し、平成20年度プログラムに反映させるとともに、広島卒後臨床研修ネットワーク説明会及び広島大学病院歯科医師臨床研修プログラム説明会で参加学生に配布し、説明を実施した。(年度計画41-①②③a, ①②③b)
- ・ 「後期臨床研修プログラム」に関するガイドブックを利用して後期研修プログラム説明会を開催した。(年度計画41-①②③a)
- ・ 7月から、現在研修中の研修医に対して研修医セミナーを開始し、計11回開催した。(年度計画41-①②③a)
- ・ 出向受入先の協力施設との円滑な連携を促進するため、本院指導医によるチューター制度を導入し、実施した。(年度計画41-①②③b)

○教育や研究の質を向上するための取組状況(高度先端医療の研究・開発状況)

- ・ 収集した先進医療の情報に基づき、安全性・有効性の評価を実施した。(年度計画42-③)

らの逸脱要因を解析し、質的評価を実施した。(年度計画42-③)

- ・ 治験拠点医療機関として、国の「新たな治験活性化5カ年計画」に沿った人材育成を含めた活動を開始した。(年度計画42-③)
- ・ 内視鏡診療センター或いは内視鏡診療部設置に向け、光学医療診療部の機能の充実方策として人員増(教授ポストの新設)を図った。(年度計画42-③)
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院やがんプロフェッショナル養成プラン及びグローバルCOEへの連携を踏まえ、放射線治療部を設置し、人員増(教授ポストの新設)を図った。(年度計画42-③)
- ・ 受託件数・症例数は、平成18年度を上回る受託件数等を目標値として設定し、大規模治験ネットワークを通じた治験応募を推進し、前年度を上回る症例数を受託した。(年度計画42-④)
- ・ 治験は、被験者の登録期限が今年度のものに関して実施率68%を目標値として設定し、事前審査、受託臨床研究審査委員会の審査により、受け入れる症例数の適正化を図るとともに、各責任医師に、継続的に実施状況を通知して注意喚起を実施し、66.44%(3月末現在)と概ね目標値を達成した。(年度計画42-④)

(2) 質の高い医療の提供のために必要な取組。(診療面の観点)

○医療提供体制の整備状況(医療従事者の確保状況含む)

- ・ クリニカルパス管理小委員会を設置し、着実に適用症例を増加させた(登録済み標準クリニカルパス94種類)。また、70種類の更新を実施した。(年度計画43-①b)
- ・ 第一外科、第二外科及び原医研外科の外来を集約化し、外来診察室の共有化を実施した。(年度計画43-①)
- ・ 寄附講座に属する医師が診療に参加する仕組を整備した。また、漢方治療に係る学外医師が診療に参加する仕組を整備した。(年度計画43-⑨)
- ・ 医員及び研修医を契約職員の診療医及び研修医に配置換えし、処遇改善を実施した。(年度計画44-④a)
- ・ 日々雇用職員であった医療技術職員を契約職員に配置換えし、処遇改善を実施した。(年度計画44-④b)
- ・ 病棟メディカルクラークの業務分析・見直しを行い、病棟メディカルクラーク業務の請負契約職員を職員に採用した。(年度計画44-④c)

○医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況

- ・ 医療安全管理部を充実し、より安全な医療の提供を図るため、医療安全に係るISO9001の品質マネジメントシステムを、外来診療科を始めとする平成17年度及び平成18年度に認証を取得した部署以外の全部署に新たに導入し、平成19年11月に、病院全体での認証を取得した。(年度計画43-①d)
- ・ 手術における患者誤認、部位誤認を防止するための「タイムアウト」についての手順を策定し、実践した。(年度計画43-⑦)
- ・ 医療安全管理マニュアル(ポケット版)及び院内感染対策マニュアルを改訂し、各部署、職員に配布した。(年度計画43-⑦)
- ・ 同一事例のインシデントに係る要因・原因を明確にし、インシデント事例検討結果報告書により、5部署(5件)で再発防止策を実施した。(年度計画43-⑦)

○収支の改善状況(収入増やコスト削減の取組状況)

○患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

- ・ 平成20年3月に医事会計システムを更新し、その際自動精算機を導入して、クレジットカード、デビットカードによる支払い等、患者サービスを向上させた。(計画番号43-⑥a)
- ・ 患者サービス向上のため、7対1看護体制を導入した。(年度計画43-⑧)

○がん・地域医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

- ・ 広島地区の緊急被ばく医療協力機関である広島市立広島市民病院、中国電力株式会社中電病院及び独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院(計3機関)と機関間協定を締結し、広島地区の緊急被ばく医療協力機関の全機関との協力協定締結を完了した。(計画番号36)
- ・ 治験拠点医療機関及び肝疾患診療連携拠点病院に選定された。
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院やがんプロフェッショナル養成プラン及びグローバルCOEへの連携を踏まえ、放射線治療部を設置した。
- ・ 肝疾患診療連携拠点病院として、平成19年12月にウイルス感染の予防や治療法などを医師や看護師が無料でアドバイスする肝疾患相談室を開設した。(年度計画43-①a)
- ・ 高度救命救急センタースタッフを中心とした広島地区における緊急被ばく医療机上想定訓練を実施した。(年度計画43-②)
- ・ 外来患者の増加に伴い、歯科医師1名、歯科助手1名を増員し、「東広島歯科診療所」の機能を充実させた。(年度計画71-③b)

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組。(運営面の観点)

○管理運営体制の整備状況

- ・ 病院助教に移行した助教枠を病院長預かりとし、病院長のリーダーシップにより、病院の活性化を図るため、「広島大学病院の助教枠に関する申合せ」を策定し、光学医療診療部及び放射線治療部に教授ポストを新設した。

○外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

- ・ 病院のISO9001認証取得3か年計画の3年次目として、外来診療科を始めとする平成17年度及び平成18年度に認証を取得した部署以外の全部署に新たに品質マネジメントシステムを導入し、病院全体での認証を取得した。

○経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

- ・ 施設基準の届出及び看護師配置数の検証を行い、7対1看護の算定を開始した。(年度計画43-⑧)
- ・ 平成19年4月に収支バランスの評価などの経営分析を行うため、専任職員を配置した。(年度計画44-②a)
- ・ 病院管理会計システム(HOMAS)データを二次的に利用し、中央診療部門(検査部など)のコスト分析を実施した。(年度計画44-②a)
- ・ 外注検査件数の増減を把握し、原因を分析するとともに、臨床検査適正化委員会の下、外注検査の新規項目の追加抑制策を実践した。院内検査への移行に際しては、外注検査とのコスト比較に基づき実施し、検査用試薬の購入・有効利用等を検査部内で調査・検討して、コスト改善の取組を実施した。また、次期医療情報システムの更新に備え、臨床検査部門システムを更新し、整理検査部門システムを新規に導入した。(年度計画44-②b)

- ・ 年度末の医療材料の在庫50%縮減（平成16年度比）を実現した。（年度計画44-③）
- ・ 病床管理担当看護師の調整の基に、各病棟の理解と相互支援の意識を高め、原則として「全床共通病床管理」及び午前退院・午後入院を周知・徹底することにより、高い病床稼働率の維持を実現した。（年度計画71-①b）
- ・ 医事業務に精通した職員を雇用し、医事業務に係る外部委託の一部を解消した。（年度計画71-②）
- ・ 病棟メディカルクラークの診療報酬請求支援に係る業務比率を増加させ、診療報酬請求の精度を向上させた。（年度計画71-②）

○地域連携強化に向けた取組状況

- ・ 入院及び外来患者の転院あるいは外来紹介先の選択に役立てるため、連携先医療機関と県内の全医療機関のリストをCD-ROMに加工し、各診療科と病棟に配付した。（年度計画43-○a）
- ・ 連携先医療機関について各診療科の情報を集約し、共通情報として院内に提供する準備を完了した。紹介患者又は逆紹介患者の多い病院又は診療所に認定証を発行した。（年度計画43-○a）
- ・ 「広島大学病院の目指す治療」（平成20年1月発行）、「広島大学病院の最新医療がわかる本」（平成19年9月発行）などを作成し、国内の大学病院、マスコミ、広島県内の関連病院、開業医等へ配布し、広範囲に病院での業務について広報した。

○附属学校について

【平成16～18事業年度】

○ 附属学校の機能の充実についての状況

- ・ 附属学校の機能をより高めるために、5地域に分かれている附属幼稚園・小・中・高等学校の3つの組織への再編・統合・移転計画について、基本案をまとめ、外部委員を含めた将来構想委員会を設置してさらに検討を行い、「附属学校再編・統合・移転計画（案）」を取り纏めた。
- ・ 学部・附属学校共同研究機構において、学部・附属学校共同研究「研究プロジェクト」を全学に募集し、附属学校の教職員と大学の教職員が共同して研究プロジェクトを実施するなどした。この研究プロジェクトの中において、大学教員が附属学校において授業を行うなどの高大連携事業も展開された。平成18年度には、附属学校部のホームページに、大学との受付窓口を開設し、学内からの附属学校園を利用した研究の促進を図る体制を整備した。
- ・ また、これらの取組により、附属学校を活用した大学教員の研究実績は年々増加の傾向にあり、そのうち附属学校教員との共同研究も半数以上を占めるなど、高い水準を維持している。
- ・ 第1回広島大学附属学校園合同全国フォーラムを開催し、附属学校園が取り組んでいる教育実践課題に関する特色ある先進的研究の成果を発表した。このフォーラムの実施報告書は、全国の関係機関へ送付するとともに、ホームページで公開するなど、広く学内外に向けて発信した。

- ・ 教育学部の新設科目「教育実習入門」の実施及び教育実習のセメスター変更について、教育学研究科と教育実習のあり方を含め協議し、教育実習の時期を見直すなど、教育実習に関する見直し等を行い、これらの取組により、教育実習の受け入れ学生数を高い水準で維持することができた。
- ・ 児童・園児・生徒の安全確保について、優先的に改修工事を行うとともに、危機対策指針及び各種マニュアルを整備した。また、幼稚園及び小学校への非常通報システムの整備、児童全員へのメルポコの導入を行うとともに、児童・生徒の登下校時の指導、非常通報システムの導入に伴う広島県警、各管轄署と連携した防犯訓練の実施など、ソフト及びハードの両面での取組を行った。
- ・ 文部科学省の研究開発校として、附属三原小・中・幼稚園において、幼・小・中一貫の教育力を生かした21世紀型学校カリキュラムの開発及び国際的コミュニケーション学習を重点的に推進した。このことから、全国の附属学校や教育委員会等の学校視察数が多く、かつ、高い評価を得た。
- ・ 文部科学省の研究開発校として、附属福山中・高等学校が国立教育政策研究所と連携し、全国的な規範となる教育を行い、中・高一貫教育における科学的論理的思考力を育てるカリキュラムを実施した。このカリキュラムは全国的に高い評価を得て、これをもとに学校としての著書「科学的な思考力を育むカリキュラムと教材開発 ―特色ある中学校・高等学校づくり―」を出版した。

【平成19事業年度】

○ 附属学校の機能の充実についての状況

- ・ 附属学校の再編・統合・移転計画の推進について、地域の理解を得るために4回の意見交換会を開き、相互理解を深めるよう努力した。また、移転候補地の調査、バランスシートの作成、移転スケジュールの作成等の準備及び施設整備計画の前提となる基礎作業、具体的な資金調達方法についても検討を行った。
- ・ 学部・附属学校共同研究「研究プロジェクト」を継続して実施し、附属学校を活用した研究数の増加に貢献した。また、これらの研究プロジェクトの研究成果を紀要として取りまとめ発刊することができた。
- ・ 「特色ある教育プログラム」で導入された教育実習入門を始めとする多様な教育実習において到達目標を明確にし、教員養成指導の質的向上を試みると共に、各学校園で教育実習生を受け入れた。
- ・ 各研究指定事業等においては新たに6件の指定を受け、継続2件を含め計8件について大学と連携しながら実施した。
- ・ 附属幼稚園においては、教育課程研究指定校として「幼児期における体験の多様性と関連性に配慮した指導の在り方に関する研究」を展開するとともにピオトープを設置し、「森の幼稚園」構想の基盤整備の一環とした。
- ・ 附属三原幼稚園・小学校・中学校では、研究開発学校として2年目を迎え、幼小中一貫の教育力を生かした「国際的コミュニケーション能力の育成」を中心とした21世紀型学校カリキュラムを開発するために、指導目標の体系化と評価項目・方法の精緻化を行った。
- ・ 附属東雲小学校においては「豊かな体験学習」の研究指定、附属東雲中学校とともに「共生社会を目指した障害者理解の推進」の研究指定を受け、研究を深めている。

附属高等学校においては平成15年度から指定されているスーパーサイエンスハイスクールに平成19年度から再指定され、一部のプログラムでは中学生と高校生の異学年で協同学習を実施した。また、ユネスコ協同学校として、研究大会で「持続可能な開発のための教育」をテーマに取り上げ、実施した。

附属福山中・高等学校においては、中・高一貫教育における科学的・論理的思考力を育てるカリキュラムが全国的に高い評価を得て、2期目の研究が進んでいる。また、エネルギー教育実践校に指定されるとともに、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業においては4件を企画し、4件とも採択され、報告集を作成した。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

財務諸表及び決算報告書により対応しますので、記載は不要です。

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 7.3億円	1 短期借入金の限度額 6.9億円	「該当なし」
2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
① 病院における建物新営及び改修等工事並びに病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学霞団地の敷地及び建物について、担保に供する。 ② 東千田団地の土地の一部（広島県広島市中区東千田町一丁目1番56 98.30㎡）を譲渡する。	病院における建物新営及び改修等工事並びに病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学霞団地の敷地及び建物について、担保に供する。	病院における基幹・環境整備及び血管造影診断治療装置整備に必要となる経費の長期借入れを行い、本学霞団地の敷地について、担保に供した。

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。	決算において発生した剰余金は、教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てるため教育研究環境整備積立金及び診療環境整備積立金とした。 平成19年度においては、各部署等における教育研究活動に活用された額について、教育研究環境整備積立金を1,694,844,382円取崩した。また、病院における診療環境整備に活用された額について、診療環境整備積立金を49,350,000円取崩した。 期末残高は、1,201,382,757円。

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・病院特別医療機械 (再開発設備) 循環器X線診断治療システム ・小規模改修 ・災害復旧工事 	総額 839	施設整備費補助金 (599) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (240) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (0)	<ul style="list-style-type: none"> ・(霞)耐震対策事業 ・(春日他)耐震対策事業 ・(医病)基幹・環境整備 ・小規模改修 	総額 3,730	施設整備費補助金 (2,972) 長期借入金 (668) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (90)	<ul style="list-style-type: none"> ・(霞)耐震対策事業 ・(春日他)耐震対策事業 ・(医病)基幹・環境整備 ・血管造影診断治療装置 ・小規模改修 	総額 3,727	施設整備費補助金 (2,972) 長期借入金 (665) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (90)
(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2)小規模改修については、17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注)金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。					

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 人事評価システムの整備・活用 公正な人事評価システムを構築し、教育研究、社会貢献等及び業務運営に係る業績に応じた処遇を実現することにより、教職員の潜在能力を十分に発揮できる環境整備を行う。</p> <p>(2) 柔軟で多様な人事制度の構築 ① 柔軟で多様な勤務形態を導入する。 ② 定年制の弾力的運用と再雇用制度を導入し、柔軟で多様な雇用形態を可能とする人事制度を構築する。 ③ 教育研究活動などの活性化を図るため、教育研究を主務とする教員に加えて、教育主担当教員、研究主担当教員及び診療主担当教員などを配置する新たな制度の導入を図る。</p> <p>(3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上 ① 教育研究活動の活性化と教員の流動性向上のため、全部局に任期制の導入を図る。 ② 教員の選考は、採用と昇任を区別しない公募制を原則とする。</p> <p>(4) 外国人・女性等の教員採用の促進 ① 外国人教員の採用を促進するため、海外教育研究拠点の活用や国際交流協定校との人事交流が円滑に行える条件整備を行う。 ② 女性教員等の採用を促進するため、弾力的な勤務形態の導入や、保育施設の整備など勤務環境の条件を改善・整備する。</p>	<p>(1) 人事評価システムの整備・活用 ① 教員の個人評価に関する基本方針に基づき、年次評価及び定期評価を試行する。 ② 大学教員以外の職員について、公務員制度改革の動向等を踏まえ、公正な人事評価システムの導入に向けて、基本的な考え方をまとめ、試行導入し、その検証・改善を行い、制度の構築を図る。 ③ 教員の勤務成績に応じて、休暇等の面で配慮することが可能な制度として、平成18年度に整備したサバティカル研修制度の導入を図る。 ④ 大学教員以外の職員の人事評価結果を、昇進、昇給及び賞与等へ反映させるための基準・方法の基本方針等をまとめる。</p> <p>(2) 柔軟で多様な人事制度の構築 ① 柔軟で多様な勤務形態について継続的に検討し、必要に応じて導入する。 ② 大学教員以外の職員のうち、定年後も引き続き勤務を希望する者について、雇用上限年齢を65歳まで段階的に引き上げる再雇用制度の円滑な運用を図るとともに、大学教員についても継続雇用制度の導入について検討に着手する。 ③ 教育主担当教員、研究主担当教員、診療主担当教員及び教育研究支援主担当教員等を配置する新たな制度の整備を図る。</p> <p>(3) 外国人・女性等の教員採用の促進 ① 「広島大学男女共同参画宣言」(平成18年10月17日)を踏まえ、女性教員等の採用を促進するための諸施策を検討・導入する。 ② 保育施設の設置に着手する。</p>	<p>「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P20, 参照」</p> <p>「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P21, 参照」</p> <p>「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P22, 参照」</p>

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流

- ① 組織運営への機動的・弾力的な対応と個人に対しての適切な動機付けが可能となるよう、職員的能力と業績を適切に評価し、その結果を配置と処遇に反映させる。
- ② 職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系を確立する。
- ③ 専門的な知識・技能を有する人材を確保し組織の活性化を図るため、試験採用と選考採用を職務内容ごとに適切に組み合わせた、採用方法を導入する。
- ④ サービス機能・企画・立案機能を重視した高度な業務遂行が可能な人材を育成する。
- ⑤ 職員の資質の向上、組織の活性化等の観点から、文部科学省での勤務や他大学等との人事交流の仕組みを構築する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み
182,266百万円(退職手当は除く)

(4) 事務職員等の採用・養成・人事交流

- ① 目標管理制度及び勤務評定制度による人事評価の結果を身上調書制度と連携させ、配置と処遇に反映させることについて、人事評価の全学的試行を踏まえ、引き続き検討する。
- ② 平成18年度にまとめた職位の在り方及びポスト数の見直し等を踏まえ、職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系について段階的な確立を図る。
- ③ 階層別研修及び実務研修の検証・改善・充実を図るとともに、他機関の共同事業又は主催事業の研修等の受講を継続的に推進・支援するほか、人事評価システム及び身上調書制度を活用した人材育成について更に検討する。

(5) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理

- ① 教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに、人件費削減への対応を踏まえた全学的視点からの人件費(人員)管理による教職員人事の適正化を継続的に推進する。
- ② 教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として行う。
事務職員の配置は、業務組織の見直し及び業務改善を踏まえた需要や必要性に応じて行う。
- ③ 全学的な人員管理の方針の下、教室系技術職員については、各部局等の意見・要望等を踏まえて、限られた資源の効率的・弾力的利用を推進する。
- ④ 中期計画の人件費削減を踏まえ、概ね1%の削減を図る。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 2,653人
また、任期付職員数の見込みを501人とする。
(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み
32,520百万円(退職手当は除く。)

「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P23, 参照」

「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P24, 参照」

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
【学士課程】	(a)	(b)	(b)/(a)×100
総合科学部 総合科学科	520 (人)	624 (人)	120 (%)
文学部 人文学科	580	642	110
教育学部 第一類 (学校教育系)	720	751	104
第二類 (科学文化教育系)	352	404	114
第三類 (言語文化教育系)	336	376	111
第四類 (生涯活動教育系)	352	408	115
第五類 (人間形成基礎系)	220	248	112
計	1,980	2,187	110
法学部 法学科 昼間コース	580	644	111
夜間主コース	180	227	126
計	760	871	114
経済学部 経済学科 昼間コース	620	661	106
夜間主コース	260	290	111
計	880	951	108
理学部 数学科	198 (10)	232 (5)	117
物理科学科	268 (4)	293 (2)	109
化学科	238 (2)	282 (3)	118
生物科学科	138 (2)	154 (6)	111
地球惑星システム学科	98 (2)	107 (0)	109
学部共通3年次編入学	(注1) (20)	(16)	(80)
計	940	1,068	113
医学部 医学科	600	610	101
総合薬学科	(注2) 120	135	112
保健学科	520	539	103
計	1,240	1,284	103
歯学部 歯学科	355	356	100
口腔保健学科	120	127	105
計	475	483	101
薬学部 薬学科	76	78	102
薬科学科	44	50	113
計	120	128	106

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
工学部 第一類 (機械システム工学系)	420 (人)	472 (人)	112 (%)
第二類 (電気・電子・システム・情報系)	540	636	117
第三類 (化学・バイオ・プロセス系)	460	518	112
第四類 (建設・環境系)	540	593	109
学部共通3年次編入学	20	123	615
計	1,980	2,342	118
生物生産学部 生物生産学科	380	456	120
学士課程 計	9,855	11,036	111
【修士課程】			
総合科学研究科 総合科学専攻	120	120	100
文学研究科 人文学専攻	128	114	89
教育学研究科 学習科学専攻	38	55	144
障害児教育学専攻	10	12	120
科学文化教育学専攻	70	98	140
言語文化教育学専攻	68	84	123
生涯活動教育学専攻	50	55	110
教育学専攻	30	32	106
心理学専攻	38	45	118
高等教育開発専攻	10	5	50
計	314	386	122
社会科学研究科 法政システム専攻	48	35	72
社会経済システム専攻	56	50	89
マネジメント専攻	56	60	107
法律学専攻	(注3)	1	—
経済学専攻	(注3)	5	—
国際社会論専攻	(注3)	6	—
計	160	157	98
理学研究科 数学専攻	44	45	102
物理科学専攻	60	81	135
化学専攻	46	65	141
生物科学専攻	48	34	71
地球惑星システム学専攻	20	26	130
数理分子生命理学専攻	46	45	98
計	264	296	112

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
先端物質科学研究科 量子物質科学専攻	50	59	118
分子生命機能科学専攻	48	88	183
半導体集積科学専攻	30	64	213
計	128	211	164
保健学研究科 保健学専攻	68	99	145
工学研究科 機械システム工学専攻	82	183	223
複雑システム工学専攻	48	81	168
情報工学専攻	54	91	168
物質化学システム専攻	72	135	187
社会環境システム専攻	86	168	195
計	342	658	192
生物圏科学研究科 生物資源科学専攻	60	68	113
生物機能開発学専攻	48	83	172
環境循環系制御学専攻	38	41	107
生物圏共存科学専攻	(注3) 2	—	—
生物資源開発学専攻	(注3) 4	—	—
計	146	198	135
医歯薬学総合研究科 薬学専攻	86	103	119
医歯科学専攻	40	23	58
計	126	126	100
国際協力研究科 開発科学専攻	86	82	95
教育文化専攻	56	62	110
計	142	144	101
修士課程 計	1,938	2,509	129
【博士課程】			
総合科学研究科 総合科学専攻	40	66	165
文学研究科 人文学専攻	96	119	123
西洋史学専攻	(注3) 1	—	—
英語学英文学専攻	(注3) 1	—	—
ドイツ語学ドイツ文学専攻	(注3) 1	—	—
計	96	122	127
教育学研究科 学習開発専攻	27	40	148
文化教育開発専攻	66	98	148
教育人間科学専攻	54	78	144
計	147	216	146

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
社会科学研究科 法政システム専攻	15	18	120
社会経済システム専攻	24	13	54
マネジメント専攻	42	66	157
国際社会論専攻	(注4) 5	34	680
法律学専攻	(注3) 4	—	—
経済学専攻	(注3) 3	—	—
計	86	138	160
理学研究科 数学専攻	33	17	52
物理学専攻	39	34	87
化学専攻	33	21	64
生物科学専攻	36	20	56
地球惑星システム学専攻	15	20	133
数理分子生命理学専攻	33	20	61
計	189	132	70
先端物質科学研究科 量子物質科学専攻	36	26	72
分子生命機能科学専攻	33	23	70
半導体集積科学専攻	21	22	105
計	90	71	79
保健学研究科 保健学専攻	51	120	235
工学研究科 機械システム工学専攻	57	33	58
複雑システム工学専攻	33	17	52
情報工学専攻	39	14	36
物質化学システム専攻	51	26	51
社会環境システム専攻	63	40	63
計	243	130	53
生物圏科学研究科 生物資源科学専攻	24	21	88
生物機能開発学専攻	24	18	75
環境循環系制御学専攻	33	21	64
生物圏共存科学専攻	(注5) 21	27	128
生物資源開発学専攻	(注5) 26	29	111
環境計画科学専攻	(注3) 1	—	—
計	128	117	91
医歯薬学総合研究科 創生医科学専攻	228	265	116
展開医科学専攻	184	233	126
薬学専攻	36	33	92
計	448	531	118

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
医学系研究科 病理系専攻	(注3)	3	—
内科系専攻	(注3)	6	—
外科系専攻	(注3)	14	—
保健学専攻	(注3)	4	—
計		27	—
国際協力研究科 開発科学専攻	66	52	79
教育文化専攻	42	27	64
計	108	79	73
博士課程 計	1,626	1,749	107
【専門職学位課程】			
法務研究科 法務専攻	180	187	103
専門職学位課程 計	180	187	103
【専攻科】			
特殊教育特別専攻科	30	12	40
専攻科 計	30	12	40
【附属学校】			
附属小学校 学級数12	480	467	97
附属東雲小学校 学級数18	552	520	94
附属三原小学校 学級数12	480	463	96
附属中学校 学級数9	360	359	99
附属東雲中学校 学級数9	264	257	97
附属三原中学校 学級数6	240	251	104
附属福山中学校 学級数9	360	366	101
附属高等学校 学級数15	600	600	100
附属福山高等学校 学級数15	600	620	103
附属幼稚園 学級数3	90	89	98
附属三原幼稚園 学級数5	160	153	95
附属学校 計	4,186	4,145	99

注1. 理学部の括弧書きは学部共通3年次編入学の定員，収容数を内数で表す。
 注2. 医学部総合薬学科は，平成18年度に薬学部へ改組。その収容定員は，平成20年度限りである。
 注3. 専攻の収容定員のうち，改組等により学生を受け入れていない専攻については，収容定員を記載していない。
 注4. 社会科学研究科国際社会論専攻（博士課程）は，平成18年度から学生募集停止。その収容定員は，平成19年度限りである。
 注5. 生物圏科学研究科生物圏共存科学専攻及び生物資源開発学専攻（博士課程）は，平成18年度に同研究科生物資源科学専攻及び生物機能開発学専攻へ改組。その収容定員は，平成19年度限りである。

○ 計画の実施状況等
 （定員充足が90%未満の理由）

○文学研究科
 【博士課程前期】
 人文学専攻
 ・ 本研究科では4月入学及び10月入学を実施しており，本調査の5月1日現在では，114人であるが，10月入学者を加えると，10月1日現在で119人となり，充足率93%となっている。今後は，適正な収容数となるよう努める。

○教育学研究科
 【博士課程前期】
 高等教育開発専攻
 ・ 学士課程を持たない独立専攻のため，全国の大学卒業者や現職の大学関係者を対象に募集を行っているが，安定的な学生確保が実現できていない。現在進行中の大学改革の中で，大学事務職員の能力開発の必要性が中教審その他で指摘されるようになってきて，状況が変わりつつある。このため，定員充足のためだけではなく，その新たなニーズに応えるべく，平成20年度から現職事務職員の教育に特に関力を入れることとし，学生確保に努めた結果，広島大学からの派遣生2名を含む4名の現職職員を確保し，その他学生2名を含めると6名の在学となる。今後同様の努力を続けることにより，状況の改善が期待できるものと考えている。

○社会科学研究科
 【博士課程前期】
 法政システム専攻
 ・ 収容数35名のうち，1年生が14名，2年生が11名，過年度生が10名在籍している。1，2年生ともに定員を確保できなかったことが要因である。志願者の増を図るために，以下の取組を行っている。
 ①博士課程前期学生募集のために，ホームページによる広報や年4回の入試説明会を行っている。
 ②10月入学の学生募集を行っている。
 ③平成20年度に向けて，中国の大学（大連大学，大連外国語学院，東北財経大学）との学術・教育交流に関する部局間協定締結への参加，そして教員を派遣して広島大学北京研究センターでの入試説明会を開催した。

社会経済システム専攻
 ・ 収容数50名のうち，1年生が20名，2年生が20名，過年度生が10名在籍している。1，2年生ともに定員を確保できなかったことが要因である。志願者の増を図るために，以下の取組を行っている。
 ①本専攻博士課程前期学生への広報やホームページの学生募集に関する情報を充実させる。
 ②平成20年度に向けて，中国の大学（大連大学，大連外国語学院，東北財経大学）との学術・教育交流に関する部局間協定締結への参加，そして教員を派遣して広島大学北京センターでの入試説明会を開催した。

【博士課程後期】

社会経済システム専攻

- ・ 志願者の増を図るために、以下の取組を行っている。
- ①本専攻博士課程後期学生への広報やホームページの学生募集に関する情報を充実させる。
- ②平成20年度に向けて、中国の大学（大連大学、大連外国語学院、東北财经大学）との学術・教育交流に関する部局間協定締結への参加、そして教員を派遣して広島大学北京研究センターでの入試説明会を開催した。

○理学研究科

【博士課程前期】

生物科学専攻

- ・ 研究科全体では112%と定員を充足しているが、専攻（分野）により充足状況は大きく異なる。特に生物分野では、学生の流動性が高く、安定的な学生確保が難しい状況にある。
- 生物科学専攻の平成20年度入学予定者は22名（入学定員比92%）と改善しており、今後も適正な収容数となるよう努める。

【博士課程後期】

数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物科学専攻、数理分子生命理学専攻

- ・ 研究科全体では70%の充足率である。専攻（分野）・年度により充足状況が変動しているが、大学教員や公的研究機関での研究職のポストが少ないことが学生確保を難しくしている要因の1つと考えられる。多様な入試の実施、学生への経済的支援、一層の大学院教育の充実に努めるとともに、就職支援方策についても検討し、安定的な学生確保を目標としている。今後は適正な収容数となるよう努める。

○先端物質科学研究科

【博士課程後期】

量子物質科学専攻、分子生命機能科学専攻

- ・ 専門分野の全国的な傾向として、修了後の主な就職先である大学及び公的な研究所でのパーマネントのポストが少ないことが、学生の確保を難しくしている要因であると考えている。
- 近年、本研究科においては、企業等の研究職の開拓を含め、就職指導の強化を試みており、その結果、博士課程後期修了者の企業等への就職も増えつつある。
- 今後、博士課程前期学生の進学への動機付けと教員の共同研究等によるネットワークを通じた社会人及び外国人留学生の受入れ促進等による充足率確保が必要であると考えている。
- なお、社会人学生及び外国人留学生の割合が高いことは、両学生の求める高い教育研究の水準を本研究科が満たしていることを現していると考えている。
- 今後は適正な収容数となるよう、引き続き検討を行う予定である。

○工学研究科

【博士課程後期】

機械システム工学専攻、複雑システム工学専攻、情報工学専攻、物質化学システム専攻、社会環境システム専攻

- ・ 研究科全ての専攻において収容定員の充足率が下回り、研究科全体で53%（秋季入学を含めると60%）程度となっている。
- 原因としては、工学分野は全国的にみても同様の傾向にあることから、安定的に学生を確保することが難しいことなどがあげられる。
- 研究科としては、秋季入学を導入するとともに、国費外国人留学生特別コース（7名）の受入、社会人の勧誘等、学内外へのPRは勿論のこと、経済支援及び就職支援についてもRA枠の拡大や企業説明会の実施等、定員充足率の向上を目指した取組を行っている。

○生物圏科学研究科

【博士課程後期】

生物資源科学専攻、生物機能開発学専攻、環境循環系制御学専攻

- ・ 生物圏科学研究科の博士課程後期の定員充足率は、平成19年5月1日時点では、生物資源科学専攻88%、生物機能開発学専攻75%、環境循環系制御学専攻64%であった。しかし、本研究科では10月入学を実施しており、その結果、平成19年10月1日時点では、生物資源科学専攻112%、生物機能開発学専攻79%、環境循環系制御学専攻70%で、研究科全体としては、定員充足率85.2%である。定員未充足の理由としては、昨今の社会情勢から博士課程前期修了後の就職がよくなり、前期修了学生は本人の希望のところに就職できるようになった。一方、博士課程後期修了後の就職は大変難しく博士課程後期に進学した場合の将来性への不安が、博士課程後期進学への意欲を低下させている。また、博士課程後期に進学したいと思っても、経済的事情により進学を断念せざるをえない場合も多い。
- 今後、博士課程後期学生への就職支援、そして、就学支援、特に、経済的支援が大変重要である。
- 研究科としても、博士課程後期教育への需要が高い社会人に、博士課程後期入学を働きかけるとともに、博士課程後期学生への経済的支援や就職支援への取組を検討・実施し、定員を充足できるよう努力していきたい。

○医歯薬学総合研究科

【修士課程】

医歯科学専攻

- ・ 志願者数が少ない傾向が続いていること及び認知度が低いことが、定員を満たしていない要因である。
- 改善への取組みとして、ウェブサイトの充実、学生募集のポスターの作成、各種生命科学系雑誌への大学院募集案内の掲載、東京及び大阪の広島大学サテライトオフィスでの大学院説明会の開催等を実施するなど、さらなる学内外へのPRを充実し、定員充足を満たすことを目標としている。なお、平成20年度の学生募集では努力した結果、募集人員20名に対し19名の学生が入学予定となった。

○国際協力研究科

【博士課程後期】

開発科学専攻，教育文化専攻

- ・ 全国的に国際関係の研究科が増大して受入定員枠が増加し，競合するプログラムが出てきたこと，また，既存の研究科（教育学研究科，工学研究科，医歯薬学総合研究科等）においても国際関係プログラムが新設されたことによる学生獲得競争の激化が進んだことにある。

是正方法として，

- ① 平成19年度採択された「大学院教育改革支援プログラム」による海外インターシップを実施することにより，海外留学を希望する日本人学生の確保を行うとともに，年1回であった学生募集相談説明会を東京リエゾンオフィス，入学センター大阪オフィス，福岡市，松山市，広島市，東広島市及び北京研究センターで春と秋の2回実施し，学生募集活動を強化する。
- ② 「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」による留学生の募集，リンケージマスター（ダブルディグリー）プログラムの実施及び世界銀行からの奨学金支援確保等により学生の就学への経済的負担を軽減し，学生の確保を引き続き行う。

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)
(平成16年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定の対 象となる在籍学 生数 (J) 【(B)-(D, E, F, G, Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)/(A)X100	
			外国人留 学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年 者数のう ち、修業年 限を超える 在籍期間が 2年以内の 者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留 学生数(E)	大学間交流 協定等 に基づく 留学生 等数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
総合科学部	520	602	0				13	34	28	561	108
文学部	580	639	1	1			15	28	21	602	104
教育学部	1,980	2,179	3				15	64	59	2,105	106
法学部	850	984	11				26	63	44	914	108
経済学部	890	974	4				26	71	54	894	100
理学部	940	1,053	2	2			16	51	40	995	106
医学部	1,360	1,400	1	1			10	27	25	1,364	100
歯学部	350	360	0				2	18	15	343	98
薬学部	0	0	0				0	0	0	0	0
工学部	1,980	2,284	45	11	27		21	78	77	2,148	108
生物生産学部	390	462	0				4	11	9	449	115
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	0	0	0				0	0	0	0	0
文学研究科	224	265	18	3			33	59	45	184	82
教育学研究科	461	583	88	17			22	35	33	511	111
社会科学研究科	293	394	63	12			55	40	30	297	101
理学研究科	453	453	32	15			10	29	29	399	88
先端物質科学研究科	218	280	19	10			3	12	12	255	117
保健学研究科	119	165	5	1			2	2	2	160	134
工学研究科	585	754	83	38			4	32	31	681	116
生物圏科学研究科	436	439	46	24			19	25	25	371	85
医歯薬学総合研究科	451	514	43	16			6	4	4	488	108
国際協力研究科	250	257	129	44	2		20	53	45	146	58
法務研究科 (法科大学院)	60	61	0				5	0	0	56	93

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)
(平成17年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定の対 象となる在籍学 生数 (J) 【(B)-(D, E, F, G, Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)/(A)X100	
			外国人留 学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年 者数のう ち、修業年 限を超える 在籍期間が 2年以内の 者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留 学生数(E)	大学間交流 協定等 に基づく 留学生 等数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
総合科学部	520	610	0				14	34	26	570	110
文学部	580	632	1	1			12	20	15	604	104
教育学部	1,980	2,180	4				25	42	39	2,116	107
法学部	820	945	14				33	60	51	861	105
経済学部	880	950	5				18	62	48	884	100
理学部	940	1,064	2	2			20	56	43	999	106
医学部	1,360	1,419	0				7	31	28	1,384	102
歯学部	395	402	0				4	14	11	387	98
薬学部	0	0	0				0	0	0	0	0
工学部	1,980	2,353	44	9	22		22	107	105	2,195	111
生物生産学部	380	459	0				2	5	4	453	119
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	0	0								0	0
文学研究科	224	254	22	4			39	55	38	173	77
教育学研究科	461	622	95	18			22	35	33	549	119
社会科学研究科	295	387	69	13			68	52	44	262	89
理学研究科	453	419	27	12			10	35	33	364	80
先端物質科学研究科	218	290	20	9			8	9	7	266	122
保健学研究科	119	186	5	1			8	17	17	160	134
工学研究科	585	739	73	27			8	33	31	673	115
生物圏科学研究科	436	403	46	23			14	29	28	338	78
医歯薬学総合研究科	574	635	49	19			19	2	2	595	104
国際協力研究科	250	233	113	38			23	39	31	141	56
法務研究科 (法科大学院)	120	113	0				9	0	0	104	87

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)
(平成18年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定の対 象となる在籍学 生数 (J) 【(B)-(D, E, F, G, I)の合計】	定員超過率 (K) (J)/(A)X100	
			外国人留 学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年 者数のう ち、修業年 限を超える 在籍期間が 2年以内の 者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留 学生数(E)	大学間交流 協定等 に基づく 留学生 等数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
総合科学部	520	632	1	1			16	41	37	578	111
文学部	580	641	0				13	27	25	603	104
教育学部	1,980	2,184	4				24	42	37	2,123	107
法学部	790	904	17				27	60	46	831	105
経済学部	880	950	5				25	58	47	878	100
理学部	940	1,067	4	2	1		17	53	41	1,006	107
医学部	1,300	1,351	0				10	26	23	1,318	101
歯学部	435	442	0				9	8	5	428	98
薬学部	60	66	0				1	0	0	65	108
工学部	1,980	2,350	47	11	25		21	81	80	2,213	112
生物生産学部	380	461	0				5	6	5	451	119
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	80	84	13	2			1	0	0	81	101
文学研究科	224	225	21	5			33	45	26	161	72
教育学研究科	461	624	105	25			14	46	40	545	118
社会科学研究科	271	352	57	10			71	78	65	206	76
理学研究科	453	415	20	8			10	36	31	366	81
先端物質科学研究科	218	289	20	8			7	15	13	261	120
保健学研究科	119	212	6				6	26	26	180	151
工学研究科	585	738	63	29			9	24	19	681	116
生物圏科学研究科	355	349	47	22			12	25	22	293	83
医歯薬学総合研究科	574	654	44	18			23	48	48	565	98
国際協力研究科	250	222	107	47			21	45	40	114	46
法務研究科 (法科大学院)	180	157	0				12	1	1	144	80

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)
(平成19年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定の対 象となる在籍学 生数 (J) 【(B)-(D, E, F, G, Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)/(A)X100	
			外国人留 学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年 者数のう ち、修業年 限を超える 在籍期間が 2年以内の 者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留 学生数(E)	大学間交流 協定等 に基づく 留学生 等数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
総合科学部	520	624	2	1	1		18	29	23	581	112
文学部	580	642	0				17	26	21	604	104
教育学部	1,980	2,187	3				23	58	51	2,113	107
法学部	760	871	17	1			28	54	42	800	105
経済学部	880	951	4				16	59	45	890	101
理学部	940	1,068	3	1	1		16	53	39	1,011	108
医学部	1,240	1,284	0				11	20	18	1,255	101
歯学部	475	483	0				16	8	5	462	97
薬学部	120	128	0				1	0	0	127	106
工学部	1,980	2,342	47	7	23		16	89	89	2,207	111
生物生産学部	380	456	0				1	8	8	447	118
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	160	186	34	4			6	0	0	176	110
文学研究科	224	236	28	6			37	50	36	157	70
教育学研究科	461	602	97	24			27	39	34	517	112
社会科学研究科	246	295	33	5			68	66	54	168	68
理学研究科	453	428	17	10			10	26	24	384	85
先端物質科学研究科	218	282	16	3			10	14	13	256	117
保健学研究科	119	219	3				13	25	18	188	158
工学研究科	585	788	65	30			10	38	35	713	122
生物圏科学研究科	274	315	44	20			14	21	20	261	95
医歯薬学総合研究科	574	657	52	16			36	70	70	535	93
国際協力研究科	250	223	114	44			17	42	37	125	50
法務研究科 (法科大学院)	180	187	0				20	12	12	155	86

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)

○ 計画の実施状況等

(定員超過率130%以上の理由)

保健学研究科

【平成16年度】

研究科の求める学生を多く受け入れたため定員超過率が130%を超えた。

研究計画中間審査会の実施社会人学生用の複数年コース（長期履修制度）の実施などにより、学習環境および指導体制に問題のないよう質の高い教育を維持した。

【平成17年度】

保健医療の専門職ならびに高度の研究能力をもった教育者・研究開発者を求める社会の要請に応えるために、学生の確保に努めたため、定員超過率が130%を超えた。

研究計画中間審査会の実施社会人学生用の複数年コース（長期履修制度）の実施などにより、学習環境および指導体制に問題のないよう質の高い教育を維持した。

【平成18年度】

保健医療の専門職ならびに高度の研究能力をもった教育者・研究開発者を求める社会の要請に応えるために、学生の確保に努めたため、定員超過率が130%を超えた。

研究計画中間審査会の実施、社会人学生用の複数年コース（長期履修制度）の実施などにより、学習環境および指導体制に問題のないよう質の高い教育を維持した。

【平成19年度】

保健医療の専門職並びに高度の研究能力をもった教育者・研究開発者を求める社会の要請（特に近隣の保健医療学系大学からの要請）に応えるため、また他分野特別選抜の導入、専門看護師コースの新設（がんプロフェッショナル養成コースを含む）等により、定員超過率が前年度よりさらに7%上回り158%となった。

研究計画中間審査会の実施、社会人学生用の複数年コース（長期履修制度）の実施などにより、学習環境および指導体制に問題のないよう質の高い教育を維持してきた。しかし、現在の超過率が続くようであれば、今後は指導体制に問題を来す可能性が高い。

社会からの要請に応えるための受け皿としては、当研究科は限界に達している。我が国の保健学をリードする当研究科の使命を全うするためには、今後はきびしく入学者数を制限し、超過率を130%以下に近づけるよう最大限の努力をする。その方策として、入試前に受入教員が受験希望者の事前ヒアリングを、さらに厳密に実施し、受験者数を制限する。さらに合否判定において定員数を遵守する（確実な指導体制が可能な定員について協議を行い、受入定員超過の防止に努める）。

また、期限内修了できない大学院学生に対しては、さらにきめ細かい指導を行い超過年数を1年以内に留めるよう努力する。